ISSN 2435-5224

金沢学院大学紀要

第18号

KANAZAWA GAKUIN UNIVERSITY

金沢学院大学

令和２年3月

金沢学院大学紀要

第18号

金沢学院大学

令和2（2020）年3月

JOURNAL

OF

KANAZAWA GAKUIN UNIVERSITY

No. 18

Published

by

Kanazawa Gakuin University

Kanazawa, Japan

March, 2020

目　次

［社会科学］

不確定概念と税務訴訟……岩井　恒太郎……12
プライベートブランドの進化とその成功要因……大野　尚弘……32
リアクションから探る公民科教育法について－需要曲線と軽減税率に対する理解を通して－
……奥井　めぐみ……42
ダイナミック・ケイパビリティとポジショニング・アプローチ……田中　晴人……62
ロマの共同体と教育・芸術についての考察……南雲　まき……78
新しい県民経済計算標準方式（08SNA、平成 23 年基準）に基づく推計結果の問題点について
……根本　博……84
人間形成の源流としての「農」……増渕　幸男……108
乳児の月齢差に対応する保育の工夫－保育環境に焦点をあてて－……松下　明日香……128

［人文学］

中近世移行期近江坂本における銭貨鋳造の要因と歴史的背景
　－寛永通宝「称坂本銭」鋳造経緯の再検討－……石崎　建治……143
動物行動学から見た『嵐が丘』（Ⅱ）－Catherine における「猫」的要素－……塚﨑　玲子……166
現在位置の使用と言及― 大きい現在位置と小さい現在位置 ―……中村　直行……176
現世の鏡として－*Paradise Lost* におけるエデンの園と地獄の共通点－……松村　祐香里……185
柳橋広司　２０１８～２０１９年　作品の解説……柳橋　広司……190

［複合領域］

児童における足機能・形態と疼痛発生リスクおよび新体力テスト成績との関連性
……枝元　香菜子・城所　哲宏……199
人口減少・高齢化時代における成熟都市金沢の課題と処方箋の一考察……竹村　裕樹……208
子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群（宝達志水町）出土耳環の自然科学的研究
……中村　晋也・竹森　杏奈……235
「いしかわのようもう」商品開発－ヒツジを活用した地域振興の取り組み－……広根　礼子……246
トランポリン競技選手における心理的サポートに関する縦断的研究
　―2020 年東京オリンピックを目指す女子選手の心理的変容―……丸山　章子……270
台湾における水泳の大衆化と日本泳法－水泳研究会と台湾体育協会水泳部－……山脇　あゆみ……276
2018 年度の内灘町での制作活動における表現学修プロセス……吉田　一誠……282

［人文学］

泉鏡花『湯島詣』の草稿……秋山　稔……304(1)

***冊子版の中から本学 WEB ページへの論文公開の許可があった論文を掲載**

社　会　科　学

Social Sciences

不確定概念と税務訴訟

岩井　恒太郎

A Study of Ambiguous Concepts and Tax Litigation

Kotaro　IWAI

要　約

租税法律主義のあらわれのひとつである課税要件明確主義は、租税規定の定めは一義的に明確にすべきとする原則であるが、税負担の公平を図るために、規定の中に不確定概念を用いることは、他の行政法規と同様に、ある程度は不可避であり、法文上必要でもある。不確定概念には複数の解釈可能性の存在が認められるところ、不確定概念に基づく行政による行政裁量は要件裁量であるが、租税法は侵害規範としての性格を有することから、納税者の権利保護を図る上で、租税規定にある不確定概念の解釈を少しでも明確に知り、そのために、不確定概念を争点とした類似の判例を検討することは重要である。本稿では、いくつかの典型的な不確定概念と該当する裁判例を取り上げ、要件事実論の視点を取り入れて、不確定概念の明確化を求めていくものである。

キーワード：不確定概念、主要事実説、評価的要件、要件事実、主張立証責任の分配

１．はじめに

本稿は、判例分析において「要件事実論」からのアプローチを試みている。まず、不確定概念を明らかにし、次いで、「事実要件論」とその税務訴訟への展開をみる。その上で、不確定概念として、数量・程度にかかる「不相当に高額」、「不当に減少」を、例示列挙にかかる「その他」「その他の」を、宥恕文言のひとつである「やむを得ない理由・事情」を取り上げて、それらが争点となった代表的な判例を選び分析する。

２．不確定概念の意義

不確定概念とは、要件を規定する概念が、一義的ではなく、抽象的・多義的な概念が用いられているものをいう。行政法の分野において、不確定概念が行政法規の中に多用されるが、行政庁が行政を行っていく上で、不確定概念の要件該当性がどのように判断され、どこまで要件裁量があるか否かという点が、しばしば問題としてとりあげられる。このように、要件裁量（判断裁量）は、行政庁が行う行政裁量のうち要件判断を認めるものであるが、行政庁の政治的・政策的事項に属する不確定概念を法令が用いている場合や行政庁の専門的・技術的判断を基礎とする不確定概念を法令が使用する場合には、原則として、行政庁に要件裁量（たとえば、非行があった場合に処分が行われるとされている場合、何が非行に該当するか要件該当性に関する裁量）が認められるとされる。行政法規で用いられる不確定概念は、「公益上必要があるとき」「景気対策上必要があるとき」といった終局目的ないし価値概念を内容とする不確定概念と、中間的目的ないし経験概念を内容とする不確定概念とに大別される。租税法規は行政法規のひとつであるが、租税法においては、前者に属する不確定概念は、課税要件が不明確であり、憲法 84 条の租税法律主義に反するものとされている。租税法の規定に挿入されている不確定概念については、多数の文言を例示できる。数量・程度に関するものであれば、「不相当に高額」（法人税法 34 条）、「通常要する費用」（租税特別措置法 61 条の 4）、「相当の対価」（租特法施行令 40 条の 2）、「著しく低い価額」（所得税法 59 条）、「著しく短い」（法税施行令 57 条）、「著しく損傷・陳腐化・低下・悪化・変化」（法税令 96 条）および「相当の期間」（法税令 96 条）といったものがあげられ、「その他の」「その他」「…等」（租特法 61 条の 4 第 4 項）といった例示列挙に関する不確定概念もある。また、租税手続法においても不確定概念は多く用いられ、税額確定手続きを担保するための「必要があるとき」（国税通則法 74 条の 2）、「必要な行為」（国通法 51 条 1 項）などをあげることができるし、また、納税者の権利救済のため要件を緩和する「やむ得ない理由」（国通法 23 条第 2 項 3 号）、「やむを得ない事情」（国通令 6 条 1 項 2 号 3 号）、「正当な理由」（国通法 65 条）のような宥恕文言も不確定概念である。さらに、「個別分野における一般的否認規定」である「不当に減少」（法税 132 条、所税 147 条など）もこの不確定概念に加わるが、租税法規の不確定概念は、いずれも中間的目的ないし経験概念を内容とする後者の概念であり、租税

法律主義には反しないと考えられている[1]。

このように租税規定に不確定概念が置かれるので、課税庁の要件裁量の余地が認められるかが問題となるが、要件裁量をみとめたとしても、租税法規に用いられている不確定概念を解釈するにあたっては、租税法律主義が貫かれる限り、論理的には租税法規によらない課税が容認されることになるわけではなく、執行面においても恣意的・不当な課税にただちにつながるものではない[2]。不確定概念を解釈する場合、複数の解釈可能性は存在するが、具体的な課税事案に即して不確定概念を含む該当課税規定をどのように解釈するかは、結局のところ租税法規の解釈の問題に帰着することとなり、納税者と課税庁の解釈が対立して訴訟になる場合には、裁判所が最終的に判断することとなる[3]。

３．税務訴訟

税務訴訟は、「納税者の権利保護の観点から、きわめて重要な意味をもっており、租税訴訟制度の確立は、租税法律主義の不可欠の要素である。」[4]とされるとおり、租税法律主義は租税訴訟制度によって支えられる。また、租税法律主義が要請する課税要件明確主義、すなわち、課税要件規定は一義的かつ明確であるべきことを要請するものであるが、現実に、課税要件に不確定概念を含む規定が存置される以上、一義的かつ明確といえそうにないときにおいても、課税要件規定の法律効果の発生・変更・消滅の行方が予測可能であることは広く課税要件明確主義が要請するものといえよう。その意味で、租税法規の枠内でも、複数の解釈可能性の存在を否定できない不確定概念の判断の行方を納税者が知っておくことは、予見可能性を高める上で望ましい。租税法規の解釈に従い課税庁がした課税処分等の可否を最終的に判断する場が司法審理の場であるが、税務訴訟において、審議事案にかかる不確定概念を含む租税規定の法律効果について判断を下す裁判所の裁判官が、最終的にどのような判断となるか予測することは困難であるにしても、不確定概念を巡る過去類似の判例等を検討することは、予測可能性を高めることに資することに論を待たない。

裁判官による法的判断の構造を扱う理論が「要件事実論」であり、法学者・裁判官によって研究され、もっぱら、司法研修所等において学修されている。要件事実論は、「要件事実というものが法律的にどのような性質のものであるかを明確に理解して、これを意識した上、それに立って民法の内容構造や民事訴訟の審理・判断の構造を考える理論である。」[5]と定義される。ここに「要件事実」とは、直接に法律効果の発生・変更・消滅などの根拠となる要件に該当する具体的事実をいう[6]。要件事実について当事者間に争いがあるときに、裁判官は訴訟における証拠調べの結果と弁論の全趣旨に基づいてその存否の判断をすることとなるので、要件事実論の核心は、民事裁判の当事者である原告・被告における攻撃防御方法として、原告・被告がそれぞれ主張・立証すべき事実は何かを考察すること（主張立証責任論）にあるといえ、民事裁判の当事者になりうる我々にとっても関り深い領域といえる。要件事実論は、主に民法・民事訴訟法の分野において研究され、論じられてきたものであるが、現在では、「要件事実論は、ふつうの民事訴訟とはいわれない行政訴訟事件（世に多くある租税訴訟事件も含む）、知的財産権訴訟事件などにおいても有効に機能する。」[7]ものとみとめられ、要件事実論が機能する訴訟対象の分野は広がっている。対象となる訴訟分野が、民事訴訟・行政訴訟に異なるとはいえ、「両訴訟の分野とも、当該法制度の趣旨を立証ということが問題となる訴訟の場において、最も適切に実現するようにすることを基準として、事実要件（立証責任対象事実）を決定すべきであるからである。」[8]とされるように、要件事実論の考え方に異なるところはなく、あわせて、事実要件（立証責任対象事実）を適切に決定することがいかに重要であるかをみることができる。ここに「要件事実」とは、主張立証責任の対象となる事実、すなわち、主張立証責任対象事実でもあり（「このような事実のことを「主要事実」ともいう。」）[9]、そのため、税務訴訟に臨む可能性があるわれわれ納税者にとって、要件事実論は知っておくべき学問であることが分かる。もっとも、租税法の要件事実は課税要件に含まれているので、要件事実論を租税訴訟に持ち込む必要があるのかという疑問も呈されるところであるが、この点、課税訴訟における要件事実論の意義として、「第 1 に要件を抽出するに当たり、要件と効果を規定する構造を解明することとなり、当該法規の趣旨に照らして、それぞれの要件の解釈を行うことに役立つこと（解釈論での効用）、第 2 に、当事者の言い分から、法的に意味のある主張を抽出し、争点が何であるかを要件レベルで的確に把握することに役立つこ

[1] 金子宏『租税法第 23 版』（弘文堂、2019 年）85 頁。
[2] 谷口勢津夫『税法基本講義第 6 版』（弘文堂、2018 年）30 頁。
[3] 金子・前掲注(*1)　86 頁。
[4] 金子・前掲注(*1)　1069 頁。
[5] 伊藤滋夫『要件事実の基礎〔新版〕』（有斐閣、2015 年）6 頁。
[6] 伊藤滋夫編『要件事実小辞典』（青林書院、2011 年）258 頁。
[7] 伊藤・前掲注(*5) 8 頁。
[8] 伊藤滋夫「租税訴訟における事実要件論のあるべき姿」　伊藤・岩崎編『租税訴訟における要件事実論の展開』（青林書院、2016 年）15 頁。
[9] 伊藤編・前掲注(*6)　259 頁。また、同 259 頁によると「要件事実は法律の定める個別的要件そのものであり、その要件に該当する具体的事実を主要事実と呼ぶものとして両者を分説する立場があるが、両者を同一とする考えが正しく、司法研修所も実務も同一に扱っている。」とされる。

と（争点整理での効用）、第3に、争点に対する立証責任の所在を明らかにし、また、その争点に対しどのような必要十分な最小限度の事実は何かということを確定することにより、何についての立証が最小限度必要であるかを検討することができること（立証での効用）にあると考えている。」と3点にわたる効用も指摘されているところである[10]。このことから、当事者として税務訴訟に臨む場合は勿論のこと、ある課税事案に類似する過去の判例等を分析する上においても、要件事実論は有効な視座を提示するツールとなる。すなわち、「民事」要件事実論を「課税」要件事実論に転じることの要諦は、課税要件規定の法律効果の発生・変更・消滅の行方について、課税庁と納税者のいずれかが立証責任を負うか、何についての立証が必要であるかなどを具体的に検討すること、いわば、主張立証責任論とも呼ぶべき視点からいかに考察をおこなっていくことにあるといえよう。

以上まとめると、租税法における要件事実論とは、「租税法における法律効果を発生・変更・消滅させる法律要件に該当する具体的事実（＝事実要件）というものが法律的にどのようなものであるかを（立証責任対象事実として）明確に理解して、そのうえに立って租税法規の内容や構造、租税訴訟の審理・判断の構造を考える理論」であり、「税務訴訟における攻撃防御方法として原告と納税者がそれぞれ主張・立証する事実は何か、それを公平にどう分配していくか考察する手法」であるといえる。審査請求の裁決に対し不服がある場合には、納税者は裁判所に対して取消訴訟を提起することができる（行政訴訟法3条2項・8条以下）とあるように、税務訴訟の中で最も代表的なものが、抗告訴訟（行訴法3条1項）としての更正処分の取消訴訟等であるので、本稿は、取り上げる裁判例を処分取消訴訟とする。そして、不確定概念が争点となった処分取消訴訟における立証責任と当事者間におけるその分配のあり方について述べていくこととする。処分取消訴訟の当事者は、原告は納税者であり、被告は国・課税庁であり、そこでは、更正処分等の適法・違法が争われるので、両当事者の立証責任は、次のように、整理・分配することができる。すなわち、課税庁の課税処分は、その権限行使規定（「この行為を（この課税要件を満た）したときにこの処分（課税）を行う」といった規定）により行われるため、原告納税者は、請求要因として当該処分を特定してそれが違法であることを指摘すれば足り、被告課税庁が抗弁として、課税処分の適法性の要件具備をこの権利行使規定に即した具体的事実をあげて立証責任を負うこととなる。一方、原告納税者が課税庁の租税債権の消滅を主張する場合には、他の納税者が有する利益よりも有利な特別の利益を求めることとなるとして、原告納税者は、請求要因として、その権限不行使規定（「この行為を（この減免ないし免除規定に該当）したときにはこの処分をおこなわない（この課税減免ないし免除を認める）といった規定」の要件具備をこの権限不行使規定に即した具体的事実をあげて立証責任を負うこととなる。このように、原則として、課税処分の根拠である租税債権の存在に係る要件事実については被告課税庁に、租税債権の発生を妨げる「正当な理由」・「特別の事情」や消滅に係る要件事実については原告納税者に、それぞれ立証責任の分配が行われることとなる。もっとも、これはあくまで原則であり、租税法規は裁判規範として立法がされているわけではないので、「ただし、課税要件事実に関する証拠との距離を考慮に入れると、この原則には利益状況に応じて修正を加える必要があろう。」[11]との「立証責任の転換」に重要な留保が付く。

さて、ある法律効果の発生を考慮していく上では、具体的事実を要件とする場合の他、ある評価の存否を要件とする場合もあるので、法律効果発生について具体的事実で構成される要件のことを事実的要件、法律効果発生について法的評価が存在する要件を評価的要件（「規範的要件」ともいうが、名称としては「評価的要件」が正しいとされる）とに分かれる。評価的要件とは、「個別的法律要件（ある権利又は法律関係が発生するために定められている法律要件全体を構成する個々の要件）のなんらかの「評価」である要件をいう。」とされる要件であり、評価的要件の典型例に、「借地借家法上の建物賃貸借契約終了のための「正当事由」」があげられる[12]。上記２．でみたとおり、租税法規で用いられる不確定概念には複数の解釈可能性が存在すること、また、事実的要件と評価的要件の間に中間概念を置かずに、不確定概念を租税法規という法的な枠内で評価する概念とすれば、不確定概念が置かれる課税要件規定は、租税法にみる典型的な評価的要件にあたる。さて、課税要件規定の解釈をすすめる上では、次に、評価的要件における要件事実とは何かということが問題となる。これには、主要事実説、間接事実説、準主要事実説など見解が複数に分かれるとされるが、この中で、主要事実説は、評価的要件における要件事実（立証責任対象事実）は、当該評価を根拠づける具体的事実としての主要事実（要件事実）であるとし、評価そのものは要件事実ではないとする考え方であり、通説とされる（本稿も、この立場から論じる）。なお、間接事実説は、評価そのものを要件事実と考え、それを根拠づける事実は間接事実に過ぎないと考える考え方であり、この反対説が主要事実説にあたる。主要事実説においては、評価的要件は具体的事実によって当該評価が根拠づけられるとされるため、評価根拠事実が主張立証されなければならない。そして、訴訟において、評価根拠事実にあたる（主要）事実が請求原因となる場合には、抗弁説（通説）に立ち、評価障害事実が抗弁となる[13]。以上のように整理して争点としての立証責任対象事実が明らかとなる。本稿は、不確定概念を含む課税要件が立証責任対象事実として特定された課税処分取消訴訟にかかる判例をいくつか取り上げて、具体的に、攻撃防御方法として原告と納税者がそれぞれ主張・立証する事実は何か、それを公平にどう分配していくかをみていくものであるが、実例にあ

[10] 今村隆「再論・課税訴訟における要件事実論の意義」税大ジャーナル10号（2009年）51頁。
[11] 金子・前掲注(*1)　1112頁。
[12] 伊藤・前掲注(*5) 291頁。
[13] 伊藤編・前掲注(*6)　108～109頁。

たる前に、要件事実論の主要事実説の視点から、評価的要件の立ち位置と評価根拠事実と評価障害事実の関係について確認することとし、評価的要件の典型例に借地借家法上の建物賃貸借契約終了のための「正当事由」を具体例として取り上げた以下の解説[14]に沿って説明する。当該正当事由が存在するとの評価は、「借地借家法上の建物賃貸借契約終了のために他の個別的要件である賃貸借契約の締結とその解約申込み（これらは事実的要件である）と相まって、全体として、賃貸借契約終了のための法律要件を成立させる個別的要件の内容である。」とあり、これで評価的要件とその評価の根拠づけとなる要件事実（具体的事実）の関係を知ることができる。ここに、事実的要件とは、正当事由の存在により、解約をするという法律効果を発生させる具体的要件を指すものであり、文字通り、評価的要件に対置する要件である。そして、正当事由が存在するか否かという評価の問題は、「評価の成立を根拠づける具体的事実を評価根拠事実」、「その評価の成立を妨げる（障害する）具体的事実を評価障害要件」という2つの事実関係に係わる。両事実は、「評価根拠事実と評価障害事実とは、もとより異なる当事者が異なる当事者が主張立証責任を負担する主張立証責任対象そのものであるから、この両事実は両立する事実であって矛盾する事実であってはならない。」という関係にあり、評価をめぐる当事者間の主張・立証が展開される際の両事実の機能と役割としては、評価根拠事実が、「評価的要件における主張は、その要件における、ある評価に対応し、これを根拠づける方向に向かって常に量的なものとして成り立つ」もの、評価障害事実が、「もしその評価が当初の評価を障害する評価である場合には、その障害という評価を根拠づける方向に向かって量的なものというように理解すべき」ものとなる。敷衍すれば、「正当理由の存在」という評価的要件における評価根拠事実と評価障害事実とは、当事者の一方が主張する「存在する評価」と、もう一方の当事者が主張する「存在しない評価」とに、それぞれ対応し、それぞれの主張の妥当性を根拠づける方向に向かうもの、すなわち、「存在するとする方向」と「存在しないとする方向」に向かって、それぞれに積み上がっていく具体的諸事実群（評価根拠事実は一方の当事者が「存在する評価とその方向」に積上げていく事実、評価障害事実はもう一方の当事者が「存在しない評価とその方向」）に積上げていく事実）となる。以上を踏まえ、建物賃貸借契約終了の正当事由への当てはめをおこない、具体例で確認していく。教室例として、例えば、賃貸人の子夫婦が賃貸人夫婦居住家屋（1 部屋しかない狭い部屋）と賃貸家屋のいずれの所在地にも隣接した地域にある勤務会社事務所に転勤が内定し、他に適切な居住場所もなく、さらに、賃貸人夫婦が子夫婦による介護が必要な状況があったとする。この場合、賃貸借契約解約申込みの直前にこの転勤が内定したとの事実は、上記介護の必要性と併せて、賃貸人の家族が賃貸家屋を必要とする事実として、解約申入れの正当事由の存在の評価根拠事実となる。ここで、（ⅰ）内定したという事実に対して、同内定がその後取り消されたという事実（評価障害事実）があると、2つの事実は両立する事実として、評価根拠・評価障害事実の関係に立ちうる。一方、（ⅱ）内定したという同じ事実に対して、内定がなかったという事実では、2 つの事実は相矛盾する関係に立つことから、両事実は評価根拠・評価障害事実の関係ではなく、内定がなかったという事実は、評価根拠事実を否認する事実という関係になる。（ⅰ）の場合で、内定したという事実がそもそもなければ、賃貸人の評価根拠事実があったとはいえないことになるので、もし、内定が取り消されたことが立証できれば（賃借人にそこまで立証責任を負わせるかどうかは別として）、評価障害事実の存在が認められるため、賃貸人に正当な事由があったとはいえなくなる。このような判断が可能な構造となるのは、ここに掲げた評価根拠事実と評価障害事実とが両立関係にあるからである。これが、（ⅱ）のように内定したという事実に対して、内定がなかったという事実を（ⅰ）のように評価障害事実と考えてしまうと、内定があったという事実の存否が不明となったときに、矛盾した事実について双方当事者が立証責任を負うことを認めることとなるため、その点についての判断ができないことになってしまい、要件事実の判断枠組みとして不相当なものとなる。

以上の、評価的要件および評価的要件に係わる評価根拠・評価障害事実の関係性を知識として、次章４．～終章７．にわたり、課税処分取消訴訟において不確定概念を含む課税要件が立証責任対象事実となる判例を取り上げて、当事者がそれぞれ主張・立証する評価根拠事実と評価障害事実はどのようなものであるか、評価根拠事実と両立しうる評価障害事実はあるのか、両事実が両立した場合、納税者と国との間で主張立証がどのように展開されていくのか、それらがいかに分配されるのか、攻撃防御の方法上、その分配は公平にされているのか、などについてみていくこととする。法律効果の発生・変更・消滅の行方を判断する上で、裁判官による心証形成の過程を伺い知ることは困難であるにしても（もっとも処分証書の法理が強く働く税務裁判では裁判官の自由心証の場はほとんど無いに等しいのでその必要は乏しかろうが）、裁判所が示した判断の根拠については極力明らかにしていきたい。

４．法人税法 34 条 2 項　役員給与および役員退職給与にみる「不相当に高額」

４．１「不相当に高額」の意義

平成 18 年改正により、法人がその役員に対して支給する給与（役員退職給与は除く。（法税 34 条 1 項括弧書））は、原則、損金に算入されず（法税 34 条 1 項）、例外として損金算入される役員給与は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③業績連動給与、の３つ（法税 34 条 1 項 1 号～3 号）となった。しかしながら、損金算入されるこの３つの役員給与であっても、「不相当に高額」な部分は損金に算入されず、また、役員退職給与においても、同様に、「不相当に高額」な部分を損金不算入とする（法税 34 条 2 項）。これら規定が置かれるのは、「法人は、実質は利益処分にあたるものを給与の名目で役員に支給する傾向がある。このような「隠れた利益処分」に対処するため、この規定が設けられてい

[14] 伊藤・前掲注(*5) 312～313 頁。

るのである。」[15]とされる。法税 34 条 2 項の「不相当に高額」な部分に当たるか否かは、政令に委任しており、これを受けて、法税施行令 70 条 1 号が役員給与について実質基準と形式基準を、同条 2 号が役員退職給与について実質基準を、それぞれ定めている。役員給与の実質基準とは、「当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額」（法税令 72 条 1 号イ）」と規定され、形式基準は、同号ロにおいて、定款の規定、株主総会の決議等により定められている役員給与の限度額を超える部分とされ、「不相当に高額」であるか否かは、いずれか多い金額とされる。役員退職給与の実質基準とは、「内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給した退職給与の額が、当該役員のその内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額」（法税令 70 条 2 号）と規定されている。

こうして、役員給与・役員退職給与における不確定概念の「不相当に高額」の解釈は、同施行令の当該規定の解釈によることとなるが、要件事実論の観点からは、「不相当に高額」か否かという評価的要件は、法税令 70 条 1 号・2 号の該当性を主要事実として、「不相当に高額」な部分を損金不算入とすることが適法とする国が評価根拠事実を、その処分取消を請求する納税者が損金不算入を違法とする評価障害事実を、それぞれあげて、裁判で争うこととなる。

４．２　役員給与の「不相当に高額」

実質基準と形式基準とでは、実質基準が課題となる。実質基準は、上記のとおり、①当該役員の職務の内容、②当該内国法人の収益、③その使用人に対する給与の支給の状況、④事業規模類似の同業種法人における役員給与の支給状況、等に照らして相当であると認められる金額である。この基準の適用は、考慮すべき事項のうち、①ないし③は納税者において把握している事項であるため、まず、これらに基づいて職務対価相当額を求めて、次いで、その相当性補強の一環として、④の支出状況を用いて確認をすることとなる。④は、同種・類似の法人の役員に対する給与の支給状況と比較するものであるが、実務上、（ⅰ）類似役員の平均月額、（ⅱ）類似役員の加重平均額、（ⅲ）その他の方法が用いられるが、適正額を算定するにあたっては、（ⅰ）～（ⅲ）のどれを選定するかとともに、比準すべき類似法人をどのように選定するか、その選定方法の是非が大きな問題となる。

さて、法文上は、上記のとおり、事項①～④等に「照らし、…相当である認められる金額…」とあるが、管見の限りではあるが、類似事案の裁判例を通じると、判断に照らす事項とされる①～④等は、並列の関係にはなく、裁判所は、事項④である類似法人における役員給与の支出状況等を大きな囲みとして、その枠組みの中で納税者側の個別的事情である事項①～③を検討する立場であるように思われる。すなわち、納税者が支給した役員給与の適正性を判断するにあたり、就業規則等により算定された役員給与であっても、当該規定等の内容やその適用の過程で考慮される種々の事情が、一般に正当と認められるものとは限らないので、選定された比較資料を前提にその比較資料の囲みの中で（要するに世間相場に照らしてみて）、各事項①～③等を個々に検討していくのである。このような比較法ではなく、例えば、納税者が当該役員の能力・貢献度・職務の高度性等を総合的に含む業務対価の基準（役職・職務等とその対価との対応妥当性を担保するもの）により、自社支給額の適正性を、自ら主張立証するストレートな手立ても考えられよう。しかし、従来から「人的資産」といわれていても企業会計が未だこれを「資産計上」なし得ない等一般に妥当と認められる客観的な対価評価法がない以上、納税者が個別事情を主張したとしてもそれは客観性に劣るものにならざるを得ず、訴訟の場においては、現実的に立証困難な事柄である。本章で取り上げる裁判例も、他の類似事案裁判と同様に、裁判所の立場は、まず、選定された類似法人の比較検討資料の妥当性を検証し、次いで、納税者の支給状況を、その比較資料を通じて、事項①～③等を比較考量的に検討した上で、納税者の支給額の合理性・不合理性を総合的に検討するという過程を採用している。

４．３　泡盛「残波」比嘉酒造事件

泡盛「残波」の酒造会社原告 H 社が、沖縄国税事務所から、平成 22 年 2 月期までの 4 年間に、役員 4 名に支給した役員給与および退任した代表取締役に支給した退職給与について不相当に高額な部分があるとして更正処分を受けた事案である。「残波」が全国に知れわたる泡盛の人気ブランドであること、役員給与等が平成 18 年に改正された後の事案であることもあり、当時、新聞等でも大きく報道され、巷間、耳目を集めた。

H 社が支払った総額 19 億 4,000 万円（役員 4 人に役員給与計 12 億 7,000 万円、創業者に退職給与 6 億 7,000 万円）のうち、沖縄国税事務所は 6 億円分を「不相当に高額」として 1 億 3,000 万円の追徴課税を行ったところ、原審判決はこの中で、退職給与については妥当と判断し退職給与についての追徴課税は全額取り消したが、一方、役員給与については「不相当に高額」な部分があるとして、追徴税額のうち取り消されたのは 5,000 万円にとどまった。原審（東京地裁平成 28 年 4 月 22 日判決（行ウ）第 5 号）は、退職給与以外の役員給与について国の判断を認めたものであるが、控訴審（東京高裁平成 29 年 2 月 23 日判決行（コ）第 205 号）においても、原審を正当と評価し判断を維持した。控訴人 H 社は上告したが、平成 30 年 1 月 25 日、最高裁第一小法廷は上告不受理としたため、本控訴審で確定した。裁判所は、「不相当に高額」という評価的要件を巡って、評価根拠事実とその評価障害事実とにより、納税者と国の立証責任の分

[15] 金子・前掲注(*1)　398 頁。

担を必ずしも明確にするものではないが、このことを、役員給与部分の判旨を通じ検討していく。なお、控訴審は第一審の軽微な誤謬を正すのみで、事実認定等に変更を加えるところがないため、本稿展開上、適宜、両審から引用を行う（ただし、第一審、控訴審の出所は明記する）。

（1）類似法人選定における売上高倍半基準等について

類似法人の選定にあたって、国は、（ⅰ）倍半基準（売上高が0.5～2.0倍のレンジ内）、（ⅱ）地域近傍基準（地理的地域的同質性）から、H社の売上高の0.5～1.5倍の範囲内にあって、沖縄県および近隣の熊本国税局管内4県の同業の法人を選定した（倍半基準から延べ34社を抽出し、その中から比較法人として4～5法人を抽出）。これに対して、H社は、近隣の同業他社との比較は「残波」を全国的にヒットさせた経営者の努力を評価しない方法で違法とする主張などを述べて、「同等の経営能力を有する役員に係る同種法人は、日本全国から漏れなく抽出されなければならないが、国は、沖縄国税事務所・熊本国税局管内に限定して抽出しており、このような抽出方法は失当である。」（於．第一審）とした。選定に関する国があげる評価根拠事実は、（ⅰ）倍半基準、（ⅱ）地域近似基準とそれに基づき選定された類似法人であるが、H社の主張は、国の倍半基準という評価根拠事実を減殺するものといえそうであるが、売上高以外にも比準要素を広げる必要があること・類似会社の範囲を広げ全国を対象とすべきとするものであり、これは倍半基準とは別の新たな抽出基準であると考えられることから、評価障害事実と考えられる。この点、控訴審は、国の（ⅰ）倍半基準について「売上高と役員給与額…の間に相関関係がないとは認め難い上、売上高と営業利益、純資産、総資産及び従業員数との間にはそれぞれ相関関係がある…売上高を法人の事業規模を示す指標として事業規模が類似する法人を抽出することは合理的」とし、国の（ⅰ）と（ⅱ）の2つの基準の併用を認め、また、控訴審は、「倍半基準は、対象の中から近似性を有するものを抽出する基準として合理的であり、仮にこの基準に該当しないものの中にも類似性があると一般的に考えられているものが存在するとしても、そのことにより倍半基準が合理性を有しないことにはならない。」と国主張をより強く認めて、「控訴人の主張は失当であり、採用することができない。」と判示した。

（2）類似選定法人における役員給与の支給状況について

類似会社との支給状況について、国は、抽出した類似法人の中から、「さらに比較法人を抽出した上、複数の比較法人中の役員の最高額を抽出し、これらを平均した額を超える部分は、不相当に高額であるというべきである。」（於．第一審）としていることから、比較法人の最高額の平均を超えるH社の過大な支給額の存在を評価根拠事実としている。これに対し、H社の評価障害事実として考えられるのは、H社の主張が認められた役員退職給与について、第一審が、「職務の内容等が代表取締役として相応のものであるとはいえない特段の事情があるとは認められない」「職務の内容に照らして、上記のとおり（筆者注、比較法人が支払う代表取締役の役員給与の）最高額を超えない限りは、不相当に高額な部分の金額があるとはいえない」とし、「国被告の主張は採用することができない。」と判示していることから、①当該役員の職務の内容を始めとする、②当該内国法人の収益、③その使用人に対する給与の支給の状況、等の個別事情が（第一審の比較法人の支給最高額を超えない限りと留保付きであるものの）、評価障害事実となり得よう。役員給与の支出状況について、H社は、「他の泡盛メーカーに比して、圧倒的に良好な成績を収め、…本件役員らは、各種製造及び製造ラインを自らの力で造ることができる特殊能力を有し、安く購入してきた中古機械により、…最も適した機械・製造ラインを製作するということを行ってきており、このように優良な収益構造をもたらしている。」「平成18年以降、本件役員らの職務の内容が大きく追加されており、これに伴い、役員給与が増額された。」（以上、於．第一審）と職務内容に対応する職務対価額の適正性を述べ、また、収益状況について、H社は、「現代の社会的事実として、企業の役員給与は、役員の当該法人に対する貢献の程度及びその価値や将来の貢献への期待度等を，当該法人が当該法人の尺度・経営方針の下で評価することで決定されている。」（於．控訴審）とした上で、役員給与の適正額判定は客観的に検討し得るものとして、「役員の能力についての検討は、個別事情の中枢を占める非常に重要なものであり、かつ、能力は他者のそれと客観的に比較検討することが可能なものである。また、経営分析を行うには，収益性指標，安全性指標，効率性指標，生産性指標，及び成長性指標のトータルな数値を見る必要があるところ、控訴人の営業成績は、業界上位数社に入る極めて良いものとなっている。」（於．控訴審）と述べた。そして、これらを踏まえ、H社は、「平均値が適正給与額の上限であるとすべきことには、何らの合理的理由もない。」（於．控訴審）として、役員給与支給額に「不相当に高額」な部分は不存在であるとして、国の評価根拠事実（「不相当に高額」な部分の存在）に対する評価障害事実（「不相当に高額」な部分は存在しない）をあげている。この点、控訴審は、「役員の経営能力を別個の判断要素として考慮することは、何をもって役員の能力と評価すべきかあいまいであり、主観的・恣意的要素を判断要素に加えることになるから相当ではない。また、控訴人の指摘する経営分析指標と個々の役員報酬額との関係について確立された一般的な理解があるとはうかがわれず、控訴人の経営分析に係る指標の数値は、類似法人の代表取締役又は取締役の役員報酬ないし役員給与の最高額を超える額を支給することが不相当であるとの前記認定判断を覆すに足りるものではない。」として、「控訴人の主張は採用することができない。」と判示した。

（3）その他

上記（1）、（2）を通じ、類似法人における役員給与支給等と比較する基準を採用する裁判所の立場を前提とする限り、支給額決定の合理性は、類似法人との比較による検証が必要であることが分かる。ただし、課税庁が蓄積している類似法人の情報は、推計課税に用いる倍半基準のため豊富であり、しかもそれは非公開である。控訴審は、「控訴人

は、本件役員ら給与の額が予測し得る類似法人の役員給与額に比して大幅に高額であることを認識することができたと認められるから、本件役員ら給与につき不相当に高額な部分が存在することにつき相応の予測が不可能であったとはいえない。」とするが、これを、主張立証にかかる攻撃防御において考慮すると、納税者に予測可能性を担保できる入手資料の不存在や入手の手立ての乏しさといったことが評価障害事実にあたるか否かは別にしても、類似法人との比較ありき、とする判断フレームにおいては、納税者が不利な立場におかれている感は否めない。なお、役員給与の「不相当に高額」を巡る本件争点は、この他にも、法文の事項①～③等に照らし、役員給与の変遷に係る事実認定と評価、使用人給与の変遷と役員給与額の変遷の関係に係る評価などがいくつかあるが、ここでは割愛する。

また、H 社の主張の中に、本件役員給与・役員退職給与を支給した法人税と所得税の H 社合計額は、沖縄国税事務所が更正する適正役員支給額として計算した場合よりも、過大な税額になることから、本件は租税回避性を有せず、恣意性を持った役員給与の支給による租税回避を防止する（法税 34 条 2 項）といった法の趣旨に反する事案ではない、とするものがある。すなわち、H 社は、「租税回避が認められないときは、その認められないという事実を不相当に高額であることの絶対的評価根拠事実として、過大役員給与はないと直ちに結論づけなければならない」（於．控訴審）と主張したのであるが、これに対し、控訴審は、「法人税法施行令 70 条 1 号イの解釈適用において、租税回避事案ではないことをもって役員給与が不相当に高額であるとはいえないとすべき根拠はなく、控訴人の解釈は独自のものであって採用することはできない。」と判示した。このことを、要件事実論の観点からみると、「不相当に高額」は評価的要件であり法税令 70 条 1 号イ等の課税要件の充足・不充足を主要事実とするものであるため、租税回避性の存在が「不相当に高額」であることの評価根拠事実となり得るには、課税要件規定に租税回避防止が目的のひとつに明示されることが必要である。しかし、当該規定が置かれた趣旨は「隠れた利益処分」に対処するためであり、租税回避に対抗するとの趣旨も条文上にもそのような根拠明示もない以上「租税回避性有り」とする評価根拠事実をそもそも観念することはできないため、当然、評価障害事実も観念できないことから、納税者の上記租税回避にかかる見解は唯我独尊の主張となる。

４．４　役員退職給与の「不相当に高額」

役員退職給与における「不相当に高額」であるか否かの判断は、①当該役員が法人の業務に従事した期間、②退職の事情、③その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況、等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額（これを超える場合その超える部分の金額が不相当に高額）（法税令 70 条 2 号）であるが、規定上、明記はないが、「あわせて、その役員の当該法人に対する貢献度その他の特殊事情を考慮すべきである。」[16]こと も指摘されている。確かに、退社役員への退職金額は、当該役員の能力評価、在職中における職務貢献度、格段の功労に対する評価に基づくが、例えば、転籍等により就任した役員（昇格見合いによるスカウト人事も含まれる）の場合では、当該役員が有する人的ネットワーク、前職の職位高度性・専門性、前所属組織とのアライアンスなども個別の評価事項となるし、就任役員が著名人である場合には、法人のイメージ向上効果やその役員の家柄・血筋（姻族含む）関係など実に様々な要素が折り重なり評価事項が構成されて（退職前役員実績など後顧的な要素を除けば、役員給与算定の評価の共通項目でもある）、これら評価金額は勤続年数加算、功績加算などの特別費目の形に金額となって表される。費目名や金額のはめ込みはなどは、組織内バランス・慣習・企業風土といった個社事情にも左右される。

実際はこのように決められるのが当該役員退職支給額（A）であるが、課税実務では、比較可能性を求める方法のひとつに、「功績倍率法」がある。これは、最終月額報酬（B）と勤続年数（C）という比較的客観的な２つの情報を利用し、A を B×C という積で除した値を「功績倍率」とし、この倍率を貢献度等様々な加算要素の代用変数と考える方法である。月額報酬を「最終」とするのは、在任中の昇給等を考慮して、当該役員の在職期間中における法人に対する功績の程度をもっともよく反映するのが退職直前の月額報酬であるとの考えによるものである（なお、比較法としては、「一年あたり平均額法」という別法がある。これは、「功績倍率法」と同様の他の法人における退職した役員の勤続年数 1 年あたりの平均退職給与の額に当該役員の勤続年数を乗じて算出する方法であり、主に当該役員の月額報酬が類似に比べ少額である場合に用いられる。）。「功績倍率」の計算は、例えば、役員年俸が 1300 万円（退職まで一定とする）で、役員給与分月額 100 万円・13 カ月目分 100 万円が退職後取りという割り振りであれば、「功績倍率法」における退職金の功績倍率は事後的に 1 倍（年俸 1,500 万円の割り振りが月例給で 100 万円、残り 13～15 カ月分 300 万円を退職後取りとすると功績倍率は事後的に 3 倍）と算出されることとなる。

「功績倍率法」は、簡潔であるため、規定（法税令 70 条 2 号）の事項①～③等のうち、適用上、最も重要とされる、③同種・類似の法人の役員退職給与の支給の状況と比較する場合に重用される。すなわち、退職給与額の相当・不相当を判断する上では、当該法人が支給した当該退職役員に対する退職給与と、サンプルとして抽出する同種・類似の法人が支給した役員退職給与とを比較することとなるが、適正額とされる退職給与は最終月額報酬×勤続年数×功績倍率という 3 つの積で表わされるという仮定の下、同じ算式に引き直した上、計算要素を比較するのである。算式から分かるように、「勤続年数」は容易に確認できるので、残る 2 つの要素－最終報酬月額、功績倍率－を吟味することが「功績倍率法」の要となり、それぞれに、類似法人の平均額を用いるか、最高額を用いるかなどにより、判定対象の退職給与に「不相当に高額」な部分があるか否かの判断の分かれ目となる（通常、退職所得課税が給与所得課税より有利なので、

[16] 金子・前掲注(*1)　401 頁。

年俸額を月額報酬より退職金後取りの方に厚めに配分することが行われているが、これは、月額報酬がシャープになる分、功績倍率を見かけ上大きくしてしまう)。なお、比較法を用いる前提としては、比較する同種・類似の法人の抽出・選定にあたり、どのような基準とするのかがより大きな要となることは、役員給与の項でみたとおりである。

４．５　伊藤製作所（過大役員退職給与）事件

本件は、新潟県のミシン部品の製造販売等を営むＩ社が、死亡退職した元代表取締役への退職慰労金（本件役員退職給与）の支給額４億2,000万円を損金の額に算入して平成21年８月期の法人税の確定申告をしたところ、三条税務署長が、本件退職給与のうち「不相当に高額」な部分があるとして一部を損金不算入とする更正処分等をしたことから、その取り消しを求めて争われた事案である。適正額算定の根拠となる「功績倍率法」を用いて、Ｉ社計算と課税庁計算の金額を概算比較すると以下のようになる。

Ｉ社　　：4億2,000万円　＝240万円×27年×6.49（＝役職位係数5×功労加算1.3）

課税庁　：2億1124.8万円　＝240万円×27年×3.26（＝同業類似法人の平均功績倍率）

本件は、地裁（東京地裁平成29年10月13日判決（行ウ）第730号)、高裁（東京高裁平成30年4月25日判決行（コ）第334号）で、次のように、判断が分かれた。

地裁は、国が主張する同業類似法人の平均功績倍率3.26にその半数を加えた額（4.89）までは「相当な金額」と判断して、処分の一部の取り消しを認めた。地裁による適正額は以下のとおりである。

東京地裁：3億1687.2万円＝240万円×27年×3.26×1.5（＝半数を加える）

これに対し、国は控訴した。控訴審は、平均功績倍率の1.5倍を超える部分を否認（それ以下の部分については損金算入を認めたことになる）して、原審を覆し、国の主張を認める判断を示した。

役員退職給与の「不相当に高額」か否かという評価的要件は、法税令70条2号を主要事実として、「不相当に高額」な部分を損金不算入とすることが適法とする国が評価根拠事実を、その処分取消を請求する納税者が損金不算入を違法とする評価障害事実を、それぞれあげて、裁判で争うこととなる。先にみた、役員給与の項と、ほぼ同様に、本件では、国の評価根拠事実は、（ⅰ）倍半基準、（ⅱ）地域近傍基準を通じ選定した類似法人とその役員退職給与の支出状況等に基づく、「不相当に高額」な部分の存在であり、これに対し、納税者の評価障害事実は、「不相当に高額」な部分は存在しないとするものであり、高額部分が不存在とする納税者の個別の事情である。本件争点は、主に「功績倍率」の相違であったので、ここに焦点をあてて、それぞれの主張をみていく。

本件で、国があげた（ⅰ）は売上高の倍半基準であり、（ⅱ）は同じ新潟県所在の同業法人であり、これらを通じ5法人が選定され、5法人の役員退職給与支出状況に支給実績の「功績倍率」から平均値を割り出す方法（以下、「平均功績倍率法」））を用いて、「不相当に高額」な部分があることを主張した。これに対し、Ｉ社は、売上増加や借金完済等への貢献等死亡代表取締役が在職中に果たした功績大なること、仮に「功績倍率法」を用いるにせよ当該貢献大なることを考慮して、「功績倍率」としては選定法人の中から最高功績倍率を選定すべき（以下、「最高功績倍率法」）とし、当該死亡代表取締役に支給した役員退職給与額は相応なものであるから、「不相当に高額」な部分は存在しないと主張した。

（1）類似法人選定における売上高倍半基準等について

売上高基準について、第一審（以下、引用同じ）は、「法人税施行令70条2号が、…同種の事業を営む法人でその『事業規模が類似するもの』の役員に対する支給状況を挙げていることからすれば、…原告と事業の規模が類似する法人を抽出するにあたり、事業の規模を示す指標である各法人の売上金額を抽出基準の一つとすることは合理的」とし、倍半基準については、「具体的な基準として、…売上金額の半額から倍額までの…範囲内にあることを抽出基準としたことも…事業規模が類似する法人を抽出する基準として合理的」とし、地域近傍基準については、「原告の本店所在地である新潟県三条市と経済事情が類似する新潟県内に納税地を有する法人を対象…としたことは合理的」と判断して、いずれも国の主張を認めている（控訴審も同様)。

（2）類似選定法人における役員退職給与の支給状況における功績倍率の採用について

功績倍率について平均功績倍法が、第一審は、「同業類似法人間に通常存在する諸要素の差異やその個々の特殊性が捨象され平準化した数値」が得られるとし、控訴審は、法税34条2項および法税令70条2号の趣旨に「最も合致する合理的な方法」とさらに強い判断を示して国の主張を認めた。Ｉ社主張の最高倍率法の採用については、第一審で、「最高値に係る法人の特殊性等に影響され…客観性が劣る…最高功績倍率法がより適切であるとみるべき事情は見当たらない」とし斥けられている（控訴審も同様)。

（3）個別事情―在職中貢献度－について

第一審、控訴審で判断が分かれた部分である。平均功績倍率×1.5と評価した第一審は、「昭和56年に取締役に就任した後、原告の経理及び労務管理を任され、債務の弁済計画等を立て、不動産等を売却することなく、平成9年頃に8億円以上あった借金を平成20年頃までに完済することに貢献したこと、平成15年には三男のａが代表取締役社長に就任するまでの橋渡しとして代表取締役に就任したこと、原告の売上金額は昭和56年頃には約6億8000万円であったのが、平成15年頃には15億円前後にまで増加したことが認められる。」と、Ｉ社が主張する個別事情を受け入れたのに対し、控訴審は、「これに関する亡ｅの具体的貢献の態様及び程度は必ずしも明らかではなく、同業類似法人の合理的な抽

出結果に基づく本件平均功績倍率（公刊資料によって認められる前記ア（イ）（筆者注：書籍3点）の数値に照らしても、有意なものと十分推認することができる。）によってもなお、同業類似法人の役員に対する退職給与の支給の状況として把握されたとはいい難いほどの極めて特殊な事情があったとまでは認められない。」とし、平均功績倍率にその半数を加えることを認めなかった。

「不相当に高額」であるか否かの判断は、①当該役員が法人の業務に従事した期間、②退職の事情、③事業・規模が類似する法人の役員に対する退職給与の支給の状況等、に照らし相当であると認められる金額（法税令70条2号）であり、法文上、①期間②事情という明記はあっても、在職中の貢献度に類する明記はなく、それが③「等」に含まれる暗示のひとつに過ぎないものと軽んじるのであれば、控訴審判断も分からぬではないが、改めて、「あわせて、その役員の当該法人に対する貢献度その他の特殊事情を考慮すべきである。」（金子租税法）との引用に立ち返ってみると、今後は、法文上に何らかの手当をする検討が必要となろう。

５．租税特別措置法61条の４　3項　交際費等にみる「その他の、その他」

５．１　交際費等にみる「その他」の意義

交際費等とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」（租特法61条の4第3項）をいう。

本規定をみると、①接待、機密その他の費用、②得意先、仕入先その他事業に関係のある者等、③接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為、とあり、①企業会計上の費用、②支出相手である事業関連者、③行為の形態の3点すべてに「その他」という文言が用いられることから、交際費等にあたる支出の対象範囲はかなり広いものなる。そして、他の法人費目、特に「隣接費用」と称される、寄附金、値引きおよび割戻し、情報提供料、広告宣伝費、複利厚生費、給与等といった費用と「交際費等」とを画す境界も不確定なものとなる。加え、交際費等とされる支出は、周知のとおり、原則として、接待飲食費の50%のみ損金算入とし、残りを損金不算入（同61条の4第1項）とするため、課税上、隣接費用との線引きが問題となる。また、その他という語句をとってみても、①は「その他の」とあるとおり包括的例示をあらわし、②、③は「その他」であるので並列的例示をあらわすという使い分けの相違がある。

交際費等に該当するか否かを判断するには、租特法61条の4第3項からその要件を読み取ることとなるが、これには、次の判例にみる、二要件説と三要件説がある。

５．２　萬有製薬「医師英文論文」添削費事件

二要件説は、①「支出の相手方」が事業関連者であること、②「支出の目的」が接待等を意図するものである、とする見解である。これによれば、事業関連者と親睦を密にして円滑な取引関係を図る支出は広く「交際費等」に該当する。これに対して、三要件説は、①、②に加えて、③「行為の形態」が、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることをも要件とする見解である。この見解は、規定の「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」を、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」であって、かつ、「それら行為のために支出するもの」と、2つに分節して読み取るものである。該当要件が3つになる結果、二要件説に比べ「交際費等」の範囲は縮小する。萬有製薬「医師英文論文」添削費事件の控訴審（東京高裁平成15年9月9日判決平成14年行（コ）第242号）は、二要件説を離れ、納税者の主張（評価障害事実）を受け入れた形による三要件説に基づき交際費該当性を判示した裁判であり、また、学説からも「支出行為の態様をも要件とすべき」とし「3要件説を採るべきと考えている。」[17]、「三要件説の方が法文の文言により忠実な見解といえよう[18]。」とされるなど三要件説が支持されている。

本件は、医薬品製造販売を営むX社が、その医薬品を販売している大学病院の医師等から、その医師等が発表する医学論文が海外の雑誌に掲載されるようにするための英訳文につき、英文添削の依頼を受け、これを米国の添削業者2社に外注していた（以下「本件英文添削」）。X社は、医師等からは国内業者の平均的な英文添削料を収受していたが、X社が米国に対して支払っていた添削料はその3倍以上であったため、X社はその差額を負担していた。その金額は、平成6年3月期で1億4,513万円余、平成7年3月期で1億1,169万円余、平成8年3月期で1億7,506万円余であった。なお、本件負担額は各期1億円を超えるがX社の事業規模に照らせば各年度申告所得額の1%に満たない。これに対し、所轄税務署長は、英文添削を依頼した医師等はX社の「事業に関係ある者」に該当し、本件負担額の支出の目的は医師等に対する接待等のためであって、本件負担額は交際費に該当するとして更正処分（平成6年3月期）をした。

[17] 今村隆『課税訴訟における要件事実論〔改訂版〕』（日本租税研究協会、2017年）102頁。
[18] 谷口・前掲注(*2)　454頁。

第一審（東京地裁平成14年9月13日判決平成11年行（ウ）第20号）において、X社は、「概して英語力が不足している日本の研究者の優れた研究について、海外で発表する機会を増やし、十分な評価を得られるための助力を行うことが、外資系企業である原告が日本の医学の発展に貢献する手段であると考えて、本件英文添削を行ったものであって、研究者との親密の度合いを深めたり、取引の円滑を図るために行ったものではな」く、「本件英文添削は、大学の付属病院の研究者であれば、…何ら差別することなく依頼を受け…ていたことに照らしても、その態様において接待等を目的とするものでもな」く、「本件英文添削が、その相手方において、本件負担額によって利益を受けていると認識できるような客観的状況の下に行われたものでないことも明らかである。」と主張したが、地裁は、二要件説に立つ国側の主張を認め、X社の請求を棄却した。これに対しX社が控訴した。

本件では、例示をあらわらす「その他」、「その他の」が不確定概念であり、不確定概念を含んだ「交際費等」該当性の有無が評価的要件であり、それは、主要事実である租特法61条の4第3項の規定の解釈により明らかになる。損金不算入とする処分を適法と主張する国の評価根拠事実は、「本件負担額は交際費等に該当」という該当性の存在であり、二要件説により、①「支出の相手方」について、納品先である大学病院の医師等という事業関連者であること、②「支出の目的」について、本件差額負担は医薬品販売の取引関係を円滑に進行するという接待等を目的とした支出であること、の2つが具体的事実である。これに対し、処分を違法とするX社の評価障害事実は、「本件負担額は交際費等に非該当」という該当性の不存在であり、三要件説の第3要件である③「行為の様態」において、本件英文添削の目的は学術振興にあり、本件差額負担は、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」にも該当しない、ということがその具体的事実にあたり、納税者は、第一審でこのような事実をあげたのである。敗訴を受けて、X社が控訴したのであるが、高裁は第一審を取消した上で、X社の請求を容認した（その後国は上告せず、控訴審で結審）。控訴審は、納税者の第3要件の主張を認めたことになる。

すなわち、控訴審は、「第3　当裁判所の判断　（1）「本件英文添削がなされるに至った経緯及びその概要」で第一審における事実認定を踏襲した上で、続く「（2）「交際費等」の意義について」において、直ちに、三要件説の立場をとることを明らかにした。すなわち、「法文の規定や、「交際費等」が一般的に支出の相手方及び目的に照らして、取引関係の相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために支出するものと理解されていることからすれば，当該支出が「交際費等」に該当するというためには、〔1〕「支出の相手方」が事業に関係ある者等であり、〔2〕「支出の目的」が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるとともに、〔3〕「行為の形態」が接待，供応，慰安，贈答その他これらに類する行為であること、の三要件を満たすことが必要であると解される。そして，支出の目的が接待等のためであるか否かについては、当該支出の動機，金額，態様，効果等の具体的事情を総合的に判断して決すべきである。また、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であれば、それ以上に支出金額が高額なものであることや、その支出が不必要（冗費）あるいは過大（濫費）なものであることまでが必要とされるものではない。」とする（以上の文言は、交際費該当要件として、本件以後の裁判例、採決例などで、しばしば引用されることとなる）。その上で、控訴審の判示は、〔1〕「支出の相手方」について、「依頼者である研究者らが、上記「事業に関係のある者」に該当する可能性は否定できない。」が、〔2〕「支出の目的」は、「医療機関との取引関係を円滑にするという意図、目的があったとしても、それが主たる動機であったとは認め難」いものであり、「事業関係者との親睦の度を密にし、取引関係の円滑な進行を図るという接待等の目的でなされたと認めることは困難である。」とし、第3要件である〔3〕「行為の形態」について、「本件英文添削の差額負担は、通常の接待、供応、慰安、贈答などとは異なり、それ自体が直接相手方の歓心を買えるというような性質の行為ではなく、むしろ学術奨励という意味合いが強いこと、その具体的態様等からしても、金銭の贈答と同視できるような性質のものではなく、また，研究者らの名誉欲等の充足に結びつく面も希薄なものであることなどからすれば、交際費等に該当する要件である「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」をある程度幅を広げて解釈したとしても、本件英文添削の差額負担がそれに当たるとすることは困難である。」と結論するものであった。

租特法61条の4第3項が「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と規定し、これは並列的例示でもあり、本件英文添削の負担という行為は、「その他これらの行為に類する」の前にある接待・供応等の行為とは非類似の行為であることを明らかにしたこととなる。本件では、英文添削の負担行為は「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為に該当しない。」という該当性の不存在の評価障害事実であったが、三要件説のもとでは、第3要件「行為の形態」は、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為である」という該当性の存在をしめす事実として、評価根拠事実のひとつに転換されることとなり、本審後は、国がこの立証責任を負うこととなる。

６．法人税法132条1項、同132条の2　行為計算否認にみる「不当に減少」

６．１　「不当に減少」の特殊性と132条1項の「不当に減少」の意義

「税負担を不当に減少させる」は、これまでみてきた「不相当に高額」「その他」「その他の」と同様に不確定概念であり、その「不当に減少」なるものも評価的要件であるが、法税 132 条他にみられるこの「不当に減少」との不確定概念には、それぞれの本法に規定があるのみで、それ以上の実質的な内容は政令に委任されるものでも、通達によって具体的内容が明らかにされるものでもない。そもそも、法税 132 条他の「不当に減少」条文は、課税要件法の欠缺を突いた納税者の租税回避行為に対抗するため、同族会社・組織再編・連結納税という「個別分野」で納税者の行為計算を否認する「一般的否認規定」であるので、主要事実（立証責任対象事実）とすべき具体的な租税規定が本法以外に存在しないのは、もっともなことである。そこで、「不当」という法的評価の判断を行う上で、当該「不当」の評価を根拠づける、すなわち、法律効果を発生させる要件である要件事実（＝主要事実）はどのような事実（主要事実）であり、それを、立証責任対象事実として、どう争点として整理するのかが問題となる。

この点、法税 132 条 1 項の同族会社の行為計算否認における「不当」の解釈については、従来より考察が重ねられ判例も積み上げられており、非同族会社で通常なし得ないような行為計算がこれに当るとする見解（非同族会社基準説）と、純経済人の行為として不合理・不自然な行為がこれに当るとする見解（純経済人基準説）とにかつては分説されていたが、さらなる判例の積み重ねやその後の理論研究を通じ、非同族会社基準説は斥けられ、現在では、純経済人基準説による見解が判例により確立され（例：最判昭和 53 年 4 月 21 日…「不当に減少」させるものか否かの判断は「専ら経済的・実質的見地におけるその行為計算が純粋経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否か」を基準として判定すべきものと解される）、また、学説も、純経済人基準説から導かれる「経済的合理性が有るのか無いのか」（「経済的合理性基準」）という主要事実（基準）が、法税 132 条 1 項「不当でないのか・不当といえるのか」という法的評価を判断する基準（主要事実）であるとする説（具体的には、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で、租税回避以外にそのような行為・計算を行ったことにつき、正当で合理的な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合」[19]であるとする「異常変則性・事業目的併用基準」[20]としてあらわれる）が通説となり、実際、多くの裁判例も、この「異常変則性・事業目的併用基準」を採用する判断を示すところである。なお、法税 132 条の 2　組織再編における行為計算否認の「不当」については「ヤフー・IDCF 事件」1 例をみるだけであるが、最高裁は基本として「異常変則性・事業目的併用基準」を採用する（これについては、6.4 で詳しく触れる）。

６．２　IBM 事件

本件は、連結納税制度における繰越欠損金の持込みが「不当な減少」にあたるか否かを争点とするものであるが、法税 132 条の 3　連結納税における行為計算否認ではなく、132 条 1 項が争われた事案である。争点を要約すると、関係会社間の自己株式取得に伴うみなし配当（当時は益金不算入が可であった。）に対応する有価証券譲渡損失の計上によりその譲渡損が繰越欠損金として連結納税に持込まれたが、その連結法人税額の負担減少が、法税 132 条 1 項にいう「不当」なものと評価することができるか否か（連結納税制度における租税回避事案だが、法税 132 条の 3 でなく法税 132 条 1 項で）が争われ、本件納税者の一連の取引につき経済的合理性がないとはいえないとして、第一審、控訴審とも、納税者が勝訴した事例である（東京地判平成 26 年 5 月 9 日判決・判タ 1415 号 186 頁、東京高裁平成 27 年 3 月 25 日判決・判時 2267 号 24 頁、最高裁（一小）平成 28 年 2 月 18 日上告不受理決定）。

本件原告（納税者）である日本法人 IBMABH（以下、「X社」）は、外国法人である米国 WT（米国 IBM が全株式を保有する会社）を唯一の親会社とする同族会社であり、IBM グループの国際戦略の一環である日本再編成プロジェクトを進めるため、ある休眠会社を使い、平成 11 年 4 月に設立された中間持株会社である。X社は、平成 14 年 4 月、米国 WT から日本 IBM 発行済株式の全部を取得（以下「本件株式購入」）し、その原資は、米国 WT から 1 兆 8,128 億 2000 万円を借入れ（以下、「本件融資」という。）、これに、1,317 億 8,000 万円の資金を加えた総額 1 兆 9,500 億円であった。その後、再編成プロジェクトを進め、X社は、平成 14 年 12 月、15 年 12 月および 17 年 12 月の 3 回にわたり同株式の一部を 1 株当たりの購入価額（一株あたり 127 万円。PwCA による鑑定評価価額）と同額で日本 IBM 社に譲渡（以下、「本件各譲渡」）した。本件各譲渡により、X社にはみなし配当（わが国で益金不算入というだけで実現利益は米国本社に還流）と同額の株式譲渡損失（実損ではない）が発生する訳であるが、その譲渡損失額 3995 億円（H14：1,981 億 9,782 万円、H15:213 億 1,467 万円 9,431 円、H17:1,800 億 7,513 万円 754 円）を、本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、欠損金額として各事業年度に申告した。その後、X社は再編成プロジェクトを完了すべく、平成 20 年度から、X社を連結親法人、日本 IBM 他を連結子法人とする連結納税制度を開始することとし、平成 19 年 6 月 20 日に自らを連結親法人とする連結納税の承認を受けた（この時点でX社の多額の欠損金の存在は申告書上明らかであった。）。連結事業年度開始日である平成 20 年 1 月 1 日に承認されたものとみなされるので（法税 4 条の 3 第 4 項（みなし承認）

[19] 金子・前掲注(*1)　532 頁。

[20] 太田洋「関連会社間取引をめぐる近時の裁判例～IBM 事件及びヤフー・IDCF 事件の最高裁判決等を受けて～」『租税研究』第 801 巻　2016 年 7 月　350 頁。

の適用)、本件各譲渡で発生していたＸ社の繰越欠損金はみなし連結欠損金として連結納税グループに持ち込みが行われ（法税81条の9第2項1号)、日本IBM他の連結子法人の所得と損益通算がされた結果、連結納税グループ全体の税額が大幅に減少することとなった。要件事実論に関する事項を検討するが、本件控訴審（東京高裁）が、判例や通説である「異常変則性・事業目的併用基準」につき従来と異なる見解を示したことが注目される。

第一審で、国は、本件各譲渡を容認して法人税の負担を減少させることは法税132条1項にいう「不当」なものと評価されるべきである旨主張して、①原告をあえて日本IBMの中間持株会社にしたことに正当な理由ないし事業目的があったとはいい難いこと、②本件一連の行為（米国WTによるＸ社中間持株会社化を始め、「本件融資」、「本件株式購入」、「本件各譲渡」の4つからなる一連の行為）を構成する本件融資は独立した当事者間の通常の取引とは異なるものであること、③本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められる不合理・不自然があることを評価根拠事実として挙げた（控訴審判決文中から引用）が、地裁は、国（被告Y）の主張に対して、「本件の日本IBM社の自己の株式の取得におけるＸ社の関与及びこれに係る法人税の申告は、わが国の法人税法が定める自己の株式の取得に関する課税の制度（同法24条1項5号、23条1項及び61条の2第1項）を濫用して租税回避を企図したものというべきである旨主張するが、米国IBMないしＸ社が上記に指摘するような法的な枠組みを構築して自己の株式を取得すること等を禁止する法令上の明文の規定が見当たらないに加え、これまでに述べてきたところに照らすと、被告Yが主張するような事実が認められるとはいい難いのであり、他に、被告が主張するような事実を認めるに足りる証拠ないし事情等も格別見当たらない。」と課税規定の解釈上、租税回避のために制度を濫用する事実はないとした上で、「本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められる旨の評価根拠事実として国があげるいずれの事実についても、これを裏付けるものに足りる証拠ないし事情があるとは認めがたい」との事実認定の下、「本件においては、各譲渡を容認して法人税の負担を減少させることが法人税132条1項にいう「不当」ものと評価されるべきではないというべきである。」として、評価根拠事実を欠く国の処分を違法とした。ちなみに、上記評価根拠事実①は、「異常変則性・事業目的併用基準」における「事業目的基準」に、評価根拠事実③が「異常変則性基準」にそれぞれ該当する具体的事実である。

控訴審において、国は、「本件一連の行為の不当性を強調するあまり」として、第一審で挙げた上記①②③の3つの評価根拠事実を「撤回する」とした上で、「同族会社の行為又は計算が独立かつ対等で相互に特殊な関係にない当事者間で通常行われる取引（以下「独立当事者間取引」という。）とは異なり、当該行為又は計算によって当該同族会社の益金が減少し、又は損金が増加する結果となる場合には、特段の事情がない限り、経済合理性を欠くものというべきである」ことを理由に、第一審の②を「本件一連の行為は、独立当事者間の通常の取引とは明らかに異なるもので経済的合理性を欠く」と改めて、この新たな②を唯一の評価根拠事実とする差しかえを主張した（第一審の「本件融資」を、控訴審では「本件一連の行為」に拡張した)。この新②の評価根拠事実に対する納税者の反対主張はどのようなものであったか、はたして同審の補充的反論においてＸ社は、「控訴人の主張は、法人税法第132条1項の適用範囲を過度に拡大して、税務署長に包括的、一般的、白地的な課税処分権限を与えるに等しく、租税法律主義に違反するというべきであり、「(独立当事者間取引と異なることを）主張立証しさえすれば、具体的な意味で「経済的合理性を欠く」ことを主張立証する必要がなくなるというのであれば、税務署長は、「純粋経済人の行為又は計算として不合理、不自然なもの」という不当性を基礎付ける事実の立証なしに不当性を認定し得ることにな」り、「税務署長の立証責任を軽減する解釈は許されない。」「仮に、僅かでも独立当事者間の通常の取引と異なっているところがあれば、取引における取引価格その他の経済的条件が具体的に経済的合理性を欠くか否かの検討を要せず、また、その差異がどれほど重要なものであるかを吟味せずとも、同項の適用範囲を過度に拡大することになる。」とし、国の解釈は、「課税庁の立証責任を不当に緩和し、否認されるべきでない行為を適用対象とするもので、租税法律主義に違反する。」と非難した。評価根拠事実の差し替えを求める国の主張と、それは認められないとする納税者の主張に対し、高裁は、「不当に減少」させるものか否かの判断は「専ら経済的・実質的見地におけるその行為計算が純粋経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否か」を基準（純経済人説）とすると判示した2つの最高裁判例を参照した上で、「同族会社の行為又は計算が法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果と認められるもの」か否かは、経済的合理性を欠く場合と認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものであり、経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合も含むものと解するのが相当であり、」と判示して、経済的合理性を欠く場合の中に、独立当事者の通常の取引と異なる場合が含まれるとして、国の差し替え主張を認めた。控訴

審結論は、第一審の事実認定のとおりそのままに、本件一連の行為は一体とは評価できず、日本 IBM による自己株式取得となる取引も独立当事者間の通常の取引を異なるものではないと判断するのであるが、控訴審の「独立当事者間取引」の受入れ判示部分につき検討すると、判旨の読み方にもよるが、高裁判示は、「不当に減少」という評価的要件において、「独立当事者間取引といえるか否か」（以下、「独立当事者間取引基準」）という事実を、「純経済人説」から導かれる「経済的合理性基準」という主要事実（立証責任対象事実）のレベルに格上げして「経済的合理性基準」に置き代わる唯一の主要事実（立証責任対象事実）とするものではないによせ、「独立当事者間の通常の取引と異なっている場合も含む」としているので、これは、「経済的合理性基準」の判断を根拠づける「異常変則性・事業目的併用基準」の具体的事実（評価根拠・評価障害事実）と同じレベルに「独立当事者間基準」の具体的事実（評価根拠・評価障害事実）と置くものとなる。また、上記引用の読点に続けて、「このような取引（注：独立当事者間取引と異なっている取引）にあたるかどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要すべきである。」とあるとおり、「独立当事者間取引基準」を「異常変則性・事業目的併用基準」より上位に置くものではないにせよ、少なくとも、「異常変則性・事業目的併用基準」という具体的事実のレベルと同格に「独立当事者間取引基準」の個別具体的な事実が併置され、「独立当事者間取引基準」に即した具体的事実は、「経済的合理性基準」という主要事実を根拠づける実質的な評価根拠事実となりうる。その上で、「異常変則性・事業目的併用基準」に即した具体的事実の①と③が評価根拠事実から取り下げることとなると、控訴審・X社の補充的反論のとおり、経済的合理性の有無は、「異常変則性・事業目的併用基準」を考慮せずとも、「独立当事者間取引基準」の具体的事実のみにより判断できるものとなる。実際の審理において高裁は、上記のとおり国の本評価根拠事実差し替え主張を受け入れるのであるが、では、なぜこのような受け入れを高裁が行ったのかについて検証する。裁判における納税者や国の主張、採用証拠などからも確かなように、高裁のこの部分の判示は、金子宏著『租税法』（「金子租税法」）における次の記述－同族会社の「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で、租税回避以外にそのような行為・計算を行ったことにつき、正当で合理的な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のみではなく、独立・対等で相互に特殊関係にない当事者間で行われている取引（アメリカ租税法で、arm's length transaction（独立当事者間取引）と呼ばれるもの）とは異なっている取引も含む」－を参照したことが明らかである。確かに、この記述は「独立当事者間取引基準」を「異常変則性・事業目的併用基準」と同格同列に論じたかのように読めるが、実はこの記述は、同書第 2 版（昭和 63 年）から第 16 版（平成 23 年）までにみられたものである。そして、同箇所は、本控訴審の 3 年前にあたる第 17 版（平成 24 年）からは、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で、租税回避以外にそのような行為・計算を行ったことにつき、正当で合理的な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のことであり、独立・対等で相互に特殊関係にない当事者間で行われている取引（アメリカ租税法で、arm's length transaction（独立当事者間取引）と呼ばれるもの）は、それにあたると解すべき場合も少ないであろう。」とする記述に改められており（第 21 版以降は、「…解すべき場合が多いであろう。」[21]に微修正。）、これは、「独立当事者間取引」と異なっているという一事をもって「不当に」行われた取引に該当する（これが控訴審における国の主張であった）訳ではない、という趣旨への改訂でもある（大淵・太田対談の太田発言[22]）との高裁の引用ミスが指摘されている。谷口教授は別の視点から、「この点については、東京高裁は国の主張との関係を考慮したのかもしれない。」とし、高裁が意図的に第 16 版以前の「含む」という古い記述を呑み込んだとの前提で、高裁の本判断について、以下の批判的評価[23]を下している。すなわち、谷口教授は、「東京高裁の判断は、要件事実論の観点から

[21] 金子・前掲注(*1)　533 頁。

[22] 「対談大淵博義×太田洋　法人税法 132 条、132 条の 2 とその運用の捉え方」『税務弘報』2016 年 1 月　12 頁。また、同誌上において太田弁護士は、本改訂につき著者である金子教授に直接確認させて頂いたとして、「先生が最初に『租税法』を書かれたときには、1986 年に創設された移転価格税制をやや意識しすぎて、独立当事者間取引と乖離した取引であれば「経済的合理性を欠いている場合」に当たると読めるような記述になってしまったが、アメリカの連邦内国歳入法典 482 条と異なって、わが国の移転価格税制は国外関連者取引のみに適用される以上、移転価格税制の適用がない場面においては、独立当事者間取引と乖離した取引であるからといって、ただちに、「経済的合理性を欠いている場合」であって、法人税法 132 条 1 項にいう「不当に」の要件を満たすわけではないので、その趣旨を明確化するために記述を少し修正したということでした。」とし、「独立当事者間取引基準」を消極的記述に改めた著者の意図を明らかにしている。なお、太田弁護士は「IBM 事件においては、東京高裁は、金子租税法の第 16 版以前の記述に乗っかって、第 17 版以降における記述の修正を無視してしまったために、以上のような判決を下してしまったのではないかと考えております。」（太田　前掲(*20)　367 頁）と断じている。

[23] 谷口勢津夫「租税回避否認規定における規範的要件に関する要件事実論のあり方」　伊藤・岩﨑編・前掲(*8)所収　295 頁。

すれば、結局のところ、主要事実としての経済的合理性の欠如には②（筆者注：国が控訴審で唯一の評価根拠事実に差し替えた②「独立当事者間取引基準」をさす）を含むとしつつ、経済的合理性の欠如を「より具体化するもの」としての②が、経済的合理性の欠如に関する①や③（筆者注：①が「事業目的基準」、③が「異常変則性基準」にあたる。①と③は国が控訴審で取り下げた評価根拠事実である）の間接事実による推認を排除するという自己撞着に陥っているだけでなく、そもそも、そこで行われている要件事実論的解釈は、不当性要件について経済的合理性の欠如を要件事実としてきた従来の学説・判例の解釈に反し、その要件事実を前述のように「変質・変容」させること（筆者注：評価根拠事実①②③等を間接事実とする推認による総合判断を許容する「経済的合理性の欠如」という要件事実から、②の主張・立証による判断しか許容しない要件事実へと「変質・変容」させてしまう」こと）によって不当性要件の射程を「大きく拡張するもの」であり、納税者が主張するように、租税法律主義に違反すると考えられる。」と、要件事実論からみた高裁判示の問題点を指摘する。

国の上告を、最高裁（一小）は、平成28年2月18日に民訴法318条1項による不受理としたことから、最高裁が直接高裁判断を審理する機会を得なかったが、本件不受理決定と同一裁判体が11日後の平成28年2月29日、ヤフー事件に判決を下すこととなる。法税132条の2　組織再編成における「不当に減少」をめぐる初の最高裁判決である。

６．３　ヤフー事件・IDCF事件

ヤフー事件は、別件のIDCF事件（最高裁（二小）がヤフー事件と同日に判決）とともに、ソフトバンク・グループの組織再編成フレーム下、二体合一で企図された租税回避スキームであり、法人税事案であるため、法人毎に審理され、それぞれ別事案として最高裁まで争われた。2つの事案とも下級審からどれも納税者敗訴の結果であり、上記IBM事件で巨額の節税を遂げた納税者とは実に対照的である。IBM事件は納税者に実損が無い上に、米国に還流した実現利益がわが国では益金不算入となる事案でありながら納税者が勝訴する一方、ヤフー・IDCF事件では納税者が繰越欠損金を実際に有す上、ダブル敗訴となっただけに、明暗の差は一層皮肉である。「ヤフー(ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸが議決権株式42%を保有)事件」は、組織再編税制における当時の「特定役員引継要件」（法税令112条7項：現行3項）を充足させて繰越欠損金を計上するため適格合併を作出するものである。「IDCF（ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸIDCﾌﾛﾝﾃｨｱ）事件」は、適格分割の要件を満たすことが可能であるのに、分割後の会社が資産調整勘定を計上できるようにするために、同税制における当時の「完全支配関係継続見込要件」（法税令4条の2第6項）を意図的に充足させないで非適格分社型会社分割を作出するものである。双方とも、当時の関連個別規定の規律密度が低く、個別規定による否認ができないため、法税132条の2「不当に減少」に該当するか否かが争点となったものである。ソフトバンクグループには、ソフトバンク100%所有でデータセンター事業を行うIDCS(ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸIDCｿﾘｭｰｼｮﾝ)という赤字会社があり、当時、繰越欠損金が666億円存在し、うち124億円が平成21年3月末に期限切れとなる状態であった。そこで、IDCSの期切れ124億円と残額542億円の欠損金を丸々活用すべく、本件スキームは平成20年11月21日に計画され、（1）平成20年12月26日、ヤフーI社長が在職のままIDCS副社長就任（ヤフー事件における「本件副社長就任」）することに始まり、（2）～（5）の手順で矢継ぎ早に実行された。（2）平成21年2月2日、IDCSは、IDCFを新設分割（分社型）し、データセンター事業等主力部門をIDCFに承継させ、IDCS自身は設備等を保守する事業を継続する（IDCF事件における「本件分割」）。（3）18日後の同月20日、IDCSは、保有するIDCF株式をヤフーに115億円で売却する（IDCF事件における「本件譲渡１」）。（4）4日後の同月24日、ヤフーは、IDCS発行済株式の全部をソフトバンクから450億円で取得する（IDCF事件における「本件譲渡２」）。（5）平成21年3月30日、ヤフーは、IDCSを吸収合併する（ヤフー事件における「本件買収」）。

「ヤフー事件」スキームの納税者の意図とは、（3）によりヤフーとIDCSの間には特定資本関係が生じるが、その後行なわれた（5）の合併は、両者に、資本金、年商および従業員等に格段の格差があるから「適格」とする共同事業要件を満たさないが、（1）「本件副社長就任」が既に行われているところ、これはみなし共同事業要件（法税57条の3　の例外）を満たすものなので「適格」合併に該当する。そうすれば、特定資本関係発生後5年以内に行われた合併であっても、被吸収法人IDCSが有していた繰越欠損金542億円は吸収法人であるヤフーの欠損金とみなすことができ（同条2項）、これを損金算入することができる（同条3項）。「IDCF事件」スキームの納税者の意図は、（2）の会社分割は、IDCSとIDCFとの間の支配関係を消失させる（3）の株式譲渡の僅か18日前に行われたものなので、（2）の会社分割は支配関係継続を見込む「適格」会社分割ではなく、「非適格」会社分割に該当する。そうすれば、（2）の会社分割で、IDCFがIDCSから移転をうけた資産および負債の時価純資産価額15億円であるところ、（3）の時価売買でIDCSに交付されたIDCFの株式評価額115億円は非適格対価額であるので、両者の差額100億円（これは、IDCS欠損金124億円が実質的に転化したと考えられる）を資産調整勘定として計上することができ（法税令123条の10他）、資産調整勘定は5年にわたり減額して当該減額した金額を損金算入することができる（法税62条の8第4項）。上記2つのスキームに関する納税者の意図の記述の中で、それぞれ「そうすれば」の前の記述にあたる部分が裁判における納税者の主張であり、「そうすれば」の後の記述部分が、IDCSの繰越欠損金666億円を余すことなく利用するスキームの効果である。

さて、法税132条の2における「不当に減少」、すなわち、不当性要件に関する第一審、控訴審の解釈は、「同条が定

める「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、(《1》) 法 132 条と同様に、取引が経済的取引として不合理・不自然である場合（最高裁昭和 50 年（行ツ）第 15 号同 52 年 7 月 21 日第三小法廷判決・裁判集民事 121 号 97 頁、最高裁昭和 55 年（行ツ）第 150 号同 59 年 10 月 25 日第一小法廷判決・裁判集民事 143 号 75 頁参照）のほか、(《2》) 組織再編成に係る行為の一部が、組織再編成に係る個別規定の要件を形式的には充足し、当該行為を含む一連の組織再編成に係る税負担を減少させる効果を有するものの、当該効果を容認することが組織再編税制の趣旨・目的又は当該個別規定の趣旨・目的に反することが明らかであるものも含むと解することが相当である。このように解するときは、組織再編成を構成する個々の行為について個別にみると事業目的がないとはいえないような場合であっても、当該行為又は事実に個別規定を形式的に適用したときにもたらされる税負担減少効果が、組織再編成全体としてみた場合に組織再編税制の趣旨・目的に明らかに反し、又は、個々の行為を規律する個別規定の趣旨・目的に明らかに反するときは、上記（《2》）に該当するものというべきこととなる。」（控訴審で修正後のもので、両事案共通）との判示等にみられるとおり、従来の「異常変則性・事業目的基準」に、「税制の趣旨・目的又は当該個別規定の趣旨・目的に反すること」（以下、「趣旨・目的基準」）という基準を同格に追加する新たな判断基準（「二元説」）を示したのである。そして、最高裁は、控訴人・納税者の上告を受理する形で、下級審が採用した二元説を糺すこととなる（納税者敗訴は変わらず）。

６．４　ヤフー事件・IDCF 事件にみる 132 条の 2 の「不当に減少」の意義

最高裁の法税 132 条の 2「不当に減少」に係る判示（両小法廷共通）は次のとおりである。「同条（注：法税 132 条の 2）の趣旨及び目的からすれば、同条にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制（以下、「組織再編税制」という。）に係る各規程を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、［1］当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、〔2〕税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編成に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。」とする。これを敷衍すれば、濫用の有無の判断にあたっては、（ⅰ）組織再編を利用して税負担を減少させる意図を遂げるために（「税負担減少意図観点」）、（ⅱ）組織再編成の各規定の本来の趣旨・目的から逸脱する様態（「様態逸脱観点」）という２つの観点（「観点」は「基準」より拘束力が劣る用語で、「基準」という用語で下級審に拘束力を与えることを控えるときに用いる最高裁の常用句）をもって、従来の基準、すなわち、法税 132 条 1 項「不当に減少」判断の「経済的合理性の有無」判断に係る「異常変則性・事業目的併用基準」を組織再編成の場面に移して、法税 132 条の 2「不当に減少」判断を行うものとしている。すなわち、上記引用の〔1〕が「組織再編成版・異常変則性基準」、〔2〕が「組織再編成版・事業目的基準」であり、〔1〕〔2〕を併用した、いわば、「組織再編成版『異常変則性・事業目的併用基準』」を示すものと解され、旁々、法税 132 条の 2 が同 132 条の枝番規定という条文構成とも平仄が合うものである。このように、最高裁は、新たな判断基準を示し、事実上、下級審の二元論を否定（ないしは糺すために敢えて上告受理）したのである。

下級審の二元説を斥けて新しい判断基準を示した最高裁判示をどう解釈・評価するかについてであるが、谷口教授は、最高裁判示の全姿を通じた上で、「法人税 132 条の 2 の「濫用基準」を同法 132 条 1 項の経済的合理性基準に「接合」しようとしたものと解される。」「「濫用基準」は、経済的合理性の一場面であるといってよかろう。このような解釈は、法人税法 132 条 1 項と同 132 条の 2 における不当性要件の統一的解釈」といってよかろう。」[24]とし、さらに近著において、「税法の見地からは私人の経済活動の当・不当を判断する基準は、原理的には、経済的合理性基準に収斂すると考えられる。」ところ、「経済的合理性基準は、組織再編成にかかる行為計算の否認規定の不当性要件から導き出される「制度濫用基準」の実質的内容をなすと考えられる。」[25]ことを明らかにしている。このようにして、本来の趣旨・目的に反して制度や規定の利用に濫用が見られるか否かは、本件の組織再編成という場面においては、ヤフー事件では本件副社長就任の不自然さと適格作出に利用した各規定との係り合い、IDCF 事件では分社型会社分割の不自然さと非適格作出に利用した各規定との係り合いが焦点となる。適格「作り」（ヤフー事件）と適格「外し」（IDCF 事件）ともに、経済的合理性の欠如を根拠づける「異常変則性・事業目的併用基準」からの具体的事実があるかどうかであるが、判示の結論をみると、次のように確認することができる。このことを、まず、ヤフー事件の最高裁結論の部分でみると、「以上を総合すると、本件副社長就任は、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、適格合併における未処理欠損金額の引継ぎを定める法 57 条 2 項、みなし共同事業要件に該当しない適格合併につき同項の例外を定める

[24] 谷口勢津夫「同族会社税制の沿革と現状と課題」『税研』（2017 年 3 月）43 頁。
[25] 谷口・前掲注(*2)　73 頁。

同条3項及び特定役員引継要件を定める施行令112条7項5号の本来の趣旨及び目的を逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるというべきである。」「そうすると、本件副社長就任は、組織再編税制に係る上記規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものとして、法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められるもの」に当ると解するのが相当である。」と判示する。次いで、「適格作出」吸収合併を、丁度、「適格外し」会社分割に置き換えることなるIDCF事件の最高裁結論の部分をみても、「以上を総合すると、本計画を前提とする本件分割は、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、適格分割の要件を定める法2条12号の11イ及び施行令4条の2第6項1号、適格分社型分割につき譲渡損益の計上と繰延べを定める法62条の3並びに資産調整勘定の金額の損金算入等に定める法62条の8の本来の趣旨及び目的を逸脱する様態でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるべきである。」「そうすると、本計画を前提とする本件分割は、組織再編税制に係る上記規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものとして、法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められるもの」に当ると解するのが相当である。」と判示する。

さて、これを要件事実論の観点からみると、法税132条の2の「不当に減少」は評価的要件であり、組織再編成という場面で展開された納税者の行為・計算の「経済的合理性の有無」が主要事実となり立証責任対象事実にあたる。そして、「経済的合理性は欠如」とする具体的事実が評価根拠事実であり、「経済的合理性は存在する（欠如しない）」にかかる具体的事実が評価障害事実となろう。最高裁判決は主張立証の責任について明示していないものの、ヤフー事件の判旨から、法税132条の2の「不当」を評価的要件、「経済的合理性の欠如」を主要事実と考えた上で、このことを考察してみると、税負担減少以外にﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾊﾟｰﾊﾟｽ､ﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾘｰｽﾞﾝが無く、組織再編税制の各規定の趣旨・目的から逸脱する様態でおこなわれた本件副社長就任や本件会社分割の不自然さなどが評価根拠事実となりこれを国に主張立証責任を、一方、グループ事業再編成には税負担減少（だけ）ではないキチンとしたﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾊﾟｰﾊﾟｽ､ﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾘｰｽﾞﾝが存在すること、実行された本件副社長就任や本件会社分割も事業再編を遂げるに沿うキチンとした様態で行なったものであることを評価障害事実としてこれを納税者の立証責任として、それぞれに、分配することが考えられる[26]。ヤフー事件の最高裁では、本件副社長就任の様態逸脱観点からの具体的な検討により、（ⅰ）データセンター事業にかかる実質的経営協議の不実施、（ⅱ）超短期間で行われた企業再編、（ⅲ）Ｉ副社長の役員本来業務の欠如、（ⅳ）Ｉ副社長が無権限無報酬、であることの不自然さ（経済的合理性の欠如）を事実認定した上で、国の主張のとおり本件買収を非適格合併と判断し、税

[26] 今村教授は、自著『現代税制の現状と課題　租税回避否認規定編』（新日本法規出版2017年）において、事実要件論の視点として、本件における法税132条の2の「不当」は、「組織再編成に係る各規定を租税回避の手段として濫用すること」にあるとし、「趣旨・目的基準」ないしは「制度濫用基準」によるとする。これは、法税132条1項の「不当」の「経済的合理性基準」が「異常変則性・事業目的併用基準」における事業目的基準の経済合理性テストに過ぎず、濫用基準とは異なるものなので、132条1項と132条の2の「不当」は別な基準である、との考えによるものである（同書152頁）。これによれば、132条の2の「不当」という評価的要件の主要事実は「経済的合理性の有無」ではなく「制度・趣旨や規定の濫用の有無」に置き換わることとなる。そして、同教授は、最高裁の判断の枠組みについて、要件事実論でいうと、として「上記①及び②の考慮事情（筆者注：最高裁判示の〔1〕・〔2〕を指す）に当る事実は、「不当」という規範的要件における評価根拠事実や評価障害事実ということとなり、評価根拠事実として、税負担減少目的に該当する具体的事実及び趣旨・目的からの逸脱する様態に該当する具体的事実を挙げ、評価障害事実として、事業目的等に該当する具体的事実を想定していると考えられる。」とする（同書152頁）。ここに、評価根拠事実には「…及び趣旨・目的からの逸脱する様態に該当する」2つめの「具体的事実」があるのに対して、この第2事実と両立する評価障害事実は今村教授の同書に見当たらない。「濫用があるかないか」は本来評価的要件と考えられ、濫用の有無の何らかの判断基準である事実的要件（主要事実）が伴うはずである。したがって、「濫用基準」は、具体的事実のレベルである評価障害事実を観念することができないものであり、立証責任の分配の公平上から問題ではないだろうか。そもそも、評価障害事実における事業目的に沿っているという事実があれば、それは制度・趣旨濫用はないということなので、少なくとも、評価根拠事実の第2事実は余分な事実と思われる。本件における「制度の濫用」の観点のひとつが「各規定の本来の趣旨・目的から逸脱する様態（様態逸脱観点）」であることに鑑みれば、納税者の濫用により規定から逸脱する様態は、その経済活動に異常変則性がある、すなわち、経済的合理性が欠如するような具体的事実として表出するはずのものである。とすれば、「制度の濫用」を法的に評価する主要事実（立証責任対象事実）は、結局は、谷口教授指摘（「税法の見地からは私人の経済活動の当・不当を判断する基準は、原理的には、経済的合理性基準に収斂すると考えられる。」）のとおり、「当・不当」判断が法的評価であるように「制度の濫用」という法的評価も「当・不当」の判断と同じように「経済的合理性基準」（「異常変則性・事業目的併用基準」）という主要事実に帰着することとなり、「経済的合理性欠如（合理性なし）」とする具体的事実が評価根拠事実に、「経済的合理性非欠如（合理性あり）」とする具体的事実が評価障害事実となり、それぞれの当事者に主張立証の責任が分配されることになるのではないだろうか。やや飛躍するが、何らかの一般的否認規定が立法されたしたとしても、一般的否認規定が評価的要件であるだけに、一般的否認規定の立法だけでは不十分で、法税132条関連の「不当」と判断できる「経済的合理性基準」に相当するような何らかの判断基準等が結局は必要とされることとなり、それは、租税法律主義～租税要件法定・明確主義～の要請から至極当然のことと思うところである。であれば、租税回避への対応は、一般的否認規定の立法創設によるのではなく、いわゆる「総合的アプローチ」（論者は多数。例えば、増井良啓『租税法入門』有斐閣　2014年　320頁）によるべきこととなろう。

負担減少意図（観点）は明白であったとした。同様に、IDCF 事件の最高裁判示を確認すると、会社分割の様態逸脱観点からの具体的な検討により、（ⅰ）本件譲渡１により本件分割で生じる IDCS と IDCF との間の完全支配関係は断ち切れとなるものの、（ⅱ）本件譲渡１の４日後に行われた本件譲渡２により IDCF がヤフーの 100％子会社となること、（ⅲ）本件譲渡２の１か月後に行われた本件買収により IDCS もまたヤフーの 100％子会社になることから、（ⅳ）IDCS による IDCF 移転資産等の支配は本件譲渡１後も継続しており、本件分割は適格分割として実質を有すると評価できる（本件譲渡１を行う事業上の必要性は希薄であった）ものと判断し、税負担減少意図（観点）は明白であったとした。

このような裁判の枠組みにおいては、国が、「租負担減少の意図・目的の存在」と「趣旨・目的から逸脱する様態としての不自然さ」にあたる具体的事実を評価根拠事実としてあげて、納税者の目的は、「税負担減少目的」が「事業目的」よりも上位にあること主張立証していくことになろう。これに対して、納税者は、国の主張を裏付ける事実（評価根拠事実）による推認を妨げる評価障害事実として、「キチンとしたﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾊﾟｰﾊﾟｽ、ﾋﾞｼﾞﾈｽ･ﾘｰｽﾞﾝの存在」と「行為・計算は税負担減少目的以外の事業本来目的遂行に沿ったもので不自然さはない」にあたる具体的事実をあげて、当該事業目的は「税負担減少目的」よりも「上位」にあることを主張立証していくこととなろう。

このように考えていくと、連結納税制度における法税 132 条の３にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められるもの」の「不当性要件」が問題となる場合、法税 132 条の２の組織再編成の本最高裁判断になぞらえてみると、法税 132 条の３の濫用基準は、組織再編成の濫用の２つの観点が連結納税制度の場面に移されることにより、（ⅰ）連結納税制度を利用して税負担を減少させる意図を遂げるために（税負担減少意図観点）、（ⅱ）連結納税制度の各規定の本来の趣旨・目的から逸脱する様態（様態逸脱観点）という２つの観点となり、本最高裁判決にしたがえば、連結納税制度における「経済的合理性の有無」が主要事実（立証責任対象事実）となり、連結納税制度版「異常変則性・事業目的併用基準」が「経済的合理性の有無」を通じ、法税 132 条の３の「税負担減少の当・不当」を判断する実質的基準、すなわち、「異常変則性・事業目的併用基準」という具体的事実のレベルで主張展開される評価根拠・障害事実とそこで行われる事実認定が、「経済的合理性の有無」を通じ法税 132 条の３の「税負担減少の当・不当」を判断する実質的内容、となっていこう。連結納税制度をめぐる法税 132 条の３の係争事例は未だみないため、ヤフー・IDCF 事件の下級審が採用した二元説への回帰に懸念は残るものの、ヤフー・IDCF 事件の最高裁判例が先例となって、連結納税制度における「不当性要件」についても、同族会社・組織再編成の「異常変則性・事業目的併用基準」によるのと同様に、統一的（あるいは一元的）に解釈されていくことを望む。

なお、IBM 控訴審でみた「独立当事者間取引基準」についてであるが、ヤフー・IDCF 事件の両最高裁、第一小法廷・第二小法廷ともに、IBM 事件高裁による「独立当事者間取引基準」については何ら言及していないものの、両法廷が従来からの「異常変則性・事業目的併用基準」を採用していること、IBM 事件不受理とした裁判体とヤフー事件判決の裁判体が同一体（一小）であること、両者に 11 日間の隔たりしかないことなどを勘案すると、法税 132 条１項の「不当性要件」に関する裁判において、「経済的合理性の欠如」の判断が争点になる場合に、国が「独立当事者間取引基準」にかかる具体的事実を唯一評価根拠事実とする主張は、今後、裁判所によって採用される危惧は遠のいたものと言えよう。反面、IBM 事件について、国・課税庁は、法税 132 条１項ではなくなぜ法税 132 条の３で争わなかったのという疑問が生じるところである。IBM 控訴審後で上告不受理前の論考であるが、岡村教授は、法税 132 条の３の「不当性要件」について、ヤフー事件等下級審が示した法税 132 条の２に関する理解―二元説―にあてはめる仮説をされて、「最高裁で国が勝訴」を期待するとされていた[27]。しかしながら、ヤフー・IDCF 事件の最高裁判断は結果として二元説を採用することはなかったので、IBM 事件を、法税 132 条の３で争ったとしても、「経済的合理性の欠如」を主要事実とし、評価根拠・障害事実の具体的事実のレベルにおいて「異常変則性・事業目的併用基準」に係る事実が争われるヤフー・IDCF 事件の最高裁判断（IBM 事件不受理後わずか 11 日）と同じ枠組みとなる限りにおいて、法税 132 条１項で「不当性要件」にあたると認められる事実はないとする第一審、控訴審の事実認定が法税 132 条の３を用いたからといって覆ることはなく、IBM 事件は納税者勝訴という結論は変わらなかったのであろう。

[27] 岡村忠夫「BEPS と行為計算否認（３）」『税研』（2015 年７月）73 頁。

７．国税通則法 23 条 2 項第三項、同施行令 6 条 1 項第二号にみる「やむを得ない理由・事情」[28]

７．１　後発的事由による更正の請求と「やむを得ない理由・事情」の意義

納税者の権利救済のために当該要件を緩和する宥恕規定である「やむを得ない理由・事情」の典型例のひとつから、納税申告後生じた後発的事由により更正の請求が認められる「やむを得ない理由」（国税通則法 23 条 2 項 3 号）、その理由を掲示した「やむを得ない事情」（国税通則法施行令 6 条 1 項）を選び、該当する裁判例をみていく。

申告などによっていったん確定した課税標準または税額が過大であるとき、還付金額が過少であるときまたは純損失など赤字金額が過少であるという納税者に不利な一定の過誤（過誤要件の充足）があるときは、申告書に記載した課税標準等または法律の規定に従っていなかったり、当該計算に誤りがあったこと（原始的事由）によるものとして、法定申告期限から 5 年以内に限り当該納税者は更正の請求ができる旨定めるのが国通法 23 条 1 項（通常の更正の請求）である。加えて、法定申告期限から 5 年を経過した日以後に、申告書の課税標準または税額等の記載の中に一定の過誤の存在に気付いた場合も、更正の請求の余地を認めるのが国通法 23 条 2 項（特別の更正の請求）である。ただし、租税債務の早期確定、納税者間の公平性の確保および財政上の要請もあり、特別の更正の請求ができるのは、（ⅰ）課税標準等または税額等の計算の基礎になった事実についての判決・裁判上の和解等により事実と異なることが確定した場合（同条 2 項 1 号）、（ⅱ）所得など課税標準等について他の者に帰属するとの更正または決定があった場合（同 2 号）、（ⅲ）その他その国税の法定申告期限後に生じた（ⅰ）または（ⅱ）に類する政令所定の「やむ得ない理由」がある場合（同 3 号）（以上、（ⅰ）（ⅱ）（ⅲ）が、後発的事由（理由）と称される）に限るとされ、更正の請求ができる期間についても、後発的事由が生じた日の翌日から起算して 2 か月以内に制限される。ここに、上記（ⅲ）の「やむを得ない理由」を受ける政令が、国通法施行令 6 条 1 項であり、1 号から 5 号にわたり 5 つの事柄が列挙されている。その内 2 つ、すなわち、（ア）2 号が課税標準等または税額等の計算の基礎となった事実にかかる契約が、解除権の行使によって解除され、もしくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、または取り消されたこと、（イ）3 号が帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等または税額等を計算することができなかった場合において、その後当該事情が消滅したこと、とあるように（ア）・（イ）に「やむを得ない事情」という不確定概念が見られ、不確定概念が本法と 2 段重ねで用いられている。取り上げる裁判例では、上記（ア）2 号の解除権の行使における解除の性質、仮に、2 号の解除権行使に該当しないとき、納税者のその契約の解除が、上記（ⅲ）の国通法 23 条 2 項 3 号「やむ得ない理由」に該当して、特別の更正の請求における「後発的事由」のにあたるかどうかが判示された事案である。

７．２　平成 23 年 3 月 28 日広島地方裁判所判決（平成 22 年（行ウ）第 4 号）のやむを得ない理由・事情

本件は相続税事案であり、主争点は、相続税の申告期限前に被相続人が締結していた土地および建物（「不動産」）譲渡契約を相続人が解除したうえで、当該不動産を相続財産として納税申告を行ったことに対し、課税庁は、相続財産は当該譲渡契約に基づく残代金支払請求権であるとして更正を行ったことにある。相続人は増額更正処分の取り消しを求めて異議申立ておよび審査請求を経て処分の一部取消しを受けた後、本件提訴をおこなうのであるが、結論としては、相続財産を不動産とする納税者の相続税の申告が認められた（確定）。このように、本事案は更正の請求に直接かかわるものではないが、裁判では、当該契約の解除が、上記（ア）「解除権の行使」にあたる約定解除（手付解除）にあたるか否か、仮に、解除が約定解除による解除権行使にあたらないとしても、本件解除は、当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によりされた解除にあたるか否か、が取り上げられており、裁判所がどのような場合に「やむを得ない理由」を認めるのかを知る上で、注目される事案でもある。本件処分取消訴訟の「やむを得ない事情」につき主張立証するのは納税者であり、その評価根拠事実として「やむを得ない事情」に該当する具体的事実をあげていくこととなる。

本事案の背景は次のようなものである。被相続人である戊は、自らが亡くなった場合の相続税が高額になると考え、遺族の納税資金確保のため、平成 17 年 12 月 7 日に、A社と、甲所有の土地および建物（「本件不動産」）の総額 1 億 7,087 万円の売買契約（「本件売買契約」）を締結し、手付金 1,700 万円を受け取っていた。戊は平成 18 年 3 月 10 日に死亡したため、戊の相続人Ｘ１他３名（まとめて「X」）に相続（「本件相続」）が開始した。ところが、戊の死後に、相続税を納税できるだけの現金、預金、生命保険等があることが判明したので、本件不動産売却は不要と考えたXは、平成 18 年 4 月 6 日、A社に対し解除通知をおこない、本件売買契約上、手付解除の期限は同年 3 月 16 日であったが、同年 4 月 11 日に手付金の倍額 3,400 万円をA社に支払い、本件売買契約を合意解除（「本件解除」）した。

本件解除と「やむを得ない理由」に関連する裁判所の判示は次のとおりである。まず、「「相続により取得した財産」の解釈にあたっては、相続に関する民法の規定に整合するように解釈すべきである。そうすると、ある財産が、相続開

[28] 他に「正当な理由」も宥恕規定の代表格であるが、紙幅の都合上、割愛せざるをえないところ、典型例である国通法 64 条 4 項（加算税）の「正当な理由」をめぐる判例では、納税者の評価根拠事実を、それぞれ、（ⅰ）「税理士の言動」とする最判平 18.4.20 民集 60－4－1611「松尾税理士虚偽申告〔税理士任せ〕事件および最判平 18.4.24 民集 60－4－1728「松尾税理士虚偽申告〔税務職員共謀加担〕事件」、（ⅱ）「時期に遅れた課税通達」とする最判平 18.10.24 民集 60－8－3128「外国親会社ｽﾄｯｸ･ｵﾌﾟｼｮﾝ〔加算税〕事件、（ⅲ）「見解変更の課税通達」とする最判平 27.6.12 民集 69－4－1121「匿名組合改正通達事件」が著名であり、取り上げる文献（例えば、今村隆「不確定概念に係る要件事実論」伊藤・岩﨑編・前掲注(*8)　244 頁、酒井克彦『「正当な理由」をめぐる認定判断と税務解釈』清文社 2015 年、佐藤善恵『判例裁決から見る加算税の実務』税務研究出版会 2018 年など）多数ある。

始後の解除の遡及効（民法545条1項参照）によって、民法上の相続財産に帰属しないとされた場合には、相続税法上の「相続により取得した財産」にも帰属しないことになる。」との民法規定を述べた後、「もっとも、納税申告後の解除については、いわゆる後発的事由に基づく更正の請求制度（国税通則法23条2項）による手続的な制約があるので、当然に、民法上の解除の遡及効が課税関係に影響するわけではなく、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によって解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと。」（同法施行令6条1項2号）といったやむを得ない理由がある場合に限り、更正の請求をすることができ（同法23条2項3号）、課税関係に影響を及ぼすことになる。」として、租税法上の論点所在を明らかにした上で、申告期限前に行われた本件解除への影響について、「納税申告前（又は法定申告期限前）の解除については、国税通則法上、明示的な規定はないが、いわゆる後発的事由に基づく更正の請求においては、上記のとおり、解除権の行使による解除とそれ以外の解除が区別されて、後者についてはやむを得ない事情が要求されており、これは、恣意的な解除（合意解除など）による税負担の不当な軽減を防止する趣旨であると解されるところ、この趣旨は、納税申告前の解除についても妥当するものであるから、納税申告前（又は法定申告期限前）の解除についても、更正の請求の規定（同法23条2項3号、同法施行令6条1項2号）に準じて、当該契約が、〔1〕解除権の行使によって解除された場合、又は、〔2〕当該契約の成立後に生じたやむを得ない事情によって解除された場合に限り、課税関係に影響を及ぼすと解釈すべきである。」と、本件を所在論点にあてはめる。次いで、「A社に、本件契約書10条にいう「履行の着手」があったとまでは認められず、」「原告（X）らとA社は、亡戊死亡後、本件各土地建物の引渡期日（本件売買契約の決済日）を変更し、決済日を延期することを黙示的に合意したものというべきであ」り、「原告らに被告主張の債務不履行があったとまでは評することはできず、他に原告らの債務不履行を基礎づける事実を認めるに足りる証拠はない。」との認定事実のもとに、「本件解除は、手付契約に基づく解除権の行使による解除であったから、上記（1）の「解除権の行使によって解除された」（国税通則法23条2項3号、同法施行令6条1項2号参照）場合に該当するので、本件解除の遡及効（民法545条1項）は、本件における課税関係に影響を及ぼすことになる。すなわち、本件売買契約は、その成立時点（平成17年12月7日）に遡って消滅し、本件相続開始日（平成18年3月10日）において、本件売買契約は存在せず、本件売買代金債権も存在しなかったことになることから、本件売買契約に係る相続税の課税財産は、本件各土地建物であったというべきである。」と結論した。

これに加えて、民法上の遡及効を課税関係に接合して、合意解除でも「やむを得ない理由」に該当するかどうか、その判断をしたのが、次の判示部分である。まず、「なお、仮に、本件解除が、手付契約に基づく解除権の行使による解除であったと評価することができず、原告ら、A社間の、亡戊死亡後の合意に基づく解除（合意解除）であったと評すべきであるとしても、」とし、国通法令6条1項2号の前段が規定する本件手付解除という「解除権の行使」に該当しなくともとの仮定を付した上で、本件解除が「若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと。」（国通法令6条1項2号の後段）の「やむを得ない事情」に該当するかどうかについて、「甲家は代々の農家で、亡戊は、自分が亡くなった場合に相続税が高額になると考え、やむなく本件各土地建物を売却しようと、A社との間で本件各土地建物に係る本件売買契約を締結し、履行に向けて手続を進めていたところ、突然亡戊が死亡し、共同相続人である原告らにおいて、本件売買契約の履行をどうするかについて検討を進める中で、相続税を納税できるだけの現金、預金、生命保険金が存在することが新たに判明し、納税するお金があるなら、甲家代々の不動産を売却するのではなく、できれば持っておきたいとの気持ちも出てきて、本件売買契約の合意解除に至ったことが認められ、これによれば、この合意解除は国税通則法施行令6条1項2号の「当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によ」る解除に該当するというべきである。したがって、本件解除の遡及効（民法545条1項）は、やはり本件における課税関係に影響を及ぼすことになり、本件売買契約に係る相続税の課税財産は、本件各土地建物であったということになり、結論は変わらないということになる。」として、本件解除に「やむを得ない理由」があると判示している。本事案は、本件解除が手付解除であるとされたため、裁判上、「やむを得ない理由」が主張立証責任の対象になるとはされていないが、上記判示部分を要点事実論の視点から敷衍すると、納税者が「やむを得ない理由」を主張する場合、本事案に即せば、評価根拠事実は「納税資金確保」という動機の存在であり、亡戊が生前に納税できるだけの資金の存在を知っていれば本件売買契約を締結することはなかったという動機の錯誤にかかわる具体的事実をあげて、本件解除に「やむを得ない理由」があることを立証していくものになると考えられる。一般に、錯誤に対しては、表意者の重過失が抗弁となり、それが評価障害事実となるが、本事案の最判所の認定事実の中に、相続開始前に納税資金が足りていたら本件売買契約は無かったとする上記の動機の錯誤のほかに、原告側の事情として「（6）原告乙は、己から、本件解除前に、一般的な話として、本件各土地の運用利回りは約8% を見込めるとの話を聞いていたところ、本件解除後である平成18 年5 月ころ、同人から、「第一甲ビル収支予想（案）」と題する書面をもらい、本件各土地の具体的な利用方法を検討した。検討の結果、原告らは、本件各土地上に新しい賃貸物件（×階建賃貸マンション）を建設することにして、株式会社L興産との間で、同月23 日、同マンションの建築工事請負契約を締結した。」という「資産運用シミュレーションと賃貸用自有マンション建設契約」の存在が明らかにされている。仮に、「やむを得ない理由」が立証責任対象となる場合、本認定事実のような「シミュレーションに基づく賃貸マンション建設契約」の存在は、手付倍返ししてまで契約解除することが納税者にとって経済的有利であることを推認する事実であり、これは、「納税資金確保」

のため契約解除したという納税者の動機錯誤の推認を妨げる事実と考えられるので、動機錯誤という「やむを得ない理由」の評価根拠事実に対する評価障害事実となり得るものと考えられる。契約解除が、経済性を追及した納税者に都合のよい事情で行われる場合に、課税上、安易に遡及効を認めることは、税収収入の安定的確保という財政上の要請から問題であろう。もっとも、裁判所は認定事実のひとつとして掲示するが、判示において触れるところはなく、本事案が、申告期限間前に行われた契約解除であることに鑑みれば、殊更問題とすべきでことではなかったのであろう。

７．３　平成 21 年 2 月 27 日東京地方裁判所判決（平成 19 年（行ウ）第 332 号）の動機の錯誤

本事案は、相続税に申告および納税の後に、相続財産のうち株式について、より低い価額で評価が可能なように遺産分割をやりなおして更正期間内に行った更正の請求を課税庁が認めなかったため、相続人等が訴訟を提起したところ、認容判決を得て、遺産分割のやり直しが認められたものである。本事案は、相続人が取得する同族会社の株式の価額につき配当還元方式を前提とする遺産分割の合意（「第１次遺産分割」）に基づき相続税に申告をしたのち、通達に従い同族会社の発行済株式数につき議決権のない株式数を除外して計算すると、配当還元方式の適用を受けられずに類似業種比準方式による高額の評価を前提として課税されること（両評価方式による課税価格の差額は、約 11 億 6,399 万円に及ぶ）に気づき、配当還元方式の適用を受けられるように相続人の間で取得する株式数を調整した上で、新たな遺産分割の合意（「第２次遺産分割」）に基づき、法定申告期限後、更正請求（通常の更正の請求）期間内に更正の請求および修正申告を行ったものである。本事案は、裁判所が、納税者による課税負担またはその前提事項の錯誤を理由として当該遺産分割の無効の主張を認めて、本件の更正の請求は、国通法 23 条１項１号の「当該計算に誤りがあったこと」（原始的事由）とする更正の請求をみとめたものであり、特別の更正の請求にあたる同条同項３号の後発的事由や国通法令６条１項の「やむ得ない事情」という不確定概念にあたる裁判例ではない。しかしながら、納税者側の事情に動機の錯誤があった裁判例であり、やむ得ない事情を考察する上で、錯誤無効に関する納税者の主張を知るため、上記 7．2 の判例の類似として、本事案をとりあげるものである。

本事案で、裁判所は、「原則的として、課税負担又はその前提事項の錯誤を理由として当該遺産分割が無効であるとすることはできず、」としながらも、更正の請求が一定の時期に遅れず行われることや「その分割内容の変更がやむを得ない事情により誤信の内容を訂正する一回限りのものであること」など、「例外的にその主張が許される」場合を３つ提示した上で、本件の遺産分割について、「第１次遺産分割の株式の配分は、要素の錯誤により無効であり、それは第２次遺産分割で補充されており、遺産分割の効力は相続開始時に遡及して生じる（民法 909 条）。」として、民法の規定の遡及効が限定的ながら課税関係にも及ぶ判断をした。そして、納税者が主張した動機の錯誤について、裁判所は、まず、「配当還元方式による評価によることが、第１次遺産分割にあたっての重要な動機として明示的に表示され、」「その評価方式についての動機の錯誤がなかったならば、相続人らはその意思表示をしなかったであろうと認められるから」として、納税者の主張を認め、要素の錯誤があったとする。次に、この要素の錯誤、すなわち、第１次分割における株式評価方法の誤信の原因は、「本件税理士が評価通達上控除を要する関連会社の相互保有株式の存否の確認を怠り誤まった助言があったこと起因するもの」「その内容は税務の専門家でない相続人にとって同税理士の助言の誤りに直ちに気付くのが容易なものとはいない」と認定して、「相続人らに過失はあったことは否めないものの、過失の程度は通常要求される義務を著しく欠いているものとは認められず、」と、納税者に重大な過失はないと判断して、錯誤による無効を認めた。

本事案件では、国通法 23 条１項１号における「当該計算に誤りがあったこと」という課税要件（主要事実）を根拠づけるのが「動機の錯誤」の存在であり、納税者の評価根拠事実としては、納税者が信頼した税理士の言動（誤った助言）となろう。一般の納税者が、税理士でも見落とすような複雑な課税規定（本件では、同族会社の株式評価における関連会社の相互保有株式」の存在）に直ぐに気づきようがないことが評価根拠事実の具体的事実となり、裁判所は、納税者に要素の錯誤があり、錯誤無効の遡及効によって、第２次遺産分割の内容が第１次遺産分割の経済的成果を完全に消失させる判断をおこなったという、納税者の「やむを得ない事情」の主張が認められたものである。

８．おわりに

本稿は、要件事実論を援用して、租税規定に置かれる不確定概念を評価的要件、当該規定とその内容を具体化する委任政省令・課税通達等を主要事実として、不確定概念の明確化につとめたものである。取り上げる不確定概念とその裁判例はごくわずかであるが、課税要件論的アプローチは、解釈の解明に有効であることが分かった。特に、法税 132 条他にみられる「不当に減少」との不確定概念は、立証責任対象事実としての主要事実をどのように捉えるかは他の不確定概念の解釈にはない難問であり、この「個別分野にかかる一般的否認規定」という特異性を改めて認識するところとなった。租税回避は決して好ましいものではないが、不謹慎を覚悟の上、今後の類似判例の集積を待ちたい。以　上

参考文献

(1) 金子宏　　『租税法』各版　（弘文堂）
(2) 伊藤滋夫　『要件事実の基礎〔新版〕』（有斐閣、2015 年）
(3) 伊藤滋夫・岩崎政明編集　『租税訴訟における要件事実論の展開』（青林書院　2016 年）
(4) 谷口勢津夫『税法基本講義第６版』（弘文堂、2018 年）
(5) 今村隆　　『課税訴訟における要件事実論〔改訂版〕』（日本租税研究協会、2017 年）

プライベートブランドの進化とその成功要因

大野　尚弘

Evolution of Private Label Brands and Their Success Factors

Takahiro OHNO

要　約

本稿は、PB 商品の進化について、新しい PB 商品が誕生するのはなぜかというリサーチクエスチョンに応えるための枠組みを提示するものである。先行研究では、消費者に起因する要因、流通企業に起因する要因、製造企業に起因する要因の 3 つの観点から PB 商品の成功要因が検証されてきた。しかしながら、これまでの研究成果では、製品カテゴリーにみられる PB 商品の複層化やプレミアム PB の誕生を説明する上で不十分である。本稿では、流通企業が新しい PB 商品の開発に取り組む上で、そのビジネスモデルがどのように変容してきたのかに注目し、昨今の PB 商品の進化をとらえる枠組みを提示した。

キーワード：PB 商品の進化，PB 商品の成功要因，PB 商品の複層化、プレミアム PB

1. はじめに

プライベートブランド（以下、PB）が進化している。従来、価格を訴求点として登場した PB 商品のあり方が変容している。昨今の PB 商品は、価格を訴求した商品、品質を重視した商品、健康志向や環境を意識した商品など小売の独自ブランドとして広がりを見せている[1]。

我が国で PB 商品が誕生した際は、価格設定権を寡占的製造企業から奪取するという明確な目的に基づき、PB 商品は対ナショナルブランド（以下、NB）を意識し、価格を訴求した開発が行われた。しかしながら、昨今の PB 商品は、流通企業自ら川上に遡り、原材料調達、製法の変更を試みる商品や有力メーカーとの共同開発商品も見られる。すなわち、PB 開発は進化しているのである。

PB 研究のリサーチクエスチョンの一つは、PB 商品の成功要因を明らかにすることであった。しかしながら、一時点での PB 商品の成功要因を検討するだけでは、今日見られるような PB 商品の複層化やプレミアム PB の誕生などの PB 商品の進化を説明しきれない。本稿では、新しい PB が誕生するのはなぜか。それを可能にする原動力は何かについて明らかにしてゆく。

2. 文献展望

PB 研究はどのようなリサーチクエスチョンに基づき探求されてきたのであろうか。PB 研究における初期の研究である Cook and Schutte（1967）のリサーチクエスチョンは、PB 商品の市場シェアの大きさが何に基づいているのかを明らかにしようとするものであった。彼らの研究では、PB 商品の市場シェアは、①景気動向、②余剰生産設備の程度、③NB との価格差、④製品ライフサイクルの段階、⑤生産段階の集中度という 5 つの要因について実証している。

Cook and Schutte（1967）の実証研究以降、PB 開発に関する研究論点は、PB 商品の製品カテゴリーにおける成功要因を探る研究へと向かっていった。PB 商品の登場が、NB 商品の市場シェアを奪う事例が見られたこと、それに対する

NB の対抗策が着目されたことがその経緯である。PB 商品のシェア(金額ベース)の高いカテゴリーと NB 商品のシェアが高いカテゴリーがある。ある製品カテゴリーでは PB 商品が成功をおさめているが、依然として NB 商品の市場シェアが高い製品カテゴリーもある。この差異が何に基づくのかを検討することで PB 開発の成功要因を明らかにすることがリサーチクエスチョンとされ、研究成果が蓄積されてきた（Hoch and Banerji, 1993 ; Hoch, 1996 ; Quelch and Harding, 1996 など）。Hoch and Banerji（1993）は、PB 商品の市場シェアに影響を与える要因を消費者に起因する要因、流通企業に起因する要因、製造企業に起因する要因の 3 つに分類した。それぞれの要因について詳しく見ていこう。

図１　PB の成功要因

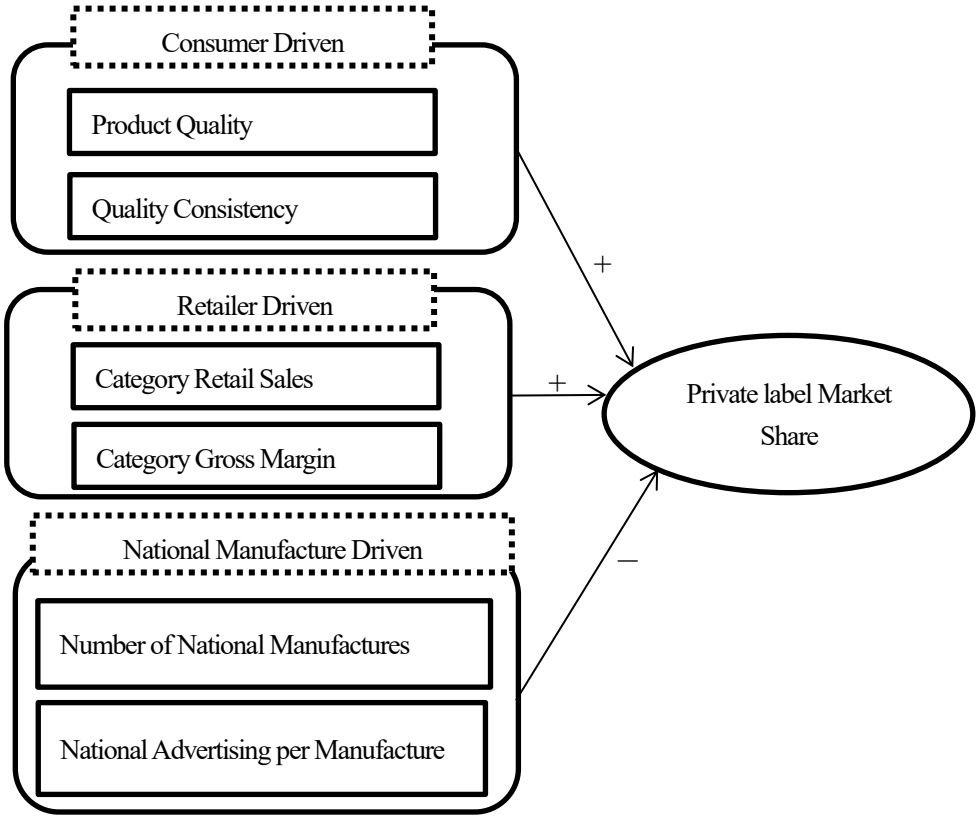

（出所　Hoch and Banerji　1993）

（１）消費者に起因する PB 商品の成功要因

PB 商品の成功要因に関する研究には、消費者行動分野における研究蓄積がある。ここでは消費者の PB 商品に対する態度や PB 商品の使用者の特徴について研究が行われてきた。Ailawaidi and Keller (2004)によれば、PB 商品の使用者の特徴は、「価格に敏感」「商品イメージに鈍感」「中所得」「学歴がある」と指摘している。

消費者の特徴ではなく、消費者の製品購買意思決定に注目する研究もある（Bettman,1974 ; Bellizzi, Kruckeberg, Hamilton and Martin,1981 ； Dunn, Murphy and Skelly,1986 ； Richardson, Alan,Dick and Jain,1994、1995）。

PB 商品の市場シェアの高い製品カテゴリーと NB 商品の市場シェアの高い製品カテゴリーの差異を、消費者の購買意思決定過程における影響要因は何かを明らかにする研究である。ここでは知覚リスク[2]が PB 購入と NB 購入の差を生む要因として注目されてきた。

PB 商品が優先的に選択される傾向にある商品の特徴として、消費者の PB 商品に対する警戒感が小さいことが挙げられた[3]。ここで言う消費者の警戒感とは、商品の購入後に損をしたり、後悔する可能性の大きさである。たとえば、Bettman (1974)は、消費者の知覚と PB 商品の購入に対する態度の相関関係をテストしている[4]。また、Bellizzi, Kruckeberg,

Hamilton and Martin (1981)の研究[5]でも、消費者がPB商品をNB商品よりも全体の品質、プレステージ、香り、味、信頼性などの項目で劣っていると知覚していた。消費者がPB商品をNB商品と比べて、品質面で明らかに劣っていると知覚している製品カテゴリーでは、PB 商品の市場シェアは小さかったことが報告されている。宮下（2011）は知覚リスクを分類し、「機能面のリスク」「社会・心理面リスク」「価格面リスク」がPB商品の購買に影響を与えていると指摘している。

消費者の知覚リスクの大きさが、PB商品の市場シェアに影響を与えていることが、既存の消費者行動研究によって主張されてきた。一方、消費者が購買経験などによって、商品に関する事前知識が豊富になることや小売店舗に親しみや信用を感じている場合には、小売独自のブランド商品に対する知覚リスクは小さくなる。このことが店舗レベルのPB(小売のブランド）シェアを大きくすることが主張されている[6]。

消費者は商品のどのような属性を品質の判断材料としているのだろうか[7]。消費者が購買意思決定の際、商品属性の何を品質の手がかりとしているのかは、PB商品の成否に関わる問題である。PB商品の成功する製品カテゴリーの特徴は、知覚品質の高さであると指摘する研究が指摘するように、消費者がPB商品に対して品質の確かさ（ばらつきの少なさ）を知覚している場合、PB商品の市場シェアは高くなる傾向にある（Ailawaidi and Keller, 2004；Hoch and Banerji, 1993)。

消費者が品質の確かさを連想するのは、商品の属性からだけではない。例えば、Richardson, Jain and Dick (1994)はPB商品の小売売上の大きい流通企業は、小売店に対する消費者の親しみ (familiarity)が大きいことが指摘した[8]。すなわち、PB商品は、単に商品自体の属性ではなく、それを販売する小売店や流通企業のコーポレートイメージも影響している[9] (Ailawaidi and Keller, 2004)。

図２　消費者に起因するPB商品の成功要因

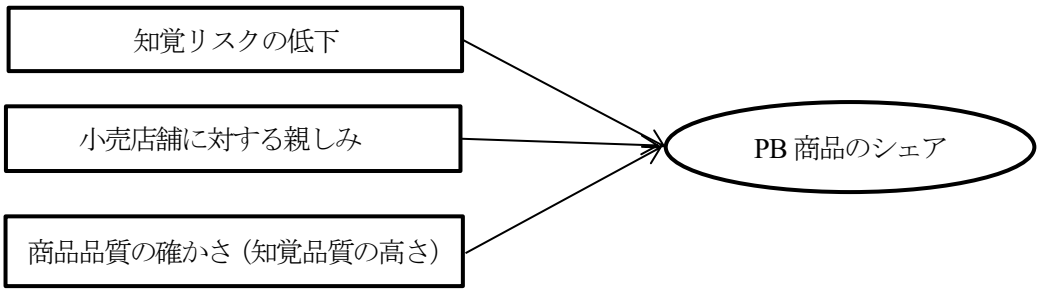

（２）流通企業に起因するPB商品の成功要因

PB開発の成功要因は流通企業にも起因している。流通企業がPB開発を実行するのは、その効果として、①粗利益の確保、②仕入れ交渉力の向上、③ストアロイヤルティの3つを期待するからである（Ailawaidi,Pauweles and Steenkamp 2008；Hyman et al, 2010)

Hoch and Banerji（1993）の研究では、流通企業がPB商品の開発対象とする製品カテゴリーは、製品カテゴリーにおける小売売上と粗利益率である。PB 開発の対象となる製品カテゴリーは、数量のまとまる商品、高い粗利益率の見込める商品であった。

Quelch and Harding(1996)の研究でも、PB商品の市場シェアが、需要の変動が小さく市場規模の大きい生活必需品や消費者の購買頻度が高い消耗品のカテゴリーで高く、その製品カテゴリーでは、小売段階での粗利益が相対的に大きいことや売上高に比べかなりの比率の金額をNB が値引きに使っており消費者のブランド･スイッチが頻繁なこと、値引きが頻繁なためNB製品の価格に対する信頼が薄れているといった現状があることを指摘している。流通企業の競争が地域市場という商圏内での競争であり、競合他社でも容易く扱うことのできるNB商品の小売粗利益率が低下したことがPB開発の必要性を動機づける要因となっている。

先行研究が指摘してきたように、流通企業がPB開発の対象とた製品カテゴリーは、①販売数量がまとまること、②

（小売りの）粗利益率が高いことが判断のための基礎的条件となってきた。

販売数量がまとまることや粗利益率の高さが、PB 開発の対象カテゴリーの特徴であるわけであるが、PB 商品の粗利益率の高さは、流通企業側の在庫リスク負担にも関連している。販売数量がまとまることで不良在庫化するリスクの小さい商品であれば、それを買取契約し、計画生産、計画発注することで高い粗利益率を見込むことができる。すなわち、流通企業の在庫負担力が PB 商品の市場シェアに関わっている。

PB 開発は、流通企業側からの供給コントロールであり、流通企業は PB 開発のための作業負担、在庫リスクの引き受けを行っている[10]。PB 開発では、販売数量や粗利益率だけではなく、流通企業が在庫リスクを吸収できるかどうかが開発の継続のカギになっている。

図 3　流通企業に起因する PB 商品の成功要因

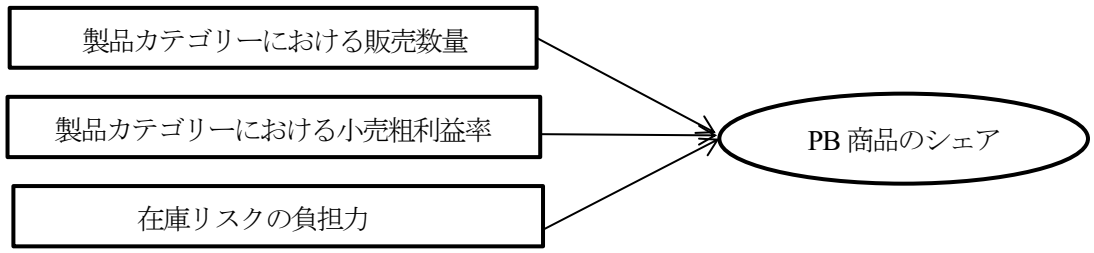

（3）製造企業に起因する PB 商品の成功要因

ブランド・ロイヤルティの退化

寡占的製造企業の生産する NB 商品は、全国広告により知名度を向上させ、消費者のブランド・ロイヤルティの構築を目指している。PB 商品の市場シェアの小さい製品カテゴリーの特徴として、消費者間の知名度の高いブランドの存在が存在が指摘され、広告によるブランド構築は PB 商品の登場に対して有効であるとされてきた（Hoch and Banerji, 1993；Hoch, 1996；Quelch and Harding, 1996；Kumar and Steenkamp 2007）。

Hoch and Banerji（1993）の示した PB 商品の成功要因のフレームワーク（図表 1）でも、NB メーカーの数や製造企業ごとの全国広告が、PB シェアにはマイナスの影響を与えることが示されている。さらに、新製品の開発頻度が PB 商品のシェア拡大を抑制するという調査結果もある[11]（大野、2010）。

NB 商品の製造企業が、ブランド構築のために広告費を投下するべきという主張の背後には、消費者のブランド・ロイヤルティの退化がある。消費者は購買や使用経験を積みあげることで製品カテゴリーや製品自体に対する知識を蓄積していく。このような現象は、製品カテゴリーの成熟段階にある商品に見られる。製品ライフサイクルが成熟期にある商品ほど、消費者は過去の経験や仕様に基づいた商品自体の価値を意識した購買意思決定を行う。場合によっては、ブランドではなく、知覚した価格と品質を通じたコストパフォーマンスが意識される。消費者がほとんどブランドを意識しない商品は、コモディティ[12]と呼ばれる。

一般的に、PB 商品はコモディティ化の進行する製品カテゴリーで登場する。ブランド・ロイヤルティの退化は、PB 開発の機会を生み出すことになる。

下位メーカーの存在、開発輸入、共同開発商品

製造企業の数が多いことは、PB 開発を引き受ける可能性のある製造企業や工場が数多く存在していることを意味している。一方、寡占化の進んだ市場では、寡占的製造企業が NB 商品の価格支配力を握っている。一方、ブランドを構築できていない市場下位の製造企業ほど、PB 生産を受諾せざるを得ない立場となる。NB 商品を明確な標的とした PB 商品が登場する背景には、流通企業の棚割りを確保したい下位製造企業と価格支配力のある NB 商品に対して仕入れ交渉力を増したい流通企業の両者の思惑が合致し、その結果、PB 商品の開発が合意されてきた（Morton and

Zettelmeyer ,2004；大野、2010)。

PB 商品の生産を受諾するのは、下位の市場地位におかれた国内製造企業だけではない。日用品、衣料品などを中心に PB 商品の担い手は、海外メーカー(工場) の場合が多くみられる。為替相場の円高傾向が続くことで国内流通企業は、海外の生産工場を PB 商品の調達先としてきた。いわゆる開発輸入によって価格競争力のある PB 商品の開発が実現してきたのである。海外メーカーとすれば、日本市場の販路開拓が PB という形をとることで容易になるというメリットも存在する。

生産相手の広がりは、トップブランドを有する寡占的製造企業にも及んでいる。寡占的製造企業が特定流通企業向けに特定の大手流通企業とダブルチョップで商品を供給する事例がみられた。その動機は NB 商品の値崩れ防止、成長する流通企業との関係強化、NB 商品も含めた棚割り確保が商品供給の狙いとなってきた(大野、2010)。

近年、我が国では、セブンプレミアム[13]のようなコンビニエンスストア(以下、CVS)において、寡占的製造企業との共同開発型 PB 商品が増加している。その狙いは、まず CVS の小さい棚割りを確保することが挙げられる。それに加えて、CVS 側からの情報提供や開発提案を新製品開発の情報源として役立てることも狙いに含まれている[14](矢作編、2014)。例えば、店舗の現場における売れ筋情報をはじめとする現場発の大量のデータに基づく新商品の開発提案は、成長販路であるからこそ見える顧客ニーズを反映している。これが NB 商品の開発においても参考情報となって生かされる。

PB 商品は製品カテゴリーレベルでは、ブランド・ロイヤルティの退化（コモディティ化)、生産相手となる下位製造企業、海外メーカーの存在、そして、棚割り確保の必要性が、PB 商品の供給を判断する材料となる。

図 4　製造企業に起因する PB 商品の成功要因

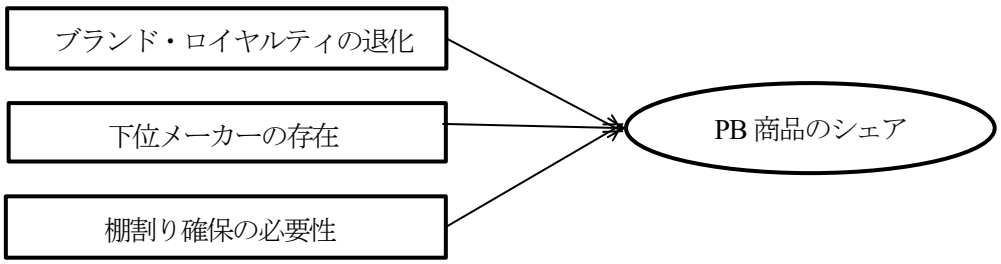

3.　PB 商品の進化とその成功要因

PB 開発に関する先行研究では、PB 商品の市場シェアの大きさ左右する要因を探求することで、その成功要因を明らかにしてきた。消費者に起因する要因、流通企業に起因する要因、製造企業に起因する要因の 3 つに分け、それぞれの要因がより細かく検討されてきた。

このような既存研究成果は、ある一時点における PB 商品の成功要因を明らかにする上では有意義なものである。しかしながら、PB 商品は時代時代で進化している。昨今では、低価格を訴求するだけではなく、品質を重視した高価格帯のプレミアム PB も誕生し、製品カテゴリーにおける PB は複層化する傾向にある。このように新しい PB 商品が誕生する野はなぜか、それを説明する枠組みについて先行研究の議論は不十分であった。

新しいコンセプトの PB 商品が市場に登場することについて、既存研究は PB の発展段階説としてとらえようとした。例えば、Laaksonen and Reynolds (1994)は、流通企業のブランドの進化を 4 つの段階に分類している。第一世代は、ジェネリック(generics)、ノーブランド、第二世代は、低価格訴求の類似ブランド(quasi-brand)、第三世代は、粗利益の確保や店舗イメージの向上を狙ったオウンブランド（own brand)、そして第 4 世代が付加価値創出のオウンブランド（extended own brand)である。流通のブランドはその戦略や目的に応じて進化していることを整理している。

Burt and Davies (2010)は、PB やストアブランド（SB)という製品カテゴリーレベルのブランド問題から、ブランドとしての小売業(小売企業のブランド化)、企業、組織レベルの小売のブランドへ進化していることを指摘している。

我が国においても、流通企業が取り組んできたPB商品は、それが誕生した当初は、PB商品はNB商品の価格設定を意識した価格を訴求点として登場した。しかしながら、昨今のPBは価格を訴求する商品ばかりではなく、品質を重視し高価格帯を狙ったプレミアムPB商品、健康志向に応えた付加価値型PB商品が登場するなど、複層化している[15]。

PB商品は、製品カテゴリーにおける市場シェアの大きさという観点からのみ議論をすることでは不十分となっている。従来までのPB開発は、流通企業がPB商品を生産受託する製造企業を口説いて（例えば、余剰生産設備に目を付けるなど）、PB生産の受諾させてきた。そのビジネスモデルは短期的であり、両者のパワー関係のもたらした結果であった。しかしながら、今日のPB開発は、従来とは異なるビジネスモデルが開発の基盤となっている。PB商品の開発の担い手である流通企業のマーケティング戦略とそれを生産する製造企業との関係を注視していくことが必要となっている。

流通企業のPB開発とビジネスモデル

PB商品の発展段階という点では、PB商品の誕生初期の大手流通企業のビジネスモデルは、流通企業が商品ロットのまとまる製品カテゴリーの商品を供給している製造企業にバイイングパワーを行使し、仕入れ原価を引き下げを要求してきた。特に、NB商品を供給する寡占的製造企業が値上げの要求してきた際には、そのNB商品を意識したPB商品を中小製造企業とともに開発してきた。PB開発は、NB商品を対象として価格設定と品質が検討され、開発は進められた。PB商品は、流通企業側が仕様書を作成し、包装の簡素化、過剰品質の排除による商品の物理的属性に関わるコスト削減を進めだけではない。製造工場の余剰生産設備の活用、原材料や製造方法の変更、そして海外からの商品調達を進めることで低価格を実現してきた。取引においては、完全買い取りによる返品の抑制、現金決済などを行うことでも原価を引き下げを実現した。

流通企業主導の商品開発であることから、棚割りの確保は約束されており、製造企業が広告宣伝に費やすコストがないことも、PB商品の低価格実現に結び付いている。しかしながら、低価格設定の実現は、必ずしも消費者のニーズを満たし続けるものではない。しばしば、NB商品と比較すると安かろう、悪かろうといわれ続けたように、PB商品には、品質の確かさに欠ける部分があった。ここでいう品質の確かさとは、品質にばらつきがあるということだけではない。品質に対する消費者のニーズは、時代とともに変容している。この変容に合わせて品質を向上させる力が不足していた。このことがPB商品は価格面で納得のいく商品であっても、品質面では、継続的に消費者に選択してもらうことのできない商品に過ぎなかった。

PB商品の初期段階におけるビジネスモデルが、一時的にしか有効ではなく、長期的に市場シェアを約束できるものでなかったことが、PB商品が景気低迷期の副産物に過ぎないと判断される理由でもある。

昨今のPB商品の拡大は、PB開発におけるビジネスモデルが2点で進化していることを注視していく必要がある。

まず、大手流通企業が品質向上に努めていることである。従来まで、仕様書を作成するものの、その品質に対しては製造工場の技術力に任せるしかなかった。しかし、昨今は、流通企業が商品開発の川上に遡り、原材料の調達、原材料コストの見直しを通じて、価格と技術的な品質水準を維持・向上させている。さらに、PB商品の品質を検査する部門を設置[16]することや品質の第三者認証を受けることで、PB開発をすべての段階で自社の責任のもと遂行する体制づくりが行われている。

次に、消費者情報の収集に基づくPB開発の発想を情報基盤としている。従来、流通企業がPB開発を実行した際、寡占的製造企業から価格設定権を奪取するという目的があった。価格差を訴求したPB開発では、過度な品質と価格のトレードオフが行われ、消費者にとって本当に必要な品質まで低下していた。このことがPB商品＝低品質のイメージを消費者に植え付けてしまい、結果、価格では指示されても品質では敬遠された。

昨今のPB開発は、使う側にとって、何が必要な品質なのか？という問いかけからスタートしている。換言すれば、商品として重視しなければならない技術的品質、それは何かである。それを知るきっかけは消費者の声にある。

消費者の声に基づく商品開発体制は、流通企業に限ったものではない。製造企業は商品を開発する際、消費者の声に基づき、これまでも改良、新製品開発を行ってきた。しかしながら、製造企業の収集する消費者の声と流通企業の収集する消費者の声は、その立場と開発のコンセプトの違いから目指すべき方向性が異なってきた。例えば、製造企業の場合、営業マンが顧客に代わって改善点を開発部に伝える。これによって、他社よりも少しでもよい訴求点をつくる。言

わば、足し算の発想が行われる。同業他社の製品とは、新機能、新技術、新ブランドやネーミングの変更で違いを創造してきた。新製品開発の多くが、同業他社の競合品との差異をどこで作るかを検討している。

一方、流通企業の PB 開発は、既存 NB 商品に対する過剰品質の削減をスタート地点としている。いわば、引き算の発想である。使う側の論理で不必要な機能や属性は何か、それを省くことで価格を抑制できないだろうか。これが PB 開発の原点である。当然のことながら、消費者が必要としている機能や属性まで削減してはならない。場合によっては、消費者にとって意識してほしい機能や属性を、流通企業の観点から強調することもできる。

製造企業と異なり、流通企業がそのポジショニングから得る消費者情報は独特である。小売店舗段階では、POS 情報から何がいくつ売れたのかの販売数量情報が蓄積される。小売店舗で収集する POS 情報は単品の数量情報だけではない。ある商品が何と一緒に購入されたのかといった購入の組み合わせ情報も含まれている。数量情報に加えて、小売店舗での消費者情報には、購買履歴などの時間情報、そして消費者の購買が商品属性の何に起因しているのかといった商品の特性情報も収集できる。例えば、NB 商品のブランドが商品選択の決め手であるのか、それとも価格差なのか。このことを販売情報と組み合わせることができる。さらに、小売店舗には、商品に対する不満や苦情、そして不便さに関する消費者の声が集まる[17]。近年では、インターネットを通じた会員制の交流サイトを構築することで消費者の声を収集する取り組みもみられる[18]。

流通企業は新しい技術の開発を行うわけではないからこそ、製造企業のように技術力発の商品開発をするのではなく、消費者発の商品開発が可能となる。流通企業の PB 開発では、消費者が使う際に感じてきた不満、不便の解消そそれを解決する商品属性の提案を開発コンセプトとして採用することができる。このような消費者情報を、新しい PB 商品の開発の種にできる。製造企業とは異なる情報収集基盤からの PB 開発の発想が新しい PB 商品の登場の源がある。

PB 商品の生産相手としての製造企業

大半の PB 商品は、流通企業が製造企業に生産を委託するかたちで実現している。PB 商品の進化に貢献する、もう一方の課題は、製造企業の技術レベルにある。昨今は、コンビニエンスストアのような成長販路を有する流通企業によって企画される PB は、価格よりも品質を重視した開発であることから、NB 商品を生産する寡占的製造企業が PB 受託に応じる事例もみられる。流通企業と寡占的製造企業が協調し、PB 商品を開発することで品質の安定した PB 商品の開発が実現している。寡占的製造企業との共同開発型 PB は、いわゆる高品質帯を狙ったプレミアム PB と位置付けられる。寡占的製造企業にとっても広告費を費やすことなく安定的な棚割りを確保できることや新商品開発費用も小さくて済む。しかも、価格競争を意図した商品でないことも生産を受諾する動機となっている。

しかしながら、PB 開発を生産受託する製造企業は、寡占的製造企業に偏りを見せているわけではない。今日でも、PB 商品の生産受託相手は、下位製造企業や海外メーカーである場合もある。これらの製造企業との PB 開発は、今日でも価格を訴求した商品であり、製品カテゴリーに NB 商品が存在するならば、NB 商品を意識した価格と品質水準が設定されている。ある製品カテゴリーに複数の製造企業が PB 商品を供給することで、PB 商品のブランドは複層化する。しばしば、高価格帯と定番、そして価格訴求の PB が製品カテゴリーに存在することで三層構造が実現する。

PB 商品の生産受託相手が、複数存在することがブランドの複層化を生み出し、新しいコンセプトの PB 商品を誕生させることとなる。

製品カテゴリーにおける PB 商品の進化を価格-品質空間上に図示したものが図表５である。NB vs.PB という対立関係から、PB 開発は寡占的製造企業を巻き込み進化してきた。

寡占的製造企業と流通企業との協調関係からは、プレミアム PB（高価格帯 PB)が登場し、下位製造企業、海外メーカーの PB 開発では、流通企業主導で品質を向上させるための取り組みが行われている。そして健康志向や環境志向などの特定の商品属性を訴求した新しいコンセプトの PB 商品が登場する。その結果、PB 商品の複層化が生じることになる。

4.むすびにかえて

PB 商品は進化を続けている。既存の PB 研究では、製品カテゴリーにおける PB 商品の市場シェアの大きさの違いが何に基づいているのかが探求されてきた。PB 商品の成功要因は、消費者に起因する要因、流通企業に起因する要因、製造企業に起因する要因の 3 つの観点から明らかにされてきた。その一方で、PB 商品の市場シェアを抑制する要因が対抗手段として主張された。

しかしながら、製品カテゴリーレベルで PB 商品の成功要因を検討するだけでは、今日のような PB 商品の進化はとらえきれない。PB 商品は、流通企業という製造企業とは異なる立場からの独特の開発体制を通じて新しい PB 商品のコンセプトの開発が行われている。PB 商品の開発は技術的な品質を向上させるために努力や取り組みを講じているだけではない。明確に NB 商品を意識し開発され、ブランド・バトルを演じてきた PB 商品の開発が、流通企業の自ら原材料調達や品質管理体制を整えることで、品質の向上、開発体制の強化が見られた。下位製造企業や海外メーカーによって生産されてきた PB 商品の開発に新たな PB 商品を供給したのは寡占的製造企業である。通常、寡占的製造企業の PB 商品は高価格帯を狙ったプレミアム PB である。製品カテゴリーレベルでは、複数の供給先が登場することで PB の複層化が見られることになる。このような品質、高価格帯をめぐる PB 開発は、従来とは異なる新たな段階に入ったといえる。PB 開発のビジネスモデルは、流通企業による品質向上の取り組み、新しい開発コンセプトを企画する開発体制と情報基盤によって形成されている。そして寡占的製造企業による高価格帯のプレミアム PB 商品の供給が、品質重視、高価格帯の PB 開発を可能にしており、その結果、PB 商品の複層化が生み出されている。

図 5　PB 開発の進化をとらえる枠組み

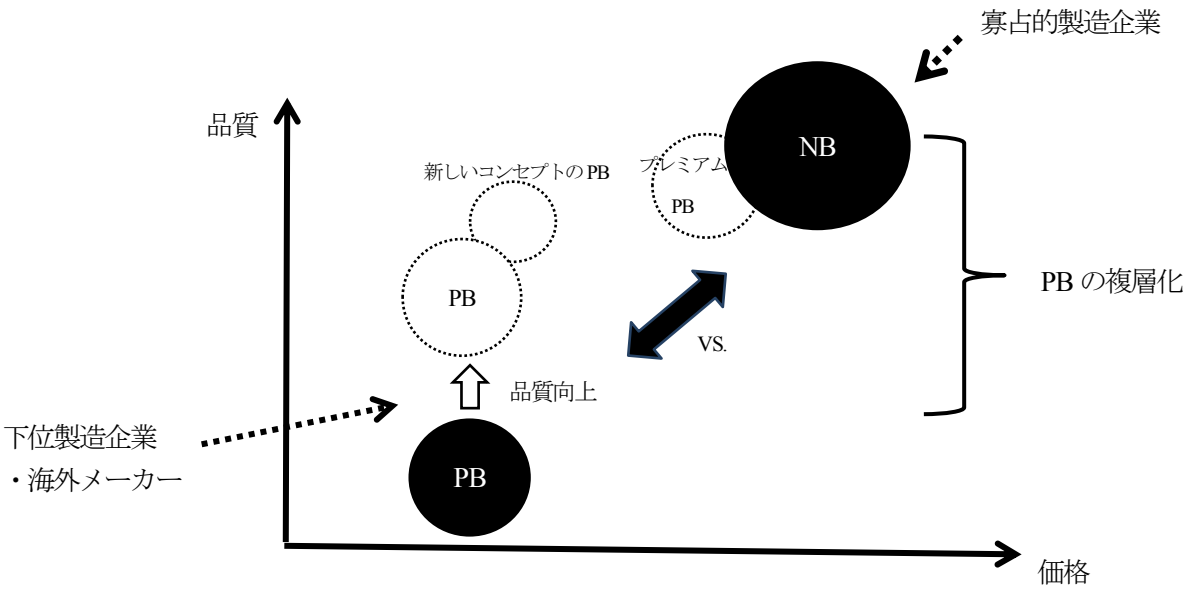

参考文献

(1) Aaker,D.A.(1991),*Managing Brand Equity*.（陶山計介他訳『ブランド･エクイティ戦略』ダイヤモンド社，1994 年）

(2) Ailawadi,Kusum L. and Kevin Lane Keller (2004),“Understanding Retail Branding, Conceptual Insights and Research Priorities,”*Journal of Retailing,*80(4),331-342.

(3) Ailawadi,Kusum L. Koen Pauwel, and Jan-Benedict E.M.Steekamp (2008),“Private-Label Use and Store Loyalty,”*Journal of Marketing*,72(November),19-30.

(4) Bauer,R.A.(1967).”Consumer Behavior as Risk Taking,”pp.23-33 in D.F.Cox (Ed.) *Risk Taking and Information Handling in Consumer Behavior*. Boston,MA:Harverd University Press.

(5) Bellizzi, J. A., H. F. Krueckeberg, J.R. Hamilton and W. S.Martin (1981),"Consumer Perceptions of National, Private, Generic Brands, "*Journal of Retailing,* 57 (Fall), pp.56-70.

(6) Bettman,James R.(1974),”Relationship of Information - Processing Attitude Structures to Private Brand Purchasing Behavior,” *Journal of Applied Psychology*, 59(1),pp.79-83

(7) Burt, Steve and Keri Davies (2010),“From the retail brand to the retail‐er as a brand: themes and issues in retail branding research”，*International Journal of Retail & Distribution Management*、Vol.38,issue 11/12.pp.865-878.

(8) Cook, V.J. and T.F. Schutte (1967), *Brand Policy Determination*, Allyn and Bacon.

(9)Dunn,M.G.,Murphy,P.E. and G.U.Skelly (1986),"Research Note: The Influence Perceived Risk on Brand Preference for Supermarket Products", *Journal of Retailing*,62,(Summer),pp.204-216.

(10) Hoch,S.J. and S.Banerji (1993),"When Do Private Brand Succeed ?",*Sloan Management Review*,(Summer),pp.57-67.

(11) Hoch, S.J. (1996),"How Should National Brands Think about Private Labels?", *Sloan Management Review*, (Winter), pp.89-102.

(12) Hyman,Michael R ,Kopf,Dennis A and Lee,Dongdae (2010),“Review of literature ‐ Future research suggestions: Private label brands: Benefits, success factors and future research”,Journal of Brand Management March 2010, Volume 17, Issue 5, pp. 368‐389

(13) Kumar, Nirmalya and Jan-Benedict E.M.Steemkamp (2007), *Private Label Strategy*, Harvard Business School Press.

(14) 宮下雄治（2011）「PB に対する消費者の知覚リスクと商品評価」『季刊マーケティングジャーナル』第 121 号、pp.81-86。

(15) Morton,Fiona Scott and Florian Zettelmeyer(2004),“The Strategic Positioning of Store Brands in Retailer‐Manufacturer Negotiations",*Review of Industrial Organization* March 2004, Volume 24, Issue 2, pp.161‐194

(16) 大野尚弘（2010）『PB 戦略　その構造とダイナミクス』千倉書房。

(17)Olson, J. C. & J. Jacoby, (1972).,“Cue utilization in the quality perception process”, In: M. Venkatesan(Ed.), *Proceedings of the Third Annual Conference of the Association for Consumer Research*, pp.167-179. Association for Consumer Research, Iowa City

(18) Porter,M.E. (1976), *Interbrand Choice, Strategy, and Bilateral Market Power,* Cambridge,Mass.:Harvard University Press.

(19)Quelch, J.A. and D.Harding.(1996),"Brands Versus Private Label: Fighting to Win", *Harvard Business Review*, (January-February),pp.99-109.(千野博訳「ナショナル・ブランド vs.プライベート・ブランド」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』1997 年 2 月-3 月，pp.106-118.)。

(20) Richardson,P.S., A. S. Dick and A. K. Jain.(1994),”Extrinsic and Intrinsic Cue Effects on Perceptions of Store Brand Quality,” *Journal of Marketing,*58(October),pp.28-36.

(21)Richardson,P.S.,A.S.Dick and A.K.Jain.(1995),”Household Store Brand Proneness: A Framework,” *Journal of Retailing*,72(2):pp.159- 185.

(22) 田村正紀 (1996) 『マーケティング力ー大量集中から機動集中へ』千倉書房。

(23) 矢作敏行編著 (2014)『デュアル・ブランド戦略　NB and/or PB』有斐閣。

[1] イオンのPB商品であるトップバリュの開発は、価格を訴求したベストプライスだけではなく、素材、製法にこだわったトップバリュセレクト、環境に配慮した商品やオーガニック商品などの開発も行われている。(https://www.topvalu.net/ を参照されたい)。
[2] 知覚リスクとは、固有のリスク(inherent risk)と処理されたリスク(handled risk)の構成概念である。固有のリスクとは、消費者が製品クラスに対して抱く潜在的なリスクである。処理されたリスクとは、消費者が通常の購買状況で製品クラスからブランドを選択する時、招くコンフリクトの大きさである(Bettman, 1974)。また、知覚リスクは、Bauer(1967)によって、マーケティングに応用された。
[3] Richardson, Alan,Dick and Jain.(1995)によれば、「親しみ(familiarity) 」がもっともPB商品の購入に影響していた。
[4] Bettman(1974)は、アスピリン、マーガリン、紙タオルについてPB商品とNB商品（PBではない商品と呼んでいる）で消費者の態度とさまざまな変数（人口統計学、知覚リスク、商品品質、情報に関連する変数）の関係を実証している。
[5]彼らは、NB、PB、ジェネリクについて、消費者がこれらをどのように知覚しているかを33の項目について5点尺度を用いて調査している。
[6] Richardson, Alan, Dick and Jain（1995）を参照されたい。
[7] 品質の手がかりについては、Olson and Jacoby（1972）を参照されたい。彼によれば、品質の手がかりは、どのようなものでも実際の物的属性（内在的手がかり）と、物的属性とは別の商品に関連した属性（外在的手がかり）によって分けて考えられる。
[8] Richardson, Alan,Dick and Jain（1995）の論文では、PBではなく、ストアブランド（SB)という表現が用いられている。
[9] 我が国におけるセブンプレミアムの成功事例も、それは商品の品質の確かさだけではなく、製造企業名を開示することによる出所表記、そしてセブン&アイグループの信頼があるからこそ得られたものである。
[10] PB開発の失敗は、大量在庫の処分という形で顕在化する。さらに、PB商品の品揃えを増やすことが、NB商品の品揃えを削ることになり、その結果、消費者の来店動機を失う場合や品揃えの乏しさを連想させることによる店舗イメージの悪化を招く恐れもある。すなわち、PB開発は、流通企業にとって期待される成果の逆効果が生じるリスクがある。
[11] 嗜好品にPBは登場しにくいという指摘もあったが、米国でたばこのPB が登場したことが話題となった。
[12] 消費者が商品のブランド（商標）をほとんど意識しない商品をコモディティという（田村,1996）
[13] セブンプレミアムは、PBとしては後発でありながら、1兆4千億円を売り上げる小売のブランドに成長した。その原動力は、NB商品を生産する寡占的製造企業の商品供給によるところが大きい。
[14] コンビニ向けのPB商品には、有力メーカーとの共同開発商品であるとパッケージに明記されている。
[15] セブン-イレブンジャパンは、高価格帯のプライベートブランド（PB)商品を拡充する。セブンプレミアムゴールドを2019年度中に50種類以上にする方針。「質の高い商品を断続的に販売し、価値を訴えていく」（セブン-イレブンジャパン高橋広隆商品本部長)。また、弁当や総菜、麺類などのラベルで、糖質や食物繊維、食塩相当量などの表示を始めた。含む栄養成分がわかりやすくし、利用客の健康志向に応える。『日経MJ』2019年9月23日。
[16] メーカーレベルの品質チェック体制を採るためにイオンは生活品科学研究所設立した『日経MJ』2013年2月25日)。
[17] 「(独りで食べるには）容量が大きい」、「袋から出すと賞味期限がわからなくなる」、「注ぎ口が広く、少量注ぐのに不便」などの商品に対する不満や不便さがPB開発のアイディアとなってきた。
[18] 良品計画の商品開発が代表例である。

リアクションから探る公民科教育法について
－需要曲線と軽減税率に対する理解を通して－

奥井　めぐみ

Investigating Education Act for Civics with Reaction Papers of High School Students
－Through their Understanding of Demand Curve and Reduced Tax Rate－

Megumi OKUI

要　約

本研究は、高校社会科公民科政治・経済科目を意識した高校生向け模擬授業を紹介し、受講した高校生のリアクションペーパーから、公民科教育法を踏まえた公民科の教え方に関する考察を行うものである。具体的には2018年度、2019年度に、同じ高校に所属する高校生に対して行われた「需要を考える」というテーマの模擬授業の内容を紹介し、リアクションペーパーの内容から、高校生の理解度や興味関心のある事をまとめた上で、高等学校公民科で、経済学の専門知識を身近な経済社会と結びつけて考えさせる授業を提案する。授業では、専門知識を踏まえた上で、消費税増税と軽減税率について自分なりの意見を持つことを目的の一つとする。消費税増税1年前の2018年度と増税直前の2019年度のいずれの年も、受講した多くの高校生に、「軽減税率」「効率性と公平性」が印象に残ったことが示された。また、記述の内容から、経済学の学びが実社会につながっていることについて改めて感じたとするコメントも観察された。公民科教育法の意図するところを踏まえると、授業の中で高校生の身近な内容を専門的な視点から説明することが有効であることが示された。
（493文字、500字以内）

キーワード：高等学校公民科、政治・経済科目、リアクションペーパー、需要曲線、軽減税率（５つまで）

1.　はじめに

本研究では、高等学校公民科の政治・経済科目の指導要領を踏まえ、政治・経済科目の授業の一例を提案するものである。具体的には、高校生に対して行った模擬授業のリアクションペーパーの内容を分析し、高校生の理解度や授業の影響を確認する。模擬授業のテーマは「需要を考える」であり、需要曲線の導出、需要の価格弾力性、消費者余剰について説明した上で、軽減税率の有効性について考えてもらう。

特に、本研究で提案する授業は、高等学校公民科政治・経済科目の性質としてあげられる「正解が一つに定まらない現実社会に見られる複雑な課題を把握し，課題を追究したり解決に向けて構想したりする学習に取り組む。このような学習を通して，自立し，主体的に生きる国民主権を担う公民として他者と協働して，現実社会の諸課題の解決策を構想し，それを表現して他者に伝え意見を取りまとめて合意を形成していくことができる資質・能力を育成する（「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」P121,4段落4行目～8行目）」点を実現することを目的としている。

リアクションペーパーを分析した結果より、授業で高校生が印象に残った内容として、2018年度、2019年度ともに「軽減税率」「消費税増税」「増税と財の関係」「効率性と公平性」が多く挙げられ、こちらが伝えたかったことが高校生にもしっかりと伝わっている感触を得た。さらに自由記述の内容からは、軽減税率という政策について、専門知識を踏まえつつ、自分なりの意見を展開するといったものが観察された。したがって、高校生にとって身近な内容を、経済学の専門的な知識に基づいて解説する授業は、公民科政治・経済科目の性質を踏まえた有効なものであるといえる。

2.　高等学校公民科政治・経済科目の教育

2.1節では、高校社会科公民に関する平成30年の告示内容について示し、2.2節では、近年の社会科教育に関する研究を示す。

2.1 模擬授業のテーマと文部科学省の高等学校公民科指導要領

本節では、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」に基づき、公民科政治・経済科目の目的と学ぶ内容を確認する。そして、今回の模擬授業との関連を明確にする。

科目の性格は、「学習の積み上げという観点，社会とのつながりという観点から，社会で判断を迫られるであろう，正解

が一つに定まらない現実社会に見られる複雑な課題を把握し，課題を追究したり解決に向けて構想したりする学習に取り組む。このような学習を通して，自立し，主体的に生きる国民主権を担う公民として他者と協働して，現実社会の諸課題の解決策を構想し，それを表現して他者に伝え意見を取りまとめて合意を形成していくことができる資質・能力を育成するもの（P121、4 段落 2 行目～8 行目）」であり、科目の目標は「社会の在り方についての見方・考え方を働かせ，現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して，広い視野に立ち，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す（P122、2 段落）」である。今回提案する模擬授業は、まさに経済学の基礎理論を踏まえた上で、税制の在り方という答えのない問について自分の意見を考えさせることを目的としている。また、選挙権が 18 歳以上になり、高校生の一部も有権者である現在、税制という国政に大きくかかわる問題について、その背景を理解し、専門知識に基づいて考え、自分の意見を持つことが非常に重要になる。

今回の授業と関連する政治・経済科目の内容は「現代日本の政治・経済」の「（イ）経済活動と市場、経済主体と経済循環，国民経済の大きさと経済成長，物価と景気変動，財政の働きと仕組み及び租税などの意義，金融の働きと仕組みについて，現実社会の諸事象を通して理解を深めること」「（ウ）市場経済の機能と限界，持続可能な財政及び租税の在り方，金融を通した経済活動の活性化について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること」（P128～129、囲い部分）がある。特に、今回の授業は「経済活動と市場」の需要曲線、「持続可能な財政及び租税の在り方」と関連する。

ここで、実際に高校で使用されている公民のテキストより、これらの内容がどのように扱われているかを確認する。今回は、第一学習社の「高等学校改訂版政治・経済」（2017 年）を参照する。需要曲線については、P127 の「3　市場の機能と分析」で供給曲線とセットで示され、市場での価格と取引量の決定の枠組みを説明することが中心となっている。今回の授業で扱った需要曲線の導出については説明がなく、「財の価格が低下すると需要量は増大する」という記述にとどまる。一方で、財の価格弾力性については説明があり、生活必需品や代替品がない財の価格弾力性が小さく、ぜいたく品や代替品がある財の価格弾力性が大きいことは示されている（P128 ）。

今回の授業は価格弾力性と消費税増税との関係にまで話を広げているが、P147 からの「7　財政のしくみとはたらき」で、消費税の導入と、逆進性の問題が指摘されている（P150）。逆進性の注には、「所得の格差を考慮せずに市立に課税すると、所得が低くなるほど所得に対する税制の割合が高くなり、負担が重くなること。逆進性を緩和するために、生活必需品に対する付加価値税に軽減税率を適用している国が多い」とあり、今回の授業で取り上げた軽減税率は、重要用語として太字で高校のテキストで示されている。ただし、消費税の逆進性の問題に関しては、小塩（2012）が指摘する「食料品の税率を引き下げても、そのメリットは高所得層にも及ぶ。公平性を追求する方法としては、これは効率的とはいえない。諸外国における複数税率も制度的な経緯を背景としており、再分配効果を当初から意図したものではないとされる（P105,3-6 行目）」という視点が抜けている。

尚、2022 年度以降に導入する高校の学習指導要領では、選挙権年齢の 18 歳への引き下げを踏まえ、「現代社会」が廃止され「公共」が新設された。「公共」では法律や経済の仕組みに加え、社会保障の現状などを学び問題点を理解する（日本経済新聞 2016 年 6 月 27 日「高校の『現代社会』廃止、『公共』を新設　中教審案次期指導要領」より）。そこで、「公共」科目についても、「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説公民編」より、目標を確認する。選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたこと、また 2022 年度からは成人年齢が 18 歳に引き下げられることを受け、今後、高校生が積極的に社会に関わる機会が増える。「公共」の目標は、この変化を受けて、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ，現代の倫理，社会，文化，政治，法，経済，国際関係などに関わる諸課題を追究したり解決したりする活動を通して，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力（P29、囲い部分）」を育成することとする。この「公共」は公民の必修科目とされることから、文部科学省が重視していることが窺える。また、そのために身に付ける知識・技能として「財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，市場経済の機能と限界（P50、囲み部分（ウ））」が含まれている。その内容は、「公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること，市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること（P67、2 段落 1 行目～4 行目）」とあり、今回行った模擬授業の内容と重なる。そのため、今回の授業は、「政治・経済」科目だけでなく、「公共」科目の 1 単元としても応用できる可能性がある。一方で、重松（2016）は、新科目「公共」について、その位置づけや構成内容理論がいまだにはっきりしていないことを指摘していることから、本研究で取り上げる体験授業は、あくまで「政治・経済」科目の例として取り上げることとする。

2.2 社会科教育に関する先行研究

本研究は社会科教育の実践研究に位置付けられるが、社会科教育の実践研究については、ここ数年は毎年、日本社会科教育学会が学会誌で掲載している「社会科教育における実践研究の動向」で外観できる。2015 年度については、山本（2016）が、2015 年に開催された「第 65 回全国研究大会では、149 本の自由研究発表が行われた。そのうち、初頭教育と中等教育を対象とした実践研究は、97 本であった」とし、実践研究が報告の約 3 分の 2 と多くを占めることを示しているが、校種別では、このうち 27 本が高等学校で、「地理が 2 本、歴史が 13 本（略）、公民が 9 本（現代社会 5 本、倫理 3 本、政治・

経済 1 本)」であり、公民の政治・経済科目についての実践研究は非常に少ないことがわかる。2014 年度については、田中（2015）が実践研究として取り上げた研究は 131 本で、このうち公民科に関するもの 25 本であるが、公民科の各 3 科「公共」「倫理」「政治・経済」のいずれを取り上げた研究かの内訳はわからない。

本研究では高校の公民を対象としているが、山本（2014)は、中学校の授業の例として、今回の模擬授業でも取り上げた「効率」と「公平」について取り上げている。ここでは、アメリカで「消防」が民営化されたために、家が火事になっても会費を払っていないと消化してもらえない、というケースを取り上げ、「効率」と「公平」を考えさせる授業となっている。その際、公的部門が提供する財は税金を財源にしているという話にも及ぶことで、税金について意識させる内容となっている。中学校の授業ではあるが、高校公民の、政治・経済学科よりの授業と言える。山本も「生徒たちがやがて学習する経済単元では『規制緩和』や『税と社会保障』など、『効率』と『公平』に視点をあてて教材化することが多い。したがって今回のような学習を、経済単元の導入として位置づけることも可能」と結論付けている。

高校公民科政治・経済科目としては、田中(2014)の寡占を扱う授業の研究がある。この研究では「高等学校公民科において、選択肢や評価基準が複数存在する多基準意思決定問題や不確実性をもつ問題に対する意思決定学習研究は数少な」いことを鑑み、「『囚人のジレンマ』モデルのシミュレーションをとおして、仮説と検証を繰り返すアブダクション[i]のプロセスから二社の行動を探求させる授業を構成」している。今回の模擬授業は、経済の専門知識を活かして実社会の軽減税率について考えさせる、という点で実社会との接点が明確にされているが、この研究で扱う授業も、答えのない実社会の問題を考えさせるという点で目標設定が近い。

川口（2015）は、2014 年度の社会科教育における理論研究をサーベイしており、2014 年度も理論研究は実践研究よりも少なく、28 本である。この中で本研究とかかわるのは、高等学校公民科政治・経済科目の授業として提案された、猪瀬(2014)の研究である。川口は、この研究を「変革的・創造的研究」、すなわち、「『どうすべきか』『なぜそうすべきか』を追求する研究」のうち、「事実の創造を通した理論の変革・創造を行う研究」と位置付けている。提案する授業が「農業学習に経済教育として捉え直し，厚生経済学＝新古典派経済学の経済的見方を農業学習に適用」し、子どもによる意思決定を中心に授業を組み立てている点を評価する。実際、猪瀬（2014）は、新古典派経済学がむやみに市場に任せることを主張するものではなく、再分配政策に重点を置いているとして、「農業に関しても有効な政策提言がなされ，合理的で公正な思考判断を促してきた」ことを踏まえた上での授業提案を行っている。経済学は望ましい資源配分を考える学問分野であるという本質に立ち戻ると、この「合理的（ないしは効率性）」と「公正」は避けて通れない話であるといえる。

今回の模擬授業テーマと非常に近いものを扱った研究としては、田中（2016）が、高校 2 年生「政治・経済」「第 2 節現代社会のしくみ財政のしくみと機能」の中で「消費税の軽減税率の導入」を事例とし、知識構成型ジグソー法を応用した授業実践の紹介がある。この授業では、「日本の消費税と軽減税率導入の特徴や目的を明らかにし、負担と配分の視点から社会保障、所得の再分配について理解する」、「各国の消費税と軽減税率についてその特徴を理解し、日本の消費税軽減税率の導入について、各国の方法と比較し考察する」、の 2 点を目的としている。この実践では、軽減税率を取り上げているものの、一般的な知識から高校生に軽減税率について考えさえるという点が、本研究で行った授業と異なる。高校生が自分の考えを持つ場合に、何かしらの理論的なよりどころがないと、感情的な意見になってしまう恐れがある。ここ最近、先進諸国で問題となっているポピュリズムはまさにこの問題であろう。今後有権者となる日本の高校生には、安易に扇動されずに自分の意見を持ち、専門知識に裏付けされた判断を行うことが期待される。今回の授業では、需要曲線という経済学の専門知識を理解させた上で、高校生に自分の意見を考えさせているという点で、専門知識に基づいた判断をするための手助けになると考える。

3. 模擬授業の概要

本節では、模擬授業の概要について説明する。

3.1 授業位置づけ

この講義は、2018 年度と 2019 年度にそれぞれ 1 回ずつ、高校の進路ガイダンスの一環として行われた。開催時期は高校が夏休みに入った直後の 7 月下旬である。内容については、ガイダンスのコーディネートを担当した業者からは「経済学部の実際の授業内容・雰囲気が感じ取れる模擬授業」で、「進路選択のきっかけとなるよう、生徒にわかりやすく、より興味を持てる内容」で対応してもらいたい旨の連絡を頂いている。また、高校側より「商業高校という特徴から、経済の基本ではなく、少しレベルを高くお話しいただきたい」との要望もあった。高校生には大学の講義の雰囲気を知ってもらうため、70 分授業であり、高校生の模擬授業としては長めになっている。

以上の要望を受け、これらの模擬授業は、高等学校公民科政治・経済科目の応用授業をイメージし、高校で学んでいる内容から大学で学ぶ内容の橋渡し的な授業となるような内容とした。タイトルは、「需要を考える」であるが、具体的には、①需要関数の導出、②需要関数の形状が財によって異なることを示す、③需要曲線の形状により増税が消費者の利得に与える影響が異なる、④軽減税率の有効性について考える、という流れで展開した。

この授業の目的は、生徒に需要曲線に関する経済学の専門知識を踏まえさせた上で、軽減税率という身近な制度の是

非をについて考え、自分なりに意見を持ってもらうことにある。

3.2 模擬授業の対象高校生と商業科科目

2018 年度、2019 年度とも、授業の対象は、北陸の同一の公立商業高校の 2，3 年生である。受講者の数は、2018 年度は 2，3 年生 43 名、2019 年度は同 33 名である。受講者は商業科の生徒であり、商業科の科目には「ビジネス基礎」「ビジネス経済」が含まれていることから、ほとんどの学生は、「需要」「供給」「効用」といった経済学の専門用語をすでに知っていた。

ここで、商業科の経済系科目について示す。商業科の経済系科目としては、「ビジネス基礎」と「ビジネス経済」「ビジネス経済応用」が挙げられる。2018 年度の学習指導要領改訂では、「ビジネス経済」と「ビジネス経済応用」の一部が「グローバル経済」という科目に、また、「ビジネス経済応用」の企業経営、ビジネスの創造に関する部分が「ビジネス・マネジメント」に変更された。各経済系の科目について、概要を示す。文部科学省の平成 22 年「高等学校学習指導要領解説　商業編」より、「ビジネス基礎」の目標は、「ビジネスに関する基礎的な知識と技術を習得させ，経済社会の一員としての望ましい心構えを身に付けさせるとともに，ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育てる（P11、3 段落目囲み部分）」とある。この内容で、今回の授業と関連する部分は、「経済と流通の基礎」にある「経済の基礎」で、ここで「土地，資本，労働力といった生産要素の希少性，経済主体の役割，トレード・オフと機会費用及び生産・流通・消費などの経済活動の循環について理解させる。（P14、2 段落、「ア　経済の基礎」）」と明記されている。「ビジネス経済」については、「ビジネスに必要な経済に関する基礎的な知識を習得させ，経済の仕組みや概念について理解させるとともに，経済事象を主体的に考える能力と態度を育てる（P35、2 段落囲み部分）」という目標が掲げられる。この内容で、今回の授業と関係するのは「需要と供給」の「需要の概念と需要の変化」である。その具体的な内容としては、「ここでは，需要の概念，価格や所得と需要の関係，限界効用の逓減，需要の弾力性，所得効果及び代替効果について理解させる（P36、4 段落）」とあり、これは、大学のミクロ経済学で学ぶ内容と重なる。2019 年度の講義では、講義で紹介する前から、学生から「限界効用逓減の法則」と言う言葉が聞こえてきており、こういった知識は「ビジネス経済」で学習されているとわかる。ただ、需要の価格弾力性については扱っているが、財の種類によって形状が異なることや市場の余剰分析に関する説明は、「ビジネス経済」の範囲外となっているようである。

「ビジネス経済応用」の目標は「ビジネスに必要な経済に関する知識を習得させ，経済社会の動向について理解させるとともに，サービス経済社会に適切に対応する能力と態度を育てる（P38、3 段落囲み部分）」とある。この科目の内容には、今回の授業と関連する部分はない。平成 30 年改訂後の「グローバル経済」では、今回の授業と関連する部分として「市場の役割と課題」を扱っているが、この単元では、需要曲線が登場するが、市場の均衡分析が中心となり、需要曲線導出を扱っているわけではない。

以上より、今回の体験授業を商業科科目に照らし合わせると、受講した高校生にとっては「ビジネス経済」の延長上にあるといえる。

3.3 模擬授業の構成

以下、表 1 に模擬授業の構成を示す。

表 1　模擬授業の構成

目次	内容	2019 年度変更点
イントロダクション	目的、目次の提示	消費税増税が社会保障費として使われること、軽減税率とはどのような制度か、を最初に説明した。
経済学とはどのような学問分野か	望ましい資源配分を考える学問分野 公平と効率の両方を考える必要性	
需要とは何か		
消費者の需要量の決定	限界効用逓減から需要曲線の導出 限界効用逓減を体感してもらうため、ワークをしてもらった	
消費者余剰について	消費者の利得部分を消費者余剰という	
財による需要の価格弾力性の違い	日用品は需要曲線が垂直、ぜいたく品は需要曲線が水平になる	家計調査と消費者物価指数より、さまざまな財の需要曲線を示した。
消費税増税と軽減税率	増税により価格が上昇すると、どのような財で消費者余剰の減少が大きいかを考える	軽減税率を導入している先進諸国の国際比較を示した

まとめ		

※授業は赤木博文『コンパクトミクロ経済学第2版』（新世社）第2章、2017年を参照した。

4. 模擬授業に対する高校生のコメント分析

本節では、2018年度と2019年度のそれぞれについて、リアクションペーパーのコメントの内容をまとめた結果を示す。

4.1 2018年度模擬授業

2018年度模擬授業終了後のリアクションペーパーより、「本日の講座を受けて特に大切だと感じたこと・分かったこと等があれば書いてください。」の欄に記入された内容を集計した結果を図1に示す。

図1

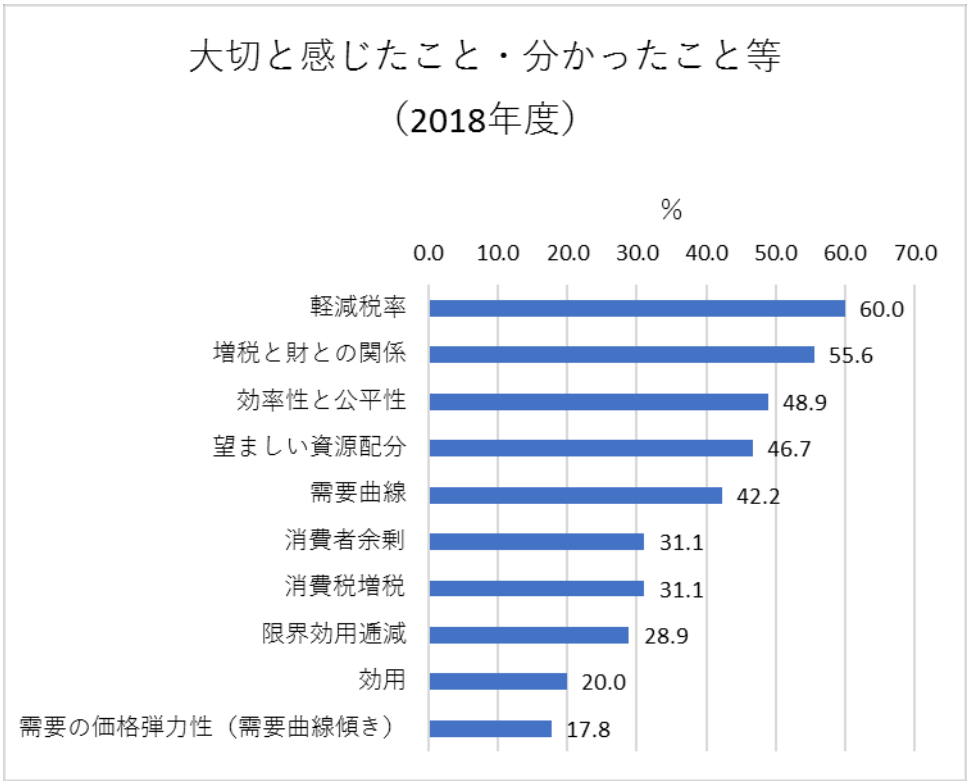

図1では多くの高校生が記述していた内容順に示している。回答者は45人である。一番多くの高校生が挙げていたのが、「軽減税率」（60.0%）、続いて「増税と財との関係」（55.6%）であり、本講義のメインテーマについて半分以上の学生が興味を示してくれたことがわかる。「軽減税率」については「知らなかった」という意見もあった。また、講義冒頭で説明した、経済学とは「望ましい資源配分」（46.7%）を考える学問分野であること、経済学で政策を提言する際には「効率性と公平性」（48.9%）の両方を考える必要があると説明したことも、印象深く残っていたといえる。

以下、個別のコメントを取り上げる。

この模擬授業の狙いは、単純に需要曲線を導出するだけでなく、需要曲線の傾きによって増税したときの社会的余剰が異なることを理解させ、2019年10月から導入される軽減税率は効率性の側面から見ると望ましくないものである、と気づかせる点にある。それによって、経済学の基礎的学習内容が実社会と結びついていることを知ってもらう。こちらの狙いが奏功したと感じるコメントとしては、次のようなものが得られた。

- 消費税の税収率と需要曲線がこんなに密接に関係していることを初めて知りました。普段当たり前に思っている税金のことなどを、自分達の消費行動と一緒に考えて、すごく身近に感じられておもしろかったです。
- 経済学というものは、難しくあまり自分とは直接関係していない気がしていたけど、意外に身近にあふれていることがわかりました。
- 日用品などは消費税が引き上げられれば、より多くの税を得ることができるが、ぜいたく品などは消費税が引き上げられると、価格が今までよりも高くなるため私たちがぜいたく品を買う回数も減るのではないだろうか。そうなれば、ぜいたく品から得られる税収が、増税前よりも減少することになり、消費税を10%に引き上げてもあまり税収は増え

ないのではないだろうかと疑問に思った。

また、限界効用逓減を理解させるために、夏ということもあり、高校生にとっても身近なラクトアイス（具体的な商品名を示した）を１つ、２つと消費を増やしていった際の最大支払っても良い金額を記入してもらった。それに関するコメントとして、

- 例えば「限界効用」について、そういうことか！と分かりました。教科書では、難しく書いてあってよく分からないことを、実際に自分の立場になると、とても分かりやすい、感じやすいと思いました。これから、勉強のやり方を変えてみようと思いました。

がある。
軽減税率については、増税 1 年前ということもあり初めて知ったという声も多かった中、次のような意見も得られた。

- 増税と軽減税率にもいろいろな人の考えがあり政治家は大変なんだなと思いました。国民のためか、人のためかをしっかりかんがえなければいけない。

国民も人も両方「人」ではあるが、おそらく、政策について、国の将来的な存続を考えて決定するのか、あるいは個々人のことを考えて決めるのか、ということを表現したかったのではないか。
今回の講義では、消費者の行動にのみ焦点を当てていたが、生産者にまで思いをはせた次のようなコメントもあった。

- 消費税増税により消費者余剰は減っていき、生活必需品以外の商品は売れなくなっていくので、将来衰退していく事業が増えていくのではないかと思いました。

経済学は望ましい資源配分を考える学問分野であると冒頭に説明したが、

- 学びの目的として、人々の生活を豊かにすることが掲げられており、豊かな生活の定義は何だろうと疑問に思いました。

という、こちらが考えさせられるようなコメントもあった。
すでに「ビジネス経済」等で学んでいた内容であるため、次のようなコメントもあった。

- 今まで経済学というのは計算とかだと思っていました。今まで（高校名）で授業で受けてきたことが経済学なのだとわかりびっくりしました。
- 高校の授業でやったようなことをさらに学ぶことができ、ためになることをたくさん学ぶことができた。
- 商業経済検定で経済のことは少し勉強していましたが、今回の授業でより詳細に知れてよかったです。

2018 年度模擬授業では、人間にとって何が一番大事かというエピソードを話した。これは、とある地銀頭取が講演の場で、「人間にとって大事なものは、若い人は愛とかいうが、実際は命の次に大事なのはまずお金だ」、と言っていたことを紹介したものである。それを受けて、コメントとして

- 人間にとって大事。1 位命、2 位金。

というものもあった。細かいところまでよく話を聞いてくれているという印象を受けた。
2018 年度は「本日の講座を受けてもっと知りたかったことがあれば、書いてください。」という欄もあった。こちらの回答は任意であったが、45 名中 24 名の記入があった。そこでの内容をまとめると、図 2 のようになる。

図 2

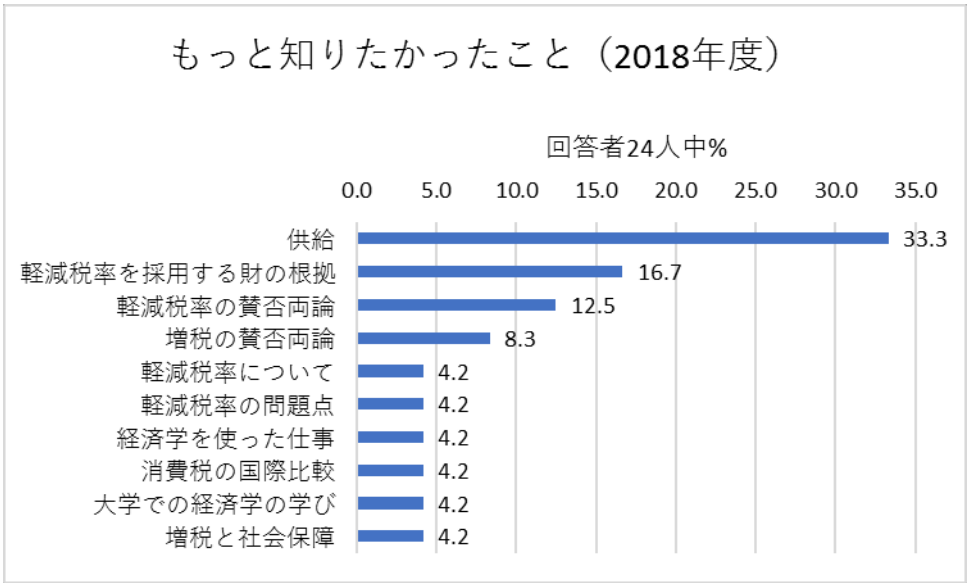

図 2 より、供給についても知りたかったという意見が最も多かった。これはすでに高校の授業で経済学について学んでおり、経済が需要と供給から成り立つことを知っているためであろう。また、軽減税率の賛否両論にどのようなものがあるか、軽減税率を採用する財の根拠は何か、軽減税率の問題点は、といった軽減税率に関係するものも多く見られた。併せて増税の賛否両論についても詳しく知りたいという声もあった。

特に、軽減税率により作業が複雑になる点については、

- 軽減税率によって、外食の場合とテイクアウトの場合で税率が変わるとき、お店側の人達からしたらややこしくならないのかなと不思議に思いました。

という意見があった。

増税については、

- 以前、消費税が 5%から 8%に引き上げられたが、私たちの生活が豊かになるような変化はあまり見られなかったが、10%にさらに引き上げられたらどうなるのか気になった。

という意見が得られた。

一方で、今回の模擬授業の内容に物足りなさを感じたという以下のような意見もあった。

- もう少し深堀りした話を聞きたかった（9 割ほど「ビジネス経済」で学習したので・・）

確かに、3.1 節で示したように、商業高校のビジネス経済の内容は、公民科の政治・経済科目以上に、今回の授業と内容が重なる部分が多い。

また、

- 日本以外の国がどのように消費税をかけて効率よく公平に税金を集めているのかが気になりました。
- 生活保護の金額や、年金などは増税によってどんな影響がありますか？

という意見もあり、国際比較、増税と社会保障との関係についても説明が必要であったと反省した。これらの反省点は 2019 年度の体験授業で活かした。

4.2 2019 年度模擬授業

本節では、2019 年度の模擬授業のリアクションペーパーの内容について示す。2019 年度は 2018 年度とリアクションペーパーの項目がやや異なっており、上半分はメモ欄、下半分は「本日の講座を受けて特に大切だと感じたこと・分かったこと等があれば書いてください。」となっている。ここでは、2018 年度のリアクションペーパーと同じ質問項目であるこの後半部分についてまとめるが、2018 年度はメモ欄が無かったため、「本日の講座を受けて特に大切だと感じたこと・分かっ

たこと等」を記述する欄に箇条書きで講義の内容を示すケースが少なからず見られたが、2019 年度はほとんどの学生が文章で感想文的に記入していた。

図 3 に、「本日の講座を受けて特に大切だと感じたこと・分かったこと等があれば書いてください。」の欄に記入されていた内容を集計した結果を示す。

図 3

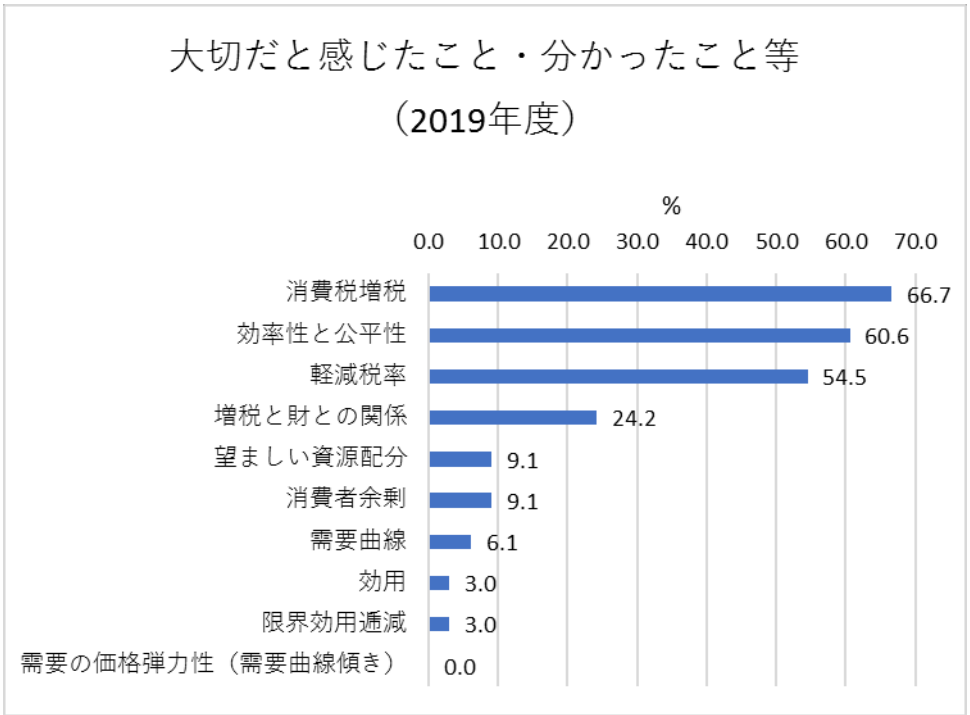

2019 年度では、コメント欄で最も取り上げられた内容は「消費税増税」（66.7%）、続いて「効率性と公平性」（60.6%）であった。「軽減税率」も 54.5%で上位である。今回、「増税と財との関係」や「望ましい資源配分」「需要曲線」「限界効用逓減」といった、専門的な内容についてあまり記述が無かったのは、印象に残らなかったから、というよりは、リアクションペーパーの形式が変わり、これらの専門用語についてはメモ欄に記入し、「大切だと感じたこと・分かったこと等」欄にはこれらを踏まえて自分なりに体験授業の内容を消化した上での記述を行ったことが大きく影響していると考えられる。

以下、個別のコメントから主なものを引用する。

まず、経済学を身近に感じてもらえたことが実感できるコメントに次のようなものがあった。

- 経済学の授業をはじめて受けましたが自分の身近にあることからも学ぶことができて楽しかったです。
- 経済学を学びたいと思っていてもあまり調べようとしていなかったのでこれからは新聞やニュースをみたりしてもっと経済について知っていきたいと思いました。
- 身近なできごとを経済学で知ることができて楽しかった。増税の理由を深く考えたことはなかったが、今日の講義を通して政治についても興味がわき、政治と経済学はつながっているんだと知った。
- 経済学とはとても難しそうに見えて、実際の社会に関連がとても強いので、勉強を徐々にしていくにつれて、テレビでやっているようなニュースも少しずつ、理解できるようになって楽しそうだなと思いました。

以上の記述より、2018 年度に比べ 2019 年度の方が、経済学と実際の社会とのつながりについて、強く感じたとするコメントが目立つ。取り上げた消費税増税が、目前に迫っていたことも影響していると予想される。

今回は、消費税が何に使われるのか、という点について、社会保障と税の一体改革についても触れたが、この点についても次のような記述があった。

- 消費税増税がなぜ行われるのかをまず知らなかった。
- 消費税が増税するのは知っていましたがそれが何につかわれるかは知らなかったし軽減税率という言葉は聞いたことがあってもどんなものなのか知らなかったので今回学ぶことができてよかったです。
- 増税の理由を深く考えたことはなかったが、今日の講義を通して政治についても興味がわき、政治と経済学はつながっているんだと知った。

- 国の社会保障を維持するためには、消費税の増税は私も必要だと思います。
- 消費税 10%にするのは今まで賛成意見ではなかったけど、今日の講座を聞いて社会保障のためなので理解すべきだと見直しました。
- 消費税が 10%に上がることは知っていたけど、使い道までは知らなかったです。
- 消費税が上がるということだけ知っていたので、社会保障の維持に使われることに驚きました。

財によって異なる需要の価格弾力性について触れたコメントは、2019 年度は少なかったが、次のようなものがみられた。

- たばこや酒などの体に悪いぜいたく品も増税してもあまり消費量が変わらないことに少しショックを受けました。それらの消費量を減らすためには、どのようなことが必要なのかなと考えるきっかけになりました。

2018 年度の講義の内容を踏まえて、2019 年度は消費税や軽減税率の国際比較の表も提示したが、これに対して興味を示したコメントもあった。

- 国際比較をした結果、国の間でも効率性、公平性の価値観の違いが生じているということも知ることができた。

経済学と政策決定との関係については、次のようなコメントがあった。

- どれだけ増税しても、制度を変えても全員が納得することができない中で、多くの人に賛成してもらえるような答えを出さなければいけないのは大変だと感じました。
- 効率性を重視すると、日用品を増税した方が税収が得られるという考え方になるけど、公平性を重視すると日用品を増税すると所得が少ない人の負担が大きいという考え方になるというのが分かり、多くの人の意見を踏まえて、効率性と公平性を考えることが大切だと感じました。

この点は政策を提言する際の難しい課題である。また、講義の中でも少し触れたことではあるが、

- 軽減税率などの対策も公平性、効率性などいろいろな角度から見て、ただ受け入れるだけでなく、自分なりの考えをもつことが大切なのだと思いました。
- 今日、講座を受けて、一番印象に残ったことは、先生が「大学では答えの定かではないものを学ぶ機会が増える」とおっしゃったことです。基礎知識を持ったうえで、それを応用して自分なりの考えで答えを出す、これが大学ですることなのだと分かりました。
- 基礎学力を身に着けた上で、自分の意見を持つことが大切だと学びました。答えがないものをどうやって人に自分の考えを納得させるのかが重要だということも分かりました。

というコメントもあった。大学での学びには正しい答えが無いものもあり、専門知識を踏まえて自分なりの意見を持つことが大事なのだという話をしたが、このメッセージがしっかりと伝わっていることを感じた。前述したように「学習指導要領」には、公民科の性質として、「正解が一つに定まらない現実社会に見られる複雑な課題を把握し，課題を追究したり解決に向けて構想したりする学習に取り組む」との記述があり、大学の学びだけでなく、選挙権が 18 歳以上となったことを受けて、有権者となる高校生に対しても授業でそのような意識をもってもらうように働きかける必要性を感じた。

授業の内容を踏まえた上で、政策に対する個人の考えを述べた学生もいた。

- 今の日本に増税は必要かと言われると少し疑問です。公平さや効率を重視するのは消費者の利得のためという点では増税に同意しますが、政府のあまりお金をかけなくても良いところにお金をかけていて、そのせいで自分達の負担が増えるのはあまり同意できません。例えば、高齢化が進んでいるからといって福祉にお金をかけるより、未来ある子供達にお金をかけたほうが効率の面でもいいと思うからです。
- 消費税を増税するのは少子高齢化への対策の 1 つだとわかりました。でも少子高齢化を止めることは無理だと思います。8%になっても 10%になってもそこまで大きくは変わらないし、また 12%、14%と増えていくと思います。自分からの次の世代に負担がかかってしまうので、それなら外国の国みたいに消費税を 20%にして対応したり大きな変化をしないと国は変わらないと思います。
- 軽減税率は効率という点ではぜいたく品の税率をそのままで生活用品の税率を下げるのはあまり効率が良いこととはいえないが、低所得者の公平性を考える点ではとても有効な手段だと私は思います。
- 自分は軽減税率は必要だと思いました。理由は、全て増やすと、消費者からの不満とかが多くなるから、逃げ道の 1 つ 2 つは必要だと思うからです。

模擬授業の中で、これらの意見を発表してもらう機会を設けられなかったことが残念である。

4.3 両年の比較

まず、両年のリアクションペーパーより、「大切だと感じたこと・分かったこと」として記述されていたことは、パーセンテージが高い順に、2018 年度は「軽減税率」（60.0%）、「増税と財との関係」（55.6%）、「効率性と公平性」（48.9%）、「望ましい資源配分」（46.7%）、「需要曲線」（42.2%）となっており、2019 年度は「消費税増税」（66.7%）、「効率性と公平性」（60.6%）、「軽減税率」（54.5%）、「増税と財との関係」（24.2%）であった。いずれの年も、「軽減税率」「効率性と公平性」は多くの学生が上げていたことがわかる。また、両年でリアクションペーパーの書式が異なり、2018 年度は「大切だと感じたこと・分かったこと」の欄に箇条書きで授業の内容をメモするために利用した生徒が多かったためか、まんべんなく授業で取り扱ったキーワードが記入されるという傾向が見られた。2019 年度は、授業の感想文として記述する傾向が見られ、そのような中、身近に迫った消費税増税について軽減税率とセットで記述する生徒が多かったといえる。いずれの年も「軽減税率」は半数以上の学生が記述している。今回の授業のタイトルは「需要を考える」であるが、最終的に需要曲線の形状が消費者余剰に与える影響を理解した上で、軽減税率について考えてもらいたい、というこちらの意図は伝わったと感じる。

両年とも経済学の話が、消費税や軽減税率といった自分達の身近なことにつながっている点について驚きと学び甲斐を感じたというコメントが見られた。また、供給についても学びたい、軽減税率の根拠は何か、国際比較についての興味など、さらに知りたい内容、学びたい内容についてのコメントもあったことから、学生は経済学での学びと実社会との関連についてより強く興味を持っていることがわかる。公民科政治・経済科目は、まさに実際の経済社会について学ぶ学問分野であり、授業でも実社会に関連付けた説明を意識して増やすことで、高校生が一層興味を示してくれるのではないか。

5. むすび

本研究では、商業高校生向けの経済学の模擬授業の内容を紹介し、リアクションペーパーをまとめることで、この授業を高等学校公民科政治・経済科目の一つとして提案するものである。授業のテーマは「需要を考える」であり、需要曲線の導出から、財によって増税による消費者余剰の減少が異なることを示した上で、軽減税率について考えさせた。授業は 2018 年度と 2019 年度に行った。いずれの年も受講した多くの高校生に、「軽減税率」「効率性と公平性」が印象に残ったことが示された。また、記述の内容から、経済学の学びが実社会につながっていることについて改めて感じたとするコメントも観察された。文部科学省学習要領による、高等学校公民科経済・社会の「正解が一つに定まらない現実社会に見られる複雑な課題を把握し，課題を追究したり解決に向けて構想」し、「現実社会の諸課題の解決策を構想し，それを表現して他者に伝え意見を取りまとめて合意を形成していくことができる資質・能力を育成」するという科目の性質を踏まえると、今回の授業はこれらの性質を満たしており、が政治・経済科目の 1 つとして提案することができる。特に、経済学の専門知識を理解した上で自分の意見を持つ、という目的の達成が可能である。

今回の模擬授業は 70 分と通常の高校の授業よりも長く、また内容も盛りだくさんであり、講義形式で行われたが、この内容を分割し、需要の価格弾力性の例について時間を設けて考えさせたり、軽減税率についてディスカッションしてもらう時間を設けたりすると、より理解が深まる授業になるのではないか。分割することで、今回の授業で生徒から出された質問に対しても、回答することも可能となる。

近年、先進諸国では、ポピュリズム[ii]の台頭が問題視されている。選挙権年齢の 18 歳への引き下げられたことを踏まえ、日本の若者に対しても、感情的にならずに専門知識に基づいた構成な判断ができる力を養う授業の実現が望まれる。田中（2015）、山本（2016）でも示されるように、近年の実践研究では、公民科政治・経済科目を扱ったものが少ない。しかし、公民科政治・経済学科で学ぶ公平性や効率性、租税や社会保障の問題は、選挙の焦点となることの多いテーマであり、専門知識に基づき、日本の将来も見据えた上での各自の責任ある判断が必要とされる。今回提案した授業を実際の政治・経済の授業として活かし、多くの高校生に、答えのない問題を自分で考えることの導入としてもらいたい。

参考文献

(1) 猪瀬武則（2014）「経済的見方から構成する農業学習－効率と公正の両立をめざして－」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.122,pp.18-28.
(2) 小塩隆志（2012）『効率と公平を問う』（日本評論社）
(3) 川口広美（2015）「社会科教育における理論研究の動向－2014 年度の社会科教育関係学会論文から－」日本社会科教育学会『社会科教育研究』Mo.125,pp.96-107.
(4) 重松克也（2016）「公開研究会「新科目『公共』（仮称）を考える」報告」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No>127,pp.25-35.
(5) 田中一裕（2016）「18 歳選挙権によって高校地歴科・公民科はどうかわるか」日本社会科教育学会編『社会科教育の今を問い、未来を拓く―社会科（地理歴史科、公民科）授業はいかにつくられるか―』第 7 章、東洋館出版社。
(6) 田中一裕(2014)「寡占企業の暗黙の共謀を事例として『主体的意思決定力の変容をはかる』公民科授業実践―パースの『アブダクション理論』を手がかりにして―」社会系教科教育学会編『社会系教科教育学研究』26 号，2014 年。
(7) 田中曉龍(2015)「社会科教育における実践研究の動向（2014 年度）」,日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.125,pp.108-119.
(8) 文部科学省（2018）「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説商業編」

(9)　文部科学省（2010）「高等学校学習指導要領解説商業編」
(10) 文部科学省（2018）「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説　公民編」
(11) 山本悦生(2014)「『効率』と『公正』の教材化－『消化しない消防会社』を例に」『歴史地理教育』No.819 ,pp.48-53.
(12) 山本勝治（2016）「社会科教育における実践研究の動向（2015 年度）」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.128,pp.99-109.

[i] 仮説提起的な発見推理：「結果を予想し仮説を立て、その結果から再び仮説を立て直す」（田中（2014））
[ii] 政治に関して理性的に判断する知的な市民よりも、情緒や感情によって態度を決める大衆を重視し、その支持を求める手法あるいはそうした大衆の基盤に立つ運動をポピュリズムと呼ぶ。（朝日新聞出版「知恵蔵」2007 より）

ダイナミック・ケイパビリティとポジショニング・アプローチ

田中　晴人

Dynamic Capabilities and Positioning Approaches

Haruto TANAKA

要　約

本稿は、経営戦略分野で注目を集めているダイナミック・ケイパビリティ論に関して、競争戦略論や資源ベース・アプローチとの関連で登場してきた背景やその特質・性質について代表的な研究者の考え方に沿って考察した。また、ポーターの競争戦略論における５つの競争要因や３つの基本戦略といった考え方に対して向けられたダイナミック・ケイパビリティ論の研究者による批判点について検討した。

キーワード：ダイナミック・ケイパビリティ、資源ベース・アプローチ、ポジショニング・アプローチ、組織能力

１．はじめに

近年「ダイナミック・ケイパビリティ」が注目を集めている。この考え方は、資源ベース・アプローチにその起源をたどることができるものである。資源ベース・アプローチでは当初、有効な資源の属性に関する研究が行なわれていたが、研究が進むにつれて資源と考えられているもののなかには、例えば土地のようにそれ自身では何も生み出すことができないものがある一方で、ヒトが持つ能力もそれ自体では何も生み出さないものの、さまざまな資源をうまく組み合わせて利用することによって、新しい価値を生み出す働きがあるものとがある。ここから、資源と能力とを分けて考え、後者がもつ特性についての研究が始まった。

しかも、急速に進展する技術革新やグローバル・レベルで進む企業間競争、さらには昨今の不透明な社会環境など、企業を取り巻く環境はますます混沌の度合いを高めているように思われる。こうした環境下における企業経営においては、能力に関していえばスタティックな対応では新たな環境のもとで起きる複雑かつ困難な変化にも機敏に対応していくことが困難になり、新たな能力が必要不可欠になってきていると考えられる。こうした今日の企業の周辺で起きている問題が、同じように優れた能力が求められているといっても、それはスタティックなものというよりも、日々変化する環境に適応していけるようなダイナミックなものが求められてきているということになる。

本稿では、こうした急激・急速に変化する環境に企業が対応していくために必要なダイナミック・ケイパビリティについてみる。

２．経営戦略論の推移

経営戦略論における代表的な理論を振り返ってみる時、ポーターによって提唱された「競争戦略論」とその後に登場した「資源ベース・アプローチ」とは対照的な考え方といえる。ポーターの考え方は産業組織論に基礎をおき、「Ｓ（Structure；

市場構造）－C（Conduct;市場行動）－P（Performance;市場成果)」パラダイムに依拠して構築された理論であった。すなわち、市場構造が市場行動を規定し、市場行動が市場成果を規定するという考え方である。そこでは、種々の産業間における企業の利益率の違いを、それぞれの産業の市場構造の違いに起因するものとしてとらえていた。そのため、ポーターは自社が所属する業界を徹底的に分析することの必要性を強調していた。[1]

ところが、ルメルトが行った実証研究の結果では、企業間の利益率の違いは、市場構造によるのではないことが明らかにされた。同じ産業に属する個々の企業における利益率のバラツキの方が、産業ごとの平均的な利益率の違いよりも大きいことが証明されたのであった。このことは、ポーターが基礎においていたような個々の企業間で利益率の差異が生じていることの原因が、市場構造の特性では説明できないことを示唆していた。この時点で「実証研究に基づいて、企業の持続的競争優位の源泉を企業外部の市場特性に求める視角には限界があることが、一般的に認識される」[2]に至ったのである。

では、ルメルトの実証研究の結果が示していたものは何だったのか。その答えについては、1980 年代中頃から研究の萌芽がみられていた「資源ベース・アプローチ」によって研究が重ねられていた、個々の企業がもっている独自の経営資源に注目する考え方であった。この考え方を代表する一人であるバーニーは、企業の強み・弱みに関するそれまでの研究について、①企業固有能力に関する伝統的研究、②リカード経済学、③企業成長の理論という３種類の研究について振り返った。[3]１番目の企業固有能力に関しては、経営者や組織リーダーシップを、２番目のリカード経済学では経済レント（economic rent）と呼ばれる「ある生産要素の投入を誘発するのに最低限必要な額を超えて、その生産要素を保有している者に対して支払われるもの」[4]について紹介している。そして、３番目の企業成長の理論においては、ペンローズの主著である“The Theory of the Growth of the Firm（邦題：企業成長の理論)”で説明していたように、企業が成長・発展するプロセスについて、組織との関連から企業が保有している種々の経営資源に注目して研究し、企業を「生産資源（経営資源の意味）の集合体」と定義づけるとともに、資源については「ヒトの用役（サービス)」、「生産設備や資金に代表される狭義の資源」、「組織的学習を通じて獲得される知識、技術、ブランド・イメージなど」という３種類からなるものとし、特にサービスに関しては「企業家的用役」、「管理者的用役」、「業務執行用役」に分けて分析するとともに、資源が増殖するのは組織に依存するのであり、反対に組織の拡大・成長は資源に依存するという考え方について述べた。特に、資源ベース・アプローチでは、ペンローズの考え方が大きな影響を及ぼしていると言われている。その上で、バーニーは「企業ごとに異質で、複製に多額の費用がかかるリソース（経営資源)」に注目してＶＲＩＯフレームワークという考え方を提示し、そこでは持続的競争優位の源泉となる資源の性質として、①有価値性、②稀少性、③模倣困難性、④非代替可能性という４つの性質について指摘している。[5]

こうした経営資源を重視するという資源ベース・アプローチの研究が蓄積されるなかで、グラントは経営戦略について、「外部環境から生ずる機会に企業の資源と能力を適合させること」[6]と定義づけたが、この考え方に従えば、資源については、「外部環境から生ずる機会を活かすための経営戦略を策定するに際して、能力を適合させるもの」となり、「資源」と「能力」とを区別して考えることの重要性を指摘した。グラントは、企業の資源については「有形資源」、「無形資源」、「人的資源」という区分でとらえ、これとは別に、それらの資源を有効に活かすものとして「能力」を考えた。[7]特にグラントは能力、とりわけ組織として共有する能力である組織能力について、それ自体では生産的なものではないものの、作業を遂行していくためにいろいろな資源が一緒に協働作業していくことが必要であり、その協働作業を統一的に指揮していく上での組織能力の重要性について指摘している。[8]次ページは、具体的に重要な組織能力とグラントが考えた能力を職能別に例示したものである。

経営戦略論、とりわけ資源ベース・アプローチにおいては、持続的競争優位の源泉としてその企業固有の「経営資源」に着目したが、そこでは当初はどのような資源の性質が持続的競争優位の源泉として有効であるのかという問題の解明に主眼が置かれた。しかし、グラントが「資源」と「能力」を分けてとらえることを提唱して以降、効果的に経営資源を蓄積するばかりでなく、蓄積した資源をいかに活用すればよいのか、あるいは改善すればよいのかといった、組織と深くかかわる問題が注目されることになってきた。こうした考え方は「能力ベース・アプローチ」と呼ばれている。そして、この段階で重視されたのが、経営資源を活かすための組織的な取り組みである組織的な能力であり、グラントは、「欲する成果を得るため、企業の資源を展開する能力」[9]として説明し、それを組織能力と呼んだ。

表１　組織能力の職能別分類

職能分野	能力	例
組織本部	財務的管理 複数事業の戦略的経営 戦略的革新 複数事業部の調整 企業買収管理 国際経営	Exxon Mobil, Pepsico General Electric, Procter&Gamble BP, Google Unilever, Shell Cisco, Bank of America Shell, Citigroup
経営情報	経営意思決定と結びついた，包括的，統合的MISネットワーク	Wal-Mart, Capital One, Dell Computer
研究開発	研究 革新的新製品の開発 速いサイクルの新製品開発	IBM, Merck 3M, Apple キヤノン, Inditex (Zara)
オペレーション	量産効率 絶え間ない改善 対応の柔軟性と速度	Briggs & stratton, YKK トヨタ, Harley-Davidson Four Seasons Hotels
製品設計	設計能力	Nokia, Apple Computer
マーケティング	ブランド管理 クオリティ製品としての評判 市場の趨勢への迅速な適応	P&G, Altria Johnson&Johnson MTV, L'Oreal
販売と流通	効果的な販売促進と実行 受注処理の効率性と速度 流通の速度 顧客サービスの質と効果性	Pepsico, Pfizer L.L.Bean, Dell Computer Amazon.com Singapore Airlines, Caterpillar

（出典）R. M. グラント著（加瀬公夫訳）『グラント 現代戦略分析』中央経済社（p. 185）

さらに、経営資源を効果的に活用していくための能力の性質について、それをすでに紹介した能力ベース・アプローチではスタティックなものと考えていたが、果たしてそれで十分なのかどうかといった議論が登場してきた。そのひとつのきっかけとしては、バートンによる硬直性（コア・リジディティ）の指摘があった。これは、ある時点で競争優位を持っていた組織能力がそのままの形で変化することがなかった場合、特に企業を取り巻く環境が変化し、新たな局面を迎えた場合には阻害要因になると考えられたのであった。すなわち、能力ベース・アプローチにおいて考えられていたような組織能力については、それが環境の変化に対応しない、あるいはできなくなった場合にはその企業にとって阻害要因になってしまう可能性が高いことから、組織能力を重視する点では変わらないものの、環境の変化に対応して自らの組織能力もそれに合わせて変化していくべきであるというダイナミック・ケイパビリティという新しい考え方が登場してきた。ここでは、組織能力について、「激しい環境変化に対応して、あるいはそれを先取りして自社の経営資源の活用パターンを常に問い直し、必要とあれば積極的に更新していくという側面」[10]を重視した考え方であった。

３．ダイナミック・ケイパビリティ概念

このように、ダイナミック・ケイパビリティという考え方は、ポーターに代表されるポジショニング・アプローチに対する新しい考え方として登場した資源ベース・アプローチの発展的な位置付けといえる。すなわち、経営戦略に関する理論においては、ポーターが提唱したような企業の外部である市場を重視し、そこでの自社にとって有利な位置を求めるポジショニング・アプローチに対して、持続的な競争優位の源泉をその企業自身がもつ独自の資源に求める考え方であり、それはやがて能力（組織能力）の重要性へと発展していった。

そこで、ダイナミック・ケイパビリティの概念に関して述べている代表的な例についてみてみる。最も早い時期に示されたティースら（1997）においては「企業の内部や外部のコンピタンスを統合・構築・再配置し、企業を取り巻く急速な環境変化に対処するための能力」[11]とされていた。資源、とりわけその中でも能力を対象とし、それが環境変化に対応してさまざま資源をそれぞれの環境に応じて組み替えていくということが分かる。さらにアイゼンハートとマーチン（2000）では、ダイナミック・ケイパビリティを「企業が市場の変化に適合していくという目的、さらには市場変化を創造していくために、資源を利用する様々なプロセス」[12]とより一層積極的な意味づけがなされていた。ヘルファットらが指摘しているように、ここではダイナミック・ケイパビリティを組織プロセスとしてとらえ、「製品開発のルーティン、提携・買収のケイパビリティ、資源配分のルーティン、知識移転・複製の移転のルーティンといったプロセス」[13]として、さらには、市場の変化を創造するという面をも含めている。さらにティース（2007）においては、「企業独自の資産ベースを継続的に創造・拡張・改良・保護し、価値ある状態に維持するために利用される」[14]ものとしてとらえ、ダイナミック・ケイパビリティを、①機会・脅威を感知・形成する能力、②機会を活かす能力、③企業の有形・無形資産を向上させ、結合・保護し、必要時には再構成することで競争力を維持する能力[15]というようにより詳細に示している。ここで、機会・脅威を感知・形成する能力、すなわち新しい機会の感知・形成とは、精査、創造、学習、解釈の活動のことである。[16]また、機会を活かす能力、すなわちひとたび新しい機会を感知したならば、開発と商業化の活動のために必要となる投資が必要になる。[17]そして、企業の有形・無形資産を向上させ、結合・保護し、必要時には再構成する、すなわち、技術や市場機会を特定し、技術や製品の属性を適切に選択して新しいビジネス・モデルをデザインするだけでなく、財務的資源を投資機会にコミットさせていくことによって、企業レベルでの資源や資産の増加をもたらすことになる。こうした持続的に収益性を高めていくために必要と考えられたのは、資産や組織構造を再結合・再構成するための能力である。[18]ティースが述べていたのは、変化が急速なグローバル競争の下でのビジネス環境においては、イノベーションや製造の源泉は、地理的ばかりでなく組織的にも拡散しているために、このような環境のもとで企業が持続的な競争優位を維持するためには、独自の複製困難なダイナミック・ケイパビリティをもつことの重要性を意識してのことであった。

さらに、こうした先行する研究にそって、ヘルファットらは、ダイナミック・ケイパビリティについて「組織が意図的に資源ベースを創造、拡大、修正する能力である」[19]と定義した。一見すると、非常にシンプルな定義であり、ヘルファットらもこのようなたった一つのフレーズだけでダイナミック・ケイパビリティの重要性についてすべて表しているとは考えていないようであるが、ここで使われている「資源ベース」、「能力」、「意図的」という言葉には種々の意味が込められているという。ヘルファットらは、まず、「資源ベース」という言葉について、①組織の「資源ベース」という言葉には、組織が所有し、コントロールの対象として優先的にアクセスすることが可能なケイパビリティに加えて、有形・無形・人的資産も含められていること（グラントの考えを想起！）、②組織はその資源ベースの構成要素として資源やケイパビリティを所有する必要はないこと、③実際に所有していない多くの他の多くの資源・ケイパビリティに対して優先的にアクセスが可能こと、の３点を付け加えている。また、「能力」という言葉についても、①それは「少なくとも最低限うけいれられる仕方であるタスクを実行できる力量」を意味するため、組織がダイナミック・ケイパビリティをもっているということは、そのことが最低限の満足がえられるような何らかの仕方で資源ベースを変えることが可能であること、②ダイナミック・ケイパビリティが実行する機能は反復が可能で確実に実行できること、を意味しているという。さらに「意図的」という言葉にも、ダイナミック・ケイパビリティが「ある程度の明確な意図を反映していることを示唆」[20]しているという。ヘルファットらはさらに付け加えて、ダイナミック・ケイパビリティの探索と選択という側面をも勘案していると述べている。

このように、ダイナミック・ケイパビリティ概念は、一方では次第にその内容の深化が明確になるとともに、他方ではカバーする範囲が拡大するとともに、より抽象性が増してきているともいえる。しかし、ダイナミック・ケイパビリティが、急速に変化する企業環境下、より困難さを増している企業経営にとって、優れたパフォーマンスを長期的に持続可能なものにしていくために必要かつ重要な問題であることは論を待たない。とりわけ、ティースが示していたように、今日みられるような急速に変化するグローバルな競争下におけるビジネス環境では、柔軟かつ的確に対応し長期的なパフォーマンスを維持・向上していくためには、ここで述べられているようなダイナミック・ケイパビリティは欠くことができない資源（要素）と考えられる。

４　ダイナミック・ケイパビリティからみたポジショニング・アプローチ

４．１　５つの競争要因に対する批判

ティースは、新しい機会や脅威を感知・形成する能力に関する部分で、ポーターがよい戦略について、それは魅力的な産業を選択し、競争から保護されるように自社をポジショニングしていくことであると述べていることを批判している。このことについて少し考えてみたい。

ポーターは魅力的な産業を選択するための方法として、自社が所属する業界についてしっかりと分析することを強調していた。その理由としては、1960 年代に多く採用された多角化戦略によって、企業では様々な新しい事業分野を手掛けることになったが、いうまでもなく、多角化した企業がすべて成功しているわけではなく、なかには期待したような利益をあげられないばかりか赤字部門が増加してしまっている企業も少なくなかったという。こうした経営上の問題について、ボストン・コンサルティング・グループ社はＧＥ社と共同で、多角化した事業を評価するためのツールとしてプロダクト・ポートフォリオ・マネジメント（ＰＰＭ）と呼ばれる方法を開発した。[21]これは当該事業の市場成長率と相対的マーケット・シェアという指標を組み合わせて、自社の製品・サービス群を「花形」（高成長－高シェア）、「問題児」（高成長－低シェア）、「金のなる木」（低成長－高シェア）、「負け犬」（低成長－低シェア）という４種類に分類し、「金のなる木」で生み出した資金を「問題児」の中の最も成長が期待できる製品・サービスに投入すると、市場での競争がうまく推移しライバル企業に打ち勝つことができればその製品・サービスは「問題児」から「花形」に成長し、それはやがて市場成長率が低下した際でも「金のなる木」になる、という考え方であった。（ＰＰＭは２種類の指標に基づいて、それが高いか低いかといったシンプルな分析方法であったため、評価項目により詳細な指標を選択して「市場規模や市場成長率、競争度などから構成される「産業魅力度」と相対的マーケット・シェアや価格競争力、製品の質などから構成される「事業強度」という２種類の指標に基づいて、それぞれ３段階で評価するというＧＥグリッドという方法が開発されたが、資金の投資対象としての事業部評価という基本的な理念は同じであった。）

さて、ポーターはこうしたＰＰＭやＧＥグリッドに基づいて自社の戦略を策定するための最も基本的な問題点として、現実の市場構造に関する分析が不十分であることを指摘して、そのための提案として「業者間の敵対関係」、「新規参入の脅威」、「代替製品・サービスの脅威」、「売り手の交渉力」、「買い手の交渉力」という５種類の要因（５つの競争要因）とその捉え方について具体的な方法を示した。その上で「差別化」、「コスト・リーダーシップ」、「集中」という３つの基本戦略を示した。

さて、このようなポーターの考え方に対して、ティースは以下のような批判をしている。

> ５つの競争要因フレームワークはいくぶん静的な性質を持ち、補完性、経路依存性、サポートする制度の役割といった競争環境の多くの特徴を無視している。この事実を踏まえると、このフレームワークは、もし本稿のイントロダクションで概説したコンテクストに適用されたら、企業家や企業の持っている、機会や脅威を正確に感知し、強み・弱みや技術・市場の動向を正確に評価する能力を制約することになるだろう。[22]

ポーターの提示した５つの競争要因では、市場のとらえ方が根本的にスタティックであ

り、そこでは企業家や企業がもっている将来を予測する能力や市場や技術の動向を正確にとらえる能力を制約することになる危惧を述べている。確かに、５つの競争要因に基づく
分析では、同業者や新規参入業者、あるいは部品や半製品の供給業者や買い手の動きをある時点で評価しているが、それから先の将来的な方向性に対しては必ずしも十分ではないというティースの批判は理解できる。さらに、そのあとに次のような記述が続いている。

> ５つの競争要因で無視され、あるいは強調されていない重要な要因には、技術的な機会、経路依存性、占有可能性の状況、サポートする制度、インストールド・ベースの効果、学習、ある種のスイッチング・コスト、規制が含まれている。つまり、財やサービスの市場が発達しており（かつ、ノウハウの市場が未熟であり）、技術変化が急速であるような状況では、５つの競争要因フレームワークは危ういものになる。[23]

図１　５つの競争要因

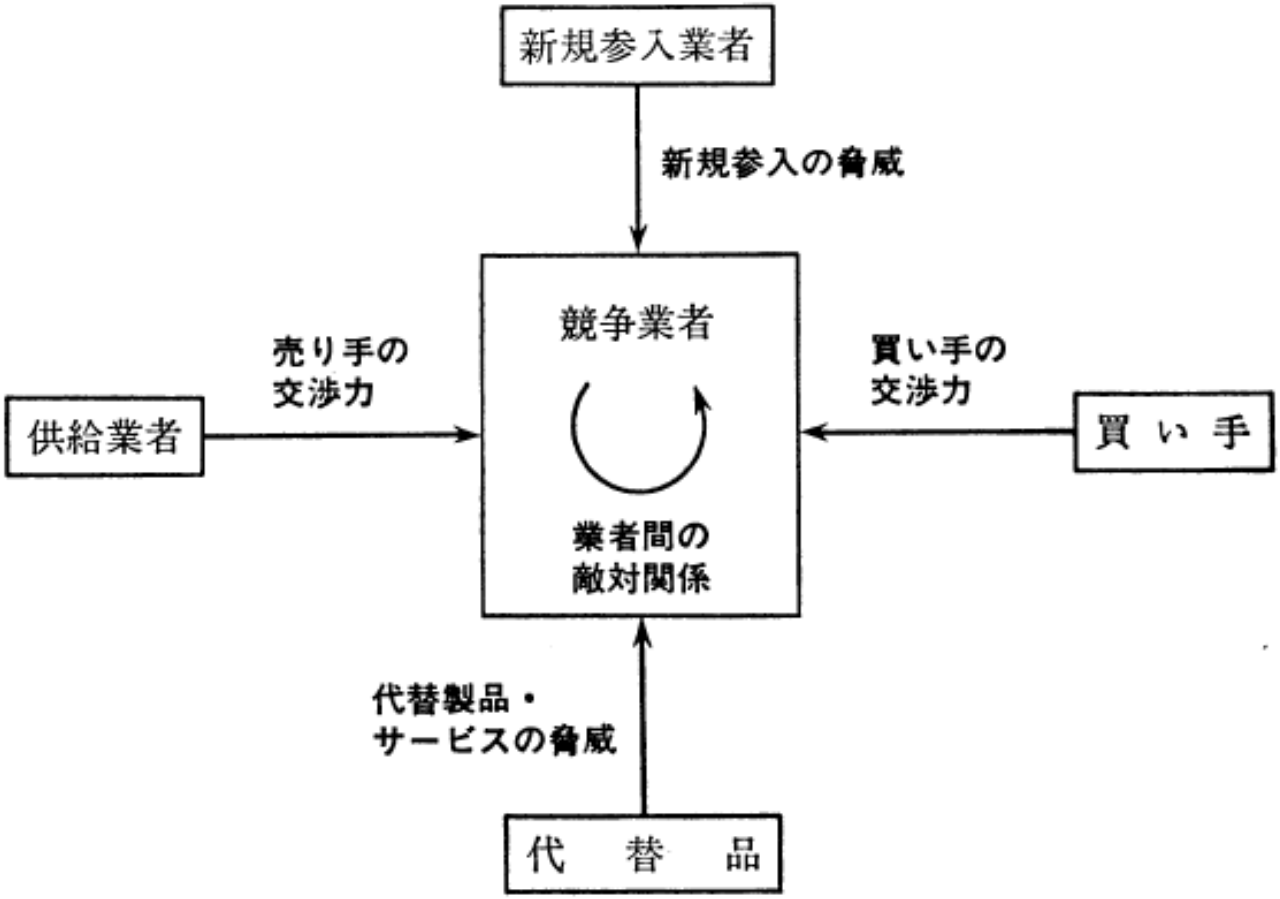

（出典）M. E. ポーター著（土岐・中辻・服部訳）『新訂 競争の戦略』ダイヤモンド社(p. 61)

ティースはこのように述べて、彼らが重視する資源や能力といったことに起因する要因がポーターの考え方では軽視されている問題点を指摘しているのである。そもそも資源を重視するという考え方は、自社の中にある独自性の高い資源や能力を有効に活用することによって競争優位の源泉として自社の強みを形づくるものと考えていたのであり、それは市場において目の前で繰り広げられている競争の背景となっている本当の強みを意識して、より強力で長期的な視点での自社の強みをいかした持続的な競争優位の形成と活用によって競争に打ち勝っていくことを考えていたといえる。

図２　３つの基本戦略

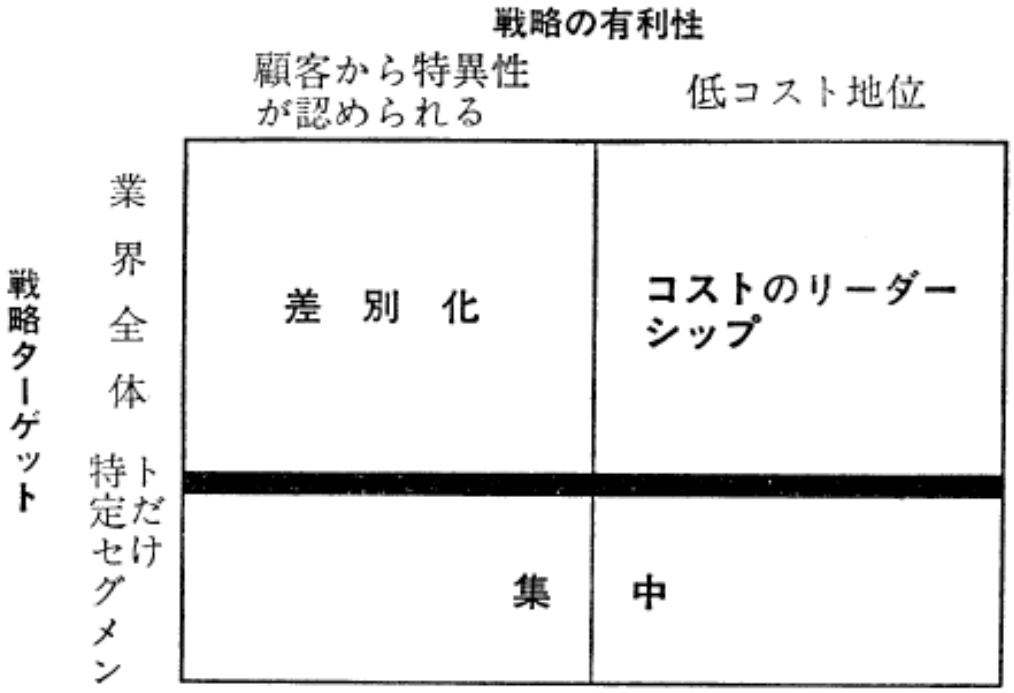

（出典）M. E. ポーター著（土岐・中辻・服部訳）『新訂 競争の戦略』ダイヤモンド社(p. 18)

４．２　３つの基本戦略に対する批判

菊澤（2018）によれば、ポーター戦略論の限界について次のように指摘している。第一に、同じ状況、同じ業界に置かれているにもかかわらず、実証研究の結果では、成功している企業群の戦略的な行動が異なっていることである。既にふれたように、ポーターは産業組織論における「S（構造）－C（行動）－P（成果)」パラダイムの考え方を基礎として、企業の成果を規定する要因は産業構造であるというものである。

さらに、経営戦略についても、ポーターはコスト・リーダーシップと差別化との両立が困難であり、両者を同時に追求すると「中途半端」な結果に終わるという練りであった。しかし菊澤によれば、パソコン業界の企業群の行動を分析した結果では、ＩBMでは当初差別化を進めていたが、やがて差別化とコスト・リーダーシップを同時に展開するようになった例がみられたほか、他の業界での例に基づいて説明している。

このように、５つの基本要因や３つの基本戦略といったポーターの最も重要な事柄に対して、ダイナミック・ケイパビリティ論の立場からの批判について紹介した。

５．むすび

本稿では、ダイナミック・ケイパビリティという考え方の性質や特徴について、経営戦略論に位置づけて検討した。直接的には、資源ベース・アプローチに関する研究をその契機とし、やがてグラントが「資源」と「能力」を分離して考えることの必要性を提唱した能力ベース・アプローチ、さらに、この考え方をよりダイナミックな環境でとらえることからダイナミック・ケイパビリティ・アプローチが登場してきた。一方、こうしたダイナミック・ケイパビリティという考え方をベースとして、ポーターによって理論が構築されてから一定の時間が経過し、評価も定まったようにみえるポジショニング・アプローチについても批判的に考察した。そして、あらためてダイナミック・ケイパビリティの重要さや難しさを確認するとともに、Teece を始めとする先端を行く研究者たちの幅広く深い視点に驚かされることが多かったというのが、正直なところである。しかし、その面白さにも接することができたように感じている。

参考文献

(1) 菊澤研宗『ダイナミック・ケイパビリティの戦略経営論』中央経済社, 2018 年

(2) 渡部直樹編著『ケイパビリティの組織論・戦略論』中央経済社, 2010 年

(3) ヘルファットほか著『ダイナミック・ケイパビリティ 組織の戦略変化』勁草書房, 2010 年

(4) R. M. グラント著（加瀬公夫監訳）『グラント 現代戦略分析』中央経済社, 2008 年

(5) 遠山暁編著『組織能力形成のダイナミックス』中央経済社, 2007 年

(6) 伊丹・軽部編著『見えざる資産の戦略と論理』日本経済新聞社, 2004 年

(7) Ｊ. B. バーニー著（岡田成大訳）『企業戦略論【競争優位の構築と持続】上』ダイヤモンド社, 2003 年

(8) M. E. ポーター著（土岐・中辻・服部訳）『新訂 競争の戦略』ダイヤモンド社, 1995 年

(9) 十川廣國編著『経営戦略論［第２版］』中央経済社, 2013 年　ほか

注記

[1] 産業組織論では、「産業の集中の程度が高く、新規参入を妨げる要因である産業障壁が大きいほど、高い産業利益率を実現していることが統計的な分析によって示された。そして、この結果は、市場の集中度（産業の集中の程度）が高く、参入が困難になるほど企業は共謀して価格引き上げを行い、高い産業利益率を実現している」（泉田・柳川著『プラクティカル産業組織論』有斐閣, 2008 年, p. 9）という解釈につながった。ポーターはこうした産業組織論の考え方を経済システム全体からではなく、個別企業からみて、自社に有利になるような「儲けすぎ」状態を作り出すことを考えた。また、ポーターが業界構造分析の重要性とその方法について述べているのは、M. E. ポーター著（土岐・中辻・服部訳）『新訂 競争の戦略』ダイヤモンド社, 1995 年の「第１章 業界の構造分析法」（pp. 17-54）を参照。

[2] 中辻國藏「経営資源と独自能力」（柴田・中辻編著『経営管理の理論と実際』東京経済出版, 1997 年に所収）p. 170

[3] Ｊ. B. バーニー著（岡田正大訳）『企業戦略論【競争優位の構築と持続】』ダイヤモンド社, 2003 年, pp. 232-242

[4] Ibid, p. 238

[5] Ibid, pp. 250-271

[6] R. M. グラント著（加瀬公夫訳）『グラント 現代戦略分析』中央経済社, 2008 年, p. 170。グラントは、戦略の基礎としての資源と能力の役割について、①企業を取り巻く環境がより不安定になるにつれ、ポーターが強調したような外部への市場への視点よりも、内部の資源と能力のほうが戦略策定にとってはより着実な基礎であると考えられるようになってきたこと、②これもポーターが述べていたような産業の魅力度と比較すると競争優位のほうが優れた収益性の根源的な源泉であることが益々明らかになった、という２つの理由を挙げている。（同書, p. 170）

[7] Ibid, pp. 170-180

[8] Ibid, p. 183

[9] Ibid, p. 183

[10] 十川廣國編著『経営戦略論［第２版］』中央経済社, 2013 年, p. 84

[11] Teece, Pisano and Shuen (1997) “Dynamic capabilities and strategic management” Strategic Management Journal. 18 (7)

[12] Eisenhardt and Martin (2000), “Dynamic capabilities : what are they ? ” Strategic Management Journal , October-November Special Issue 21

[13] Helfat, Finkelstein, Mitchell, Peteraf, Singh, Teece, Winter 著（谷口・蜂巣・川西訳）『ダイナミック・ケイパビリティ　組織の戦略変化』2010 年, 勁草書房 , p. 4

[14] Teece (2007), “Explicating dynamic capabilities : the nature and microfoundations of enterprise performance” Strategic management Journal, 28 (13)（渡部直樹編著『ケイパビリティの組織論・戦略論』中央経済社, 2010 年にはその訳文が掲載されている。）

[15] Ibid, p. 3

[16] Ibid, p. 9

[17] Ibid, p. 17

[18] Ibid, p. 35

[19] Helfat, p. 6

[20] Ibid, p. 8

[21] プロダクト・ポートフォリオ・マネジメントでは、「経験曲線の原理」と「製品ライフ・サイクルの原理」という２種

類の考え方が前提となっていた。「経験曲線の原理」は、ある製品の累積生産量が２倍になると、製品の単位当たりコストが 20～30%低下するというものであり、「経験曲線の原理」とは、製品の時間的経過を人間のライフ・サイクルに見立てて、市場での製品の販売量の推移が、導入期→成長期→成熟期→衰退期と変化していくとの仮定である。これらを組み合わせて考えると、成長期には利益の追求よりも累積生産量をできるだけ早く増大させてマーケット・シェアを高めることが必要であるとか、成熟期にある製品からはできるだけ利益を吸い上げることが重要であり、そこで得られた資金は導入期や成長期にある製品のマーケット・シェア拡大のために投資すべきであるといった方法が考えられることになる。なお、プロダクト・ポートフォリオ・マネジメントで示される図は次のようなものである。

図３　ＢＣＧマトリックス

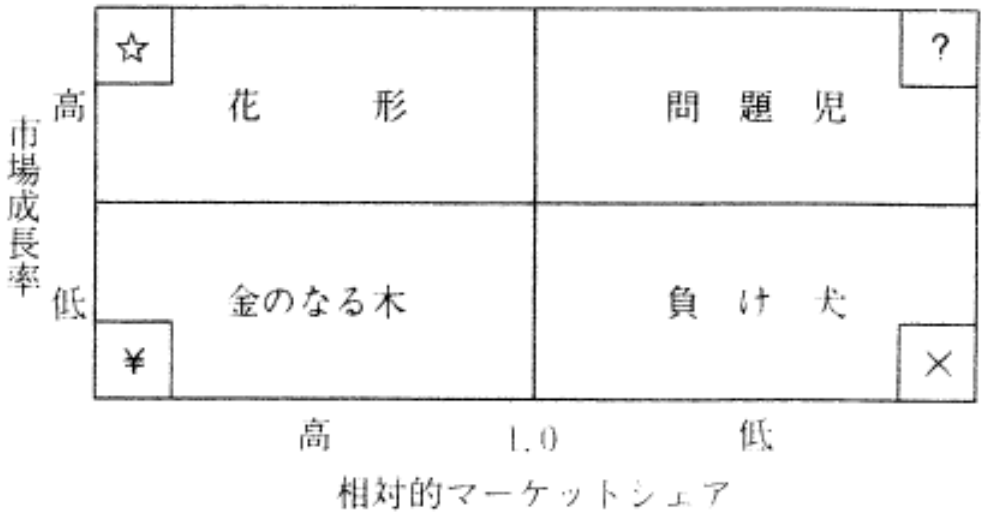

（出典）石井・奥村・加護野・野中著『経営戦略論【新版】』有斐閣、1996 年, p. 103

[22] 渡部直樹編著『ケイパビリティの組織論・戦略論』中央経済社, 2010 年, p. 14
[23] Ibid, p. 15

ロマの共同体と教育・芸術についての考察

南雲　まき

A Study of Roma Community, Education and Art

Maki NAGUMO

要　約

本論はポーランドにおけるロマの共同体がもつ文化や思想, 教育との関係について考察を行う. ロマの人々は定住をせず，文字をもたず，学校教育とは馴染みにくい性質をもつ．また，芸術表現においては，生活が移動を前提とされているため，絵画や彫刻などの美術作品は作らず，残すこともない．近代の美術教育とは全く異なる価値観である. しかし, ロマの人々が美的感覚をもたないかというと全くそのようなことはない. 本論では, このようなロマの人々の文化や価値観に寄り添うことで, 近現代の教育及び美術教育を相対化し，改めて問い直していくこととする.

キーワード：ロマ，学校教育，美術教育，ポーランド，ポストコロニアリズム

1.　はじめに

本論は教育，及び美術教育という営みをより大きな視座から見直すことを目的とし，学校教育に馴染まない性質をもつロマの共同体がもつ思想について考察を行う．ロマの人々がどのような歴史を経て，教育についてどのように考えてきたのか，学校教育とどのような関係をもってきたのか，どのような美的感性をもっているのかについて考察を行うことで，現代の日本において当然とされている学校教育という営み，そのなかで行われている美術教育という営みを相対化していきたいと考える.

ロマの思想はそれぞれの地域や，共同体ごとの差異が大きいため，本論では，ポーランドにおける四つのロマの共同体のうち，一番大きな“ポルスカ・ロマ”と呼ばれる共同体を研究の対象とする.

ポーランドにおけるポルスカ・ロマについての研究論文は 1989 年に発表されたイェジ・フィツォフスキによる『ポーランドにおけるジプシー』がある．イェジ・フィフォツォスキはポーランドで初めてロマの共同体の中に入り，生活を共にして調査を行った研究者である．これに続いてロマの共同体内部の調査を行った研究がなく，ロマは無文字文化で多くの記録が現存していないため，本論は，この論文をもとに，ポーランド現地でワルシャワ大学の元教授である文化研究者ヤドヴィガ・マリア・ロドヴィッチ氏に聞き取り調査を行った情報をもとに考察を進めていくこととする.

なお，本論ではロマを「ジプシー」と表記する場合がある．多くの場合，ジプシーという言葉は侮蔑のニュアンスを含む差別語である場合があるため，ロマという表記を用いるが，引用の元がジプシーという言葉を用いている際は，そのままジプシーという言葉を用いることとする.

2.　ポーランドにおけるロマの共同体

ポーランドには四つのロマの共同体がある．そのうち，三つがポーランドの森や町の近くに住み，ロマではない人々（ガジョ）と関わることが多いロマである．うち，ひとつは高地ロマと呼ばれ，他と関わることが少ないロマである．本章では，この四つの共同体の性質について述べ，ロマの共同体の特徴や生活について理解を深めていきたい.

2.1 ベルギプカ・ロマ

ポーランド国内唯一の高地ロマである．ポーランド南部からスロバキア北部に広がるタトラ山脈のポーランド川に 17 世紀頃から定住していると考えられる.

流浪の民のイメージが強いロマであるが，ベルギプカ・ロマのように，早い段階で定住するロマもいる．畑を作り, 山羊を飼い, ほぼ自給自足の生活を営んでいる. ポーランドの四つのロマの共同体は，バロシェロ（ロマニ語で「大きな頭」の意）と呼ばれる統領のもとに組織されており，ベルギプカ・ロマは最下位に位置づけられており，不可触民とされている．交渉事が成立した際，ロマ同士で杯を交わすことがあるが，ベルギプカ・ロマは他のロマと杯を交わした際に，自ら杯を割るという．この行為は，不可触民である自分と同じ杯を，他のロマが使わないようにという配慮の証であるとされる.

ベルギプカ・ロマは，定住はしているが，他との交流が少ない分，他の共同体よりも色濃くロマの風習を残している．現在であっても，この共同体からロマの人々が

学校に通うことは，ほぼ考えられないといわれている．

2.2 ロヴァリ・ロマ

1960 年頃に南方からポーランドに移動し，それ以降はポーランドの国内を移動するロマである．馬の飼育を得意とし，他のロマに馬を売って生活をしている．近代では移動の手段が馬車から車に代わり，ロヴァリ・ロマを特徴づける要素が薄れており，他のロマへの同化，ポーランド国民への同化が進んでいるという．

2.3 カルデラシュ・ロマ

ロヴァリ・ロマと同じく，1960 年頃に南方からポーランドへ移動し，それ以降，ポーランド国内を移動しているロマである．鋳物，鋳掛を生業としている．馬を売買するロヴァリ・ロマと同じく，他のロマの生活を，生活用品を生産，売買することで支えているため，他のロマと良好な関係を築いている．

2.4 ポルスカ・ロマ

16 世紀から 17 世紀の間にポーランドへ移動し，それ以降はポーランド国内を移動するロマであり，ポーランドにおけるロマの最大の共同体である．ポーランドにおけるロマの統領，バロシェロは，このポルスカ・ロマから選ばれている．

1949 年 8 月 29 日，ポーランドが社会主義であった時代にロマの定住化政策が取られ，ポルスカ・ロマの集団は，大規模な反対運動を行った．そのスローガンは「子どもを学校へ通わせるくらいなら，殺した方がいい」であった．ポルスカ・ロマは独自の文化をもち，独自の法律と，裁判の形式をもっている．ロマの言葉には文字がないため，法律も口伝である．ロマの法律は，子どもが学校へ通うことを禁じている．現在では，例外が許され，学校へ通い，働くこともあるが，大学へ行くことは固く禁じられているという．

3. ポーランドにおけるロマの迫害

ロマの別名を「ジプシー」というように，ロマの出自はエジプトであるという伝説がロマの間で語り継がれている．旧約聖書で語られる出エジプトでユダヤ人が紅海を渡った際に，ロマの人々もエジプトを出て，紅海で大部分のロマは溺れ，生き残った者が世界中に散らばったという伝説である．ロマとユダヤ人は出自の部分から共通するという考えがあり，ともに長く迫害されてきた歴史があるため，互いへの共感は深いという．

ポーランドにおけるロマの歴史で，最も過酷な出来事が第二次世界大戦におけるナチス・ドイツによるホロコーストである．ユダヤ人のホロコーストは多くの歴史書に記録されているが，ロマのホロコーストは，ロマの文化が無文字の文化であるため，その公式な記録はない．通常は普遍的な事柄しか語らず，具体的な歴史を残さないロマの歌のなかにも，この過酷な出来事について歌われたものがある．しかし，ポーランドの詩人であり，文学と人類学の研究者であるイェジ・フィツォフスキによると，ホロコーストの事実が歌われた期間はロマの人々が収容所で生活していた期間と，戦後のほんの数年であったという．以下に，イェジ・フィツォフスキが聞き書きを行った歌がある．「オシフィエンチム」という言葉が出てくるが，オシフィエンチムとは，アウシュビッツをポーランド語で表した言葉である．以下に，歌の言葉を引用する．

『オシフィエンチムの建物は大きい，
大きいのはわれわれの不幸もだ．
おお，おお，オシフィエンチムで
私は一羽の鳥を飼っている
母のもとへ，父のもとへ
手紙を運んでもらうために…

神よ，神よ，わが神よ，
じきに私の命は失われてしまう！
この黒い鳥が
私に手紙を運ぶ，
私が囚われている
アシフィツのその場所へ．
パンもなく，水の一杯もなく，
私はもう干からびてしまった…

星が光る，光る，
神が下さる私のろうそくが…
ああ，私の鳥よ
私に手紙を持ってこい
私が囚われている
オシフィエンチムのこの場所へ．

私はもうここから出られないだろう，
姉妹にも兄弟にも会えないだろう！
われわれは門から連れ込まれた，
外へ出るのは煙突からだ…』

この他にも，後述するポーランドのロマにおける唯一の女性詩人として知られる“パプーシャ”もドイツ人による迫害を記録に残している．

「血の涙．四三年と四四年にヴォウィンの森でドイツ人たちのために私たちは何をくぐり抜けたか」という詩の一部を以下に引用する．

『森の中，水もなく，火もなく―
ひどいひもじさ．
子どもらはどこで眠ればいい？天幕はない．
夜に火をたくことはできず，
昼は煙がドイツ人に居場所を教える．
大いなる冬を，
子どもらを連れてどう生きればいい？
どの子もみな裸足．

ああ，私のお星さま！
夜明け前のあなたは明るく光る！
ドイツ人の目を見えなくして！
彼らの道をまげて！

彼らに正しい道を見せないで！
彼らに間違った道を示して！
ユダヤとジプシーの子らが
生きていられるように.

その凍える寒さの夜に
小さな娘が死んでゆく.
四日の後
母たちは四人の息子を埋葬した,
大雪の中で.

大雪が降った，落ち葉のように,
そして私たちの道を閉ざした,
あまりの大雪で，車輪はすっかり雪に埋まった.
歩いて進まなければ,
馬と馬車を押さなければ.
どれだけの貧しさ，どれだけのひもじさ！
どれだけの悲しみ，どれほどの道のり！
尖った石がいくつ足に刺さったことか！
いくつの銃弾が耳をかすめたことか！』

戦時中，このような迫害を受け，戦後は社会主義体制のポーランドにおいて，国内を移動し，楽器の演奏などで収入を得ようとするロマの人々は政府と警察の監視下におかれ，多くのロマの人々が刑務所に入れられることとなった．ロマの人々は刑務所の中でも賑やかに演奏を続けることで抵抗を行った.

このような状況のなか1949年に定住化政策が開始された．その内容は以下の通りである.

「馬車で旅をしてはいけない．子どもは学校に行かねばならない．人口調査を受け，全員が職に就くこと」

しかし，多くのロマはこの政策に抵抗し，更に強い迫害を受けた．定住化政策のうち，子どもを学校に通わせることが強調されている. 次章では, ロマの人々が何故, 定住することだけではなく，子どもを学校に通わせることに，それほどまでに強く抵抗したのかを述べていくこととする.

4. ロマと学校教育

本章では，前章で述べた四つのロマの共同体のうち，最大の共同体であるポルスカ・ロマと学校教育との関係について考察を深めていくこととする.

前章でロマによる定住化政策への抵抗のうち，子どもを学校に通わせることへの抵抗運動があったことを述べた．近代社会においては，教育を受ける権利は，社会的地位の上昇を得る権利であるが，ロマの人々は何故，子どもが教育を受けることを，強く拒否したのであろうか.

教育を受けることは，価値観を学ぶということである．ロマの生き方を否定する社会の価値観を子どもたちが学ぶということは，子どもたち自身のロマとしてのアイデンティティを否定することであり，子どもたちが親や先祖の生き方を否定する可能性が生まれるということである.

ロマの共同体では，家族，共同体の絆を非常に重んじている．学校教育は，この家族の絆，共同体の人々の絆を断ち切るものであると考えられた.

また，ロマの親たちが恐れたのは，ロマの倫理観を学校教育が否定することである．ロマの教えには「地に生えるものと神がつくったものは取って良い」というものがある．地面から湧く湧き水を飲むことは盗むことに相当せず, それと同じように, 人が育てたものであっても, 野菜や鶏などは盗んでも罪にはならないという考えである．逆に，それらの，神が造ったものを人間が所有し，金銭で売買することはロマの倫理観に抵触する.

またロマの共同体において，女性が教育を受けることは大きな禁忌とされている．ポーランドの法律では，結婚ができる年は16歳であるが，ロマの女性は本人の意思に関係なく，14歳になったら結婚をする．その相手は親子ほど年が離れている場合もある.

子どもたちが教育を受け，このような文化，風習に疑問をもった場合，ロマの共同体は結婚制度，ひいては共同体自体を存続することができない.

また，ロマの文化を特徴づけるものとして，無文字の文化であり，全て口承で，その多くを歌で伝えるというものがある．しかし，これらの歌は，ロマの歴史を伝えるものではない．ロマの言葉では「今日」も「昨日」も同じ「タイシャ」という言葉で表される．つまり，積み重ねる記憶や記録がないことが文化の一部とされる．学校教育のなかで歴史を学び，そのなかに位置付けられることも，ロマの文化を否定することである．近代公教育は，発達の概念を基に，教育によって，昨日より良い自己へ変化することを望ましい人間像と規定している．昨日と今日が積み重なるものではなく，同じものと考えるロマの文化と，近代の発達の概念がいかに相いれないものか想像するに難くない．これらの多岐にわたる理由から，ポーランドにおけるロマの人々は，学校教育へ抵抗したと考えられる.

出生の記録がなく, 1908年または1910年にポーランドでポルスカ・ロマとして生まれた女性“パプーシャ（ロマの言葉で「人形」の意)”ことブロニスワヴァ・ヴァイスは，生涯，学校に通うことはなかったが，読み書きを覚え，ロマの歌を文字に残し，自らが作った詩も文字に残したため，ロマの裁判にかけられ，犯罪者とされた．女性が読み書きを覚えるということは当時のロマの共同体のなかでは許されがたいことであったと考えられる．パプーシャは読み書きを覚えたいといって，ポーランド人から文字を学んだが，そのことによって，ロマの共同体から追放されることとなった．この出来事から，学校教育だけではなく，非正規の教育であっても危険視されていたことを伺い知ることができる.

5. 現代のロマの子どもたちの生活

ポーランドにおけるロマは，ポーランドの法律ではなく，ロマの法律に従って生活をしているために，子どもたちの多くは出生時の記録がなく，移動生活のため，国の人口調査の対象にならない場合もあるため，正確な数

を把握されていない．よって，教育の対象となることがない．意識的に定住した場合を除き，教育だけでなく，医療や福祉などの国が提供する最低限の公的サービスを受けることができないまま成人する場合も多い．年齢証明や身分証明もできない場合，就業することが困難で，多くのロマの人々は路上で楽器を演奏したり，パフォーマンスをしたりして金銭を得ている．「EU－MIDIS Ⅱ」によると，20 歳から 60 歳の中で，EU 全体の賃金労働率が 70%であるのに対して，ロマの人々の賃金労働率は 30%である．16 歳から 24 歳までのロマの女性のなかで，72%が就労をしておらず，現在，教育も受けていない状態である．男性であっても，その率は 55%である．

正規の職に就くことが困難であるために，非合法の仕事や犯罪によって生活をしていることもある．そして，そのことによって，社会のなかで差別の対象となるという悪循環を繰り返している．

ポーランドの首都ワルシャワにある，ワルシャワ北駅の周辺で出会った 6 歳ほどに見えるロマの少年は，学校には通っていないと話した．駅で旅行客やお金をもっていそうな人に話しかけ，お金をもらって生活をしているという．家族とともに移動しながら暮らしており，定住したいとも，学校へ通いたいとも思わないという．

ロマの子どもたちは家がなく，水道水もない環境で生活している場合も多く，健康リスクにも晒されている．子どもたちを定住させ，学校に通わせることができれば，子どもたちの生活水準は向上するだろう．しかし，ロマの文化や生活に誇りをもち，家族とともに自らの意思でその生活を選んでいる子どもたちを，定住させ，学校へ通わせ，社会化することが，子どもたち自身にとっての幸せなのかどうか，共同体外の人間が判断することは難しいと考える．

6. ロマの文化と美的感覚

前章まではロマの人々の生活と学校教育の関係について述べてきたが，本章ではロマの人々の芸術観について考察し，現代の日本や他の多くの国の美術教育と比較していきたい．

ロマの人々は文字をもたず，歴史を書き残すことがない．絵画や彫刻についても同様で，歴史について，宗教について，日々の生活について，視覚的にも形に残すことはない．ロマの歴史は長い迫害の歴史である．ロマの諺に，ロマには記憶がなくて良い，記憶があれば辛くて生きていけないという言葉もある．

ロマは文字でも絵でもなく，音楽と歌を伝承していく．しかし，その歌も，基本的には歴史とは無縁であり，愛や死，貧困，旅など，時代と関わりのない普遍的で身近な題材を扱う．概して特定の地名や固有名詞，具体的な出来事の名を含むことはない．

絵や彫刻は，制作した際の記憶や記録，意図や思想を具体物として後世に残すものである．記憶や記録につながる事柄を徹底的に排除する独自の文化に，描くこと，作ることは非常に馴染まない．また，ロマの人々は移動するため，絵画や彫刻などの作品を飾る文化がない．よって，ロマの人々には，美術作品を作り，鑑賞するという文化がない．

しかし，ロマの人々に美的感覚がないかというと，全くそのようなことはない．ロマの女性たちは色鮮やかな衣服を好み，光るものを好んで身に付ける．占いに使う手のひらに収まるような悪魔や死骸の像をロマの人々はその手でつくりだす．しかし，それらの像も，永続的に残るものではなく，素材は蝋であり，溶かして形を変えることができる．

ポーランドは森の国ともいわれ，徐々に開発され，伐採されてはいるが，現在でも国土の多くは森である．都会に住むロマの人々もいれば，古くからの風習を守り，森で湧き水を汲み，食べ物を採取し，森と町を行き来しながら生活する人々もいる．森で生活をするロマの女性たちの間には，金に見立てた木の葉の耳飾りを身に付けるという習慣が受け継がれている．

オークの葉に昆虫のタマバチが卵を産み付け，幼虫の成長に従って，虫こぶが赤く，大きくなる．この虫こぶをオークアップルという．秋に，黄色く色づいた葉に，赤いオークアップルがついたものを，黄金にルビーをあしらった耳飾りに見立て，ロマの女性たちが耳に飾る．

第３章の最後で述べた，文字を学んだロマの女性であるパプーシャも，オークアップルの耳飾りについて詩を残している．以下が引用である．

『〈木の葉の耳飾り〉

森の貧しい娘たち，
ビルベリーのように美しい．
できることなら身に付けたい，
金の耳飾りを．
ジプシーのおばあさんたちと若い娘たちは，
たきぎを集めに森へ行った．
川のほとりで大きなたき火をし，
口ずさむのはジプシーの耳飾りの美しい歌―
私のすてきな耳飾り，
おまえは私を美しく見せ，
誰の心をも捉えてしまう．

風はすでに炎を千切り，
川は歌を聞き終えて，
世界の遠くへ運んでいった．
誰も知らなかった，
オークアップルを付けたオークの葉が，
どこからどんなふうにして，
娘たちの膝に落ちたのか．

私たちはそれを使って，
すてきなジプシーの耳飾りを作る！
木の葉の耳飾りよ，
おまえはなんてかわいいの！

おまえに付いたオークアップルは，
まるで宝石のよう！』

この詩からも，金の耳飾りを身に付けたいと歌いながらも「ジプシーの耳飾り」であるオークアップルのついたオークの葉を身に付けることを誇らしく感じていることが伺える．

ロマの人々は，財産や美術作品を所有するのではなく，自らの周囲のもの，特に自然の美しさへの感受性を高くもち，美的欲求を満たしてきたのではないかと考える．パプーシャの残した詩に，他にこのようなものがある．

『〈森の歌〉
ああ，私の森よ！
広大な大地の上の森．
私はおまえたちをなにものとも交換しない―
黄金とも，
宝石とも，
そう，きらきらと美しく光り，
人々を魅了する，
宝石とも．

私の岩山，
水辺にある私の石は，
輝きらめく，
宝石よりもいとおしい．

私の森では夜になると，
月の下で，
たき火が燃え，
人々の指を飾る，
宝石のように光がきらめく．

ああ，大好きな森，
健康の匂いがする森！
おまえたちはジプシーの子らを育てた，
まるで自らの灌木のように！

風は葉を揺するように心を揺すり，
なにものをも恐れない．
子どもたちは歌う，
渇いていても，飢えていても，
跳ねて踊る，
なぜなら森が彼らにそう教えたから．』

この詩からは，自然の美しさを享受する，豊かな美的感覚を伺うことができる．宝石や黄金とも代えがたい自然の美しさを尊ぶ感性は，芸術作品の美だけが美ではないことを我々に伝えてくれる．

美術教育が育てようとしている力は，絵を上手く描く能力ではない．身の回りの美を見つけ，深く感じとる能力であり，美的感覚を働かせ，生活を豊かに彩る力である．美術作品を作らないロマの人々は，まさに，身の回りの美を見出し，生活を豊かに彩りながら生活をしている．このことは，美術教育の在り方についての示唆を与えている．

美術教育において，作品を作ることや，そのための技能を身に付けることに重きを置き，そのことによって，失われているものがあるのではないだろうか．日本の美術教育においても，造形遊びなど，予め目的を設定せず，感性を働かせて身の回りの色や形を楽しみ，それらに自ら関わりかける活動が設定されている．造形遊びは，作品を作るということから一度離れることによって，自らを取り巻く世界の美や快さとより深く結びつくことを目的としている．このような考え方は，ロマの人々が自ずと身に付けている美との関わり方と共通する点があるのではないだろうか．そのように考えたときに，美術教育において，あえて作品を作らない美への関わり方の重要性を再認識させられる．

また，従来の美術教育においては，表現活動と鑑賞活動は切り離されて考えられる傾向が強かった．しかし，近年の美術教育では，表現と鑑賞を同じ活動の表裏と考えるように捉え方の変化がおきている．

森でオークの葉の黄色とオークアップルの赤色の対比の美しさを感じ取りながら，その葉を耳飾りとして身に付ける行為も，鑑賞と表現のひとつながりの行為として捉えることができるのではないだろうか．

美術教育について考えるとき，ロマの人々の美的感覚の表現，表出の仕方に学ぶべきところは大きいと考える．

7. まとめ

ロマの人々の生活や迫害を受けた歴史と独自の文化，美的感覚の鋭さなどについて述べてきた．学校教育が当たり前にある立場から見たときに，ロマの人々の生活は非常に異質であり，理解が及びにくい部分も多い．

確かに，学校教育はある国で生活していこうと考えたときに，その土地の文化や言語を学び，子どもの身分を保障し，社会的立場を担保し，社会的な地位上昇するために必要不可欠なものである．そのような身分や生活の安定を考えたときに，ロマの人々のように，社会の周縁にいる人々を学校教育に取り込むことは善行と考えられることが多い．

確かに，ロマであっても他のどのような民族であっても，教育を受けることを望む者に対しては，教育が与えられるべきである．同じように，福祉や医療のサービスも提供されるべきである．

しかし，本論で述べてきたように，ロマの人々がロマとして生きることと，学校教育との間には，目指すべき人間像の大きな隔たりがあり，教育を受けることは，ロマとしてのアイデンティティを手放すことにもつながる大きな問題である．

近代的な価値観のなかで，ロマの人々は文字や記録をもたない，劣った人間として差別を受けてきたが，前章で述べたように，ロマの人々には我々以上に自然と交流し，その美を感受する優れた能力と感性をもっている．それらの感性は，学校教育や近代的な価値観とは異なる，ロマ独自の価値観に基づいている．

学校教育はマジョリティの制度に基づき，マジョリティの論理で構成されている．ロマの人々がマイノリティ

であるということを理由に，学校教育に，ひいてはマジョリティの価値観に統合されることが，果たして本当に善であるのかを問う必要があるのではないか.

ひとつの価値観を是とし，他の価値観を排除し，統合することによって推し進められてきた植民地主義が，現代では教育や政治思想に形を変えて同じように推し進められている．ロマの人々と学校教育について考えることは近現代における教育のポストコロニアルな性質について問い直すことにつながるのではないかと考える．

保護された後の発達の遅れを理由に，しばしば，教育学において，人間が教育を受けなければならない根拠として利用されてきた．教育をポストコロニアルの視点から捉えたときに，教育はアマラとカマラを幸せにしたのかという問いが生まれる．

アマラとカマラは，保護され，教育を受けることで，自由と，ともに育った家族としての獣たちを失い，二本足で立つこと，言葉を話すことを強制され，やがて命を失ったとされる．この事例からは，教育が強者の習慣や価値観を，弱者やマイノリティに強制する可能性を露わにしているのではないかと考える．

現代の教育において，多文化共生の必要性が語られるが，教育における多文化共生が，メインカルチャー，マジョリティにその他の文化を統合し，同化するものであってはならない．では，本論で述べてきたように，ロマの共同体のように，文字をもたず，記憶や記録を残さない，本質的に学校教育に馴染まない性質をもつ人々に対して，どのようにその文化を尊重しながら，安全で，多様な意味で豊かな生活を保障することができるのであろうか.

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals」略して SDGs では，17 のゴールのひとつに「質の高い教育をみんなに」を掲げている．教育が社会的地位の上昇につながるという前提を押さえながらも，少数民族や発展途上の国々における教育は，それを受ける人々の尊厳を尊重したものであるべきだと考える.

本論で取り扱ったポーランドにおけるロマの人々の，定住と教育への抵抗は，これからの社会における教育について考える際に重要な視点を与えてくれるのではないだろうか.

参考文献

(1) パプーシャ/イェジ・フィツォフスキ他“パプーシャ　その詩の世界”ムヴィオラ（2015）
(2) 水谷驍“ジプシー　歴史・社会・文化”平凡社新書（2006）
(3) デーヴィッド・クローウェ“ジプシーの歴史　東欧・ロシアのロマ民族”株式会社共同通信社（2001）
(4) イアン・ハンコック“ジプシー差別の歴史と構造；パーリア・シンドローム”彩流社（2005）
(5) マルティネス“ジプシー新版”白水社文庫クセジュ（2007）

新しい県民経済計算標準方式（08SNA、平成 23 年基準）に基づく推計結果の問題点について

根本　博

Problems of Estimated Data Based on the New Standard System of Prefectural Accounts (08 SNA, Heisei 23 Base)

Hiroshi NEMOTO

要　約

本稿では、新しい基準（08SNA）による県民経済計算の推計結果について点検し、国・自治体を通じた統計整備体制に関する問題点を指摘する。新基準はグローバル経済の変化に対応したものであり、たとえば生産活動における知的ストックの重要性を認識し、研究・開発（R&D）の資本化を提言するなどした。それに伴う再推計の結果、国の GDP では多くの項目で上方修正が行われた。ところが自治体の推計では、国の統計と整合的でない箇所が散見される。今回のような大幅な基準改定が行われた場合は、国は自治体に対して標準方式を示し、推計結果を単純に集計するだけでなく、計数に明らかな問題がある場合は協議・指導するなど統計精度の向上に向けて積極的に対応するべきである。

キーワード：県民経済計算、国民経済計算、93SNA、08SNA、R&D

1.　はじめに

地域の経済活動を包括的・体系的に記録する統計の仕組みが県民経済計算であるが、それは国における国民経済計算体系についての基本的な考え方や構造を都道府県という一定単位の地域に適用したものである。国の体系は国連によって提示された SNA（System of National Accounts）に準拠している。SNA は最初のものが 1953 年に提示され（53SNA）、その後 68 年（68SNA）、93 年（93SNA）と改定されたので、その都度、一定の準備期間を経て国の統計基準として導入・適用されてきた。2008 年、新たな SNA（08SNA）が提示されたので、新体系を取り入れるとともに基準年次を平成 23（2011）年とする推計結果を 16 年末に公表した。したがって、わが国の現統計は 08SNA による 11 年基準の計数になっている。その際、平成 6（1994）年に遡って 20 年超の系列の再推計・公表が行われた。

県民経済計算についても、国と同じ基準による推計結果を公表すべく内閣府の指示により各自治体において作業が進められ、19 年 2 月、新基準による 2006～15 年度の計数が『平成 27 年度県民経済計算年報』（平成 30 年版、2018）として内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部により編集・公表された。

93SNA と 08SNA との違いは多岐にわたるが、総じて概念が拡張されているので、推計結果は新推計（08SNA、平成 23 年基準）において上方に改定されると考えられる。実際に国民経済計算では、主要な計数はすべての対象年次で新推計が旧推計を上回っている。ところが自治体（都道府県、および政令指定都市）の推計結果を見ると、違和感のある計数が散見される。

本稿においては、いくつかの自治体の計数を比較するとともに 47 都道府県の合計値（全県計）を国民経済計算の推計結果と対照させて、考えられる乖離要因を探り、推計体制における問題点を指摘することとしたい。（注 1）

2.　新推計方式における主要な変更点

08SNA は、93SNA をベースにし、それ以降の経済・金融環境の変化に対応するようにしたもので、変更点は多岐にわたるが、主な内容は次の 4 分野に集約される。

(1)非金融（実物）資産の範囲の拡張等（生産活動における知的ストックの重要性の認識）
　①研究・開発（R&D）の資本化
　②兵器システムの資本化
　③非金融資産分類の変更
(2)金融資産・負債のより精緻な記録（金融の多様化、国際会計基準の変化への対応）
　①雇用者ストックオプションの記録
　②企業年金受給権の記録の改善
　③金融資産分類の変更
(3)一般政府や公的企業の取扱精緻化（国際会計基準への対応）

①一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱の精緻化
②公的部門の分類基準明確化
(4)国際収支統計との整合（グローバル化への対応）
①財貨の輸出や輸入における所有権移転原則の徹底（加工用財貨、仲介貿易の記録）等

以上の概念変更を取り込んだ結果、平成23（2011）年度に基準改定したGDPの推計結果は、公表時の直近年であった平成27（2015）年度の支出系列において、改定前の平成17（2005）年基準（旧推計）の500.6兆円に対して532.2兆円（改定時の計数）となり、31.6兆円（6.3%）の上方改定であった。改定要因は、08SNAに起因するものが24.1兆円、その他（基礎統計の変更、推計手法の開発等）によるものが7.5兆円である。

08SNAに起因する改定要因の内訳は、「研究・開発（R&D）の資本化」で19.2兆円、「特許等サービスの扱い変更」で3.1兆円、「防衛装備品の資本化」で0.6兆円、「所有権移転費用の扱い精緻化」で0.9兆円、「中央銀行の産出額の明確化」で0.2兆円などとなっている。

その他の年度についても、「研究・開発（R&D）の資本化」による上方改定への寄与度は非常に大きく、これだけで08SNA要因による改定幅の80～85%を占めている。

これを名目GDPの支出系列（需要項目）の改定状況で見ると、改定時の計数による2015年度についての改定幅は、GDP500.6→532.2（31.6兆円、6.3%）に対して、民間最終消費支出292.0→299.9（7.9兆円、2.7%）、民間住宅14.8→15.9（1.1兆円、7.4%）、民間企業設備70.1→81.2（11.1兆円、15.8%）、政府最終消費支出102.3→106.0（3.7兆円、3.6%）、公的固定資本形成23.0→26.7（3.7兆円、16.1%）、財貨・サービスの輸出87.4→91.7（4.3兆円、4.9%）、財貨・サービスの輸入（控除項目）90.5→91.6（1.1兆円、1.2%）となっている。（在庫変動は除外。）

このように、すべての需要項目でプラスに改定されており、特に民間企業設備の15.8%、および公的固定資本形成の16.1%が目立っている。実額では民間最終消費支出の7.9兆円も大きい。

県民経済計算においても、国に準じて08SNAへの対応、および平成23（2011）年への基準年次改定が行われた。たとえば、新基準における概念変更に対応し、すべてのR&D産出は事業所の所在する県に（政府及び民間の）総固定資本形成として計上することとし、経済活動別全国値を基に県別に分割して推計することとなっている。（ただし08SNAへの対応に当たって、推計に必要な基礎資料の入手が困難なものについては対応できていない。たとえば、「資本化される防衛装備品」の配備状況が把握できないために県別の推計が行われないなどの措置がとられている。）

従って「08SNAに起因する改定要因」については、どの自治体の推計においても基本的に旧推計に比べて新推計のほうが各需要項目について増額となり、上方改定されるはずである。「その他の要因」については、常識的には08SNA要因ほどの改定幅は生じないと考えられる。

3. 名目県内総生産推計値の新旧比較

以下では、いくつかの自治体、及び全都道府県の合計（全県計）の新旧推計値を示し、国の新旧推計値と比較する。

表1には2019年2月に公表された、新基準による06～15年度の県内総生産（名目）の計数が、06～14年度の旧推計と比較する形で示されている。（15年度については旧推計が実施されていないので、新旧比較は06～14年度の9年間である。）表には東京都、大阪府、愛知県（以上、三大都市圏）、富山県、石川県、福井県（以上、北陸3県）、および北から北海道、南から鹿児島県、沖縄県を選んで計数を掲げた。全47都道府県が推計した計数を機械的に足し合わせたものが全県計であり、これについても新旧を対比させている。また、参考として国のGDP（国内総生産）についても新旧推計値を比較して示している。

総体を比較するために、まずGDPを見ると、過去10年の計数すべてで新推計が旧推計を上回っており、乖離の度合いは3.5～6.5%となっている。また最近になるほど乖離幅は大きくなっている。（これは、近年、R&Dへの投資額が増加しているためと見られる。）

GDPと並べて示している「全県計」では、新旧の乖離幅は2.7～3.5%となっており、GDPほどではない。また、GDPのように最近になって乖離幅が拡大しているわけではない。この「全県計」は、概念的にはGDPと一致するべきものであるが、基礎統計がなかったり、利用できる基礎統計が相違したりするなどの制約があり、同一の推計方法をとることができない場合があるので、両者が必ず一致するとは限らず、実際に相当の食い違いが生じている。この食い違いは旧推計の方が大きく、新推計では概して縮まっている。08SNAに起因する改定要因とその他の要因があるので、いずれの要因の寄与度が大きいのかは、この段階では分からない。

旧推計どうし、新推計どうしを比較すると、いずれの場合も、どの年度を見ても、全県計＞GDPとなっており、両者の乖離幅は、旧推計では実額で16.4～26.1兆円、比率で3.4～5.3%となっている。また、新推計では実額で11.0～23.5兆円、比率で2.2～4.4%の乖離幅となっている。08SNAに起因する改定要因は全県計とGDPとに共通なので、理論的には乖離幅が縮小したのは「その他の要因」によるものであるはずであるが、後で見るように08SNAに起因する部分にも問題があると見られ、それぞれどの程度の寄与なのかは分からない。

次に、各自治体の推計値を見てみよう。三大都市圏では、ほとんどすべての年度で新推計＞旧推計となっている。新旧

の乖離幅は、東京都で 5.9%～8.2%、愛知県で 5.4～6.9%ほどである。大阪府は 0.0（08 年度）～1.1%の乖離幅となっており、東京都や愛知県より小幅である。

北陸では、富山県は各年の差は小さいが最近はほとんど新推計のほうが多くなっている（06～08 年度と 11 年度で旧推計の方が大きく、09~10 年度と 12 年度以降で新推計の方が大きい）。石川県はすべての年度で有意に新推計＜旧推計であり、乖離幅は▲3.2～▲7.3%となっている。福井県は 06～11 年度で新推計の方が大きく、12～14 年度には旧推計の方が大きくなっている。このように 3 県で全く傾向が違っていることが分かる。そのほか、北海道と沖縄県は福井県と同じパターン、鹿児島県は石川県と同じパターンとなっている。

（表 1）県内総生産（名目）推計値の新旧比較（年度、単位：兆円）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
東京都	新	105.76	106.96	103.73	97.92	98.10	100.22	100.23	101.70	102.34	104.34
	旧	99.91	100.14	97.11	92.06	91.93	93.40	92.80	94.03	94.90	-
大阪府	新	39.88	39.93	38.54	36.69	36.99	37.62	37.17	37.41	38.19	39.11
	旧	39.45	39.85	38.54	36.65	36.73	37.24	36.91	37.21	37.93	-
愛知県	新	39.36	40.31	35.87	34.23	33.80	34.90	36.54	37.78	38.48	39.56
	旧	37.01	37.78	33.64	32.44	32.07	33.05	34.64	35.39	35.99	-
富山県	新	4.71	4.75	4.51	4.17	4.39	4.41	4.38	4.45	4.51	4.65
	旧	4.76	4.76	4.52	4.16	4.35	4.43	4.34	4.37	4.45	-
石川県	新	4.58	4.61	4.47	4.21	4.15	4.09	4.16	4.31	4.39	4.57
	旧	4.78	4.82	4.65	4.35	4.42	4.41	4.46	4.55	4.59	-
福井県	新	3.58	3.61	3.48	3.36	3.39	3.36	3.11	3.13	3.04	3.23
	旧	3.47	3.50	3.36	3.29	3.34	3.27	3.15	3.16	3.13	-
北海道	新	19.26	19.09	18.39	18.17	18.07	17.95	17.82	18.12	18.39	18.96
	旧	19.09	18.91	18.29	18.14	18.17	18.21	18.04	18.29	18.48	-
鹿児島県	新	5.50	5.64	5.31	5.12	5.16	5.06	5.02	5.16	5.22	5.39
	旧	5.65	5.72	5.48	5.35	5.45	5.39	5.27	5.27	5.33	-
沖縄県	新	3.73	3.73	3.67	3.66	3.67	3.75	3.71	3.86	3.96	4.14
	旧	3.68	3.70	3.67	3.69	3.70	3.75	3.78	3.91	4.05	-
全県計	新	549.28	554.37	528.38	505.22	510.46	514.87	513.59	523.92	530.28	546.55
	旧	532.51	535.39	511.37	491.96	496.92	500.34	499.19	507.76	514.30	-
(参考) GDP	新	529.03	530.92	509.48	491.96	499.43	494.04	494.37	507.26	518.24	532.98
	旧	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6	500.6

4. 名目県内総生産の項目別新旧比較

前章で 9 都道府県について名目県内総生産の新旧比較を行ったところ、傾向を異にする 3 つのパターンに分かれた。第 2 章で示したように、新推計の基になっている 08SNA においては、多くの項目にわたって変更が行われているが、概念の拡張や中間需要から最終需要への変更などが多く、ほとんどが推計値の上方改定を要するものであることが分かった。特に「研究・開発（R&D）の資本化」によって、政府・民間の固定資本形成がかなりの程度上方改定されるはずである。中には、基礎統計の制約のため、都道府県に分割できない項目もあるが、それは限定されるものと思われる。

そのように考えると、東京都、大阪府、愛知県で各年度において名目県内総生産（総額）が新推計＞旧推計となっているのは当然であり、その他の 6 道県の新旧推計値がそうなっていないことに違和感がある。特に石川県と鹿児島県では 2006～14 年度の 9 年分について、すべて新推計＜旧推計となっているのは、08SNA に起因する要因以外に何らかの原因があるとしか考えられない。

そこで 2014 年度を対象にして、以下、各系列（支出、分配、生産）の主要項目の計数をそれぞれ見ることとする。

最初に、名目県内総生産の支出側、すなわち需要側について主要な項目別に見てみよう。

まず民間最終消費支出について見ると、GDP では旧推計が 2932.2 千億円に対して新推計は 2984.6 千億円で、新推計の方が 1.8%多くなっている。これに対して自治体では大阪府、福井県以外の 7 都道県で旧推計のほうの金額が多くなっている。全県計でも旧推計 2978.6 千億円、新推計 2962.9 千億円となっており、旧推計の方が 0.5%多くなっている。この結果、旧推計では GDP＜全県計だったが、新推計では GDP＞全県計と逆転している。国も自治体も新推計では同様の概念変更が行われているので、08SNA 要因によって推計結果が逆転することは考えられず、他の要因によるものと考えるほかない。

次に政府最終消費支出を見ると、GDP でも全県計でも新推計＞旧推計となっている。ただし、改定幅は GDP が 3.3%であるのに対して全県計は 1.7%と半分程度になっている。自治体別に見ると、新推計の方が多いのが東京都、愛知県、沖縄

県で、旧推計の方が多いのが富山県、石川県、福井県、北海道、鹿児島県の 5 県である。大阪府は同額となっている。東京都が多いのは政府機関が多いためであり、沖縄県が多いのは米軍施設が多いためと思われ、当然の結果である。新旧で GDP と全県計の差が広がったのは、一部に自治体における基礎統計の制約という問題があったことをうかがわせるが、新推計で下方改定の自治体が過半に及ぶのは不自然である。08SNA に起因する改定要因ではないところに原因を求めざるを得ない。

県内（国内）総資本形成については、前項の政府最終消費支出と同様に、GDP でも全県計でも新推計＞旧推計となっている。改定幅は GDP が 174.3 千億円で 16.3%とかなり大幅であるのに対して、全県計は 16.8 千億円で 1.7%と小幅である。この結果、新推計では GDP が全県計を 218.7 千億円も上回っている。比率では GDP から見て 21.4%、全県計から見て 20.5%という大差である。

表には示していないが、新推計について、在庫投資を除き、民間と公的部門に分けてみると、全県計では民間 838.1 千億円、公的 249.8 千億円で合計 1087.9 千億円となっている。（表の 1023.6 千億円より多いのは、2019 年 9 月現在の推計値であることと、民間在庫が大都市などで大幅なマイナスであるためである。）

GDP では、民間 966.3 千億円、公的 268.5 千億円で合計 1234.8 千億円となっている。（2019 年 9 月現在の推計値、在庫変動はわずか。）

両者の違いは、民間で 128.2 千億円、公的で 18.7 千億円、それぞれ GDP の方が多くなっている。これに民間在庫で全県計がさらに▲65.8 千億円となるので、全体で 212.7 千億円となり、表の差 218.7 千億円とほぼ同額と考えてよい。結局、総資本形成において、全県計より GDP の方が 218.7 千億円多く、その割合は民間で 6 割強、公的で 1 割弱、在庫で 3 割強となっている。

これらの 3 項目（民間最終消費支出、政府最終消費支出、総資本形成）で GDP が 5269.4 千億円、全県計が 5005.4 千億円となり、GDP が 264.0 千億円多くなっている。これに全県計には「財貨・サービスの移出入（純）」236.5 千億円、及び「統計上の不突合」60.9 千億円を加え、GDP には「財貨・サービスの輸出入（純）」 -87.1 を加えてトータルすると全県計のほうが 120.4 千億円多くなり、最終的に逆転している。

（表 2）県内総生産（支出側、名目）の項目別新旧比較（2014 年度、単位：千億円）

		民間最終消費支出	政府最終消費支出	県内（国内）総資本形成	財貨・サービスの移（輸）出入（純）	統計上の不突合	県内（国内）総生産
東京都	新	374.9	155.7	136.4	321.2	35.2	1023.4
	旧	394.5	146.8	139.7	271.1	-3.0	949.0
大阪府	新	220.2	63.1	64.1	35.6	-1.0	381.9
	旧	203.9	63.1	67.4	43.8	1.0	379.3
愛知県	新	182.2	48.3	81.3	57.6	15.5	384.8
	旧	195.5	46.3	71.1	-	-	359.9
富山県	新	24.5	8.4	10.5	3.4	-1.6	45.1
	旧	25.2	8.7	10.2	1.5	-1.0	44.5
石川県	新	24.7	9.3	10.9	3.5	-4.5	43.9
	旧	26.9	9.4	10.1	0.3	-0.9	45.9
福井県	新	18.7	7.4	6.3	-4.4	2.4	30.4
	旧	17.8	7.5	7.0	-1.3	0.4	31.3
北海道	新	118.0	46.4	38.7	-24.7	5.4	183.9
	旧	119.8	48.0	36.9	-19.5	-0.3	184.8
鹿児島県	新	34.0	15.7	11.2	-7.8	-0.8	52.2
	旧	34.9	15.9	12.5	-8.0	-2.0	53.3
沖縄県	新	24.6	12.4	11.4	-6.6	-2.2	39.6
	旧	24.7	12.2	10.5	-8.5	1.7	40.5
全県計	新	2962.9	1018.9	1023.6	236.5	60.9	5302.8
	旧	2978.6	1001.7	1006.8	-	-	5143.0
(参考) GDP	新	2984.6	1042.5	1242.3	-87.1	-	5182.4
	旧	2932.2	1009.5	1068.0	-113.5	-	4896.2

そこで「財貨・サービスの移出入（純）」、及び「統計上の不突合」の 2 項目について過去にさかのぼり、新旧推計を対比させてみよう。旧推計では、一部の県で両者の区別がなされていなかったので、合計のみとなっているが、全体の傾向から見て純移出入の比率が高いものと推測される。9 ヵ年を比べると 12.3～37.9 兆円とバラつきが大きく、概ねプラスの範囲で縮小傾向にあることが分かる。これに対して新推計では、全都道府県で分けて推計されているので、全県計でも分

離して示している。これを見ると、全体的に旧推計より数字が大きくなっており、不突合は県内総生産（全県計）の1%前後であるのに対して純移出入は3～9%台になっている。本来、海外との関係がなく県間の移出入だけであれば、ある県にとっての移出は他の県にとっての移入であり、全体において相殺される。しかし、ここには対外的なもの（輸出入）も含まれているので、GDPの純輸出（輸出―輸入）に一致するはずである。ところが2014年度のGDPの純輸出が -8.7兆円であるのに対して全県計の移出入（純）は23.6兆円となっており、32.3兆円もの乖離が見られる。これは全県計の県内総生産比で6.1%に当たる。他の年度についても、両者（GDPにおける純輸出、移出入（純）の全県計）には何の相関も認められない。金額は、純輸出についてはプラスの年度とマイナスの年度とが混在しているが、移出入（純）については、1桁違うレベルでプラスの年度が続いている。

統計上の不突合については、国民経済計算では支出側をコントロール・トータルにし、生産側に不突合を計上している。そして金額では -3.3兆円から2.2兆円の間に分布している。県民経済計算では、生産側を基準にし、支出側に不突合を計上する形になっており、全県計では6.1兆円となっている。10年間では -6.0兆円から6.6兆円の間に分布している。（国の生産側の不突合と地方の支出側の不突合とを比べることには意味はないが）国の不突合は全県計に比べて金額は半分程度以下となっている。

このように新推計について支出側（需要項目）を見た場合、もちろん自治体によって傾向を異にするが、全県計とGDPとを比較すると、主要な内需項目である民間最終消費支出、政府最終消費支出、県（国）内総資本形成の3項目は、いずれもGDP＞全県計となり、合計ではそれぞれ526.9兆円と500.5兆円である。ところがGDPの純輸出が -8.7兆円に対して全県計の移出入（純）が23.6兆円であるのと統計上の不突合が6.1兆円あることによって、最終的には県内総生産の全県計が530.3兆円、GDPが518.2兆円と逆転する。しかも、本来、消費（民間、政府）や投資（資本形成）に反映されるはずの新推計における変更点（R&Dの資本化など）が数字に表れてこないで、海外取引の推計値の大きな差などによって逆転するというのは不可解というほかない。

（表3）財貨・サービスの移出入（純）、及び統計上の不突合の新旧比較（年度、単位：兆円）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
新	合計	45.8	46.0	40.7	24.5	37.6	31.6	25.3	17.7	29.7	32.9
	移出入(純)	48.3	52.0	37.4	23.9	32.5	25.6	20.2	18.3	23.6	26.3
	不突合	-2.5	-6.0	3.2	0.6	5.0	6.0	5.1	-0.6	6.1	6.6
旧	合計	37.9	36.1	19.8	22.4	27.8	26.0	19.4	12.3	15.6	-

（注）全県計の計数である。

（表4）財貨・サービスの純輸出の新旧比較（年度、単位：兆円）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
純輸出	新	8.3	9.4	-0.4	5.5	5.9	-4.6	-8.8	-13.8	-8.7	-0.4
	旧	7.1	8.1	-1.6	4.4	4.6	-6.1	-10.2	-15.9	-11.3	-

5. 県民所得の項目別新旧比較

次に県民所得、すなわち分配系列の計数について、同じく2014年度を対象にして上記と同じ自治体の新旧推計の比較をしてみよう。

まず、雇用者報酬は9つのうち7つの自治体で新＞旧となっており、全県計でも新260.6兆円、旧250.4兆円で新推計が上回っている。財産所得は東京都で大幅な上方修正（旧5.4兆円→新7.9兆円）があったが、他は下方修正が多く、全県計では若干の上方修正である。企業所得は大都市で上方修正、地方で下方修正となり、全県計では6.2兆円の下方修正となった。この結果、県民所得（要素費用表示）では4.2兆円の上方修正である。

国民所得の新旧比較をすると、雇用者報酬で8.4兆円の新推計＞旧推計となっているのは、平成22年国勢調査の取り込みによる雇用者数の上方改定や役員賞与の反映、役員報酬の推計改善等による。企業所得では 7.1 兆円ほど新推計＞旧推計となっている。財産所得は旧推計のほうが0.5兆円多い。合計すると、国民所得は15兆円ほど新推計が旧推計を上回っている。

この結果、新旧とも全県計＞国民所得であるが、旧推計で24.1兆円だった差が新では13.3兆円に縮まった。この点は旧推計24.7兆円から新推計12.0兆円に差が縮まった県内総生産（支出側）の全県計とGDPの支出側（国内総支出）との比較と同様であり、概念・範囲は異なるが金額的にも類似の傾向である。項目別には、企業所得で国の計数が上方修正、自治体の計数が下方修正でありながら、なお後者が10.6兆円上回っている。この点が国と地方の差の主要因である。

なお、県民所得は要素費用表示となっている。これに生産・輸入品に課される税を加え、補助金を削除すれば市場価格表示の県民所得（431.9兆円）となり、さらに経常移転（純）を加えれば県民可処分所得（461.5兆円））となる。

（表5）県民所得推計値の項目別新旧比較（2014年度、単位：千億円）

		県民（国民）雇用者報酬	財産所得（非企業部門）	企業所得（企業部門の第1次バランス）	県民（国民）所得（要素費用表示）	県民（国民）総所得（市場価格）
東京都	新	365.9	79.1	262.4	707.4	938.2
	旧	341.0	54.3	208.8	604.2	821.6
大阪府	新	182.8	23.0	64.9	270.8	381.6
	旧	175.0	27.1	64.1	266.2	379.4
愛知県	新	176.1	15.2	76.7	268.0	382.9
	旧	176.7	15.8	70.5	263.0	363.7
富山県	新	21.9	2.1	10.8	34.8	46.2
	旧	19.7	2.7	11.7	34.1	46.5
石川県	新	23.5	1.9	7.5	32.8	46.4
	旧	21.6	2.2	10.3	34.1	46.9
福井県	新	17.5	1.7	4.0	23.2	31.9
	旧	14.3	0.9	8.2	23.5	32.3
北海道	新	98.1	8.1	29.1	135.3	187.2
	旧	94.1	7.4	36.8	138.2	189.5
鹿児島県	新	24.0	2.0	12.4	38.4	53.5
	旧	25.3	2.6	11.9	39.8	55.4
沖縄県	新	20.9	2.2	6.6	29.7	41.8
	旧	19.6	2.8	7.9	30.2	42.7
全県計	新	2606.4	274.1	1046.6	3927.1	5458.3
	旧	2503.6	272.4	1109.1	3885.1	5314.6
(参考)国民所得	新	2608.5	245.2	940.8	3794.5	5374.2
	旧	2524.9	250.0	869.5	3644.4	5106.7

（注）旧の企業所得は「法人企業の分配所得受払後」

6. 経済活動別県内総生産の新旧比較

県民経済計算では経済活動別県内総生産の推計が中核となっており、先述のように支出側とを対比させたときは国とは違って支出側に統計上の不突合の項目を立てる。この推計は産業別になされている。

第1次産業は「農業」、「林業」、「水産業」の3分類である。

第2次産業は「鉱業」、「製造業」（食料品、繊維製品、パルプ・紙・紙加工品、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、はん用・生産用・業務用機械、電子部品・デバイス、電気機械、情報・通信機器、輸送用機械、印刷業、その他の製造業、電気業、ガス・水道・廃棄物処理業など15分類）、及び「建設業」である。

第3次産業は「卸売業」、「小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「通信・放送業」、「情報サービス・映像音声文字情報制作業」、「金融・保険業」、「住宅賃貸業」、「その他の不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」など14分類からなる

今回の改定で「国際標準産業分類」とできるだけ整合性が確保されるよう「国際比較可能性を踏まえた経済活動別分類の変更」が行われた。この結果、製造業の分類が変更になり、サービス業が細分化された。また「産業」「政府」「非営利」の区分が取りやめられた。たとえば、製造業では「繊維」が「繊維製品」に、「パルプ・紙」が「パルプ・紙・紙加工品」になり、「鉄鋼」と「非鉄金属」が統合して「一次金属」となった。機械部門では「一般機械」「電気機械」「輸送用機械」「精密機械」という分類が「はん用・生産用・業務用機械」「電子部品・デバイス」「電気機械」「情報・通信機器」「輸送用機械」という分類に変わった。また「印刷業」が「その他の製造業」から分離独立した。サービス業では、「運輸業」が「運輸・郵便業」となり、「通信業」と「放送業」が合体して「通信・放送業」となった。そのほか、「サービス業」を「公共サービス業」「対事業所サービス業」「対個人サービス業」に分け、「政府サービス生産者」を「電気・ガス・水道業」「サービス業」「公務」に分け、「対家計民間非営利サービス生産者」という項目を立てていたのを、「専門・科学技術、業務支援サービス業」「公務」「教育」「保健衛生・社会事業」「その他のサービス」に分類した。

表6には1～3次産業別に集計した計数、及び輸入品に課される税・関税を加え、総資本形成に係る消費税を控除した県内総生産を掲げた。上記の分類変更は推計上多大な影響を与えたと考えられるので、本来は新旧の推計値を細かくチェックする必要があるところであるが、ここではそこまでは追求していない。

新推計は旧推計に比べて、全県計、国内総生産とも第1次産業は下方改定、第2次産業、第3次産業、及び県内（国内）総生産は上方改定になった。第2次産業では全県計で15.9兆円、国内総生産で10.1兆円の上方改定である。第3次産業では全県計で0.2兆円、国内総生産で17.2兆円の上方改定である。その結果、県内総生産の全県計は16.0兆円、国内総生産

は 27.1 兆円の上方改定となった。改定幅は国内総生産のほうが大きかったので、旧統計で 31.4 兆円あった乖離幅は新統計では 20.3 兆円に縮まった。

（表 6）第 1 次～第 3 次産業別県内総生産の新旧比較（単位：百億円）

		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	県内（国内）総生産
東京都	新	4.6	1395.6	8811.8	10234.1
	旧	4.9	1071.6	8424.5	9490.2
大阪府	新	1.8	807.6	2919.8	3819.4
	旧	3.6	691.7	3020.1	3793.4
愛知県	新	15.5	1594.0	2208.4	3848.3
	旧	15.6	1372.4	2171.5	3599.0
富山県	新	3.6	170.0	273.9	451.3
	旧	3.7	152.8	284.7	445.3
石川県	新	3.0	131.1	301.5	438.8
	旧	3.8	124.7	325.7	458.8
福井県	新	2.3	99.5	202.3	303.6
	旧	2.7	91.3	215.9	313.0
北海道	新	75.2	310.3	1435.5	1838.6
	旧	74.9	312.6	1460.7	1848.5
鹿児島県	新	23.9	105.1	388.5	522.4
	旧	19.7	96.1	411.8	533.0
沖縄県	新	6.0	53.2	336.0	395.5
	旧	6.2	56.1	342.4	405.1
全県計	新	503.0	14069.4	38046.2	53027.6
	旧	514.1	12481.8	38024.0	51429.6
(参考) 国内総生産	新	542.8	13019.2	37430.7	50992.7
	旧	566.6	12005.5	35713.0	48285.1

（注）1. 各自治体は 2014 年度計数、国内総生産は 2014 暦年計数
2. 第 1 次産業は農林水産業、第 2 次産業は鉱業＋製造業＋建設業、第 3 次産業はその他の産業

7. 支出・分配・生産各系列における国・地方の新旧推計値比較

以上をまとめた表 7 において国・地方の各系列における新旧推計値を比較すると、いずれも新推計＞旧推計となっている。また、国と地方を比較すると、支出・分配・生産 3 系列の新旧各推計値のいずれを見ても、地方＞国となっている。この限りにおいては国・地方で見た場合も新・旧で見た場合も同じ傾向を示している。

しかし、これまで詳しく分析してきたように、支出・分配・生産という 3 つの系列において、構成要素を分解して項目別に見た場合には、自治体によって傾向の異なる計数が認められる。そして 08SNA、及び平成 23 年基準に沿った県民経済計算の新しい標準方式に照らしてみると想定される結果とは違った計数がしばしば認められることが分かった。

まず支出系列を見ると、表 1 では国と地方の年次推移が示され、大都市圏は、東京都と愛知県ではかなり有意に新推計＞旧推計であり大阪府はやや新推計の方が大きい。地方圏は、石川県と鹿児島県で一貫して旧推計＞新推計、福井県・北海道・沖縄県では初めは新推計が大きく、その後は旧推計が大きくなっている。富山県は反対に初め旧推計、後から新推計が大きくなっている。このように見ると、大都市圏以外の自治体の推計値には新基準にそぐわない結果が表れていると見られる。

表 2 では、支出（需要）系列を項目別に見て、主要な 3 項目である民間最終消費支出、政府最終消費支出、県（国）内総資本形成の合計で GDP が 5269.4 千億円、全県計が 5005.4 千億円となり、GDP が 264.0 千億円多くなっているが、これに「財貨・サービスの移出入（純）」236.5 千億円、および「統計上の不突合」60.9 千億円を加えると全県計のほうが 120.4 千億円多くなることが示された。

このように、本来、民間・政府の消費・投資に反映されるはずの新推計における変更点（R&D の資本化など）が数字に表れてきていない。その結果、主要な内需項目でいずれも GDP＞全県計となっている。にもかかわらず、全県計の移出入（純）が 23.6 兆円（GDP の純輸出は -8.7 兆円）であるのと統計上の不突合が 6.1 兆円あることによって、最終的には県内総生産の全県計が 530.3 兆円となり、GDP（518.2 兆円）を上回る。表 3、表 4 によって各年度について見ても、説明できるような傾向を読み取ることはできず、非常に不可解な推計結果となっている。

表 5 において県民所得の各項目を見たところ、雇用者所得は両者が同程度上方改定され、財産所得は全県計が上方、国

民所得が下方改定された結果、全県計が 2.9 兆円上回り、企業所得については国で上方改定、地方で下方改定され、両者の差が大幅に縮小した。トータルでは、県民所得（全県計）＞国民所得は変わらないが、その差は 24.1 兆円から 13.3 兆円に縮まった。

表 6 では経済活動（第 1 次～第 3 次産業）別に見たが、第 1 次産業で国・地方とも下方改定、第 2 次・第 3 次産業で両者とも上方改定され、その結果、県内総生産の全県計の改定幅（16.0 兆円）より国内総生産の改定幅（27.1 兆円）のほうが大きかったので、旧統計で 31.4 兆円あった乖離幅は新統計では 20.3 兆円に縮まった。

（表 7）2014 年度推計値の系列別新旧比較（名目値、単位：兆円）

	支出		分配		生産	
	国 国内総支出	地方 県内総支出	国 国民所得	地方 県民所得	国 国内総生産	地方 県内総生産
新推計	518.2	530.3	379.5	392.7	509.9	530.3
旧推計	489.6	514.3	364.4	388.5	482.9	514.3

（注）国内総生産については暦年計数

8. まとめ

国民経済計算体系が 08SNA を導入するとともに基準年次を平成 23（2011）年に切り替えたことに伴い、県民経済計算も新しい基準に沿って推計されることになった。その結果がまとめられたので、時系列で県内総生産（名目）の新旧推計値をいくつかの自治体別、及び全県計で比較した。また、新旧推計値が比較できる最新年である 2014 年度について、支出・分配・生産の 3 系列の主要項目の新旧比較を自治体別・全県計で行った。これらのすべてについて国の統計（国内総支出、国民所得、国内総生産）と全県計を比較した。

従来から、47 都道府県の計数を機械的に集計した全県計が国の統計と乖離する（ほとんどのケースで前者＞後者）ことは知られており、その理由として基礎統計の違い等が指摘されてきた。今回の改定は 08SNA の導入に伴うものであるから、その他の理由があるにせよ、計数の改定は主として 08SNA 対応に起因するものであり、しかもその大半は「研究・開発（R&D）の資本化」に伴うものであると推測される。そうであるとすれば、国の統計が資本形成等において上方改定されたように自治体の統計も同程度の規模でそうなるはずである。ところが、実際はそうなっていない。支出系列において、全県計で旧推計に比べて新推計は民間消費でマイナス、政府消費及び政府・民間の投資でも微増であり、国の純輸出がマイナスであることから本来マイナスであるべき移出入（純）が大幅に（23.7 兆円）プラスになっており、統計上の不突合（6.1 兆円）と合わせてようやく辻褄を合わせる形になっている。

分配面の県民所得についても、企業所得が国の国民所得ではプラス改定（7.1 兆円）であるのに対して、全県計ではマイナス 6.2 兆円となっており、県民（国民）所得における国との差が縮まった。

産業別県内総生産の推計では、第 1 次産業は国・地方が同じ傾向を示しているが、全県計で第 2 次産業の大幅増に対して第 3 次産業は微増にとどまっている。国が第 2 次・第 3 次とも大幅増であり、特に第 3 次で 17.2 兆円の上方改定しているのと著しく好対照である。

今回の改定は 08SNA への対応が広範囲にわたり、基準年も変更になった。金融をはじめ経済社会の変化は多岐にわたっているので、推計方法の変更も必要であろう。にもかかわらず新基準に対応した推計を行うために必要な基礎統計が必ずしも整備されているとは限らない。

このような厳しい状況下で、しかも人的資源の制約がある中で実施された推計結果であることを勘案しても、なお今回の推計結果はまだ十分なものとは言いがたい。もちろん部分的には筆者の分析が不十分な箇所もあるとは思うが、本稿で指摘した明らかに常識に反するいくつかの問題点については、今後、原因を究明しなければならない。各自治体の担当者が推計に当たって万全を期することはもちろんであるが、内閣府も各自治体に標準方式を示し、推計結果を単に集めるだけでなく、それらを比較検討し、明らかに不自然な計数があれば、当該自治体と協議し再推計するなどして万全を期する必要がある。

参考文献

(1) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『平成 26 年度　県民経済計算年報』（平成 29 年版）（2017）
(2) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『平成 27 年度　県民経済計算年報』（平成 30 年版）（2019）
(3) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『国民経済計算の平成23年基準改定について－変更の主なポイントと推計結果』(2016)
(4) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『平成 27 年度国民経済計算年次推計（平成 23 年基準改定値）（フロー編）』(2016)
(5) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『平成 27 年度国民経済計算年次推計（支出側系列等）（平成 23 年基準改定値）』(2016)

注

(1) 本稿において使用する計数は、93SNA 及び平成 17 年基準に基づく旧推計については参考文献 (1)、08SNA 及び平成 23 年基準に基づく新推計については参考文献 (2) に原則として依拠する。GDP の新旧比較については、平成 28 年 12 月の基準改定時の公表資料に

よるが、内訳については2019年9月時点の公表データによる場合がある。

人間形成の源流としての「農」

増渕幸男

”Agriculture”as the Origin of Human Formation

Masubuchi Yukio

要約

本稿は、農の世界が人間形成に与える意義について、自然と人間の共生関係を基礎に据えた教育のあり方を明らかにすることを目的としている。学習指導要領の改訂に伴って主張された持続的社会の創出課題として、複数の教科で取り組むべき自然体験学習の内容と実践活動に焦点を当て、農業教育が果たす役割について追究した。高齢化社会の現出が及ぼす国家的現象のひとつが農の世界を継承する後継者育成の問題であることを、学校教育の観点からも実証的に解明した。

キーワード ： 農業教育、持続的社会、自然体験学習、里山教育、学校林

1. はじめに

教育がいつから、そして何から始まったかについては、教育の意味をどのように理解するかによって異なるというのが、これまでの理解の仕方であった。そのために教育学の研究分野では、「教育」という言葉をめぐってさまざまな解釈がなされてきた。時代や社会情勢によってその内容は必ずしも一義的なものではなかったからである。いわゆる教育に関する認識が広いか狭いかという観点に基づいて捉えながら、人間・人類、社会・国家、家庭・学校等々のいずれかの視点に立つことよって教育の意味を解釈するといった、さまざまな領域での教育の位置づけがなされ、教育の役割と責任を説明してきた。

ここでは、それらの内容について仔細に言及することはしない。しかし、人間が生きていく上で必要な営みの中に、日常生活で不可欠となる三要素である衣・食・住と並んで、教育があることは否定できないだろう。その意味では、カント（I.Kant）が「人間は教育されなければならない唯一の被造物である」(1)と唱えたように、教育は生きていくことと切り離せない要件であることは疑いない。現代では、憲法上での基本的人権の中に、生存権（第25条）・勤労の権利（第27条）etc.と共に、教育を受ける権利（第26条）が生活の基盤を構成している社会権として意義づけられることも、理由がないわけではないであろう。

ところで、現代社会は生活を混乱させている原因のひとつとして、環境破壊の問題がある。衣は使い捨ての時代では焼却ごみとして処分されることが当然とみなされている。また、食は「2005年の調査では、毎年日本が出す食品廃棄物は、金額にしておよそ11兆円で、国民ひとり当たり87,300円を捨てていることになる。量的に見ると、国民ひとり当たり年間151キログラム」(2)という指摘もある。住は自然を切り開いて宅地として開発することから、当該地域が自然災害の影響を受けることが多くなった。その他、プラスチックによる海洋汚染も年々深刻度を増している。これらの事実がもたらす生態系への悪影響は、どんなに強調してもしすぎることはない。

そうした現実の中でも深刻な分野として指摘されているのが、食に関する諸問題である。人間だけが自らの食料を生産して生きている存在であるから、この活動が弱体化することは大きな問題を引き起こすことになる。農産物の自給自足が不可能になっているわが国の食については、人類の生存とも関係する世界共通の課題でもあり、さまざまな領域を巻き込んだ持続可能性（sustinability)という言葉が一般化するまでに至っている。「高等学校学習指導要領解説・農業編」(3)では、その第3節　「農業科の目標」に、「持続的な発展」「持続性に優れた生産圃場」「持続可能な農業の発展」「持続可能な社会の形成」等々、といった表現が頻出する。言うまでもなく、持続性を考慮する中でも大切な食を担うもっとも基本的領域こそが農業である。このことを高等学校農業科用教科書「農業と環境」でも、「21世紀には、新たな概念と方法論にもとづいて、「心・生命を基盤とした環境の時代」の精神をけん

引する、「持続性科学(sustainability science)」を構築する必要がある……。農業科学は持続性科学の一分野として今後進展すると期待されている」(19 頁) と説明している。

農業のレーゾン・デートルに言及した大内力氏は、農のもつ基本的価値として四つ挙げる。食料安保 (食料の供給と安全性)、雇用問題 (農業から排除された労働力)、環境保全 (自然的・物理的・心理的etc.)、歴史的展望 (農業衰退による亡国)、といった観点である。(4)とりわけ、本稿で問題にしているのは、食料問題と環境問題を含んだ人間形成に関わる農業の位置と役割と課題、そしてそれらを担う基盤的領域としての農の世界に対する教育の関係である。

戦後の農業は、農業の近代化と農業従事者の所得向上を目指す「農業基本法」(昭和 36 年) に大きな方向づけを得たものの、脱農業化と技術工業化・情報化の社会へと進展する時代の影響を受けてきた。そこに生起した負の要素を克服しようと、いまや農業の活性化の願いを込めた「食料・農業・農村基本法」(平成 11 年) によって「農型社会の創造」という大きな目標を掲げている。この目標を委員会でまとめた木村尚三郎氏は、「人と人、人と自然、人と歴史 (先祖、伝統、文化)」の、三つの愛と共生を実現する社会を「農型社会」と呼んでいる。そこで木村氏はこの農型社会を、「大自然を相手とする農、耕し作り育てる喜びに関心を持ち、直接・間接に農とかかわり合うことに、誰もが幸せを見出そうとする社会」(5)と定義して、そうした社会の実現に向けた積極的な方策を論じている。

たしかに、人間社会と地球環境に農が果たしている役割は、国家や人類の未来を左右する大きなものである。そこに農のレーゾン・デートルが問われる理由もある。ちなみに、農業労働力の推移を見ると、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の 3 種類から見る必要があり、特に普段の仕事として自営農業に従事している基幹的農業従事者は、その絶対数が減少していることが問題となろう。2005 年～2015 年の「農林業センサス」によれば、70 歳以上の基幹的農業従事者数は 80 万人以上の上昇カーブを描いている。さらに、この傾向を自給的農家と販売農家に分けてみると、前者は 80 万戸台を維持しているが、後者では 163 万戸から 133 万戸へと減少していることがわかる。

また、高齢化は土地持ち非農家の増加にも結びついている。上記のセンサスを見ると、総農家数と土地持ち非農家の対比は、2005 年は 285 万戸：120 万戸、2010 年は 253 万戸：137 万戸、2015 年は 215 万戸：141 万戸である。2010 年と 2015 年を比較してみると、農家数は実に 14.7%の減少である。(6)

このように農家数が減少している一方で、年々土地持ち非農家へと推移していることがわかる。上記の実数対比にも見られるように、総農家数の減少にもかかわらず土地持ち非農家数は増加していることがわかる。また、耕作放棄地のある農家数も2010 年は75,3 万戸のうち土地持ち非農家数は60,6 万戸、2015 年は72,8 万戸に対して65,2 万戸と、ここでも農家数の減少に対して土地持ち非農家の割合が増加しているのである。この傾向は、やがては高齢者農家の絶対数が減少することをも考えると、ますます大きくなっていくであろう。しかも農家の全体数は減少しているのに、平均年齢は上昇傾向にあることも大きな問題であろう。

日本は高齢化社会になっていることから、農業従事者もまた高齢化していることを看過できない。このことに関して指摘できることは、担い手の減少によって高齢化現象がますます深刻化していることである。そうした農業従事者の中でも一番多い農業は稲作である。稲作に従事している人は兼業農家に多いと言われるが、例えばデータとしては、2005 年の調査と比較して 2010 年は 30 万人減少の 97 万人、それも 60 歳以上は 83.1%、65 歳以上が 71.1%、と非常に大きな割合を占めているとわかる。この傾向は 2015 年においても基本的に変わらないであろう。日本の農業は高齢者によって維持されているという現実、それゆえ稲作の担い手の現実としても高齢者問題を無視することは許されないのである。(7)

以上のような数値的指摘からもその深刻さが伝わってくるように、持続的社会の形成を担う農型社会の実現にとって、それを担う人材の育成が重要課題となることは明らかである。この課題に真摯に向き合う立場にあるのが、人と社会の両方の形成に取り組む教育に他ならない。また、教育の観点から農業高校応援団長を自認する中村桂子氏は、「教育の原点としての農業」を主張する。それは、生きもので自然の一部である人間が、学習指導要領に言われる「生きる力」を身に付けるためにも、「生きものの生きる過程を見つめて、自分も生きものとして生きること」が必要であり、それゆえ「他の教科以上に農業が大切だ」(8)と言っている。

さらに、グローバルな視点から食料問題を考えてみても、人口増加に伴って深刻化の度合いを高めている食料自

給率の問題がある。人類の食料問題は一国では解決不可能な局面に立たされているから、地球規模での農業と無関係であることはできず、そのことは日本の食糧問題と農業に関しても密接に結びついている問題である。まさに農業は地球全体の中でももっとも従事者が多い職業であるにもかかわらずにである。(9)さらに、農業従事者の減少および高齢化の問題を考えると、農業の現在と未来を担う人間の需要と供給のバランスがとれていない典型的な分野と言えるのである。

それだけ一層、農業の担い手の育成は重要であるから、農業に関する教育と学習は極めて身近な問題として際立ってくる。「高・解説・農業」の第10節「栽培と環境」での農と環境の相互関係に関する記述を見ると、両者の関係を多面的に学ぶ科目として、実践的・体験的な学習活動の必要性が言われている。そこでは気象的要素（光・温度・湿度・降水量・降雪量etc.）、土壌的要素（土質・土壌の水分や空気・水素イオン濃度や塩類濃度・有機成分と無機成分etc.）、生物的要素（微生物・土壌動物・昆虫etc.）の各環境要素が栽培植物に及ぼす影響を学ぶよう指示している。これらの教育内容を見ると、農の世界に関心を抱く人抱かない人に関係なく、日常生活で特別に意識しないで素通りしている事象への気付きを促していることがわかる。

こうした多面的な学習を踏まえて理解される農業教育とは対照的に、国民的感情としても、その農業に対する意識が十分に浸透しているとは言いがたい現実があるのではないか。そうであるとすれば、いまや農業の意義についての学びと、広く人材育成の役割を担っている教育の立場からも、反省的考察が必要な時代である。否、むしろ、人間にとって農の占める位置価値を学ぶことに、教育の責任が問われている時代であると言えるであろう。

2. 農業教育のあり方

2. 1 教育ファームでの体験活動

「農と教育」というテーマから、両者を結びつける教育のあり方として、農業教育という括りで考えてみると、具体的にはそのことが小・中・高の学習指導要領でも重要な項目として取り扱われている教育課程のひとつであるとわかる。そこでは、農業に関する専門的知識の一部として化学肥料や農薬の問題についても学ぶ、いわゆる農業と環境保全に関する学びの機会が用意されている。また、そのための基本的学習は、小・中学校では社会科で農業や水産業における食料生産という枠組みによって、高等学校では農業と環境の観点から取り扱われている。ここでも食との関係で取り扱うことが中心的要因であり、食料生産を学習内容としていることが伺われる。

このことは、「小・指導・社会」第5学年の「3　内容の取扱い　（2）」で、「ア　食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。イ　消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること」（56頁）と指示されている。しかも、「小・解説・社会」では、稲作については必ず取り上げるとあるように、食料生産の基本は稲作であることを学ばせるのである。

ところで、農業教育については「食育基本法」（平成17年6月法律第63号）が「食に関する体験活動」として規定している。そこでは食育が食料の生産から消費に至るまでの食に関する体験活動によってなされることを踏まえて、農林漁業体験の重要性を唱えている。大内力氏が述べていたように、農業の基本価値[食料の供給・環境保全（自然）・食品の安全性・社会的保全]、この四つのバランスを考えることに結び付いている。要するに、自然が人間に与えてくれる恩恵を体験を通して直に感じ取ること、また農林漁業に携わる人たちへの理解と感謝を学習すること、さらに自らの体験活動での苦楽をとおして人格形成に資すること、といった教育上の目的がまず考えられることである。もちろん、これらの目的を実現するための条件としては、学校教育だけに頼ることで可能になるとは言えず、農業体験の機会と場を提供する教育ファームの計画がなされていなければならない。その実現のためには、農業に従事している地域社会の協力は言うまでもなく、食料関係業者や保護者たちの参加も不可欠である。

したがって、食糧生産の問題を学ぶ時には、食料の自給率と将来像を考えさせるためにも、まず米と野菜の生産問題にウェイトが置かれざるを得ないであろう。そのことを実際に学ぶための活動として、体験学習としての農業実践（田畑での米・野菜の栽培と収穫）を行なうことが望ましいと考えられている。もちろん、こうした体験学習は専業農家や地域の人々の指導と援助に支えられて可能になることである。

ところで、「小学校における農業体験活動の実施に向けて　平成23年度関東ブロック教育ファーム意見交換会報告」（平成24年6月　関東農政局）によれば、農業体験活動を食育教育として位置づける根拠について触れているの

で、確認しておこう。その中でも「農業への意識・理解を深める」「生産することの大変さや喜びを体感・理解する」と並んで挙げられるのが、「食べものや命の大切さを考える態度を養う」という目標である。(10)

この農業体験に関する教育ファームの実践を可能にしている背景にあるのは、学習指導要領の総則（平成20年）で「学校における食育の推進」が、さらに「食に関する指導の手引」（平成22年）で食に関する指導の全体計画や基本的な考え方と指導方法が示されたことによるものである。そうした経緯の中で、今次の指導要領の改訂（平成29年）において農業体験活動についても取り上げられ、これを総合的学習の時間や特別活動で食育に取り組むことと指示されたのである。

もちろん、この目標設定は、教育ファームの目的自体が上述した「食育基本法」に規定されている「食に関する体験活動」を、生産から消費に至るまでのさまざまな活動をとおして行うことにあるのは当然のことである。この体験活動として「食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行う」（第６条）と規定している。その中でも「農林漁業体験」の意義について、「食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要」（第11 条第２項）と指摘し、「食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること」を理解する重要性に言及する。そうした意図に基づいて１都９県で実施された教育の一環としての農業体験活動の報告内容および評価について、以下に概観してみたい。

上記の関東ブロックでの教育ファームの報告書を見ると、農業に関する初等教育（5 年生中心）での体験活動内容としては、稲作が取り上げられている。そこでは「手植え、除草、稲刈り、収穫後の食事」といった内容が大半を占める。つまり、苗床作り、種まき、代掻き、その間の水の管理、次年度に向けた収穫後の田の処理と準備、といった稲作に不可欠の作業工程には触れない体験活動である。教育課程上の制約があることは十分に理解できるが、何も体験しないよりはよいという認識でなされているわりには、この体験活動の成果を誇張しすぎる傾向があることは否めない。

食育との直接的な関連で言えば、収穫後に世話になった人たちを招いてカレーやもちつきなどの共食を計画したり、給食での利用などがなされている。そうした活動全体をとおして確認できた事項として、農業体験活動の目標、体験内容の質向上のための工夫、実施に向けた工夫、得られた効果、そして課題の抽出、を概観してみると、次のようになろう。

まず、目標として掲げられていることは、

「農業への意識・理解を深める」「食べ物や命の大切さを考える態度を養う」「生活習慣の見直し」「自然や郷土を理解し愛する心を育む」「人間関係の形成といった社会性を身に付ける」（同報告書、4 頁）である。

次に、内容の質向上のための工夫として取り組んだことは、

「年間を通じた栽培活動を実施」「収穫体験だけでなく、たい肥作り、れんげ草栽培、除草作業を体験」「収穫物を給食に利用」「自分たちで作ったものを調理し食べる取組や、作った米を売ってもち米を購入しもちをついて食べる」「伝統行事や地域の歴史家の関心を高めるための伝統行事への参加、地域の方への感謝の集い開催」「収穫物を利用して地域の人々と一緒に食べる機会を設定」「優しい心を育てるため保育園などと連携した体験実施」（同、5 頁）などである。

上記の目標・工夫を実現するための工夫として考えたことは、「ほ場、指導農家の継続的な確保」「取組時間の確保」「協力者の確保」「教職員の理解」「事故の防止」（同、5 頁）といった事項である。だが、これらには協力農家・指導農家の確保、用具資材の調達等での困難が伴う内容がまず考えられる。取組時間の確保も総合的な学習の時間だけでは不可能であるから、他の教科と教職員の理解と協力が不可欠であり、協力者との日程調整は容易ではない現実がある。特に、学校全体の取組として実施することを掲げる以上、農業体験活動を担当する教職員はローテーションとすることで、一部の人の体験に偏らないことを提案しているが、負担の問題を解消できるのかどうかが問われる。

ところで、ここで指摘されている指導農家の継続的な確保と協力という観点から、教育ファームに類似した取組として、農林水産省が紹介しているものを取り上げておこう。(11) それは「高齢農業者が農家民宿を営み修学旅行生を受け入れている取組　高齢農業者による体験指導」という内容のもので、新潟県上越市と十日町市にまたがる65歳以上の者が4 割を占める地域での取組である。報告書によれば、1998年に合併前の旧6町村で「越後田舎体験

推進協議会」を立ち上げ、農林漁業や農村生活の宿泊体験プログラムを作成し、修学旅行等の受入れを行うというものである。取組地域の拡大を図り、現在は100以上の体験プログラムを用意して、都市部の小・中学校や高等学校を中心に、2006年度は50団体、4,913人を受け入れて、高齢農業者がインストラクターとして指導しているというのである。

このような例は必ずしも多いとは言えないが、子どもたちの農業体験活動にとって大きな役割を果たしていることは疑いない。ただし、教育ファームと同様の課題や多くの難問を抱えていることも否定できないだろう。

最後に、上記の教育ファームでの農業体験活動から得られた効果と課題についても触れておこう。効果については、①児童、②地域・PTA・家庭、③学校、④教職員、といった対象別に指摘されているので、主なものを挙げてみよう。(同報告書、8-9頁)

①児童への効果……「農業や地域の農産物への関心が高まった」「食べ物への意識が高まり、食べ残しが減った」「感謝する気持ちや、生命あるものを大切にする心が育った」「地域や自然を愛する心が育った」「働くことの意義や尊さを実感した」

②地域・PTA・家庭への効果……「地域での交流が深まり、地域の教育力が向上した」「PTA活動の活性化につながった」「食生活に気をつける家庭が増えた」「親子でふれあう時間が増えた」「地域の高齢者のはりあいとなった」

③学校への効果……「学校の教育活動への理解が深まった」「学校と地域の交流が深まった」「給食の残滓が減った」「学校からの支援要請に対する受け入れ体制が構築できた」

④教職員への効果……「子供と一緒に育っていく一体感を醸成」「地域や関係者とのコミュニケーション能力の向上」「地域への愛着や自然を愛する心に気づいた」「楽しんで体験できた充実感の獲得」、などである。

では、以上の体験活動から得られた課題とは何だろうか。報告書では「農業体験活動を充実した取組としていくために」、目標の明確化、子どもの主体性の育成、地域との関連、難しさ・大変さ・厳しさから達成感へ、といった4つの観点から述べている。(同、10-12頁)

まず、目標に関することとしては、教育課程上の位置づけを明確にして、単なる体験の実施に終わらせることがないよう、他の教科等と関連づけることが必要となる。そのためにも、教職員間で認識を共有しておくこと、さらに保護者や地域の人たちとも目的を共有した上で取り組むことが挙げられる。子どもたちの主体性の育成に関しては、体験活動への動機づけとして、体験のゴールに緊張と喜びを感じられるように導き、取組自体にも子どもたちに考え工夫させるようにする。生産者・調理師・販売店の人にプロの話を聞く機会を作って感動や取組に深みを与えるようにする。そしてもっとも大切な点としては、田植えと稲刈りのみの体験ではなく、種まきや畝作り、草取り等一連の作業を行い圃場に頻繁に通うことを通じて、関心を喚起し愛着を醸成する、という指摘である。しかもマニュアル通りの生産ではなく、いろいろと比較できる試みがなされるようにすることである。

地域との関連では、農村部と都市部とを区別して、それぞれに固有の連携する内容を指摘し、前者には作業補助、圃場の確保や作業の指導を、後者には販売・調理面等での消費に関わる地域連携を挙げている。また、地域の人たちとのネットワーク作り、継続的な支援の確保、関係者と収穫成果を共有する収穫祭や子どもたちの体験から気づいたことの発表会の設定、あるいは取組結果を学校新聞を通じて協力者に還元すること、が考えられる。

最後に、農業の難しさ等を達成感につなげることでは、協力者が必要以上に手出しをせず、ありのままに植物の生育に差が出ることや、栽培に失敗することを通して、その失敗を次の体験活動に生かしていくようにする必要がある。そのためにも、収穫体験という結果を得る作業の経験だけでなく、草取りや堆肥作りといった一連の農作業、使用した道具の後処理や後整理、その他農業の厳しさを知る様々な機会を用意することが挙げられる。

これらの報告書内容を見て気づかされることは、子どもたちが農業の本当の姿を理解するようになるには、専業農家の協力、それも年間を通じての指導を得ることがなければ、体験活動を実のある成果に結びつけることは困難だということである。学校での教育と学習においても、総合的学習の時間や特別活動の時間に依存しがちな農業体験活動をより一般化するためには、他の教科との関係を確保する教育課程の編成が不可欠になるということでもある。報告書に記載された学校はいずれも、学校や子どもたちを取り巻く環境が農業体験のできる地域にあることは否めないので、そのような環境条件下にない学校での取組についても考えていかねばならないであろう。

このような教育ファームの活動には牧場で行う酪農教育ファームもあり、体験受け入れを実施できる認証牧場が

平成29年に287数あると言われている。これもまた農に関する貴重な体験活動を担うものである。(12)

2．2 農の専門的学び

本格的に農業について学ぶためには、農業高校での専門教育による学習が決定的に重要である。そこで、この専門教育についてまず述べてみたい。都道府県のすべてに関連校があり、その数も平成30年5月の段階で、単独学科のある学校125校、当該学科を置く学校303校、生徒数は7,9616名、これは職業学科（専門学校）生徒総数589,202名の13.5%に当たる。この比率も工業の41.7%、商業の32.4%に次いで、生徒数、学校数と共に第3位の位置にある。わが国の職業教育を支えている重要な役割を担っていることがわかる。

まず、農業高校での主要な学習分野としては、次のようなものが挙げられている。(13)

○農業経営と食品産業分野―植物の栽培や動物の飼育、食品製造や流通等の学習

○バイオテクノロジー分野―植物や動物等のバイオテクノロジーの学習

○環境創造と素材生産分野―農業土木や造園・林業等の学習

○ヒューマンサービス分野―生物活用や対人サービス等の学習

具体的には、主に酪農、園芸、食品・生活科学、環境、生物生産、森林・林業科学、などが共通したものであるけれども、地域性を反映しているものが特徴的に見られる都道府県もある。このことは「高・解説・農業」には、「地域や社会（地域社会）の健全で持続的な発展を担う職業人」の育成という文言が教科目標として繰り返し述べられていることにも伺える。たとえば、自営者養成学科・関連産業学科（鹿児島県）や熱帯資源科・熱帯農業科（沖縄県）、生産流通科（山口県）、生物生産科（島根県、岡山県）、酪農科（北海道）など、地域が抱えている農業と密接に関係しているものも無視できない。

また、平成29年5月段階では単独学科のある学校数は126校、当該学科を置いている学校は305学校、生徒数統計は81,310人、職業学科（専門学校）生徒総数の約2.5%、であったから、上記の平成29年度から1～2校減少したことになる。文部科学省の学校基本調査（平成28年）を見ると、農業科の女子の比率は、平成8年度が34.3%であったものが平成28年度には49%へと上昇しており、その後男女比は全国平均値はほぼ半々であるが、女子生徒が多い地域も少なくないことが報告されている。

こうした傾向は、教育再生実行会議ワーキンググループで「農業高校の現状とこれから」を説明した福島実氏（群馬県立勢多農林高等学校長）が、自校の女子生徒が59%を占めていること、入学者選抜の倍率が年々減少していること、また卒業後の進路も進学57%（大学・専修各種学校・農林大学校）、就職43%（就農・農業関係・他産業）と多様化している現状を報告していることにも現れている。(14)ただし、就農への進路を選んでいる生徒が数名にすぎないことは気になる。

平成28年度の全国の農業高校の卒業生の就農率は3.0%、農業大学校等への進学者は4.1%と少ない現実を受け止める必要があろう。そこで農業人材力を教化するために、例えば滋賀県立八日市南高校農業科の生徒は、毎年農業大学校を訪問することを教育課程に取り込み、進学の動機づけを行っていると報告されている。(15)また、私立学校で唯一農業高校として1963年に創設された全寮制の愛農高校は、建学の精神として「神を愛し、人を愛し、土を愛する」三愛精神に基づいて、「農業に誇りと喜びをもって取り組む、後継者養成」との教育目的を掲げている。学校のホームページを見ると、「創立以来卒業生の就農率は四十五パーセント」と言い、農業の後継者養成に関する成果が示されているのである。(16)

こうした現状を踏まえてであろうか、日本農業の将来は農業後継者の育成にかかっていると考える坂東眞理子氏は、「農業は女性の力がなければ成り立たない」という観点に立って、「農業経営やJA運営などへの女性の参画を進めていくことが必要」(17)と唱えている。もちろん、農業従事者の間でも農業生産に直接従事する女性の役割に期待する声は多いであろう。この点についても『食料・農業・農村白書』（平成30年版）によれば、女性農業者の活躍の場が拡大していることに触れて、「基幹的農業従事者がほぼ横ばいであるのに対し、組織経営体の常雇いは2.3ポイント上昇しており」、それを営農類型別に見て「施設野菜部門と花き・花木部門で女性の割合が高くなっている理由として、「男性との体力差がハンデになりづらい、女性の感性やきめ細かさを活かしやすい」と指摘している。基幹的農業従事者では平成28年、29年とも女性の割合は41.4%、また平成27年に施設野菜と花き・花木における常雇いで女性の占める割合はそれぞれ63%、66%となっている。女性農業者の活動を推進し後押しす

る農業女子プロジェクトもあり、平成 29 年度にそのメンバー数が 662 人、教育機関も４校あり、彼女たちが講師として高校・大学での授業や生産現場への生徒・学生を招いて農業インターンシップを実施しているのである。(18)

その他の職業学校を含めて、専門学校として設置されている農業科のある学校数の推移を見ると、昭和 30 年に 40.1%、昭和 55 年 31.1%、平成 20 年 19.9%、平成 29 年 18.4%、と減少過程を辿っていることがわかる。(これとは逆の増加過程にあるのが普通科である。)この傾向は高等教育への進学率と逆比例していることを示している。

一方、脱サラ組や自営業者などの中高年者が農業に取り組もうとする際に支援する、十か所の「就農準備校」が開設されている。一般的には、ほぼ全国の都道府県に設置されている高卒レベルの者を対象として農業経営教育を行う農業大学校という名称の２年間の養成部門があり、またその部門の卒業生や短大卒を対象とする研究部門として 1～2 年間の教育機関がある。そこでは、農業の技術と経営の基本を学んで、実際に就農する人たちが年々増えている。

中教審大学分科会高等専門学校特別委員会の資料「－高専新分野の展開にあたって－農業分野の学校状況」(平成 20 年 4 月) によれば、平成 19 年度の農林水産省調べで農業大学校の卒業者 1,801 人、農林業作業者 574 人で、就農率は 31.9%である。この数字は農業系学科 (高校) の卒業者が就農率 2.2%、短大 9.4%、大学 1.5%と比較しても、就農を推進する教育機関として大切な役割を果たしていると理解できるであろう。

ところで、この資料からわかることは、農業大学校数 (19 年度) が全国で 47 校 (道府県立 42 校、民間団体 4 校、独立法人 1 校)、学生数 3,774 人、入学者 (1,796 人)、卒業生 (18 年度、1,801 人) であり、47 校中 18 校が専修学校化していて、卒業生は専門士の称号が与えられることである。また大学卒業程度の学力を基準とし、地域のリーダーとしてふさわしい農業者の育成を目的とする農業者大学校というのがある。これは農業・食品産業技術研究機構として位置づけられ、入学定員は 40 名、2 年間の教育課程として発足したものである。

最新の資料『食料・農業・農村白書』(平成 30 年版、農林水産省編) を見ると、42 道府県に設置されている農業大学校の卒業生の就農率は、平成 24 年～平成 28 年で 50%台となっており、各年度の卒業生数：就農者数の推移は、1,907：1,025 (24 年)、1,767：985 (25 年)、1,772：1,048 (26 年)、1,736：976 (27 年)、1,741：994 (28 年) となっている。(119 頁)

一方、農業経営のための教育機関として、2013 年に開設された一般社団法人が経営母体となっている全寮制の日本農業経営大学校がある。ここでは 1 学年 20 名で 2 年間の教育を受け、農業経営のノウハウを身に付けて、「未来を切り拓く農業経営を志す者」を育成するという目的を掲げている。それゆえ、カリキュラムも知識と技術、実習と経営計画策定などが網羅されており、経営力関連科目 (22 単位)、農業力関連科目 (10.5 単位)。社会力関連科目 (9 単位)、人間力関連科目 (7 単位)、その他特別活動とゼミ活動が卒業要件となっている。例えば、農業力関連科目としては、農業力入門、生物と農業、資源・環境と農業、食料・農業の政策と法律、といった科目が用意されている。地域活性化との関係で言えば、人間力関連科目として、人間力入門、リーダーシップ、グローバル発想、といった科目がある。また、講師陣には現職の大学教育関係者が多く名を連ねている。(同校ホームページ参照)

また、平成 29 年に、農業者が営農しながら経営についても学ぶ農業経営塾が農業大学校等を運営主体となって 21 県で開講されるに至っている。そこでは年間 10 日以上の講義や演習の学習を受けることになっている。(上記『食料・農業・農村白書』122 頁)

ところで、農業に関する学習内容と深く関係している林業について触れておこう。このことは、高等学校学習指導要領においても、専門学科に開設される独立教科の工業・商業・水産ect.の扱いとは異なり、教科「農業」の中に「森林化学、森林経営、林産物利用」が含まれていることからも無視できないであろう。

3. 林業教育の現実

林業系の学科は農業に関する学科の一種とみなされていて、主に農業高校や農林高校に併設されているのが実態である。 単独の設置がなされていた高校 (静岡県立天竜林業高等学校、奈良県立吉野林業高等学校) もあったが、すでに 15 年以上前に閉校となっていて、今では林工高等学校として大分県立日田林工高校の 1 校だけがある。こうした事情の下では、林業専科のみの教育を行なう学校も存在しないことになるが、林業教育に関しては、20 の都県に農林高校があり、学科としては農業科と併設ということになり、沖縄県に４校あるのは意外性を感じるが、

全体としては極めて少ない印象を受ける。

一方、高校でのそうした教育は、いわゆる就業前の人材育成に関わることであり、若手林業技術者への準備教育でもある。そのことを踏まえて、平成 29 年 4 月に「いわて林業アカデミー」「兵庫県立森林大学校」「和歌山農林大学校」が設置されたこともあり、林野庁が平成 25 年度から行っている有能な人材育成のための支援策がある。それは林業大学校通学者に最大年間 150 万円を給付する「緑の青年就業準備給付金事業」であり、平成 29 年度は 18 府県がこの制度を活用しているのである。(19)

ところで、「高・解説・農業」では、林業に関する科目群として、第19節「森林科学」、第20節「森林経営」、第21節「林産物利用」と、３つの節が設けられていた。農業編の中にわずかな場所を占めるだけの、独立した分野とは言いがたい扱い分量なのではないかとの疑問もわいてくる。それでいて、林業はわが国の地理的条件からすれば、極めて大きな役割をもっているはずである。高校教科書「農業と環境」でも森林面積2,500万haの53%が自然林、41%が人工林を占めていて、特に世界では人工林の割合が5%であるのに比べて、わが国では森林への関心が高いことを教えている。(38頁以下)

ちなみに、第19節「森林科学」の教育目標として掲げられているのは、「森林の育成，保全と木材の生産に必要な知識と技術を習得させ、森林の役割や生態について理解させるとともに、森林の保全と利用を図る能力と態度を育てる。」である。こうした目標実現のために必要とされるこの科目の学習内容としては、(1)森林の役割、(2)森林の生態、(3)森林の育成、(4)山地の保全、(5)木材の生産、(6)人間社会と森林の６項目で、6〜8単位程度を履修するものとしている。

また、学習内容での森林の役割には、森林の多面的機能について取り上げられており、「生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能」という分類のもとに学ぶことになっている。しかも、多様な森林生態系の理解に関しては、「観察や実験・実習を通して」学ぶとなっている。さらに、森林の保育に関しても、学習指導要領では「下刈り，つる切り，除伐，枝打ち，間伐」を、高校教科書「農業と環境」ではさらに「地ごしらえ、植林、主伐、搬出」(253頁) などに関する知識と同時に、技術を習得させるとしている。それゆえ、これらの内容と産業教育で要求されている体験学習活動との関係を、どのように担保するかが問われるであろう。

上記の教科書の第２章「農業生産と環境保全の基礎」の「３．樹木・林地の調査」では、樹木の種類や大きさ、葉の層について調査・記録するとなっている（112-113 頁）が、簡単すぎるきらいがある。ところが、前掲の「高・解説・農業」では、「国土保全や環境創造の分野」において、「森林の保全・再生」「持続可能な森林経営」「林産産業の発展」といった表現が目立つ。また第 19 節「森林科学」の項目では、この科学の基礎として「森林生態系の構造と機能の学習」という観点を唱えている。しかも「目標林型の設定」をも学習の大切な内容として考えていることがわかる。いわゆる森林教育の専門的理解である。学習指導要領のとおりに知的学びを実践することの難しさと言ってもよいだろう。

さらに、こうした教育内容と現実との間に大きな溝があることも無視できないのである。

「小・解説・社会」の第３章第３節「第5学年の目標と内容」では、「２　内容」において国土の自然などについて学習することとなっていて、その内容として「広い視野からとらえた国土の自然環境やこれに適応しながら生活している人々の様子、国土の環境保全に欠かすことのできない森林資源の働きなど」が挙げられる。また、その具体的内容は「国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活」「公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ」「国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止」といった、農業・水産業・林業に関わる学習を指示している。(73頁、76頁) ここで体験学習に困難を感じさせる内容として、「国土の保全などのために森林資源の育成や保護，自然災害の防止に努めている」ということへの具体的活動の機会の有無である。「小・解説・社会」でも「気づく・考える」という指摘に留まっている。

さらに生徒の生活環境と関連させて、「地形や気候の特色を生かした野菜や果物，花卉の栽培，酪農，観光などの産業を取り上げる」と、学習の方向づけがなされている。

「小・指導・社会」の第５学年の内容（５）の「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について」詳細な学習内容が示されている。つまり、「森林資源の分布や働きなどに着目して国民生活とのかかわりについては，国土の土地利用全体に占める森林面積の割合や森林の分布の現状、国土の保全や水資源の涵養などの森林資源の働き、

森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力などを取り上げること」（91頁～94頁）となっている。しかしこの内容は、はたして森林に関する正しい認識を身に付けるものと言えるのであろうか。「森林資源」という資源としての森林を指示する言い方が目立っているが、実際の国策としての森林解釈はどうなのかが問われるであろう。

この問いは、すでに初等教育段階で学習している基本的な内容との連続性の問題である。それは「小・解説・社会」の第５学年での「（内容の取扱い）（５）アーイ」において、「我が国は、国土に占める森林面積の割合が高いこと、森林は国民生活の舞台である国土の保全や水源の涵養などに大切な働きをしていること」（93 頁）と説明していることに関係する。この内容はすでに改訂前の「小・解説・社会」（平成 20 年）でも、森林資源の育成や保護について、「森林資源を守ることは環境保全につながることや、環境保全を図るためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようにすること」（67 頁）とも言われていたことである。まさに森林資源に関する教育に対する説得力の有無の問題とも言えよう。

日本の地理的国情を考えれば、国土の 68.2%が森林占有率であることを踏まえた上で、都道府県別には森林面積が 80%台を占める高知県、 岐阜県、70%台を占める長野県、島根県、山梨県など、まさに木々に恵まれた自然環境にある地域であることがわかる。それにもかかわらず、林業教育を行なう専門の学校が少ないことは課題として捉えておく必要があるだろう。

この点とも関連してくることだが、林野庁中部森林管理局長時代の新島俊哉氏は以下の課題を挙げている。要約すると、（１）所有者の特定が困難な森林が多数存在する。（２）森林からもうけが出ないため、森林を資産と考えない所有者も多い。（３）森林は木材という経済財であるとともに環境財（自然災害防止）でもあるという認識を持たなければならない。（４）都市住民に上流域の木をしっかり使うという意識を持ってもらうこと。（５）林業が「業」として成り立つには徹底したコスト縮減が必要ということ。（６）木材産業と連携し消費者までのサプライチェーンを築くこと、である。そして新島氏は「要するに、山にお金が戻る仕組みを確立し伐採から再造林への循環を作ることが求められる」(20)と結論づけている。

一方、日本では人々が山に無関心であることを危惧して、山を知ることによって日本を知ること、新たな未来を考えることにつながると言及しているのが木村尚三郎氏である。「学校などでも、体育館で行なう体操だけでなく、…山登りをすれば、多少は怪我をしたり筋肉を痛めたりすることもあるかもしれない。しかしその分、五感はとぎすまされて、自分なりに周囲の状況を読み取る能力も増していく。山ほど、自然に対する畏敬と愛情、信仰を含めて人間の生き方を教えてくれるところはない。」(21)そのような環境にはないとの批判をする学校が多いかも知れないけれども、まさに木村氏のこの言及は、林業教育および里山教育の人間学的な視点を捉えていると言えよう。

また、自然を次の時代を担う子どもたちを育てる教育の場と考えて、国民森林会議が提案する「教育森林」というプロジェクトに注目したい。それは「子供たちが自然と自由に接触しながら、自分の経験と工夫とによって新しい遊び方を考えたり、おもちゃを自分で作ったりする、そういう経験を積ませるような教育体系」(22) を唱えるものである。そこから自然に対する理解と人間らしい感性と精神が形成されるというわけである。これもまた教育人間学的な森林の捉え方であろうし、近年積極的な取組がなされてきた里山教育と言ってもよいであろう。「高・解説・農業」の第10節「(５)環境に配慮した栽培の実践」でも、この視点は「生物多様性と生態系を維持する里地里山の役割と機能、環境の保全について理解できる」（95頁）ような環境に配慮した栽培の実践活動を行うこととしている。これについては次節で詳述される。

よく言われるように、治水の前提は治山にある。森林が保水機能を持っていることは知られている。森林の機能について「林業年次報告」（平成4年度）によれば、「水資源の涵養、土砂の流出防止、同じく崩壊の防止、保健休養、野生鳥獣保護、酸素供給、大気浄化、騒音防止などにわたり、その公益的機能を合計すると、じつに年費額39億円にのぼる」とも言われ、「二酸化炭素の排出量３億トンの約２割、5400トンを吸収している」と考えられるとのことである。(23)

ここではもう一つ考えておきたいことがある。美的景観の観点から棚田に関して指摘されるように、農と森林とのつながりについてである。日本は国土の約７割が森林で覆われている事実から、耕地面積の少なさが指摘されるが、この問題を克服してきたものとして、小島慶三氏は「水田」を取り上げている。実にアメリカの75分の1ほどの農地で、アメリカの半分の人口を養っているとの理解から、日本人が自然と共生していくための知恵に関して、

次のように述べている。「「水と緑」という天然の資源を生かし、山の斜面や谷間にまで水田をつくり、きわめて効率よくコメを連作するシステムを完成させた。棚田はそのモデルである。」(24)

以上のように、わが国の地理的条件を踏まえた教育内容として、農業とも不可分の関係にある林業について「主体的、対話的および深い学び」を実践することの意義も明らかになる。農林水産業の正しい理解が、自然環境における生物多様性を保持する上で大切であるだけでなく、人間の生存多様性を保証する観点からも、そして社会・国家の持続可能性を確かなものとする意味でも、初等教育段階からの基礎的学習として不可欠なのである。そこには広く捉えた農の世界と人間の共存を支える自然との共生原理が働いていると知られる。

4 自然との共生を学ぶ実践

4．1 里山教育の意味

自然との共生を学ぶということに関連して、農と教育の関係を環境条件によって構築しずらい学校は決して少なくないことも指摘できる。そこで教育課程に取り入れられている工夫のひとつが里山教育である。高校教科書でも里地里山が農の営みを支えてきたものとして紹介しつつ、そこでは「雑木林や草地、水田、ため池などが隣りあう空間」とみなしている。そのために「魚や両生類、昆虫など、さまざまな生物のすみか」であるから、「物産やエネルギーを農耕地に供給し、また生物の多様性を補完することをとおして農の営みを支えてきた」と説明している。(45 頁) これは次節の体験活動とも密接に関連している教育でもあるが、本章節ではまず里山教育の役割と課題について考えてみたい。

その際、里山教育を取り上げる前提となる、学習指導要領に目を向けてみよう。「小・解説・社会」の第 3 章、「第 5 学年の内容（1）」の「ア（イ）我が国の国土の地形や気候の概要を理解する」には、次のような説明がなされている。

「我が国の地形は全体としてみると山がちで平野が少ないこと、我が国の気候には四季の変化が見られること、……人々は自然環境に適応して生活していることを理解することは、我が国には地形や気候などの自然条件から見て特色ある地域があること、人々は自然条件の中で工夫しながら生活していること、人々は自然条件を生かして野菜や果物、花卉の栽培、酪農、観光などの産業を営んでいることなどを基に、我が国の国土の様子と国民生活について理解することである。」(74 頁)

まさにこの内容は、里山や棚田に当てはまることである。たしかに、学習指導要領では里山教育について直接の指摘はないが、教育内容として見れば、実質的にそれに相当するものとして自然体験活動やボランティア活動などの表現が多用されていることに気づく。この体験活動については次節で取り上げる。

ところで、里山を英語で表現すると、undeveloped woodland near populated area　とか、settlement pattern of living in upland valleys and cultivating lower sloped　とか、Country side forest　または village-vicinity mountain　など、いろんな用いられ方がなされている。しかも日本語読みのままに Satoyama　と用いられることも少なくない。要するに、里山を規定する英語表現は多様であり、それらは日本語特有のニュアンスを伝えられるものではないようである。

ちなみに、日本語では里山と同意の山里の英語表現は、簡潔に mountain village　とか、a village in a mountain valley、あるいは hamlet among the mountains　といった用いられ方である。上の里山と同じように、谷・山・高地・集落といった意味を複合した表現であるとわかる。ただし、英語表現でも村落を表わす village　のイメージは共通していると考えてよいが、日本語の里山のようなほのぼのとした雰囲気を伝えるものではないと言えるだろう。

さて、里山は、棚田と同じように、日本的美の景観を象徴的に表現している自然のひとつである。いわゆる人間と自然との必然的関係に基づく環境として、つまり衣・食・住を確保するために不可欠の環境として、人間の生活の一部となって形成され保護されてきた自然である。ちなみに、この景観ということについて言えば、「中・解説・社会」の第２章第２節、「１地理的分野の目標（２）」の（参考）にこう説明されている。

「３）人間と自然環境との相互依存関係」として、「人間は、自然環境を多様に利用する。また、様々な働きかけにより、多様な文化景観を造り出す。人間は、一方で自然諸要素の影響を受けるとともに、他方で、身の周りの環境を調和の取れた景観に変えたり、ときには不調和な景観へと変化させる。つまり、空間における複雑な相互依存関係への理解が、環境計画や環境管理、あるいは環境保護にとって大変重要なものとなる。」(33-34 頁)

この説明文は、里山や棚田の特徴を言い当てている。そこでは感性が豊かに育まれ、心を潤す安らぎの里でもあ

るが、それだけではなく自然の厳しさに対する忍耐力や、自然が突きつけてくる諸課題を解決するための思考力や判断力を身につける「生きる力」の習得が必要となる。この点に関しては、宮澤賢治の童話で確認してきたことでもある。つまり、里山教育が目指すものとは、豊かな感性や平和な心の育成であると同時に、自然との共生に根付いた「生きる力」の学びなのである。

これまで里山教育は環境教育の中に位置づけられてきた。そのような考え方もあって、環境保護の観点から、里山教育と称しながら、田畑や山林での栽培作業に従事するというよりも、むしろ労働奉仕的活動やゲーム的活動に中心が置かれてきたことは否めない。もちろん、自然環境に恵まれていない学校の子どもたちにとって、里山での活動が与えられれば、一定の教育成果は見られるであろう。自然が持っている教育力は人間の常識をはるかに超えたものがあるからである。それでもなお、里山教育の十分な理解に基づく教育活動は、まだまだ途上にあると言わなければならないだろう。

このような自然の教育力および里山教育の理解にとっての課題の一つ、東日本大震災による惨事から森林・林業の再生に取り組むことも重要となる。その一例が林野庁の「里山の再生に向けた取組」であろう。すなわち、「避難指示区域及びその周辺の地域においてモデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組」として、「里山再生モデル事業」の推進実施である。これは平成 30 年 3 月末までに１４か所のモデル地区を選定して実施するとし、林野庁のホームページにその事業のイメージ図が示されているので参照するとよいだろう。(25)

ところで、最近は里山と同じく里地という言葉を目にする。里地とは、「集落と、その周辺にある農地・ため池・管理されている山や森林などからなる地域。人の手が入ることによって生態系のつりあいが保たれているのが特徴で、農林資源の供給や文化の継承、生物多様性などの点から重要視される。」(『大辞泉』) と定義され、国土の約 4 割を占めている。

この定義に繋がるものとして、棚田についても触れておこう。五十嵐勉氏は「棚田と里山」論文で、「棚田は山地斜面や谷を開墾して形成された農地であり、一般には森林の焼畑利用から常畑、そして灌漑用水の確保による水田化を経て形成されたものが多い」(26)と述べている。この指摘は里山にも重なるものであろう。

また、里地里山という一括した表現もあり、環境省の自然環境局では「里地里山の保全・活用」として、それを次のように説明している。「里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。」(27)

このような里地・里地里山での体験活動は、学校や家庭では学べない学習内容に満ちており、自然との共生だけでなく、そこに住む人々や動植物との共生にも大きな効果を発揮する教育活動となるのである。

さらに、里山教育と関係する森林に関する基礎的学習について、「小・指導・社会」の第 5 学年「(内容の取扱い)（５）我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について」では、「ア（イ）森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていること」、またこれと関連づけて指導する内容として、「イ（イ）森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること」(55 頁、56 頁) と指示されている。また、「小・解説・社会」では、当該箇所について、「地図帳や各種の資料で調べ、まとめ、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること」(92 頁) という、いわゆる調べ学習の仕方が示されている。ただし、これらの内容も実践活動を伴うことによってはじめて、具体的な理解に至ることは言うまでもない。

このこととも関係する問題として考えておきたいことは、少子化の影響もあって統廃合を余儀なくされている学校も年々増加の傾向にあり、児童・生徒たちがいなくなった学校の跡地利用についてである。廃校の再利用について苦慮している自治体のこともよく耳にする。文部科学省もこの流れに危機意識を強めて、「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」(平成 30 年) を立ち上げ、情報を提供すると同時に、諸団体への後押しを表明している。再利用のために全国で展開されている具体的内容としては、自然体験学習施設・宿泊施設として機能している事例を紹介している。(28)　校庭を田畑に転用して農業体験活動を展開するような積極性も求められるであろう。

もうひとつ取り上げておきたいものがある。学校林についてである。そこで、学校林との関連で触れておきたい

点として、「小・解説・総合」の第4章第1節に、指導計画を作成する際に配慮すべき事項が取り上げられているので一言しておこう。「配慮事項の１（１）の「創意工夫を生かした教育活動の充実を図る」例として、「学校の周辺に豊かな森林が広がる小規模の学校では、森や林を取り上げ、環境や資源、産業などに関する学習活動を展開する場合がある」(37頁）と指摘している。このことに関する詳細な活動について、1974年以来5年ごとに国土緑化推進機構が行っている学校林現況調査報告書（平成28年度）に基づいて述べることとする。(29)

明治以来の古い歴史を有する学校林では、次世代を担う児童・生徒、教員、地域の森林ボランティア団体等が一体となって森林体験活動などに取り組んでいる。そのような学校林とは、基本的には学校が保有する森林であり、設置目的として最も多いのは、国土緑化推進機構の説明によれば、学校の基本財産、建築・燃料資材としての利用が55%（1,790箇所）である。もちろん、児童・生徒への環境教育の一環として体験活動が重要な目的であることも明らかである。

報告書によれば、全国の学校林保有校数は2,492校、面積は16,756haで、校数と面積共に1980年調査から減少傾向が続いている。その減少率は、学校の全体数に対する学校林保有校の割合が6.8%であり、 2011年調査時（7.1%） 、2006年調査時（7.8%)、2001年調査時（8.2%）にも表れている。

地場産業として林業が重要な役割を果たしている地域では、敢えて児童及び生徒自らが植栽、下刈り、伐枝打及び間伐等の作業に従事すると定めていることもある。かつては、学校林からの収益を校舎の増改築の費用に充てる例も見られたが、近年では材木価格の低迷もあり、環境教育の場としている例も多い。学校林等を活用して、児童･生徒、教員、地域の森林ボランティア団体等が一体となって森林体験活動などに取り組んでいるのである。

また、平成17年3月から甲府市、市立里垣小学校そして関東森林管理局山梨森林管理事務所が協定を結んで、三者合同の学校林活動推進委員会を立ち上げたことも特筆に値する。この試みは「遊々の森」と呼ばれて、すでに10年以上にわたって森林環境教育活動がなされており、たとえば平成29年度は小学年生を対象とした森林インストラクターの指導による森林散策(6月)、森林の働きや動植物の学び（10月)、間伐体験(11月）が行われたとの報告がなされている。(30)

しかし、上記の国土緑化推進機構の調査によれば、学校林全体の約7割は学校から遠隔地にあり、時間の確保に苦労している現実が見えてくる。さらに、学校林の樹種について、針葉樹のみと回答した学校林は全体の62%、広葉樹が存在すると回答したのは全体の30%、広葉樹のみは全体の4%という結果であった。しかも、管理の頻度は学期季節ごと、年に1回、数年に1回が多く、十分な管理がなされている学校林は少ないのである。そこで機構は「学校から遠隔地で針葉樹が植栽されている、基本財産・林業教育目的で設置された学校林」が主体という構成は変化がないと指摘している。

このことに関しては、小島慶三氏の警告が参考になろう。高度成長期以降のわが国では、燃料用の山林関連資材は敬遠されるようになった。そのため燃料用の広葉樹は不要とされ、建材用の針葉樹が需要度を増すことになる。「ほんとうに生命力のある森というのは、広葉樹林や雑木林」であり、「広葉樹は落葉樹だから、秋になれば紅葉し、冬になれば葉が落ちる。葉の落ちてしまった広葉樹の森は、殺伐として寂しい。しかしその間に落葉が土を肥やし、生命の源を育てている。」(31)小島氏の主張はさらに続く。

高い枝が太陽の光を遮る針葉樹と比較して、広葉樹は光を隅々まで行き渡らせる。そこで、「広葉樹の森では、大木の陰にも潅木や下草が生い茂り、生命活動が活発に行なわれる。さまざまな樹木の根がしっかりと這っているから、土壌も強く、簡単なことでは押し流されない。」(32)こうした理解の仕方を学ぶ学校林に関する体験活動、樹木の植栽活動でなければならないのではないだろうか。

こうした体験活動に結び付くものとして、「木育」という教育活動が実施されていることに触れておこう。林野庁の定義によれば、木育とは「木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動」である。具体的には、木製の玩具に触れたり木工ワークショップをとおして木育活動を推進するものである。そのために「木材に関する授業と森林での間伐体験や木工体験を組み合わせた小中学生向けの木育プログラムが開発され」、平成28年度までに延べ274校が実施したと報告されている。(33)

次に、学校林がどのような利用の仕方をされているかを問い、国土緑化推進機構の調査では、次のようになっている。教育課程での利用（社会・理科等、農・林業高校等の専門教科・実習等）が29%（941箇所)、 地域活動によ

る自然観察・体験等（環境教育での利用）が20%（644箇所）、地域活動による林業奉仕・体験等（林業教育での利用）が17%（549箇所）、課外活動での利用（緑の少年団、緑化委員会、生徒会、クラブ活動等）が16%（513箇所）の順であった。

以上の利用の仕方は、総合的な学習の時間を利用するものが多く、利用の仕方も学期・季節ごとが12%、年に一回が９％との回答から判断して、日常的に学校林を利用している学校は少ないことから、活動日数も当然限られざるをえないとわかる。また、最も多かった活動は植物観察であり、次に下草刈・枝打ち、その他に動物観察、植物採集、間伐体験、散策とあり、植林・植樹は少なくなっている。ただし、これらの活動が順調に行われるのを妨げる要因として、教育時間の確保が難しいと回答した学校が58%もあることを無視できない。そこには学校と学校林の距離が活動に大きな影響を与えていること、その上諸教科の時間が増加する中で、時間を確保することが困難になっている点が指摘されよう。

以上の課題を克服するひとつの方法として、学校敷地内での緑化活動として、森林を学校に整備することによって、児童・生徒が体験活動を身近なものにする取組も考えられる。事例は少ないが皆無ではないようである。「小･解説・総合」の第４章第１節（３）では、身に付けた資質や能力を学習や生活において生かすための指針を例示している。すなわち、「近くの森林の酸性雨による被害に関心をもち、探求的な学習を行った場合、児童は、森林に入り一本一本の樹木やその植生を調査し、生育の様子や被害の様子を調べていく。ここでは自然観察の技能や植物に関する知識が発揮されることで、豊富な情報が収集される」（40頁）と言っている。もちろん、こうした学習成果がどのような形で発揮されるかについての実態調査が必要であることは言うまでもないであろう。

最後に、国土緑化推進機構が報告書で、学校林の効能として、「持続可能な社会づくりのため、コミュニケーション能力や課題解決能力を高める教育（ＥＳＤ）の重要性」に対して、「発見学習・グループワーク等を通した「アクティブ・ラーニング」（主体的・協働的な学びの過程）の充実」に関して、寄与するところが大きいと提言していることは首肯できる。そこで「国民参加の森林づくり」運動の一環である学校林活動を促進することを主張する。それは農業での体験活動の重視と一致すると言ってもよいだろう。

４．２ 農と教育の接点としての体験学習

学習指導要領によれば、農業体験活動は知的成長と同時に、精神的・道徳的成長にも結びつく教育活動として位置づけられている。それは、中学校学習指導要領の第１章「総則」の「第３　１（５）」で、「生徒が生命の有限性や自然の大切さ､主体的に挑戦してみることことや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること」（24 頁）を基本とする教育課程である。

さらに、中学校指導要領の第１章「総則」の「第６　３」でも、「学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること」（28 頁）と指摘する。そして、この体験活動に関して、「中・解説・総則」第３章　３の（２）「豊かな体験の充実」では、「勤労観・職業観を育むことができる職場体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動､自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動､……様々な体験活動の充実が求められている。」（144 頁、145 頁）と説明しているのである。そうした活動が実現するためには、生徒の自然体験活動が可能になるような機会を確保することが必要となろう。

農業体験活動の機会が少ない環境にある子どもたちにとって､都市部においても生活の基本は農にあることを唱え、自然との共生を重視する循環型社会の大切さを伝えている瀧井宏臣氏は、農業体験農園について述べている。それは、東京都練馬区の八坂小学校の農業体験活動（1999 年）の報告で、瀧井氏はその指導者が子どもたちに農を通して学んでもらうこととして、次の４つの事項を挙げる。①自然のなかでいのちが育まれること　②いのちの生死に触れること　③人間の及ばない力があること　④仲間とともに生きること、である。これらの事項はまさに学習指導要領で指摘されている体験活動の目的に他ならない。(34)

平成 26 年６月に内閣府が行った「農山漁村に関する世論調査」によれば、都市と農山漁村の交流を必要と考えている人は 89, 9%である。そして子どもがそうした環境下で人々や自然と触れ合う体験学習の機会を学校が提供すべきと答えた人も 96, 7%と、非常に多いことがわかっている。(35)そのための交流事業がなされていることは言

うまでもない。

ところで、教育にこのような体験学習を取り込むことの意義について教育学思想の立場から論じたものは、G・ケルシェンシュタイナー（G.Kerschenshteiner)の「労作教育論」である。語義から考えてみると、労作（Arbeit)の語根はArbで奴隷の意味をもっており、アルバイト（Arbeit)が奴隷の労役を指示する語でもあったことから、その労役の内容として人間の基本的な活動である農業に関わるものだった。その意味では、労作は身体的活動を基本とすることがわかる。そこでケルシェンシュタイナーは、労作を教育に取り入れる際の活動内容として、身体的活動に「(イ）技術上の仕事、(ロ）自然を取扱う仕事」があると理解し、後者（ロ）に属するものには「園芸、耕作、養蚕、畜産、水産等」を挙げている。(36)

そこでは自らの身体を働かせて作業労働に携わりながら、知的にも道徳的にも成長を促すことになる教育活動として考えられている。彼は陶冶と訓育という両側面を重視する教育論を唱える。前者は人格性を高めるもの、後者は意志・感情面を培うものとに関連するが、もちろん陶冶と訓育を厳密に切り離して成り立つ教育論ではない。それでもなお、農業の体験学習は主体的・相互的な活動の要素が強いので、どちらかと言えば訓育にウエィトがあると言える。

ケルシェンシュタイナーの労作教育は、今日的意味での農業体験活動を語っているわけではないが、その理念としては重なるところが多いと言ってよいだろう。そこでの活動には、他者との人間関係も不可避の要因として相互的な学びがあり、また自らの興味が基本にあることも無視できない主体的な学びが大きな要因となっている。さらに、そうした学びから言いうる内容には、その活動から課題を見いだして、さらに発展的に推進していく意志に鼓舞されつつ、活動そのものの意味を深めていく学びへとつながる姿勢が育っていく。ケルシェンシュタイナー研究の第一人者であった小林澄兄氏は、「労作は身体的活動にとどまらず、精神的活動であるという見地に立つ」ことによって、「精神的自己活動による自立性への教育」(37)と述べている。これはまさにアクティブ・ラーニングに他ならず、農業体験活動は現在の学習指導要領が唱える「主体的、相互的および深い学び」の実践に他ならないのである。

ここで農業体験活動の教育的意味について考えてみたい。日本学術会議の環境学委員会が行った提言には、「環境に対する態度や問題意識は、幼少期の体験によって大きく左右される。このため環境問題に敏感な国民の育成には、幼少期よりの豊かな自然体験や農業体験が強く求められる。」(38)とあり、農業体験の人間形成に果たす重要性を唱えている。その場合、現実にさまざまな種類と内容・方法による体験活動が教育の一環としてなされているので、文部科学省が主張する体験学習を踏まえながら、いくつかの実例報告書を紹介しつつ論じることにする。ただし、取り上げる実例の善し悪しを判断することは控える。報告している学校は全国にまたがっていることもあり、地域性や対象学年の相違によって、一概に評価を決め付けることはできないからである。

ここでは、「体験活動事例集」（平成15年3月文部科学省初等中等教育局児童生徒課作成）第1章「体験活動の充実の基本的な考え方」を基本資料とし、「豊かな体験活動推進事業」ブロック交流会で協議・意見交換された内容を取り上げてみよう。また、教育課程上は主として総合的な学習および特別活動の時間があてられているものが多い。

報告されている事例は43例ある。それらも全国的に展開されている中で、文部科学省が配信している各自治体の教育委員会の報告を見ると、小学校から高等学校までの実施内容が記述されていて、大学や企業との協力関係を構築している活動も含まれている。体験活動と言っても、時代を反映した高齢者との関わりを学習する支援体験活動や福祉体験活動もあれば、保育園や製造業工場などでの職場体験活動もある。高校の場合は、インターンシップとしての活動もあり、実に多様な体験活動が展開されているとわかる。

また、体験活動の形態としては宿泊を伴うものが多いけれども、学校内や地域での定期的活動もある。文化体験活動や地域の人々との交流を通じて郷土文化を学ぶ活動など、社会教育関係者、公民館などの協力も保護者の支援と同様に必要であることがわかる。そうした活動形態の多様性に関係なく、保護者や学校関係者の多大なサポート体制があって、体験活動が初めて可能になっていることも見えてくる。

さて、「体験活動事例集」に取り上げられている43の事例報告書には、各自治体の教育委員会が当該地区の学校の事例を報告しているものが多数を占める。また、取組の方向づけとして掲げられている主なものは、文化体験３件、交流体験４件、命の大切さを学ばせる体験６件、職場体験３件、社会奉仕体験５件、NPO法人体験活動２件、

青少年野外活動センター・青少年自然の家２件などがあり、農家委託実習体験（鹿児島県立末吉高校）といった本格的なものもある。

実施している活動で掲げているテーマも多様であり、命の大切さを学ばせる体験、他校の生徒との交流体験などがある。農業体験活動では、農家の協力はもちろんのこと、農協の協力もある。小中高の相互連携をとおしての農業体験では、高校生が下級生を指導援助する人間関係の学びも体験に含まれる。ここでは、それらの中から農業体験活動、つまり農と教育に関係しているものだけを取り上げることになる。しかし、その前に体験活動そのものの教育的意義について触れておこう。

４．3 自然から学ぶ体験活動の意義

体験活動とは、身体全体で対象に関わっていく活動を意味し、対象に実際に関わる直接体験、メディア等を媒介にして感覚的に学ぶ間接体験や疑似体験等があるが、情報化社会の現代では、バーチャル・リアリティという表現にも見られるように、圧倒的に間接体験や疑似体験が支配的となっている。そうした実情を踏まえると、教育においては子どもたちに直接体験の機会を提供することが求められる。

そこで、視覚と聴覚はもちろんのこと、味覚・嗅覚・触覚を総動員する体験活動が重要となる。ペスタロッチが唱えた頭と手と心臓の調和的発達、新カント学派の価値論に代表されるような真・善・美、あるいは知・徳・体の調和的発達でも、感性の果たす人間形成上の役割は大きい。その中でも、農業体験活動としては、直接に土に触れ、直接に栽培活動に従事する触覚の役割を強調しておきたい。直接自然に触れて、触覚による自然との対話をとおして感じる心を育てること、そこに人間性を育んでくれる自然の教育力がある。「主体的・対話的で深い学び」の実態に他ならない。

ところで、全身・全感性を使っての体験活動は、主体的学びと課題解決学習のための契機となる。それは、対象と直接関わる際に直面する諸課題に対して、その解決に向けた思考力・判断力・表現力等を育てる、いわゆる「生きる力」の基礎となる活動だからである。

そこで「体験活動事例集」の報告書では、体験活動の具体的な効果として社会性、豊かな人間性や価値観、意欲や成就感の獲得等、複数挙げているが、そうした指摘の根拠になっているのが「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成８年７月の中教審・第一次答申）である。その要点のみを示すと、「子どもたちに「生きる力」をはぐくむためには、自然や社会の現実に触れる実際の体験が必要である…（中略）体験は、子どもたちの成長の糧であり、「生きる力」をはぐくむ基礎となっているのである。しかしながら、…今日、子どもたちは、直接体験が不足しているのが現状であり、子どもたちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を豊かにすることは極めて重要な課題となっている…。」(39)という理解にある。

体験活動については、これまでさまざまな機会にその重要性が指摘されてきた。この報告書でも、教育改革国民会議（平成 12 年）での「少子化・核家族時代における自我形成、社会性の育成のために、体験活動を通じた教育が必要である」との意見、平成 13 年改正の学校教育法の第 31 条を取り上げて、「児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努める」を指摘している。

さらに、「体験活動事例集」の報告書は、「体験活動の重要性について」の（１）近年の子どもをめぐる課題、の「①自然や地域社会と深く関わる機会の減少」という項目で、「自然体験は、こうした感覚（筆者注：五感のこと）を総動員し、感性を最大限伸ばす可能性がある。地域に住む人々との交流を経験することで、共存の精神、自他共に大切にするということを学んでいく」と述べている。また、（２）長期宿泊体験が有する意義、では、「体験活動が課題解決に果たす役割は大きいと考えられる。例えば、自然体験が豊富な子どもの中には道徳観・正義感に富む子どもが多い」とか、「対人関係面や意欲面での課題を考えると、特に自然の中での長期宿泊体験活動が効果を挙げるのではないか」と考えていることがわかる。その理由として、「体験活動は、子どもを日常とは違うフィールドに立たせ」ることで、問題意識を育てると言うのである。そしてその③では、「モデルとしての大人」から学ぶことの可能性に言及している。

以上のような体験活動の教育的意義を説明してから、次に報告書は「体験活動を効果的に行うためのポイント」を解説している。

体験活動を実施する時の目的、ねらいの設定を、教育課程全体の中で系統立てて工夫することが大切となる。つ

まり、この系統立ての内容とは、体験活動の前後の学習を継続性をもって、つまり前後の学年で実施した体験活動と関連づけることでもある。そしてこの継続性の意義は、子どもの発達段階に応じた活動となるように計画的であることや、学年進行に伴い体験の深まりを考慮した活動であることにある。要するに、体験活動は複数年にわたる活動の中で、当初の目標が達成されることを目指すものである。

体験活動のこうした目標を実現するためには、小学校低学年・高学年、中学校、高等学校という発達段階に対応した内容に配慮すべきである。その場合にも、校内での連携は不可欠であるし、体験活動が十分に機能するための条件として、学校内部での指導や教職員の研修に関する体制を整えることが大切となる。さらに、教育委員会をはじめ、協力してくれる諸関係機関や保護者との連携体制も求められる。当然と言えば当然の指摘である。

ところで、以上のような対応が必要となる理由として、「体験活動事例集」の報告書は児童生徒の自発性や自主性を引き出す体験活動でなければならないと述べている。そのためには、指導計画の作成に際して、子どもたちが自分で考え、判断し、行動できるように、まさに主体性を重んじることが大切となる。このことを認識した上で、体験活動の「ねらい」を効果的に実現するための事前指導と事後指導を行うようにしたいということである。

それでは農業に関係する具体的な体験活動の報告内容を見てみよう。上述した 43 の事例報告の中の 9 例が農業に関する体験活動を伝えている。それら 9 例の報告から共通する活動内容について紹介しておこう。

この報告書の内容を見ると、自然との共生、自然に触れる、自然を大切にする等、自然との関わりの大切な手段として農業体験活動を位置づけている。いわゆる体験学習の意義を、自ら自然に直接関わることで発見し、実感しようというのである。それゆえ、この学習には必ず学外での活動も不可欠となるので、それを可能とする仕組みが必要となる。そうした支援体制として、学校内外に設置される推進・支援の委員会が存在する。

活動方法については、年間をとおしての校内・校外での野外活動、農業体験のための一定期間の宿泊体験活動、学校間交流による農業体験活動、農家にホームステイする体験活動、小中高の連携による農業体験活動等、特色を出そうとする工夫と試みが見られる。そこでは、稲作に関しては田植え・稲刈り・脱穀・病害虫防除・収穫祭が、畑に関しては土作り・施肥・除草・受粉・収穫・出荷が、家畜に関しては給餌・採糞・尿処理・哺乳が、学校林に関しては草刈・伐採・植苗が、活動内容として展開されている。専門的に近いものとしては、学校給食の残飯から堆肥を製造するというものもある。

文部科学省の考えとしては、これら諸々の体験活動をとおして、「子どもの豊かな心の育成」を推進していくこと、さらに「自然の中での長期宿泊体験活動の充実」を課題として提起している。このことは、「小・指導・特活」の学校行事の「２内容　（４）遠足・集団宿泊的行事」に、「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること」(187 頁）とある。また「中・指導・特活」(165 頁）でも、上記の遠足が旅行となっているだけで、文言は小学校と同じである。

たしかに、宿泊体験活動の重視は、人との交流から学ぶことが身体的にも精神的にも大きいと理解できるだけでなく、農業への取り組みにも集中と深みが感じられることが多いので、「探求的学習を組み入れて拡充する教育課程上の工夫」に結びつくことになろう。したがって、指導計画を練り実行に移す時には、総合的な学習および特別活動の時間が中心になっているけれども、生活習慣や心を育てる道徳教育と同じように、学校の教育活動全体そして全教科活動とも連携することが必要となろう。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」という、平成 20 年度から自然の中で小学生が長期間の宿泊体験活動を実践する試みがある。このプロジェクトは、文部科学省と農林水産省、総務省そして受入モデル地域が連携することで成り立っている。そこでは、「子どたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識の豊かな人間性や社会性を育む」(40)という目的が掲げられ、各都道府県に１学年単位（100 人規模）で受入可能なモデル地域（全国 40 地域）を設けるという画期的なプロジェクトと言える。

農業と教育分野との連携を推進するこのプロジェクトは、『食料・農業・農村白書』（平成 30 年版）でも、子どもの受け入れが平成 28 年度は 185 地域で実施されており、豊かな人間性や社会性を育む教育効果が期待できると表明している。(221 頁）すでに 10 年間に及ぶプロジェクトであるから、期待される内容と成果も増えていくと考えられる。

宿泊を伴うような長期滞在型の体験学習は、セカンドスクールとも呼ばれている。明らかに教育活動の場として

位置づけられていることがわかる。

以上の報告からもわかるように、体験活動が人格・人間性を高める性質のものであるのかどうか、そのための工夫として考えられていることは何であるか、について検討が必要となろう。また、活動をどのような意識や感情で受け止めていくか、生活習慣を好ましい方向へと導く力になっているか、についても考えてみなければならない。これは人格形成と感性の育成とをどのように調和的に保って計画し実践が工夫されているかに関係することである。そのことが子どもたちの主体的学びを促すものとなっているのかどうかが問われる。

ところで、以上のような自然体験、里山体験、農業体験といった時の「体験」という概念の理解の仕方をめぐって、「体験」と「経験」との相違点について一言しておくべきことがある。

一般的には、体験と経験は同一視されることが多いのではないか。英語では両方共に experience で表わしている。これはラテン語の experior に由来する語として、試みること・見聞することの意味を表わしている。しかし、ドイツ語では体験を Erlebnis、経験を Erfahrung、と区別している。動詞の leben（生きている・命がある・生活する etc.）と fahren（乗って行く・運転する・通う etc.）の意味で予想されるように、そこから体験は主観的・内面的なものであり、直接に対象と関わる中でそれを捉える意識の過程や内容、身をもって知ることを指すということになる。一方、経験は客観的に対象と関わる中で習得した学習の結果としての内容、聞いて知ることである。言い換えれば、このことは自然との関係において、内側からの発達（主観的）と外側からの発達（客観的）という、教育作用が持っている役割をこの二面性から再確認することになる。

そのように考えると、農業の教育力についてその意味を論じる佐野明氏が、「農業を学ぶことで、自然の摂理と人間の英知に気づき、「自然」と「人間」とについて考えることによって成長していく」面を強調したい。(41)すなわち、自然との触れ合いは自分からの一方的な関わり方だけで成立するものではなく、自然から自分への関わり方という双方向性の作用があってこそ、成り立つものであることに気づかされるであろう。人間はこれまで、自然の前では人間の力は微々たるものであることを学んできた。また、自然との共生が求められる環境教育の大切さも理解してきた。その時、自然の声なき声に耳を傾ける心の形成が不可欠であることも言われてきた。これらは自然体験活動をする中で実感させられたことである。そうした体験から身体に吸収同化しつつ獲得されたものが経験である。この点に関しては、第３章で自然との共生を問う倫理的問題としても取り上げられる。

こうして、体験学習の基盤を成している教育思想の代表は、デューイ（J.Dewey）の経験概念にあることも無視するわけにはいかないであろう。「経験というものはいずれもみな動きゆく動力なのである。したがって、経験の価値は、経験が向かっていき、そこにはいり込んでいくという動きに基づいてのみ判断されうるものである。」(42)それゆえ、デューイが重視する教育における経験の意義についても、簡単に触れることになろう。

ところが、真実の教育がすべて経験をとおして可能であることを唱えるデューイは、非教育的な経験もあることに注意を促している。すなわち、経験の連続性を教育の基本原理に据える立場から、どのような経験も次の経験へと発展的に影響するものでなければならないにもかかわらず、「ある経験は感覚を伴わないものであるかもしれない。そのような経験は、感受性を欠落させ、物事に反応しない状況を生み出すかもしれない。そのようなときには、われわれが未来において、さらに豊かな経験をもつという可能性が制約を受けざるをえなくなる。」(43)と断言する。まさに自然と触れる中で豊かな感性を育てる自然体験がもたらす結果としての経験の意味に通じる指摘である。

このことは、「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申（平成20年1月）の「⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」として、「体験活動の充実により，他者，社会，自然・環境とかかわる中で，これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要がある」との指摘と関係している。また、この答申では、改善の具体的事項として、「作業的，体験的な学習や問題解決的な学習を一層充実させること」が言われ、第５学年の内容にはわが国の国土や産業にかかわることとして４項目を取り上げて、その中の一つに「イ　我が国の農業や水産業（食料生産）の様子と国民生活との関連」を取り扱うことと提言している。

また、平成29年告示の「中・指導・総合」では、前回の改訂の枠組みを維持した上で、「生きる力」となる資質・能力を育成するための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育課程の編成がなされている。そうした今回の改正の要点として、第４章第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２（４）「自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論な

どの学習活動を積極的に取り入れること」が、そして（5）「体験活動については、……各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探求的な学習の過程に適切に位置付けること」（161頁）が挙げられている。

これらの内容は教科書での学習だけで理解できるのではなく、やはり体験活動をとおして初めてその実際に触れることになるであろう。そして小学校第５学年の「教科　社会」の内容では、「(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動」を唱え、その具体的な取り扱いについて「食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること」としている。さらに、食料生産に関わる人々の工夫や努力を考えるために、「消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること」（以上は54頁～56頁）としている。

さて、上記のような性格を有する経験は、内側から湧き出てくる自然への共鳴・共感・関心が基本となる行為判断のための羅針盤として作用する。そこに農業体験から学ぶ人間形成の核心も存すると言える。そして、この学びを導き出す時の誘引となる作用が「内面的促し」である。経験概念をベースにして独自の哲学を展開した森有正氏は、「内面的促しというのは、自分では気がつかない形で、自分に先立つところの、すでに存在している文化が、私にある方向へと向かうオリエンテーションを与えてくれることなのです。」(44)と語る。

このすでに存在している日本の伝統文化として農があることは、これまで述べてきたことからも明らかであろう。そこで「伝統が働く第一の直接の場所は、その「内面的促し」というところだと思うのです。伝統はそういう形でわれわれの中に働いてくる。」(45)とすれば、農業体験活動はまさに自然の側から人間に内面的促しを鼓舞する経験へと昇華されて、本当の意義を獲得することになる。しかも、この経験は、一時的な自然体験によるもので価値ある人間形成を約束するのではなく、その体験が継続性をもつことによって経験を更新していくのでなければならない。そうした継続性・連続性こそが伝統を作り上げていく原動力に他ならず、持続可能な農と教育の関係を約束するものなのである。

5. おわりに

本稿のタイトルにもあるように、「農業」とせずに「農」という表現を用いていることに違和感を抱かれた人もいよう。筆者の意識としては、技術や仕事また方法を意味する「業」が含まれることは承知の上で、より広いそして普遍的な世界を表わす「農」そのものが有している価値の意味、つまり「農の世界観」を基礎に据えたいと思ったからである。

本稿は、この「農の世界観」がもっている多様な役割を「教育」という人間に固有の行為とどのように結び付けることができるかを解明しようとした試みである。世界観である以上、そこには歴史的・思想的背景を無視することは許されないが、そうした視点は文化人類学や社会史研究に委ねて、ここではより現実的課題と関連づけて、人間が人間性を豊かに形成する際に不可欠とされる「農の世界」を浮き上がらせることに努めた。

小・中・高の各学習指導要領およびその解説書に指示されている「農の世界」の意義と役割に関する学び、そして見いだされる諸課題に対して知的・心的・感性的な次元で受け止める不可欠性、さらに教科書による理論的理解に止まらず、実践的・体験的な活動をとおしてこそ、より正しい「農の世界」を我がものとするすることができること、今日的な教育方法で言われるアクティブ・ラーニング＝「主体的、対話的および深い学び」が可能になるといった、一連の自己形成過程が具体的に見えてくる。そこにはまさに人間教育の源流とも言える「農の世界」がある。

本稿で紹介した学習指導要領での指示内容や教科書の記述からも知られるように、「農」に関する教授・学習の不可欠性を唱える多くの指摘がなされている。だが、肝心なこととして、児童・生徒たちが「農の世界」について学習しているという実感をもっているかどうかである。この実感のひとつに、関係性を維持し豊かにする「信頼」という感情の問題がある。いわゆる「自然は嘘をつかない」という言葉のとおり、人間が心を込めて「農の世界」に関わっていくと、その思いに自然が応えてくれることを実感できるような学びの機会を用意しているかどうかが問われる。直接に触れ合うことで成立する関係性の意味を全身で体験できるのが「農の世界」との関わりにはある。ここには人間と自然との間に往還関係が存在するから、一方から他方への一方通行の関わり方は両者の関係性を破綻に導くことを学ぶのである。

参考文献

(1) カント『教育学講義』清水清訳　玉川大学出版部、1959年、331頁。

(2) トリストラム・スチュアート『世界の食料ムダ捨て事情』中村友訳、NHK出版、2010年、282頁。(なお、漢数字は算用数字にした。)

(3) 以下、平成29年告示の小学校・中学校、平成30年告示の高等学校の学習指導要領からの引用は、それぞれ「小・指導・(教科名)」「中・指導・(教科名)」「高・指導・(教科名)」とし、また学習指導要領解説からの引用は、「小・解説・(教科名)」「中・解説・(教科名)」「高・解説・(教科名)」として、文中に略記する。

(4) 大内力『農業の基本価値』創森社、2008年、20−22頁。

(5) 木村尚三郎・中村靖彦『農の理想　農の実現』2000年、ダイヤモンド社、5−6頁。

(6) 農林水産省「2015年農林業センサス報告書」、若林剛志「日本農業の現状と見通し」農林金融2016・1所収も参照。農林中金総合研究所。

(7) 桝潟俊子・谷口吉光・立川雅司編『食と農の社会学　生命と地域の視点から』ミネルヴァ書房、2014年、220頁参照。

(8) 中村桂子「教育の原点としての農業」第62回全国高等学校農場協会全国大会での講演。

(9) 末原達郎『人間にとって農業とは何か』世界思想社、2004年、42頁。

(10) 「小学校における農業体験活動の実施に向けて」(平成23年度関東ブロック教育ファーム意見交換会報告)(平成24年6月　関東農政局)

(11) 農林水産省「多様な農業経営の発展に向けた取組」www.maff.go.jp./j/wpaper/w _maff/h19_/h/trend/1/t1_1_1_07.html

(12) 『食料・農業・農村白書』平成30年版、農林水産省編、81頁。

(13) 福島実「農業高校の現状とこれから」(教育再生実行会議ワーキンググループ第1回資料、平成30年)

(14) 同書。

(15)『食料・農業・農村白書』、119頁。

(16) 「愛農学園愛農高等学校」のホームページ参照。

(17) 日本農業新聞取材班『農の世紀へ』創森社、2010年、25頁。

(18)『食料・農業・農村白書』、125頁〜127頁。)

(19)『森林・林業白書』平成30年版、林野庁編、102頁、103頁。

(20) 新島俊哉「林業の循環　100年の計必要」日本経済新聞　2017年7月、電子版参照。

(21) 木村尚三郎『「耕す文化」の時代』ダイヤモンド社、1985年、197頁。

(22) 大内力『農業の基本価値』86頁。

(23) 小島慶三『農業が輝く”新しい社会”の創造』ダイヤモンド社、1994年、57頁。(なお、漢数字は算用数字にした。)

(24) 同書、39頁。

(25)『森林・林業白書』219頁。

(26) 五十嵐勉「棚田と里山」棚田学会『棚田学入門』所収　勁草書房、2014年、112頁。

(27) 環境省　自然環境局　自然環境計画課「里地里山の保全・活用」www.env.go.jp参照。

(28) 大臣官房文教施設企画部施設助成課　「廃校施設等活用事例リンク集4」www.mext.go.jp参照。

(29) 国土緑化推進機構「学校林現況調査報告書(平成28年調査)」平成30年3月 www.green.or.jp/cms/wp-content/

(30) 『森林・林業白書』201頁。

(31) 小島慶三『「農」に還る時代』ダイヤモンド社、1992年、98−99頁。

(32) 同書、99頁。

(33) 『森林・林業白書』183頁。

(34) 瀧井宏臣『農のある人生　ベランダ農園から定年帰農まで』中公新書、2007年、26頁。

(35) 『森林・林業白書』117頁。

(36) 小林澄兄『労作教育思想史』丸善、昭和9年、12頁。

(37) 同書、13頁。

(38) 日本学術会議環境学委員会　前掲審議結果参照。

(39) 「体験活動事例集－豊かな体験活動の推進のために－」（平成 14 年 10 月文部科学省初等中等教育局児童生徒課作成）
www.mext.go.jp
(40) 農林水産省ホームページ「子ども農山漁村交流プロジェクト」www.maff.go.jp
(41) 佐野明『「農業」から教育を拓く』実教出版、2003 年、54 頁。
(42) デューイ『経験と教育』市村尚久訳、講談社学術文庫、2004 年、52 頁。
(43) 同書、30 頁。
(44) 森有正『生きることと考えること』講談社現代新書、1970 年、93 頁。
(45) 同書、93 頁。

乳児の月齢差に対応する保育の工夫
－保育環境に焦点をあてて－

松下　明日香

How to Deal with Age Differences in Under-three ECEC (Early Childhood Education and Care)
－From the Viewpoint of Childcare Environments－

Asuka MATSUSHITA

要　約

乳児保育においては，一人一人の状況や発育発達に応じて保育することが重要である．本稿の目的は，最大 12 か月の月齢差を抱えた乳児クラスの中で，どのように一人一人に応じた保育を展開しているのかを明らかにすることである．乳児保育経験のある保育者へのインタビューを分析した結果，「保育者の月齢差への認識」，「保育の志向」，「保育の工夫」という 3 つの枠組みで整理された．月齢差が保育に及ぼす影響と保育の志向に基づいて，月齢差の課題を克服するために，保育の工夫がなされている．保育の工夫は，グループ保育，保育室の使い方，生活面の個別の配慮，課題の設定，安全への配慮によって構成される．

キーワード：乳児保育，保育環境，月齢差，一人一人に応じた保育

1.　はじめに

平成 29 年 3 月に改訂された保育所保育指針[(1)]では，保育のねらいと内容が，1 歳未満の乳児，1 歳以上 3 歳未満児，3 歳以上児と，3 つの区分で明記された．これに伴い，乳児保育に係る記述は大幅に増加し，乳児保育の重要性を改めて示した内容となっている．保育現場において，乳児クラスというと一般的に 0・1・2 歳児クラスを指す．現行の保育所保育指針の区分では，乳児保育及び 1 歳以上 3 歳児未満の保育が 0・1・2 歳児クラスのねらいと内容にあたる．それらの記述においては，「一人一人」という表現が繰り返し使われており，乳児保育においては子どもへの個別的な関わりの必要性が強調されている．

保育施設においては，1 つのクラスには 4 月生まれから 3 月生まれの子どもが在籍することができ，4 月 2 日生まれと次の年の 4 月 1 日生まれでは，1 年間の違いがある．乳児期が発達の著しい時期であることを考慮すると，最大約 1 年間の月齢差がある状況の中で，一人一人に対応する保育の個別性と，保育所の中での育つという集団性を両立することは可能であろうか．また，集団保育の中で，一人一人の発達発育に合わせた子どもの育ちを保障する手立てとはどのようなものだろうか．保育の質が問われる今日，月齢差がある中でいかに一人一人に対応した保育を行うかが，乳児保育の要であると言える．

これまでに乳児の月齢差を扱った先行研究としては，古賀[(2)]が 1 歳児保育の難しさを探る中で，1 歳児クラスの中に月齢差があること自体が保育の難しさになっていることを指摘している．また，月齢差に代表される 1 歳児保育の難しさを解決する実践知を検討する必要性があるとしている．月齢による遊び方の特徴として，中川[(3)]が，遊び行動と空間利用について検討し，月齢によって遊びスペースの使い方が異なることを検証した．また，富田・宇波[(4)]は保育者へアンケート調査を行い，入園時や進級時に最も月齢差を感じている．また，着替えや運動の場面といった毎日の生活や，物の取り合い場面で月齢差を意識していることを明らかにした．

月齢差がある中で，子ども一人一人にふさわしい保育をするための具体的な手立てについては検討されていない．本稿では，乳児保育に携わる保育者へのインタビューをもとに，月齢差がある中で一人一人にどう対応しているのか，保育環境の側面を中心にその実態を明らかにすることを目的とする．

2.　保育所保育指針における乳児保育の記載

現行の保育所保育指針において，乳児保育に関わるねらい及び内容から，「一人一人」という言葉によって保育の個別性を示した箇所を抜粋する．ただし養護のねらい及び内容については，ア生命の保持，イ情緒の安定の各ねらいすべてに「一人一人」という言葉が使われており，個人への細やかな配慮が求められていることが分かる．この点は改訂前後での大きな変更がないため記載は割愛する．

2.1 乳児保育

ア身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

（イ）　内容

②一人一人の発育に応じて，はう，立つ，歩くなど，十分に体を動かす．

④一人一人の生活リズムに応じて，安全な環境の下で十分に午睡をする．

（ウ）内容の取扱い

①保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して，子どもの多様な感情を受け止め，温かく受容的・応答的に関わり，一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること・

2.2 1 歳以上 3 歳未満児の保育

ア心身の健康に関する領域「健康」

（ウ）内容の取扱い

①心と体の健康は，相互に密接な関連があるものであることを踏まえ，子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で，心と体の発達を促すこと．特に，一人一人の発育に応じて，体を動かす機会を十分に確保し，自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること．

③排泄の習慣については，一人一人の排尿間隔等を踏まえ，おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより，少しずつ慣れさせるようにすること．

④食事，排泄，睡眠，衣服の着脱．身の回りを生活にすることなど，生活に必要な基本的な習慣については，一人一人の状態の応じ，落ち着いた雰囲気の中で行いようにし，子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること．また，基本的な生活習慣の形成に当たっては，家庭での生活経験に配慮し，家庭との適切な連携の下で行うようにすること．

以上の記述から，特に身体的な発達と生活に必要な基本的な習慣に関して，一人一人の状況に合わせた対応の必要性が示されている．

3. 研究方法

本研究では，乳児保クラスの担任経験を有する保育者へのインタビューを実施し，KJ 法（1986 年版）を用いて分析を行った．

なお，本稿では，0 歳児，1 歳児，2 歳児までを乳児保育の対象とする．

3.1 インタビュー対象者

乳児クラスを担当した経験を有する保育士（施設長経験者を含む）5 名を対象とした．経験年数は 9 年から 40 年である．うち乳児クラスの担当経験数は，2 回〜13 回である．

3.2 調査時期

令和元年 7 月に調査を実施した．

3.3 調査方法

IC レコーダーとメモを用いて半構造化面接を実施した．面接前には，研究の趣旨と収集したデータの取り扱い，個人情報の保護について説明し，録音の許可を得た．

3.4 質問ガイド

以下の質問ガイドに従って，面接を進めた．①インタビューで語られるクラスは何歳児か，保育の形態，保育室の作り，クラスの人数及び生まれ月，職員配置などの保育の基本情報．②保育をする中で月齢差を感じることがあるか，それはどのような場面か．③具体的にどのような保育の工夫をして，月齢差に対応しているのか．これらの質問をする中で，返答の内容を明確にするために，適宜追加の質問を行った．

3.5 分析方法

IC レコーダーとメモを用いて半構造化面接を実施した．面接前には，研究の趣旨と収集したデータの取り扱い，個人情報の保護について説明し，録音の許可を得た．KJ 法（1986 年版）に則り，以下の手順で分析を行った．まず，収集したデータを逐語録に起こし，繰り返し込み込んだ．次に，逐語録を切片化し，その内容を要約した．要約内容のうち類似するものはまとめてコードを振った．関連のあるコードはグループにまとめてタイトルを付けた．さらに，タイトルをまとまりごとに束ね，大きなカテゴリーでのグループ化を行った．

インタビューの中では，月齢差以外に子どもの遊びや生活面で差を生むものとして，集団生活への慣れや，家庭環境による差，入所時期による差についても語られたが，本研究では月齢差に関わるものを分析対象とした．

4. 結果と分析

保育者へのインタビュー内容を KJ 法で分析し，図解化したものが図 1 である．図 1 が示すように，月齢差がある中で保育をするにあたり，「保育者の月齢差への認識」と「保育への志向」に基づいて「保育の工夫」がなされている．

なお，大きなカテゴリーである「保育の工夫」内には，中グループとして「保育室の使い方」を設けて整理した．

4.1 保育者の月齢差への認識

保育者の月齢差への認識としては，「月齢への認識」，「月齢によって生まれる差」，「月齢が出る場面」で整理された．保育者は，月齢によって発達や生活における課題が異なるために，保育において月齢差の影響は大きいと考えている．年齢が上がるとともに月齢差は縮まるものの，乳児期において月齢は重要な意味を持っている．月齢によって，0 歳児クラスや 1 歳児の低月齢の子どもにおいては，入所時点で寝返り，ハイハイ，歩行しているかという子どもの「動き」の違いがある．このような身体機能の違いにより，未歩行の子どもは視野が狭いのに対し，歩行する子どもは歩いて色々な場所へ行きたいという欲求が出てくる．さらに，視野が広がり興味を示すものの広がりといった違いが顕著に出る．

他にも食事，着脱などをどこまで子ども自身ができるかという「生活の力」や，「活動のスピード」，「言葉の理解力」にも保育者は月齢の差を認識している．言葉の理解力については，言葉が分かるかどうかとともに，言葉を理解した上で行動が伴うかどうかによっても，保育者の関わり方が変わってくるとしている．

保育をする中で特に月齢差を感じる場面としては，離乳食の進度によって食事のタイミングが異なる子どもが

同クラスに混在する状況や，午睡の回数といった生活リズムに関わるものや，活動の節目での生活力やペースの違いなど子どもの動きの違いが表れるものが挙げられた.

また「散歩」の場面は，インタビュー対象者全員が事例を挙げた. 散歩の場面では，子どもの興味が何であるかによって，散歩のペースや楽しむものの内容が変わってくる．道にある草花や石や虫などを見つけては立ち止まって，ゆっくりと探索を楽しみたい子どもがいる. 一方で，先へ先へと早く進んで行きたい子ども，探索よりも目的地を目指して歩き，着いた先で遊びたい子どももいる. この違いは月齢差によるものが大きい．そのため散歩の場面では，子どもによって今何で楽しみたいかという月遊びの要求の違いと，それにともなって散歩のペースの差がはっきりと表れる.

上記のように担任するクラスに月齢差がある子どもが混在する中で，子ども「全員にふさわしい環境の設定は難しい」と保育者は感じている.

4.2 保育の志向

このような月齢差がある状況のなかで，保育者が乳児を保育する上で大切にしていること，保育を通して子ども達の姿として目指すところを「保育の志向」として示した. 主に「子どもの思いに応答する」,「子どもの主体性」,「安全」のグループにまとめられた.

保育者は，保育所での大きな生活の流れの中で，個別の睡眠，食事，排せつなど生理的な欲求に合わせて対応したいと考えている. また乳児期はこれがしたい，したくないといった自我の芽生えとして自分の思いが出てくる時期である．その子どもの思いに気づき，「子どもの思いに向き合う」こと，「思いを満たす関わり」を望んでいる．さらに，「子どもの思いに応答する」というのは，大人の都合やペース中心ではなく，子どもの思いやペースを大切にしながら保育を進めたいという，保育の基本的な姿勢を示すものである.

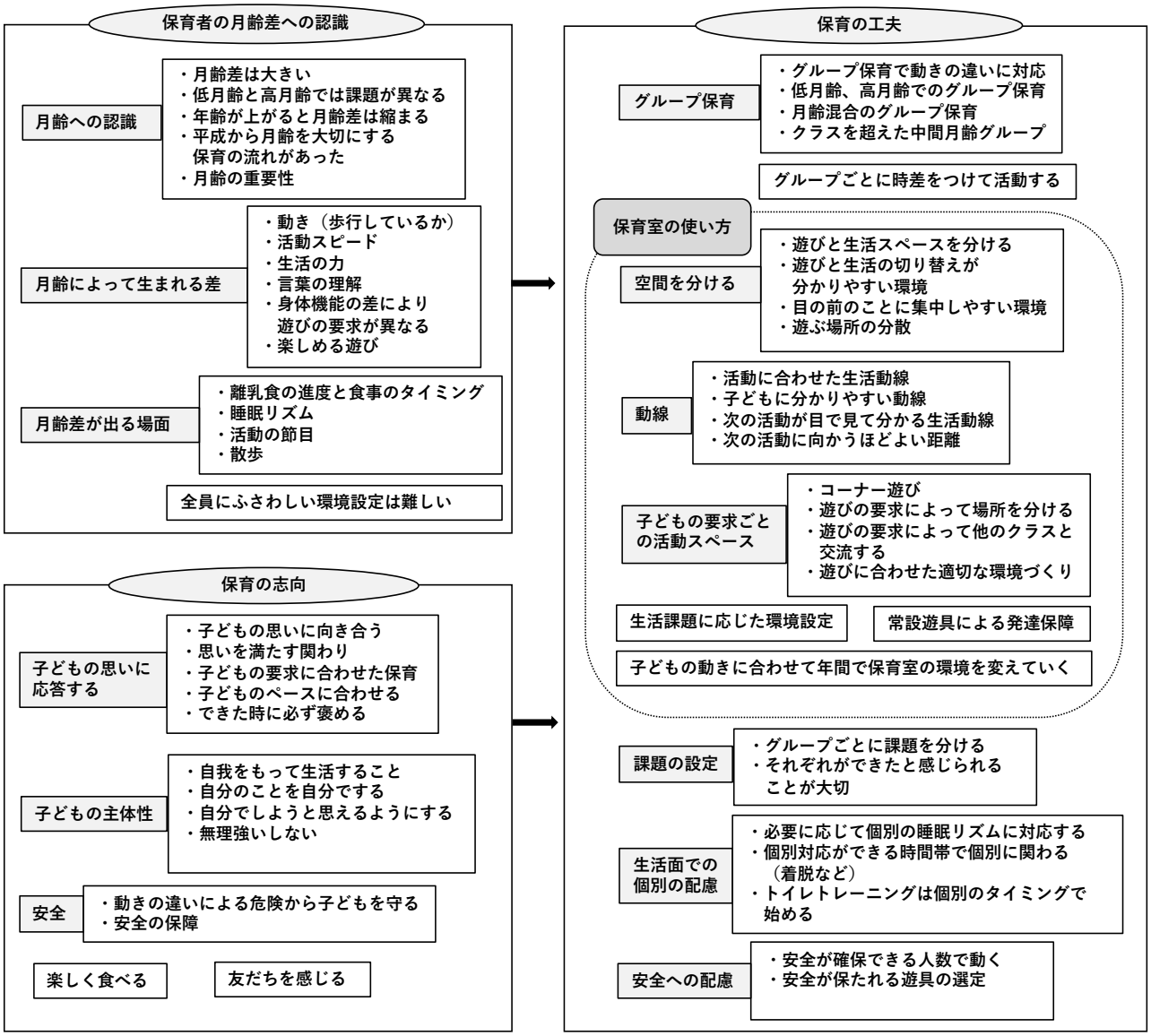

図 1 月齢差に対応する保育の工夫

また，乳児期を通して，「子どもの主体性」を育むことに向けて日々保育をしている．具体的には「自我をもって生活すること」，「自分のことを自分でする」といった人格形成や生活力の育成に関わるものである．加えて，ただ身辺自立をするのではなく，子ども自身が自分でしたいと思えるようにし，子どもの意志で生活を営んでいくことを大切にしている．

安全面では，「動きの違いによる危険から子どもを守る」，「安全の保障」が挙げられた．まだ寝がえりの子どものすぐ傍を月齢の高い子どもが通るとケガにつながる可能性がある．月齢差があると身体機能の違いから，特に低月齢児にとって危険な場面が生じる．子どもが主体の生活や遊びの基盤として，「安全」への配慮は欠かせない．

4.3 保育の工夫

月齢が異なる子どもが混在する中で，一人一人の要求や課題に細やかに対応するための工夫として，クラスをより小さい集団に分ける「グループ保育」がなされている．グループ保育の種類としては3 つある．

まず，クラスを「低月齢と高月齢のグループ」に分ける方法である．子どもの動き，遊びの要求，生活課題が似たような子ども達の集団をつくることで，より課題にあった保育室の環境や活動の設定を行うことができる．

2 つ目は「月齢混合のグループ保育」で，月齢によらない分け方でグループを構成する保育である．これは，例えば低月齢児ばかりを 1 つのグループにした際に，グループの全員が着脱や食事などの際に保育者の手を必要とすると，保育者の手が足りなくなるような場合に検討される．年齢によらないグループ保育は，特に保育者の手助けが必要な子どもに対し，より少人数の中で関わることができる利点がある．また，保育者は月齢だけでなく，個々人の様子を判断して，よりふさわしいグループの形を決めている．

3 つ目は，「クラスを超えた中間月齢グループ」で，例えば 0 歳児クラスの高月齢児と 1 歳児クラスの低月齢児を一つの集団とするグループ保育である．クラス間が連携して，月齢の近い子ども達にふさわしい保育環境を提供している．この「クラスを超えた中間月齢グループ」は，散歩や遊び場面での交流として限定的に用いられる場合もある．

グループ保育は，1 つの部屋で 2 つのグループが共に生活する場合と，グループごとに1部屋を使う場合がある．1 つの部屋でグループ保育を行う場合は，生活面での混乱をさけるために，「グループごとに時差をつけて活動する」よう工夫している．ホールなどで遊具の設定を組む際なども，それぞれのグループによってふさわしい設定が異なるため，時差をつけて順番に使うような工夫もある．

なお，グループ保育は全ての保育現場で実施されている訳ではない．グループ保育を行うかどうか，どう分けるか，グループ保育を実施する時期などは，保育所の施設環境や人員配置，クラスの状況や主に担任の意向をもとに保育の形態が決められる．

「保育室の使い方」としては，「空間を分ける」，「動線」，「子どもの要求ごとの活動スペース」，「生活課題に応じた環境設定」，「常設遊具による発達保障」，「子どもの動きに合わせて年間で保育室の環境を変えていく」に分類された．

前述したように，「保育の志向」として「子どもの主体性」が重視されており，子どもが自分でしようと思え，自分でできるように保育室は設定されている．「遊びと生活のスペースを分け」，目の前のことに集中しやすくしたり，自分で遊びから生活への切り替えをしたりする．「動線」においても，子どもが次の活動を見通して自分で活動に向かえるように，目で見て分かる生活動線や，距離を考慮した動線をつくっている．また，月齢によって遊びの要求が異なるため，遊びごとコーナーをつくったり，廊下と保育室など場所を分けたりといった工夫がされている．生活面でも，「生活課題に応じた環境設定」がされている．低月齢グループと高月齢グループの生活スペースが分かれている場合は，汚れ物を自分で片付ける，服を自分で選んで着るなど月齢ごとの生活課題に合わせて，汚れ物袋や衣類カゴなどが配置される．また，0 歳児クラスや 1 歳児クラス低月齢グループを中心に，保育室に斜面板を設置してハイハイしている子どもの発達を促すなど，「常設遊具による発達保障」をしている．これらの保育室の工夫は，月齢が上がるごとに「子どもの動きに合わせて年間で保育室の環境を変えていく」流動的なものである．

環境設定をする際には，子どもの課題に合わせて行うが，少人数でグループ保育をすることで，「グループごとに課題を分ける」ことができる．子ども「それぞれができたと感じられることが大切」とし，適切な課題の設定を試みている．

「生活面の個別の配慮」として，子どもの登降園時間を考慮して必要に応じて個別に睡眠時間を設けたり，トイレトレーニングはクラス一斉に始めるのではなく，個別の様子を考慮したりしている．また，全員が着替える時間帯には子ども一人一人に関わることが難しいため，午睡起きなど，落ち着いて保育者の手をかけられる時間帯を選んで，個別の関わりを行う工夫をしている．

「安全への配慮」としては，安全が確保できる子どもと大人の人数で活動することや，安全を考慮した遊具などの選定が挙げられた．

5. まとめと今後の課題

保育の志向に見られるように，保育所保育指針で示される一人一人に応じた保育を行うという姿勢は，保育の現場に根付いているものだと言える．

月齢差があるということは，保育の課題やふさわしい環境，関わりが異なる子どもがともに一つの保育室の中で生活することになる．保育者はこれらの月齢差を考慮し，保育の志向を実現する形で，できる限りふさわしい保育環境を求めて様々な保育の工夫を試みている．つまり月齢の差は，ふさわしい保育の手立てや環境の違いに直結するということである．

一人一人に個別の対応をするためには，「グループ保育」にように個別対応が可能な子どもの人数にする保育の形態と，「保育室の使い方」によって子どもの発育発達や主

体性の育成を促す面，そして「生活面の個別の配慮」のように保育者が直接子どもに関わる部分によって構成される保育環境での工夫が必要である．

本稿では現在ある保育室と職員配置，クラスの子ども数の中での保育の工夫について扱っており，その保育の工夫で十分に一人一人に対応できているかについては検討していない．保育者の月齢差への認識にある，「全員にふさわしい環境設定は難しい」というのが乳児保育の現状であろう．保育者は様々な保育の工夫をして月齢差に対応しているが，十分な保育ができていると言えるのか，その内実を明らかにすることが今後の課題である．また，環境設定の他にどのような困難を抱えて保育に臨んでいるのか，乳児保育の現状と課題を検討しなければならない．

参考文献

(1) 厚生労働省,編"保育所保育指針解説",フレーベル館,（2018）
(2) 古賀松香,「１歳児保育の難しさとは何か」,「保育学研究」第 49 巻第 3 号,（2011）
(3) 中川愛,「自由遊び場面における１歳児の空間利用に関する研究」,「日本家政学会研究発表要旨集」第６４巻,（2012）
(4) 富田久枝・宇波加菜,「月齢差に配慮した保育―保育者の意識からの検討―」,「教育心理学会総会論文集」第５４巻,（2012）
(5) 全国保育団体連絡会・保育研究所編, "保育白書 2019",ひとなる書房,（2019）
(6) 厚生労働省,編"保育所保育指針解説書",フレーベル館,（2008）

人　文　学

Humanities

中近世移行期近江坂本における銭貨鋳造の要因と歴史的背景
－寛永通宝「称坂本銭」鋳造経緯の再検討－

石崎　建治

The Factors and Historical Background of the Production of the Bronze Coins at Sakamoto in the 17th Century：
On the Type of Coins called “Sakamoto-Sen” in “Kan’ei-Tsuuhou”

Kenji ISHIZAKI

要　約

寛永 13（1636）年の江戸幕府による寛永通宝公鋳開始時において，江戸と並んで近江坂本が最初の鋳造地として選定された要因としては，近江における原始・古代・中世以来の銅製品生産の技術蓄積と伝統，中近世移行期における高品質な銭貨生産の実績とそれを支える生産体制の存在，交通・流通上あるいは通貨普及経路としての坂本あるいは近江の利便性と重要性，原材料特に精密な鋳造の可否を左右する錫の調達における比較優位性などが挙げられる．

またその歴史的背景として，坂本が延暦寺・日吉大社の門前町として繁栄するに従い莫大な富を蓄積していったという歴史的経過や，また大量の貢納物や物資が集散する交通の要路にあったという歴史地理的条件から，大量かつ高品質の貨幣を希求する米商人・金融業従事者などが既に近世以前から集住し，中近世移行期において大量・高品質の貨幣鋳造を促進あるいは誘発する状況が存在したことが指摘できる．

キーワード：寛永通宝，坂本銭，貨幣鋳造，中近世移行期，比叡山延暦寺

１．研究史の検討と問題の所在

寛永 13（1636）年からの寛永通宝鋳造・通用の際，江戸と並んで近江坂本が製造地として選ばれていることには既に多くの指摘がある(1)．しかし，その一方でその初期における鋳造地として，江戸と並んで近江坂本が選ばれた要因について触れた言及は意外なほど少ない．

これに関する基本的な史料として，周知の如く以下のような史料がある．

【史料 1】「教令類纂」初集

定

一，寛永之新銭幷古銭共ニ金子壱両ニ鏁四貫文，勿論壱歩ニハ壱貫文之売買たるべし，若違背いたし高下之売買仕ニおゐてハ，双方より其売買之代一倍過料として之を出すべし，其町之年寄弐百文，其外家一軒より十疋ヅヽ過怠として之を出すべきこと，

一，大かけ・われ銭・かたなし・ころ銭・なまり銭・新悪銭，此外撰らぶべからず，若撰者六銭を押てつかふ者これ有らバ，或ハ其所ニ三日さらし，或ハ籠舎たるべし，其町之過料ハ右同前之事，

一，新銭江戸幷近江坂本ニて仰せ付けられ候間，両所之外，悪銭ニ至るまて一切鋳出すべからず，若相背く族は曲事たるべきの事，

一，今度新銭仰せつけらる之上，たとひ有来悪銭たりといふとも，或ハ礼銭，或ハ散銭等ニも取扱ふべからざる事，

一，御領私領共ニ年貢収納等ニも此定之通相背くべからざる事，

右之条々堅く相守るべき者也，

寛永十三年六月朔日　　奉行(2)

ここからは坂本が鋳造地として選ばれていたこと，ならびに寛永通宝発行に臨む江戸幕府の強い意欲と姿勢が端的に示されている．

さて上記のような研究状況の中で現在，いわゆる「坂本銭」について最も詳細かつ精緻な言及を行っているのは安国良一氏であろう．氏は寛永通宝の鋳造および坂本銭の鋳造について，以下のような注目すべき指摘を行っている[3]．

氏はまず寛永通宝そのものの発行の契機を，寛永 12 年の 3 代将軍徳川家光の上洛に求めている．具体的にはその際に家光と幕閣が，上洛時に近江坂本で鋳造された良質な銭が京都周辺で流通していると同時に，朱印船貿易家によって輸出向けとして大量に調達されている実態を直視せざるを得なかったためとする．

したがって安国氏の見解では，既に良質で大規模な鋳造量を誇る坂本が，この後の銭座設置の地として選定されたことは自明の理ということになろう．但し寛永通宝発行の直接の目的については，江戸幕府が交通路における銭の機能を最重要視したためとする．すなわち，宿駅・伝馬整備を目標とする幕府にとって公定相場に基づく銭の安定的使用が政策的課題であり，寛永通宝鋳造もその課題に沿ったものと位置付ける．これらを要言すれば，氏のいう「旧来の鋳造地の確保」としての坂本選定ということになろう．

なお安国氏は，寛永通宝鋳造以前に坂本で量産され大量輸出されていた銭貨は，中国宋銭の銭文を有する「京銭」であろうと推測している．氏は江戸幕府の通貨政策の基調として，まずこの「京銭」を幕府指定の標準貨幣として銭貨統合が図られたとの立場を採っている．この場合の「京銭」とは，氏の所論においては「京都を中心として通用した旧来の精銭」であり，従来みられた「京銭」を「粗悪銭」とみる理解とは一線を画している．またこれらにより，氏は永積洋子氏の寛永 13 年以前から坂本で寛永通宝鋳造が開始されていたとの説[4]に否定的な立場をとっている．

さて，こうした一連の安国氏の見解については，桜井英治氏や藤井譲治氏もほぼ支持しており[5]，現在の研究上において通説的理解となっているといってよいだろう．なお本稿では，安国氏の見解に従いつつ，以下，寛永通宝鋳造以前の「京銭」段階の坂本鋳造銭を「坂本京銭」，寛永通宝の一種である「坂本銭」を「寛永通宝坂本銭」と呼称し，両者を総称して「坂本鋳造銭」と呼ぶこととする．

しかし，安国氏の精緻な議論によっても，所与の問題についてはいくつかの疑問が残る．例えば考古学的成果によれば，中世あるいは中近世移行期には既に少なからぬ銭貨鋳造地の点在が明らかになっており，例えば京都周辺では堺の鋳造遺跡群とその研究が著名である[6]．海外輸出という点から考えれば，堺の方が輸出には好適であろう．もっともこの遺跡の模鋳銭はどちらかといえば低品質の部類に分類されることが明らかになっており，その点が忌避されたとしてしまえばそれで説明はつくが，それではなぜ坂本においては高品質の銭貨鋳造が可能であったのだろうかという疑問が次に湧いてくる．

これに対し安国氏は，坂本での鋳造銭が良質かつ大量であることに幕府が注目すると同時に，それが無制限に海外輸出されることへの懸念を抱いたと推測し，そうした中で「旧来の鋳造地の確保」した結果であるとのみ述べている．

しかし坂本が選定された要因や背景については他にも未だ検討の余地があるように思われる．特に技術的側面や生産条件，運送・流通の問題は，従来の研究では等閑視されてきたように思われるが，こうした点も含めて坂本銭座における銭貨・寛永通宝鋳造を考えていく必要があるのではないだろうか．

本稿では，以上のような観点から上記の諸問題を考察してみたい．

2. 「坂本鋳造銭」の概要と鋳造地選定の要因

2.1 いわゆる「坂本銭」の概要と海外輸出

まずこの「坂本銭」とはいかなる銭貨を指すのかを確定していきたい．一般的には寛永 13 年に鋳造が始まったいわゆる「古寛永」に分類される寛永通宝のうち，坂本の銭座で発行されたものを指し，「永」字が「跳ねる」形状を持ったものと理解されることが多い[7]．しかし，先にも述べたように安国氏は，寛永通宝鋳造以前に坂本で量産され大量輸出されていた銭貨は，中国宋銭の銭文を有する「京銭」であろうと推測し，こうした「京銭」を幕府指定の標準貨幣として銭貨統合を図ったとしている．またこの場合の「京銭」とは「京都を中心として通用した旧来の精銭」であり，また氏は寛永 13 年以前から坂本で寛永通宝鋳造が開始されていたとの説を否定し，両者を包

括して「坂本鋳造銭」との呼称を採用している．前述のように，現時点ではこれらが通説的理解となっており，筆者もまたこれに従うものである．

ところでこの「坂本銭」あるいは「坂本鋳造銭」を含む日本で鋳造された銭貨が，近世初頭に海外に輸出されていた点については，既に戦前に岩生成一氏の指摘がみられた(8)．しかしこの「坂本鋳造銭」がオランダにより海外へ輸出されたことに着目した研究は決して多いとは言えない．

そうした研究状況の中で，まず永積洋子氏は 1634（寛永 11）年にオランダ東インド会社アユタヤ商館長スハウテンが平戸商館長に宛てた，交趾シナ向けに銅銭輸出を求めた書簡の中で「最大の利益をあげるのは，サカモトとよばれるもので，最良種として通用し」（前掲永積氏訳）たとしている点に注目し，この「サカモト(sakamotta, sackamotta, sacamotta, saccamotte)」と呼ばれる銭貨が以前から輸出されており，したがって寛永通宝「坂本銭」がすでにこの時点，史料 1 の寛永 13 年以前から鋳造されていたとの注目すべき推測を行った(9)．次に鈴木康子氏はオランダ商館の「仕訳帳（Negotie　Jounalen）」を検討し，1633 年以降坂本で鋳造された銭貨が大量に輸出されたと指摘し，また既に寛永 2（1625）年に水戸藩で寛永通宝が鋳造されていたとの説を援用しながら，寛永年間初期から寛永通宝が試験的に鋳造されていたとみても不自然ではないとして，永積洋子氏の所説を継承・補強した(10)．

こうした先行研究に対し，安国氏はその成果を継承しつつも，永積・鈴木両氏の寛永通宝鋳造開始時期を寛永 13 年より前に遡及させる所説について，にわかに首肯しがたいとしている(11)．その理由として，坂本が寛永 13 年の寛永通宝鋳造地に選定されたことは，その時点で既に坂本に銭貨鋳造の実績があったことが推測されることを意味し，また後段で引用するが，諸国の産物を載せている俳諧書の『毛吹草』にも「銭鋳形土」が挙がっていることなどを考えあわせれば，寛永通宝鋳造以前に坂本で鋳造されていたのは，優良銭としての「京銭」の範疇の属する銭貨であると推測されるためとしている．また，「サカモト」が寛永 13 年を最後にオランダ船による銭輸出の記録から姿を消すことは，坂本が寛永通宝鋳造地となったことにより，同年後半には京銭「サカモト」が生産されなくなったためとしている．これらの根拠から氏は，東南アジアで受容されたのは，日本の新銘銭＝「寛永通宝坂本銭」ではなく，主として中国宋銭の銭文を有する「京銭」であったと見た方が合理的であるとの見解を主張している．

永積・鈴木氏の所説は，厳密にいえば明確な史料的裏付を欠いており，推測・推論に頼った論といえる．これに対し安国氏の所説はある程度納得し得る史料的根拠を伴っており，前述の如く桜井英治氏や藤井譲治氏もほぼ支持し，現在の研究上において通説的理解となっている．筆者としても，【史料 1】ほか，この前後の江戸幕府の銭貨統一あるいは通貨統制への強い意欲や，寛永 13 年時の寛永通宝発行を物語る史料記述の多さ，関連法令との整合性などから判断すると，やはり寛永 13 年以前の寛永通宝鋳造開始説の成立は難しいと見ざるを得ない．

2.2 生産条件・生産体制から見た「坂本鋳造銭」の検討

さて前述の問題を検討するにあたって，地元坂本の研究者である川合和三氏による興味深い指摘がある(12)．

氏はまず，坂本が鋳造地として選定された理由を，織田信長の比叡山焼き討ち後において比叡山・坂本復興に奔走し，江戸幕府に重用された坂本出身の僧天海との関係を指摘している．これについては現時点では史料的裏付けが確認できないが，今後一考の余地はあろう．

また同氏は生産条件・技術的側面として，①請負人・座人の組織化が可能であること，②立地条件として一定の敷地面積が確保できること，③大量の重量物資の搬入・搬出を可能とする交通手段を有すること，④銭の洗浄など工業用の給排水が可能であること，の 4 条件を挙げている．その上でこの観点から，坂本銭座に関する地元伝承や明治 13（1880）年の滋賀県大津警察署の古今商検証記録の検討からすると㋐鋳職人・銭座の職歴を有する金子氏の存在が挙げられ，またその他にも㋑その居宅周辺の貨幣・金属に関する伝承の存在，㋒坂本域内における貨幣と物流に関する伝承の存在，などが挙げられるとする．

上記の指摘のうち㋐～㋒については，今後広範に文献史料・考古資料などによってさらに検証し，また伝承についてもさらに調査や整理を重ねていく必要があると思うが，おおむね首肯しうるものであるように思われる．また①～④の掲げられた諸条件も妥当であろう．

上記に補足すれば，後述するように，坂本は比叡山延暦寺の麓に位置し，また延暦寺の産土神日吉大社の門前町として中世に栄え，「山門気風の土倉」と呼ばれた日吉神人の身分を持つ金融業従事者が多数営業していた．また

織田政権期には，明智光秀が居城を置いていたが，そのことは織田政権が坂本を比叡山延暦寺への牽制や近江支配の一拠点としてのみならず，琵琶湖水運と京都への陸路を結ぶ結節点の一つとしても，軍事的・経済的に重視していたことを物語るものであろう．

氏の指摘のうち，③については琵琶湖に面した水運の要所であると同時に，坂本の馬借の存在に代表されるように，琵琶湖水運と京都を結ぶ陸上交通の要所でもあったことが指摘できる．④については，後背の山岳からの湧水・流水・河川，さらに琵琶湖湖水が利用可能である．また，㋐〜㋒の伝承の存在に加えて，川合氏の調査によれば「叡山文庫」所蔵史料には遅くとも江戸期には社寺の鍈物を製造する鋳金業者や鍈職人が一定数存在したことが確認できるとされており，その淵源を中世まで遡及させることは大いに可能であると思われる．さらに近江では，後段で詳述するが，戦国織豊期に鉄砲生産で知られた国友村も所在し，また原始・古代に遡っては多数の銅鐸が出土した遺跡が発見されるなど，近江全域に視野を広げれば，金属生産や製鉄加工，とりわけ銭貨の素材である青銅の生産・鋳造技術が発達していたとみることもできる．

これらからすれば原材料の調達・搬入，生産・製造，搬出・流通といった，銭貨製造に関する一連の経済活動を構成する商工業者の組織・ネットワーク形成の素地や技術・経験・知識の蓄積は既に中世に成立していたとみることができる．

2.3 原材料からみた「坂本鋳造銭」の検討

さて「坂本鋳造銭」の先行研究において看過されている問題として，材料調達の問題があるように思われる．現在寛永通宝を含め，古銭に対する理化学的な研究が進化しているが，青銅貨を組成する銅と鉛については著しい研究の発展を見せており，放射性同位体や電子線により，原料の生産地まで特定できるようになってきている[13]．

その一方で，銅銭の重要な構成原料である錫を扱った研究は相対的に少ないが，筆者はこの錫をめぐる問題こそ，古代・中世の銭貨や坂本鋳造銭の問題を解く上での大きな鍵ではないかと考えている．なぜならば近代以前においては，錫は日本では極めて限られた形でしか入手できない原料であったと思われるからである．

ちなみに皇（本）朝十二銭に対する理化学的研究では，その測定結果からかつては，時代が下るにしたがって鉛の濃度が上がっていくとの傾向を指摘し，それは文献史料の記述と合わせて，律令国家が原料銅の不足に直面した結果とされてきた．ところが近年，斎藤努氏は自身の測定結果からこれに対して異論を唱え[14]，先ず錫の入手困難化中により，実際には錫の成分が低下すると同時に，鉛の比率が上がっていったとみるべきとした．しかし，その後は通説のように，古代国家が原料銅の不足に悩み，鉛の比率を増加させたとし，その原因は産出量の減少と律令制の崩壊による原料銅の効能・調達の不全の双方とみている．

ところで周知のように，日本は中世，特に日明貿易においては銅を輸出し，銅銭を輸入している[15]．上述のように，古代国家は銅の不足に悩んだが，その後何らかの理由があり，中世日本では銅の入手はさほど困難ではなかったことが推定される．また中世期に製作されたと推定されている多数の刀剣・仏神具の存在からすれば，金属生産や金属加工の技術も著しく低下したとは思われない．

これらからすると，中世での銭貨鋳造が困難であった一因としては，錫の原料不足があるように思われる．これに対して中国大陸では同時期に量の変動はあれ宋・明の王朝が継続的に銅銭を発行していることから見ると，原料錫の調達はさほど困難ではなかったことが推定される．したがって，比較的豊富で安価だった日本産の銅と，中国側が調達した錫が合金されて青銅貨の生産が行われ，それが日本に輸入されたとみることもできる．

そこで錫の入手経路という点で「坂本鋳造銭」を見ると，一つの可能性として現在の大津市に属する田上山の存在がある．田上山は，原始的な山岳信仰と天台密教系の不動信仰が融合した信仰の対象としても知られると同時に，鉱物や材木に恵まれ，また山麓の上田上森町遺跡を始めた谷筋の奥には鉄滓が見られ製鉄遺跡群が形成されたという[16]．さらに錫との関係で注目されるのは，この山には花崗岩ペグマタイトの鉱物が産出される点で，ペグマタイトの産地の一部では錫石が採掘可能なほど濃集することがあるとのことである[17]．但し現時点ではそれを示す明確な証左は見出し得てはいなが，仮にこの田上山から錫が当時採取可能であったと仮定するならば，錫の調達において坂本は極めて有利な立場にあったことがいえる．なおこれ以外に比較的近距離にある錫鉱山として，伝承では平安時代の大同年間に採掘が開始されたとされる，但馬国明延鉱山がある[18]．仮に中世期には産出が始まっ

ていたとすれば，これらからは陸路，もしくは日本海ルートを経由して琵琶湖水運による調達が比較的容易な立地にあるといえる．また錫の日本独自の用途として，神具で用いられる瓶子（いわゆる御神酒徳利）[19]，高坏，水玉などがあり，これらは現代でも見られる．日吉大社門前町であった坂本では，常時その需要と加工技術が存在していたとみられる．これらのことから，既に中世段階において調達ルートが確立し，また錫に対する精錬や加工技術が一定度保持されていたのではないか．

これに対して，例えば堺の模鋳銭では，嶋谷和彦氏の研究により[20]，錫の成分が少ないことが明らかになっており，また無文銭が多いことも明らかになっている．つまり貴金属としての銅は多いものの，銭文を鋳込むことができていない．これは錫の入手が困難であったか，銅と錫の合金技術を知らなかったか知識・技術水準が低かったかであろうと思われる．一般に銅に錫を加えることによって融点が下がり，また加工や鋳造が容易になるとされていることからすれば[21]，錫原料の不足か金属加工技術の低さ，あるいはその双方から，堺の鋳銭体制では幕府の希求する良質銭を即座に大量に製造するという条件に対応することは困難であったように思われる．

逆に坂本は堺に比して，あるいは当時鋳銭が試みられていた諸大名の領地に比して，こうした条件を満たしていたことが選定の一因ではないかと思われる．なお，寛永 16 年初めに大坂の銭造人仲間が，錫の輸入をオランダ商館長に打診した事実が既に明らかにされているが[22]，こうした点からこの時期にはやはり錫の調達が困難であり，その不足が障害になっていたことが推定されている．近江坂本はこうした点で比較優位の状況にあったのではないかと推定される．

またもう一つの重要な原材料として鋳型土の問題もあるが，これについては以下のような史料がある．

【史料 2】「毛吹草」巻第四

近江　　東山道

蛇骨（中略）坂本　練　柳団子　膳所米　勢多焼物　銭鋳形土（中略）水晶　甲賀鉄炮[国友張ト云]　鉄炮（下略）[23]

これによれば，少なくとも「毛吹草」が完成されたとされる正保（1645）年段階では[24]，近江で銭の鋳型用の土が産出されていたことがわかるが，この状況が寛永 13（1636）年にまで遡及できること，さらには織豊期辺りまで遡及させることは，さほど困難とは思われない．また水晶は，先ほど述べたしばしば錫の産出を伴う花崗岩ペグマタイト生成とも深く関連する産品である[25]．また鉄砲の製造は後述するように，近江における金属加工の高い技術を物語っているともいえる．

なお鋳型土が坂本の鋳銭地化の背景となった点のみについては，既に安国氏により指摘があるが[26]，筆者としてはさらに錫の原料調達が容易であった点もこれに付加して考慮すべきであり，さらにいえば，大坂銭座が地理的近似性からその前段階の一つと推定できる，堺の模鋳銭段階から錫調達困難の状況にあったと仮に推定でき，またその後の大坂銭座における錫輸入打診の史実と考え合わせるならば，むしろこの錫調達における近江坂本の比較優位性の方をより重視すべきであると考える．

3. 近江における青銅品生産の歴史的展開と政治・経済

最後に，近江・坂本の歴史的背景から見た鋳造技術・流通経済上の特質，さらに幕藩体制との関係などを検討したい．

3.1 古代近江における青銅器生産

いうまでもなく寛永通宝は江戸前期までは基本的に銅銭であり[27]，より厳密にいえば青銅銭に分類される．素材としての銅は高度においては鉄に及ばず，むしろ軟らかであるため，錫を加えて硬度を増加させる処理が行われる．この銅と錫を主成分とする合金が青銅と呼ばれるものであるが，錫の量を過分に増加させると逆にもろくなるため，含有比率の微妙な調整が必要であり，そこに高度の技術性が要求されるといわれている．しかし，溶融温度が低いことから鋳造には最適とされ，鋳型が破損しない限りは同一製品を量産することが可能であり，同時に微細な文様を施すことができ，これらの点で汎用性の高い素材であるともされる[28]．

近江では弥生時代から古墳時代にかけての青銅品が多数出土されていることはよく知られている．その代表的

なものは野洲市小篠原大岩山とその周辺部から，計 24 口発見された銅鐸である．1 か所からの銅鐸出土数としては発見時点で全国最多であり，またその中には高さ 134.5 ㎝と最長のものが含まれていた．これ以外に，88 面の銅鏡，100 本超の銅鏃，全国でも珍しい巴形銅器，銅剣，銅矛，銅製のカンザシなどが出土している．

なお青銅器の生産には，鋳型の製作，銅の溶融のための高温の火力装置などの高度な技術の習得が必要であると同時に，原料の入手，製品の配布などが付随するため，対外的な交易組織や対内的な流通組織等の高度に発達した政治的・経済的基盤の存在を背景とし，それらによってはじめて生産が可能であったと考えられるという．したがって弥生時代においては，その生産・流通の拠点は北部九州地方と近畿地方にあったのではないかとされている．そのため，先に挙げた青銅製の出土品については近江で生産されたかどうかも含めて，その生産地については慎重な検討が必要とのことである．

しかし，律令国家が成立すると，鋳銭司が設置されて銅銭の鋳造が開始される．その中で近江にも工房が置かれ銅銭を鋳造させた記事が，『続日本紀』和銅元（708）年に見られることは既に指摘がある．

【史料 3】「続日本紀」和銅元年七月丙辰（26 日）・八月己未（10 日）条

（七月）〇丙辰，令㆓近江国鋳㆒銅銭㆑．〇八月己未，始行㆒銅銭㆑[29].

上記史料からすれば，遅くともこの時期には近江国内に青銅品の生産技術が扶植され，またそれを支える生産拠点や生産施設，生産・流通体制が構築されたことになる．

一方，同じく青銅品である梵鐘の製作遺構とみられるものが草津市木瓜原遺跡で発見されており，これは 7 世紀末から 8 世紀初め頃に操業していたことが想定されている．ここで製作された梵鐘は近江国庁の時刻通知の鐘楼に吊り下げられたものではないかと推測され，また 7 世紀末の日本最古級の梵鐘と見られる，京都市妙心寺，福岡県太宰府市観世音寺，奈良県当麻寺などの梵鐘群と類似のものであるという．また大津市長福寺遺跡でも平安前期の 9 世紀ごろのものと思われる梵鐘鋳造委遺構が見つかっており，これは山上の崇福寺もしくは梵釈寺の注文生産に応じたものではないかと推測されている．

これらから見れば，少なくとも律令国家建設期にあたる 8 世紀初頭には既に近江の地に，青銅の生産技術が移入され生産拠点が構築され，さらにそれは平安期にも継承されていったことが窺える．なおこの他にも近江では銅器ではないが，鉄砲製造で著名な国友村があり，中近世移行期の金属加工全般の技術水準は高かったものと見られる．

3.2 中世における近江坂本の経済力の形成

中世に入り，近江坂本は比叡山延暦寺の山麓拠点として，あるいは日吉大社の門前町として栄えた．また一方では京都に近く，かつ琵琶湖岸に位置することから，陸運水運の交通・物流所の拠点としての性格も併せ持つようになる．こうした多面的な複数の機能・性格を有する都市として，独特の都市空間が形成されたといえる．

まず政治勢力との関係でいえば，下坂守氏が詳しく紹介しているように[30]，平安期に延暦寺内部で「衆徒」集団が台頭し，その産土神となった坂本日吉社の「神輿振り」を伴う強訴によって，朝廷に要求を突きつけた点がまず特筆される．この衆徒の多くは，古くから比叡山麓の坂本に坊舎を構え，この坂本を拠点として強大な武力を兼ね備えた「坂本衆徒」と呼称される独自の勢力を形成した．彼らは比叡山を構成する東塔・西塔・横川の三塔からも半ば独立していたと評価されている．

この「坂本衆徒」らはやがて日吉社彼岸会の際の「彼岸料」を掌握し，それを原資とする「彼岸銭」の貸付・運用により巨富を蓄積した．さらにこの金融システムは京都にも進出し，鎌倉時代末には京都に「山門気風の土蔵（倉）」と呼ばれる金融業者が林立する状況を生み出した．また彼らは日吉社に奉仕する「日吉神人」としての特権的地位や独立的立場も保有していた．このようにして「坂本衆徒」は鎌倉期に著しく発展を遂げた京都の金融界・経済界の中で，隠然たる勢力を占めるに至ったのである．

ところで，周知の如く南北朝期において京都の市政権は朝廷から室町幕府に移行したとみられており[31]，室町幕府３代将軍足利義満は，京中の金融業者たる土倉・酒屋役への課税や統制強化，あるいはその背景に屹立し幕府と対立することの多かった比叡山延暦寺や坂本衆徒への融和と支配浸透を図っていた．具体的には馬上一衆や土倉方一衆の制度を創設し坂本衆徒に委任することによって，懐柔すると同時に土倉酒屋役の課税を実現し，また日

吉社神輿造替を要求してきた衆徒代表を，逆に山門使節に任命して多大な権限を与えることによって延暦寺内部に介入することを可能にした．応永元（1394）年の足利義満の日吉社参詣は両者の和解と協調関係を象徴する行事であったと考えられている．

しかし義満死後，4代将軍義持と衆徒及び坂本の馬借らが対立するようになり，6代将軍義教の時代には，その対立がより先鋭化し，遂には永享の山門騒乱に発展したが(32)，この時将軍義教は大軍を坂本に派遣しこれを攻撃させた．このようにして坂本は，著名な織田信長の比叡山焼き討ち以前に，一度壊滅的打撃を受けたのであるが，義教死後は土倉酒屋役に代表されるような幕府財源確保の観点や，徳政一揆や徳政令による土倉・酒屋の経済的な損失からの復興という観点から，京中の酒屋・土倉の復興・保護政策がとられた．これらに伴い近江坂本の復旧も進展したと見られ，その後再び坂本衆徒らの活躍が史料上散見されることが明らかになっている．

やがて周知のごとくに応仁・文明の大乱が起こって京都は荒廃する．しかし前掲下坂氏の研究によれば，逆に近江坂本には京都の戦火を逃れた日吉神人ら流入がみられて人口が増大し，また土倉・酒屋等の金融業者ら商業者の移転が確認できるという．その一方で近江では乱中乱後を通じ，台頭した六角氏による山門領すなわち延暦寺関係荘園の押領が頻発し(33)，比叡山延暦寺を中核とする山門勢力全体の経済基盤は次第に衰退していったと見ざるを得ない．そうした動向の中で，織田信長の比叡山焼き討ちが行われた．山麓の坂本も付随して焼き打ちに会い，再度の壊滅的打撃を受け，さらに坂本城主には重臣明智光秀が配置されて，延暦寺と坂本を牽制したとみられている(34)．こののち豊臣政権期から延暦寺・日吉社の復興・再建が図られるが，さらに坂本出身で徳川家康の側近となった天海らがこれら寺社と坂本の復興に尽力したとされている(35)．

以上の経過からすれば，中世の坂本は中世に入り，比叡山延暦寺の山麓拠点として，あるいは日吉大社の門前町として栄えたが，その根底には，朝廷からも尊崇され王方仏法相依論に支持される比叡山延暦寺の最大級の宗教的権威，それと密接に関連して発展していく金融業を基盤とした経済力と富の蓄積，また衆徒集団が形成した軍事力があり，これらを構成要素とする中世特有の宗教的権門の拠点にあったことが改めてうかがえる．既に多くの指摘があるように，織田信長による重臣明智光秀の配置もそうした，比叡山延暦寺ならびに近江坂本の実力・影響力を警戒したものと推察され，また信長の比叡山焼き討ちは，単なる中世的権威の否定や元亀の争乱時における浅井・朝倉与同勢力への不服や軍事的脅威の除去に止まるだけでなく，こうした経済的実力の減殺にもあったことを推測することは，さほど難しいこととは思われない．

これらの歴史的経過・背景のもと，中世坂本は宗教的であると同時に，経済的・軍事的機能も相互に密接に関連しあいながら発展し，それらの性格が混淆的に併有される，中世特有の空間を成していたと推察される．

しかし一方では京都に近く，かつ琵琶湖岸に位置することから，地理的要因や陸運水運の交通・物流の拠点であることも，近江坂本の性格付与に少なからぬ影響を及ぼしているように思われる．次項ではその点を検討する．

3.3 古代末から近世初頭における近江坂本の交通・流通上の地位

なお中世の近江坂本といえば，延暦寺・日吉大社の門前町として，平安中期以降延暦寺領荘園の貢納物や諸物資の集積により，大津を凌駕する繁栄をみせたが，そうした経緯の中で，先に述べた金融活動に従事する土倉のほか，商業交通・商品流通に深く関与する問丸（問・問屋）も存在し，実際に交通・運輸に従事する馬借が集住していたことでも著名である．また，大津と並んでこの坂本の馬借が室町期にたびたび蜂起したことも広く知られているところである．また水上交通・物流の面でいえば，坂本の琵琶湖に面した諸港は，日本海側諸地域から京都・畿内方面に向かう物流において，水運上の要地でもあった(36)．

実際に鎌倉末の元徳2（1330）年京中における飢饉と米価高騰に対し，朝廷は米価を公定して米価引き下げを図るが奏功せず，最終的には洛中に仮屋を設置し商人らに強制的に米を売却させたが，この米価高騰の背景には坂本の商人が深く関与したことがやはり前掲下坂氏により指摘されている．彼らは坂本に入津しようとした「米船」を追い返し，京につながる水陸交通の要衝である坂本への米の流入を意図的に停止することによって米価高騰を誘導しようとしたのであるが，これは上記の点を裏付ける史実といえる．さらに、のちの室町期にも同様の米不足と米価高騰が起こっており，当時の将軍足利義教が侍所や奉行人らを駆使して米商人を処罰し，また強制的に売却させている事実が明らかになっている(37)．これも同様の流通構造の存在が一つの要因・背景になってい

ると思われる．

また織田信長が元亀 2（1571）年正月に湖東の姉川・朝妻間における北国街道の往還封鎖を横山城将木下秀吉に命じ[38]，また同年末には，湖西で坂本と越前間の交通遮断，ならびに若狭で小浜・越前間の交通を遮断したこと[39]などは，信長が北近江の浅井，越前の朝倉を圧迫し両者の連携を絶とうとしたものとみることができ，このことからも近江が北陸と京都を中心とする畿内との間の物流動脈として重要な位置を占めていた事実が如実に窺えるであろう．

一方で室町幕府撰銭令を詳細に検討すると[40]，撰銭令の発布対象の一角に「米場」が選ばれていることは既に注目されているが[41]，このことは，米場においてはその性質上，貨幣需要や貨幣流通が特段に大きく，したがってこのことが撰銭令発布対象となったこと推定させるものと筆者は考えている[42]．また同時にその点は，こうした米場においては貨幣の安定供給や確保，さらには撰銭現象を誘発しない大量の良質貨幣の鋳造要求を惹起させたと推定する．もっとも坂本に米場があったかどうかは確認されてはいないが，大量の米の流通拠点であった坂本にも類似の要求があったことは，ある程度類推し得るように思われる．

このほかにも坂本における貨幣の鋳造を促進した背景として，商業情報・技術情報の伝播や蓄積といった可能性も指摘しておきたい．これも残念ながらそれを裏付ける史料を現在のところ見出し得ていないが，それを類推させる根拠としては，近年の西洋史研究におけるディアスポラの研究の進展がある．それらのうちで玉木俊明氏は，宗教的理由から移住を余儀なくされたディアスポラは多く商業・貿易・金融に従事したが，彼らを媒介として，商人の国際的ネットワークの形成や，金融都市としてのアントウェルペンの形成，世界貿易最大都市としてのアムステルダムの台頭，さらに情報伝播・情報蓄積・情報交換がみられたとする．また同氏により，アムステルダムを国際貿易の「情報センター」として位置付ける評価も出されている[43]．但しそれらの見解の根底には，グーテンベルグの印刷革命と表裏一体となって発行された商業書や価格表といった史料の存在があり，一方で坂本あるいは当該期の日本史において，こうした史料は見出しえていない．しかしながら，今後これに類する史資料の発見があれば，前述のような可能性は十分指摘し得るように思われる．

3.4 中近世移行期坂本の技術・流通経済面全般に対する分析・考察

なお，先述の河合氏は銭貨鋳造地として必要な 4 条件として，①請負人・座人の組織化が可能であること，②立地条件として一定の敷地面積が確保できること，③大量の重量物資の搬入・搬出を可能とする交通手段を有すること，④銭の洗浄など工業用の給排水が可能であることの 4 条件，ならびに㋐銭職人・銭座の職歴を有する金子氏の存在，㋑その居宅周辺の貨幣・金属に関する伝承の存在，㋒坂本域内における貨幣と物流に関する伝承の存在，などを挙げている．氏はこれを列挙したうえで漠然と坂本がこれに該当すると述べるにとどまっているが，ここで改めて，逐条的に検討しておきたい．

まず①については，土倉・酒屋の同業者集団があり，座的集団の存在も容易に推定されることから，同様な形で銭鋳造における請負人・座人の組織化も比較的容易であったと推定される．㋐の伝承がこれを裏付ける形となっている．次に②につき，広大な平地面が必須であるかという点については現時点では判断を留保したいが，少なくとも一定度の面積は既存の金属加工業者の工房の一部活用や転用によって確保できたのではないかと考えられる．③④については琵琶湖に面した地理的条件がこれに該当すると同時に，中世の坂本は水上・陸上交通の要衝にあったことが該当する．

3.5 幕藩体制確立との関連性

このほか，当時の幕藩体制の確立との関係が当然重視されねばならないが，この点は多岐にわたるため，今後の課題としたい．但し一点のみ触れておけば，当時の大名配置から見れば，近江には譜代大名井伊氏を藩主とする 35 万石の彦根藩が湖岸に配置されていた．また坂本の領域は，徳川家康が豊臣秀頼方を圧迫しつつあった時期に豊臣方を牽制する要地としての膳所城を擁する膳所藩の支配下にあり，5〜7 万石程度の小藩ではあるが，寛永通宝公鋳開始前後の時期の菅沼・石川といった譜代大名を初め，歴代藩主にはいずれも三河譜代の大名が配置されている[44]．これらからすれば，近江も坂本も朝廷が所在する京都や，豊臣勢力の影響が強く残る畿内，外様大名が多く配

置された西日本を牽制する前線拠点であると同時に，徳川方の支配浸透や通貨鋳造に際しての厳重管理が比較的容易な支配領域下に位置しているといえ，また通貨普及上も対西日本・対北陸方面の重要な交通路に位置していることが指摘し得る．

４．結論

以上，縷々検討を重ねてきたが，その検討結果を最後に総括したい．

寛永 13 年の江戸幕府による寛永通宝公鋳開始時において，江戸と並んで近江坂本が最初の鋳造地として選定された要因としては，近江における原始・古代・中世以来の銅製品生産の技術蓄積と伝統，中近世移行期における高品質な銭貨生産の実績とそれを支える生産体制の存在，交通・流通上あるいは通貨普及経路としての坂本あるいは近江の利便性と重要性，原材料特に精密な鋳造の可否を左右する錫の調達における比較優位性などが挙げられる．

またその歴史的背景として，坂本が延暦寺・日吉大社の門前町として繁栄するに従い莫大な富を蓄積していったという歴史的経過や，また大量の貢納物や物資が集散する交通の要路にあったという歴史地理的条件から，大量かつ高品質の貨幣を希求する米商人・金融業従事者などが既に近世以前から集住し，中近世移行期において大量かつ高品質の貨幣鋳造を促進あるいは誘発する状況が存在したことが指摘できよう．

参考文献・註

(1) 枚挙にいとまないが，例えば吉川弘文館『国史大辞典』の「寛永通宝」の項，滝沢武雄『日本の貨幣の歴史』（吉川弘文館，1996 年）「第 3　近世の貨幣　2　寛永通宝」，など
(2) 内閣文庫所蔵本による
(3) 安国良一「貨幣の地域性と近世的統合」（鈴木公雄編『貨幣の地域史　中世から近世』岩波書店，2007 年，初出．のち安国良一『日本近世貨幣史の研究』思文閣出版，2016 年，所収）
(4) 永積洋子『朱印船』（吉川弘文館，2001 年）「第 7　交趾シナ　3　オランダ人と日本人の競争」
(5) 桜井英治「銭貨のダイナミズム」―中世から近世へ―」（鈴木公雄編『貨幣の地域史―中世から近世へ』岩波書店，2007 年，所収），藤井譲治「近世貨幣論」（『岩波講座日本歴史 11 近世 2』岩波書店，2014 年，所収）
(6) 嶋谷和彦「堺の模鋳銭と成分分析」（東北中世考古学会編『中世の出土模鋳銭』高志書院，2001 年，所収）
(7) 滝澤武雄他編『日本史小百科　貨幣』（東京堂出版，1999 年）
(8) 岩生成一「江戸時代に於ける銅銭の海外輸出について」（『史学雑誌』39-11，1928 年）
(9) 前掲註(4)論考
(10) 鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』（思文閣出版，2004 年）「第 3 章　平戸時代の貿易」補注
(11) 前掲註(3)論文
(12) 川合和三『坂本銭と坂本の銭座』（私家版，1995 年）
(13) 齋藤努「鉛同位体比による産地推定」（同氏『金属が語る日本史　銭貨・日本刀・鉄炮』吉川弘文館，2012 年，所収）
(14) 齊藤努「電子線スキャンニングによる成分分析」（同上書，所収）
(15) 吉川弘文館『国史大辞典』の「勘合貿易」の項
(16) 平凡社『日本歴史地名大系 25 巻　滋賀県の地名』の「田上山」の項
(17) 平凡社『世界大百科事典』の「ペグマタイト」の項
(18) 平凡社『日本歴史地名大系 29 巻Ⅰ　兵庫県の地名Ⅰ』の「明延鉱山跡」の項
(19) 宮元正博「錫器の歴史と現在―製品の種類を中心に―」（『関西大学博物館紀要』15，2009年）
(20) 前掲註（5）論文
(21) 田中勝弘『遺跡が語る近江の古代史―暮らしと祭祀―』（サンライズ出版，2007 年）「第 1 章　暮らし　技術の開発　銅の技術」
(22) 前掲註（18）同氏『日本近世貨幣史の研究』「第 2 部第 10 章　寛永期の大坂銭座」
(23) 岩波文庫本（1943 年）による
(24) 吉川弘文館『国史大辞典』の「毛吹草」の項による
(25) 前掲註(16)書
(26) 前掲註(3)論文
(27) 周知の如く，時代が下ると真鍮銭や鉄銭も発行された（前掲註(1)滝沢著書）
(28) 以下，この項については特に断りのない限り，前掲註（20）田中勝弘『遺跡が語る近江の古代史―暮らしと祭祀―』による
(29) 青木和夫他校注『新　日本古典文学大系 12　続日本紀 1』（岩波書店，1989 年）による
(30) 以下，この項については特に断りのない限り，下坂守『京を支配する山法師たち　中世延暦寺の富と力』（吉川弘文館，2011 年）による
(31) 佐藤進一「室町幕府論」（初出は『岩波講座日本歴史 7 中世 3』岩波書店，1963 年．のち同氏『日本中世史論集』岩波書店，1990 年，所収）
(32) 山門騒動の要因，あるいは足利義教と比叡山延暦寺の対立が先鋭化する要因については多くの言及があるが，その特定は必ずし

も明確になしえていないように思われる．この点につき，筆者自身はその遠因・萌芽として，将軍足利義教の前半生における天台座主・青蓮院門主義円時代の延暦寺大衆らとの対立に見出す見解を採っている．（拙稿「天台座主青蓮院門主義円時代の足利義教について―永享年間山門騒動の一前提―」（『金沢学院大学文学部紀要』第3集，1998年））

(33) 『新修大津市史2中世』（大津市，1979年）「第4章第1節　六角征伐」
(34) 『新修大津市史3近世前期』（大津市，1980年）「第1章第4節　坂本城の経営」
(35) 同上書「第2章第4節　社寺の復興」
(36) 同上『新修大津市史2中世』，吉川弘文館『国史大辞典』，『角川（新版）日本史辞典』など
(37) 拙稿「永享初年における足利義教政権の構造と特質－永享三年の洛中米不足騒動に対する室町幕府の施策から―」（『金沢学院大学文学部紀要』第5集，2000年）
(38) 元亀二年正月二日付織田信長朱印状．同上『新修大津市史3近世前期』「第1章第3節　山門焼き打ち」
(39) 『尋憲記』元亀二年十二月六日条．同上『新修大津市史3近世前期』同上
(40) 拙稿「室町幕府撰銭令発布の契機と執行体制―『申請安堵型撰銭令』の存在―」（『金沢学院大学紀要』第16集，2018年）
(41) 高木久史『日本中世貨幣論』（校倉書房，2010年）「第2部第3章　室町幕府の撰銭令」
(42) なお前註高木氏は同上書「第2部　日本中近世移行期の貨幣政策―撰銭令を中心に―」の全般にわたって，撰銭令を食糧需給政策・価格抑制政策の一環として位置付けているが，筆者自身はこの見解に対しては，にわかには首肯しがたい．この点についてはまた別稿において論じていきたい．
(43) 玉木俊明『近代ヨーロッパの形成　商人と国家の近代世界システム』（創元社，2012年）「第3章『情報』が変えた世界―商業活動と国家の関係」
(44) 前掲註(33)『新修大津市史３近世前期』「第3章第2節　膳所領の成立」

動物行動学から見た『嵐が丘』(Ⅱ)
－Catherine における「猫」的要素－

塚﨑　玲子

An Ethological Study on *Wuthering Heights*（Ⅱ）
－Feline Features of Catherine－

Reiko TSUKASAKI

要　約

動物行動学からの知識を踏まえ、*Wuthering Heights* におけるもう１人の主人公 Catherine の描写には「猫」に関係するものが多いこと、特に彼女の個性を決定づけているものが「猫」的要素であることに着目し、この小説が「猫」と人間が共有している性質をどれほど深く描いているかについて考察する。また、近年神経生理学や心理学などの分野において話題になっている「選択盲」や「ミラーニューロン」がこの小説にも関係していることを示し、この小説の中で作者 Emily Brontë が描きたかったものは、理性や合理的配慮の枠外にある、人間の本能的感情の深さと崇高さではないかという結論を得る。

キーワード：*Wuthering Heights*、『嵐が丘』、Emily Brontë、動物行動学、猫

1.　はじめに

Brontë 姉妹の小説はイギリスの公立図書館での貸出回数では、Charlotte の *Jane Eyre* (1847) と Emily の *Wuthering Heights* (『嵐が丘』, 1847) が第3位と第4位の多さであるという。特に日本における *Wuthering Heights* は、主人公 Heathcliff と Catherine のサムライ悲劇から奇抜なディズニー流の作品まであり、小説・絵画・音楽・映画・漫画など現代日本文化のどのジャンルにも登場していることが海外の研究者によって既に 20 年ほど前に指摘されている(1)。

若者の文字離れ・古典文学離れが続いている中でこれは喜ばしいことではあるが、代表的な例としてそこに紹介されている日本の絵本の挿絵は、原作の内容とは大きな相違がある。「Catherine と Heathcliff の最後の抱擁」と銘打ったその挿絵では、バラの花束を背景に立ち姿の２人の恋人が熱烈にキスを交わしているが、実際の *Wuthering Heights* では、病身の Catherine が Heathcliff とキスを交わすのは座った状態でであり、Heathcliff は狂犬のように歯ぎしりをし泡を吹いている。その様子は、そばにいた女中頭 Ellen Dean の言葉によれば、「自分がまるで自分とは違う種類の生き物と一緒にいるような気がしました」(15 章)(2)とある。

前回私はこのように異様なものとして読者から排除されがちな Heathcliff の言動が、動物行動学者たちが犬の特徴としていることと合致することを確認し、彼の原型が「オオカミ系の犬」だと推測できることを指摘した(3)。彼の本質が「犬」であるとするなら、最晩年の彼の「あの世から来たまぼろしを見つめているような」（34 章）様子についても、1872 年にダーウィンが述べている、犬の「薄暗がりでぼんやりしか見えない何物かを見つめる」(4)行動と酷似しており、この行動が与える異様な印象はほとんどなくなると言える。それならば、もう一人の主要人物 Catherine についても、普通の人間のものとしては違和感のある行為があるが、同様に何かの動物の行動をもとにしたものである可能性が高いのではないか。

本稿はこの問題についての考察である。

2.　Catherine の行動の異質性

Catherine は Heathcliff について有名な“I *am* Heathcliff”に始まる言葉で自分と彼とが本質的に同じであることを述べ（9 章）、彼女の夫の妹 Isabella は Catherine が ‘a dog in the manger’（「飼葉桶の中の犬」）だと言うが（10 章）、外見的に犬を思わせる描写がないこと、気まぐれであること、嫉妬しないと自分で言っていることなどから、彼女の原型を「犬」とするには無理があるように見える。しかしながら、次の２箇所に普通の人間としての視点からは彼女の行動に違和感を感じざるを得ないところがある。

(A)　Hindley and Cathy contented themselves with looking and listening till peace was restored: then, both began searching

their father's pockets for the presents he had promised them. . . . And Cathy , when she learnt the master had lost her whip in attending on the stranger, showed her humour by grinning and spitting at the stupid little thing, earning for her pains a sound blow from her father to teach her cleaner manners. (Ch. 4)

（ヒンドリーとキャシーは騒ぎがおさまるまでおとなしく眺めていました。それから、２人とも約束のお土産が入っているはずの父親のポケットの中を探し始めました。〈中略〉そしてキャシーは、そのよそ者にかまけている間に旦那様が彼女の鞭をなくしてしまったことを知ると、その間抜けな子どもに歯をむいて唾を吐きかけ、父親からもっとお行儀よくしないかと平手打ちされました。）

(B) She could not bear the notion which I had put into her head of Mr. Linton's philosophical resignation. Tossing about, she increased her feverish bewilderment to madness, and tore the pillow with her teeth: then raising herself up all burning, desired that I would open the window.(Ch. 12)

（私〔女中頭の Nelly Dean〕が彼女に吹き込んだ、リントン氏があきらめの境地になっておられるという考えが、彼女には耐えられませんでした。身もだえしながら、彼女は熱を帯びた心の混乱を狂気へと高め、枕を歯で引き裂きました。それから体中をほてらせながら身を起こすと、窓を開けてと私に言いました。）

(A)における 'grinning'（歯をむいて）については、きかん気の子供が自分の気に入らない相手に向かってする「イーだ」の表情に相当するものだと思われ、日本でも子供同士の争いの中で時折見られる。しかし相手に唾を吐きかける行為は下品で乱暴なものとされ、現実にはめったに見られないものであり、特に良家の子女においてはほとんどあり得ない行為である。*Wuthering Heights* においても他の登場人物がそれをすることはなく、Heathcliff が Catherine の兄 Hindley 怪我の手当てをしながら'spitting and cursing' (Ch. 17)（呪いながら唾を吐きかけ）と述べられているのが唯一の例外である。Catherine はこの時 Heathcliff と初対面だったのだから、彼の影響でこのようなことをしたのではない。ではどこから彼女はこの行為を学んだのか。

(B) における違和感とは、Catherine が錯乱し自己抑制が効かなくなった時にする行為が、「手」で行なわれずに「歯」で行なわれていることである。相手の人間に痛みを伴う危害を与えるために女性が「爪」を使ったり（24 章における Isabella）、「歯」を使ったりすることはあっても、「もの」が相手の場合、人間ならばまず「手」でするのが自然ではないのか。例えば、Charlotte Brontë 作の *Jane Eyre* において Mr Mason が狂女に噛みつかれているが（20 章）、別の場面でその狂女はヴェールを真っ二つに引き裂いて床に投げつけ、足で踏みつけている（25 章）。一般的に、自己抑制ができなくなった時に本来の自己が現れると考えられるから、Catherine の得意とする道具としての手段は「手」よりも「歯（口）」が優先すると言えるかもしれない。

ところで、作者 Emily Brontë が暮らしたヨークシャーのハワースにある牧師館では、ペットとして犬 3 匹、猫 5 匹、ガチョウ 2 羽、鷹・カナリア・キジは 1 羽ずつ飼われていたことがあり、彼女は日ごろから動物と接することが多かった。Heathcliff に関する描写の中に「犬」のしぐさの特徴が細かいところまでよく反映されているのもそのためであろう。それならば Catherine についても、特に人間の行為としては違和感のあるところは、何かの動物の行動が基盤になっている可能性があるのではないか。実際、(A)に相当する「口角を後ろに引きながら歯をむき出しにし、鼻にしわを寄せる」、「唾を吐くような音(spit)」をたてるのは、それぞれ威嚇、強い威嚇を表す「猫」のしぐさとして知られている[(5)]。また、(B)に関しては、猫の行動を子細に観察したコレットの作品の以下の箇所と類似性がある。

そのとき、テーブルの真上の楡の木枝からしたをのぞきこんでいた一羽の四十雀が、からかうように猫に呼びかけた。サアは、前脚をきちんとそろえ、美しい女のようにふさふさした胸の毛をふくらませ、頭をぐっとそらせて座ったまま、はやる心を必死にこらえていたが、頬は怒りでふくらみ、小さな鼻孔が濡れていた。
「魔物みたいに綺麗なやつ！魔物よりももっと綺麗なやつ！」アランは呼びかけた。
残忍な考えの宿った大きな頭のてっぺんを撫でてやろうとしたとたんに、猫は突然、憤怒をぶちまけ、彼に噛みついた。[(6)]
（『牝猫』）

Catherine を「猫」とみなせば、彼女が夫 Edgar Linton に対する怒りにかられて、そのはけ口として枕にかみついた、と見なすことができ、違和感がなくなるように思える。結局のところ、Catherine の人物像は本質的に「猫」の性質を人間に当てはめたものではないだろうか。その視点からさらに考察を進めてみたい。

3. *Wuthering Heights* における「猫」の全体的なイメージ

Wuthering Heights の中に登場する実際の「猫」の描写は以下の場面のみである。

Nothing was stirring except a bridled, grey cat, which crept from the ashes, and saluted me with a querulous mew.

Two benches, shaped in sections of a circle, nearly enclosed the hearth; on one of these I stretched myself, and Grimalkin mounted the other. . . .

He cast a sinister look at the little flame which I had enticed to play between the ribs, swept the cat from its elevation, and bestowing himself in the vacancy, . . . (Ch. 3)

（灰色地に縞のある猫が燃えがらのところからそっとやって来て、不平がましそうに鳴いて僕にあいさつした以外は何も動くものはなかった。扇形の２つのベンチが炉床をほとんど取り囲んでいた。その１つに僕は寝そべり、雌猫がもう片方によじ登った。〈中略〉彼〔＝老僕 Joseph〕は僕が炉格子の間からかき立てておいた小さな炎を意地悪い目つきで見ると、ベンチの上に登っていた猫を追い払い、自分がそこに陣取った・・・　）

「猫」は各個体間に、水平および垂直方向にある程度の距離を保つことが知られている(7)。Wuthering Heights で飼われていたこの猫は、自分の縄張りを Lockwood に侵入されて彼の解釈では「不平がましそうに鳴いて」、実際は威嚇したのだと思われる。この猫が燃えがらのところからわざわざ出てきて場所を移動した、という一見何気ない描写は、Lockwood を「猫」として見立てれば動物行動学的に興味深いものとなる。

部屋になじんでいない方のネコが出会いの最初に椅子などの上に陣取ることができると、それによって、部屋に慣れている方のネコの優位は、ほとんど完全に相殺される。このネコはなかなか相手に近づくとしても、おそるおそるためらいがちになる。すると、場所になじんでいない方のネコは、かなり平然とこの接近を受け止め、しばしば相手の顔を直接見さえするが、それでもしょっちゅう「あちこち眺め」を合間に入れるのが常である。

「ネコ博士」として世界的に有名なパウル・ライハウゼンは、さらに次のことを指摘している。

明らかに「あちこち眺め」は、ネコ類に普遍的にそなわっている、直接見られることへの恐怖と関係している。ネコが何者かに盗み見られていて、あるときそれに気づくことがある。この場合ネコは、例外なくいったん活動を中止し、やがていかにもためらいがちに、同じ活動を再開する。遊びで他のネコに忍び寄りをしているネコは、とつぜん相手に見つかったことに気づくと、ただちに「あちこち眺め」をして、相手にまったく興味をもっていないという「ふりをする」のである(8)。

このことは *Wuthering Heights* に冒頭部における Lockwood の以下の言葉を想起させる。

While enjoying a month of fine weather at the sea-coast, I was thrown into the company of a most fascinating creature, a real goddess in my eyes, as long as she took no notice of me. I "never told my love" vocally; still, if looks have language, the merest idiot might have guessed I was over head and ears: she understood me, at last, and looked a return—the sweetest of all imaginable looks—and what did I do? I confess it with shame—shrunk icily into myself, like a snail, at every glance retired colder and farther; till, finally, the poor innocent was led to doubt her own senses, and, overwhelmed with confusion at her supposed mistake, persuaded her mamma to decamp. (Ch. 1)

（海岸で天気の良いひと月を過ごしている間に、僕は最も魅力的な人と知り合うことになった。彼女が僕に気がつかないうちは彼女は僕の目には本物の女神だった。僕は口に出しては「僕の想いを決して言わなかった」。しかしもしも目が口ほどにものを言うなら、どんな大馬鹿者でも僕が首ったけだと言うことがわかっただろう。とうとう彼女は僕の気持ちがわかり、想いのこもった視線を——考え得る全ての視線の中でも最高に愛らしい視線を——返してくれた。それで僕はどうしたか？恥を忍んで白状すると、視線を送られるたびにますます冷たく遠ざかり、カタツムリみたいに冷やかに自分の殻に引きこもったのだ。ついにそのかわいそうな無邪気な娘さんは自分の感覚を疑うようになり、自分が間違ったのだと信じて居ても立ってもいられなくなり、母親を説得していつの間にか姿を消してしまった。）

この箇所は、これまで Emily Brontë の兄 Branwell の、姉 Charlotte の友人 Mary Taylor との経緯(9)が根底にあると考えられてきた。1840 年 11 月 20 日付の手紙の中で Charlotte は友人 Ellen Nussey に宛てて次のように書いている。

Did I not tell you of an instance of a Relative of mine who cared for a young lady till he began to suspect that she cared more for him and then instantly conceived a sort of contempt for her?(10)

（私の身内の者で、ある娘さんに恋をしていたのが、相手がもっと自分に恋していると気づくとすぐにその娘を軽蔑した例があることをあなたに話さなかったかしら？）

Charlotte はここで、たとえどんなに気高く温かく寛大で献身的で深い感情であろうと、あからさまに表したり、あまり

にも率直に相手に与えたりすると、正当に評価されないものだと評し、愛する人のために死ぬことを厭わない Mary は結局結婚できないのではないかと考えている。つまり、弟 Branwell の行動を一部の男性の行動の傾向に広げ、女性としてその対策を考える機会にしている、と言えるだろう。しかしながら Emily の目からは単なる Branwell が代表する男性の行動にはとどまらなかった。彼女がそこに見たものは「猫」と人間に共通する本能的・根源的な性質であり、特筆すべきものであったのだと思われる。彼女がベルギーのブリュッセル留学中に書いた「猫」という題のフランス語のエッセイの中で、「私は心から猫が好きだということができる。〈中略〉猫はほぼ他のどんなものよりも人間的感情を多く持っている動物だ。犬との比較はできない。犬は際限なくあまりにも善良すぎるからだ。しかし猫は、いくつか身体上の相違点はあるが、気質において私たちに酷似している。」(11)と述べているのは上記のことを念頭に置いたものであろう。*Wuthering Heights* の第 1 章に本筋とは一見何の関係もない Lockwood のエピソードが語られるのは、「猫」と人間が共有しているこの性質の根の深さのためであると考えられる。

では、この小説の中において、「猫」に関する言及は他にどのようなものがあるだろうか。以下は、比喩的表現として「猫」が使われている箇所である。（ [　　] 内はその言葉を発した登場人物名）

(C) Having no desire to be entertained by a cat-and-dog combat, . . . [Lockwood] (Ch. 3)
（犬と猫のような喧嘩など見たくもないので…）

(D) Are you acquainted with the mood of mind in which, if you were seated alone, and the cat licking the kitten on the rug before you, you would watch the operation so intently that puss's neglect of one ear would put you seriously out of temper? [Lockwood] (Ch. 7)
（こんな気分になったことはないかい、ひとりで座っている時に目の前の敷物の上で猫が子猫をなめてやっているとして、あまりにも熱心にその様子を見ていたので、その猫が片方の耳をなめ忘れたらものすごく腹が立つというような？）

(E) . . . he possessed the power to depart, as much as a cat possesses the power to leave a mouse half killed, or a bird half eaten — [Nelly Dean] (Ch. 8)
（彼〔＝Edgar Linton〕が行ってしまうには、猫が半殺しのねずみか食べかけの鳥を置き去りにするのと同じほどの力しか持っていなかったのです。）

(F) We were quarrelling like cats about you, Heathcliff; . . . [Catherine] (Ch. 10)
（私たちはあなたのことで猫みたいにけんかしていたのよ、ヒースクリフ。）

(G) Linton can play the little tyrant well. He'll undertake to torture any number of cats it their teeth be drawn, and their claws pared. [Heathcliff] (Ch. 27)
（リントンはちょっとした暴君の役がやれる。歯が抜かれて爪が切られた猫なら何匹でも引き受けて虐待するだろう。）

(H) I obeyed; and, in passing, I noticed he breathed as fast as a cat. [Nelly Dean] (Ch. 34)
（私は言われる通りにしました。そして、そばを通りすぎる時に、彼〔＝Heathcliff〕が猫のように荒い呼吸をしているのに気がつきました。）

この作品における「猫」は、「目的物を得るまでは極めて上品で魅力たっぷりに振舞うにもかかわらず、本心は身勝手で、偽善者で人間嫌いで恩知らずで残酷な生き物として描かれており、主に Lockwood と Heathcliff の道徳的欠点に対する象徴として描かれている」という見方がある(12)。しかしながら、Heathcliff が「オオカミ系の犬」の特徴を備え、そのような生き方をしていることは既に指摘した通りである(13)。また、上記の引用の中で「猫」に例えられている登場人物は、(C)が Cathy（Catherine と Edgar の娘）、(E)が Edgar、(F)が Catherine と Isabella であり、Lockwood と Heathcliff に集中しているわけではないことからすれば、この見解は必ずしも当たってはいないと言わざるを得ない。(C)〜(H)がそれぞれ表している「猫」の特徴を大別すれば、(C)と(F)は利己主義、(G)は凶暴性、(D)は母性愛の強さ、(E)はあきらめの悪さ、(H)は呼吸数の多さであるように見える。特に(H)において、Heathcliff の呼吸の状態が猫の呼吸に例えられているのは注目に値する。というのは、猫の呼吸の状態には以下のような特筆すべき特徴があるからである。

> ネコの呼吸数は 1 分に約 30 回であるが、痛み、ショック、肺や心臓の障害によって速度が上昇する。ネコの胸の動きを 15 秒観察し、4 倍して呼吸数を計算する。ネコの脈拍数は 1 分あたり 120 回が正常であるが、驚いたときには 200 回くらいまで増加する。子ネコの場合も 200 回くらいと多い。(14)

この記述から、晩年の Heathcliff の様子の変化は、しばしば言われているように、彼が精神に異常をきたしたためではなく、何かのショックを受けたためであろうと推察できる。Emily Brontë は日頃から呼吸数にまで注意を払うほどよく

「猫」の様子を観察しており、「猫」の比喩を使ってさりげなく Heathcliff の体調の変化の原因を読者に知らせているのだと思われる。

いずれにせよ、*Wuthering Heights* における「猫」の使い方は、人間の中の「猫」的性質、換言すれば、「猫」と共有している本能的・根源的性質を表すためのものであるように見える。どのような人間にも「猫」的性質がある。ただ、その中でもとりわけ Catherine に顕著にそれが表れており、それが彼女の強烈な個性を形成しているのではないだろうか。次にそのことについて考察してみたい。

4. Catherine における「猫」的性質

「猫」を思わせる Catherine に関する特徴で第一に挙げられるのが、気まぐれで持久力が乏しくある種の刹那主義のように見えることである。彼女は教区で最も足が速いのに（5 章）、Wuthering Heights から Thrushcross Grange までの Heathcliff との駆け比べでは負ける(6 章)。「わたしには現在だけが問題なの」と言い(9 章)、Heathcliff が彼女の打ち明け話を盗み聞きして失踪したことを知ると、「わたしはどんなことを言ったの、ネリー？わたし忘れちゃったわ」とも言う(同章)。彼女が病気になると、彼女の顔に次々表れる表情と気分の変化に女中頭の Nelly Dean が恐れをなし（12 章）、Heathcliff が面会に来たときも Catherine の気分は「風見鶏のように絶えずくるくる変わる」（15 章）。

実のところ、猫の筋肉には「白筋」が多いため、爆発的な瞬発力を発揮できる反面、それを持続できない身体の構造になっており、生理的な理由で飽きっぽいことが知られている[15]。疾走できる速度は最高時速 48km で、人間の能力を超えているが、数秒程度しか維持できないという[16] 。また、猫の集中力が持続するのは 5−10 分程度とされる。

第二の特徴は、２項で述べたように、Catherine は興奮を鎮めるのに時間がかかり、しばしば転嫁行動が見られることである。彼女は「激高するとそれを隠すことができず、そのためいつも顔全体が紅潮する」（8 章）が、ネコは怒ったり恐れたりする時だけは、感情をことさらはっきりと示す動物であるため[17]、人間に見立てるとこのような描写になったとしても不思議ではないだろう。Heathcliff とちょっとした言い争いの後(同章)、彼女は心の平衡を回復できずに、次のような行為を立て続けに行う。

①突然怒りを彼女の髪を整えていた Nelly Dean にぶつけ「あなたのせいで巻き毛が取れちゃったじゃない！」と言う。
②部屋を去ることを拒否した Nelly の腕を、強く長くつねる。
③ Nelly の頬を引っぱたく。
④ Nelly の後追いをしていた幼い甥の Hareton が、それを見てすすり泣きながら不平を言うと、彼の肩をつかんで顔が土色になるまで揺さぶる。
⑤彼女を制止しようとした Edgar の耳を本気で叩く。

これら一連の行為は、人間の行為の八当たりとしては常軌を逸していると言わざるを得ず、尋常なものではない。猫ならば「優位個体から攻撃されたときや、環境内に大きな音などの驚愕刺激が加わった際に、劣位個体や近くにいるヒト、物に対して攻撃をする場合がある」[18]ことが確認されており、やはり彼女の本質を「猫」と見なした方が理解しやすいように思える。

> 闘争を終えたネコは、興奮をしずめるのに、イヌよりももっと長い時間がかかる。この状態にあるネコは、たとえふだんはとてもよく人馴れしていても、「ご主人」がなだめようと手を出せば、ひどくひっかいたり、かみついたりする。[19]

Catherine の転嫁行動の激しさは、Heathcliff と言い争った後の彼女の心の動揺の激しさをそのまま表している、とすれば、彼女と「猫」にはやはりかなり深い関係があるとみなすのが妥当であろう。

第三に、Catherine の Heathcliff への執着に関して、これも２人の出会いがちょうど彼女にとっての「感受期」にあたっていたのではないか、と思われることである。「猫」は「生後一年間で、どのネコも人間に対する態度が完全に発達し、その後はほとんど変化がない」と言われ[20]、その感受期は「生後 2～7 週」[21]である。この期間は子ネコが初めて聴覚、視覚および歩く能力を獲得した後の 5 週間であり、社会化ならびに長期にわたる行動に影響を及ぼす[22]。Catherine が Heathcliff と初めて出会ったのは、彼女が「まだ 6 歳にもならない」(4 章)時期である。人間の 5 歳はネコのほぼ 3 か月齢に相当するとされているから、まだ感受期の影響が残る生後 8 週を過ぎた頃の子ネコのような Catherine にとって、Heathcliff との出会いは決定的なものであったに違いない。ネコは一度獲得した知識や仲間に対する好き嫌いなどの選考性を変えない[23]、という。これは以下の Nelly Dean による Catherine についての言葉の内容とも合致している。

> At fifteen she was the queen of the country-side; she had no peer: and she did turn out a haughty, headstrong creature! I own I did not like her, after her infancy was past; and I vexed her frequently by trying to bring down her arrogance; she never took an aversion to me, though. She had a wondrous constancy to old attachments; even Heathcliff kept his hold on her affections unalterably, and young Linton, with all his superiority, found it difficult to make an equally deep impression. (Ch.. 8)

(15 歳になると彼女は並ぶ者のない、この地域の女王様でした。そして彼女は気位の高い、頑固な人間になりました！私は少女時代を過ぎた彼女を好きではありませんでした。それで頻繁に彼女の横柄さをへこませてやろうとして彼女を怒らせました。彼女はそれでも決して私を嫌おうとはしませんでした。彼女は幼なじみには驚くほど忠実で、ヒースクリフでさえ彼女の愛情をしっかりつかんでいました。すべての点で彼に勝っている若いリントンには、彼と同様の深い印象を与えようとしても難しかったのです。)

ところで、Catherine の Heathcliff に対する強い愛着が生じた原因には、Earnshaw 家の家族関係も背景にあると考えられる。Catherine の兄 Hindley は、Heathcliff が Wuthering Heights に初めてやって来た時 14 歳で(4 章)、彼女とは 9 歳違いである。この他に、幼くして亡くなった男の子がいた(4 章)。おそらく Hindley が長男で、大事な後継ぎであるから乳母が雇われ、次男と娘は Earnshaw 夫人が自分で育てたが次男の方は夭折してしまった、と考えるのが自然であろう。Earnshaw 夫人は、Liverpool から夫がジプシーの子供 (Heathcliff)を連れ帰った時に激怒のあまり「養わなくてはならない子供たちがいるのにどういうつもりなの」と、その子を放り出しかねない様子であり、その子を息子 Hindley がいじめているのを見ても決して何も言わなかったことから(4 章)、気立ての優しい性質ではなかったと言える。Hindlley と Nelly Dean は乳兄妹で(8 章)、同年齢であり(17 章)、よく一緒に遊んだ仲であった(11 章)。従って Heathcliff がやってくる前の Catherine は、他の家族から十分かまってもらえることもなく、どちらかと言えば孤独な状態だったのではないかと思われる。母ネコに捨てられた子ネコは、最初の飼い主の関心を異常なほど求めるようになる(24)、という。Catherine にとっての Heathcliff は、ある意味で、子ネコにおける最初の飼い主の役割を果たしていたのかもしれない。

飼い主の役割として重要なものは、初期の段階で子ネコに触れ世話をすること（ハンドリング）で、それによって子ネコの行動および身体的発達に多くの影響を及ぼし、あらゆる面で行動の発達を急速に促進する(25)、とされる。幼い Catherine が気分がすぐれないため父親の膝にもたれて珍しく静かにしている間、Heathcliff は彼女の膝に頭を置いて床に寝そべっているが（5 章)、この姿はネコのそれに置き換えると以下の説明にあてはまる。

> ネコでは血縁関係を含む友好的な相手とは、相互グルーミングとして体を舐めるほか、寒冷時以外でもたがいの体を密着させて休息する様子が多くみられる。また、同じ集団内の個体同士の遭遇場面では、たがいの体を擦りあうこともある。(26)

晩年に Heathcliff が言っているように Catherine は、「子供の頃、かわいい頭を同じ枕にのせて」(29 章)寝ていたから、このことはネコの特徴の「互いの体を密着させて休息する」にも該当する。

Heathcliff は Catherine を可愛がり、幼い頃はほとんどいつも行動を共にしていた。但し、彼女を本質的に子ネコだと見なした場合、次のような事態が生じてくることになる。

> 飼い主の愛着の過不足によって、問題行動が発生する。愛着が過剰な場合は、触ってもらおうとして鳴き続けながら飼い主の後をついて回ったり、飼い主と離されると興奮したり神経質になったりする。愛着が不足の場合は、飼い主との接触や近づくことを嫌うネコになるが、生まれつきの野良ネコで初期にヒトとの接触がなかった場合にそうなりやすい。(27)

幼年時代の Catherine に対する最も効果的な罰は「Heathcliff と離しておくこと」(5 章)であった。のちに Linton 夫人となった彼女は以下のように述べている。

> I was a child; my father was just buried, and my misery arose from the separation that Hindley had ordered between me and Heathcliff——I was laid alone, for the first time, and rousing from a dismal doze after a night of weeping——I lifted my hand to push the panels aside, it struck the table-top! I swept it along the carpet, and then, memory burst in——my late anguish was swallowed in a paroxysm of despair—— (Ch. 12)

> (あたしは子供だった。お父さんが埋葬されたばかりで、ヒンドリーがあたしとヒースクリフを離すように命令してからあたしの不幸が始まったの——初めて一人で寝かされて、一晩泣き明かしてみじめな気持ちでうとうとしたあと目が覚めて——〔実家の寝床にいるつもりで〕はめ板をずらして開けようと手を上げたら、〔スラッシュクロス屋敷の〕テーブルの天板にぶつかったの！ 手でじゅうたんの上を撫で回すと記憶がいっぺんによみがえってきて——あたしのさっきの苦しみは絶望の発作の中に飲み込まれたの——)

このように、Heathcliff と引き離されたことで苦しみ続けたという Catherine の気持ちは、結局のところ、飼い主と離された子ネコの気持ちと類似のものではないだろうか。

Catherine は Heathcliff を愛しながらも Edgar Linton と結婚することに決めてから不安になり、Nelly Dean に打ち明け話をする(9 章)。Edgar を愛する理由として Catherine は、彼がハンサムで、一緒にいると楽しく、若くて、快活で、彼女

を愛していて、金持ちになりそうで、彼と結婚すればこの近辺で一番立派な女性になれるし、そんな夫を持てれば自慢できることを挙げて自分の選択を正当化するが、その直後に額と胸を叩いて “In whichever place the soul lives——in my soul, and in my heart, I’m convinced I’m wrong!” （「どっちの場所に魂があるのか知らないけど——魂も心もあたしが間違っているってわかっているの！）と言う。この一見矛盾した彼女の言動からわかることは、先に彼女が挙げた Edgar を愛する理由は実は彼女にとって「理性」で考えたもので、彼女の心の奥底から発した感情ではなく、彼女の「本能」とは関係がない、ということであるように見える。彼女が Edgar と結婚する一番の理由として最後に言った「もしもヒースクリフとあたしが結婚すればあたしたちは乞食になってしまうけれど、あたしとリントンが結婚すれば、ヒースクリフを援助して身を立てさせ、兄さんの力の及ばないところに置けるもの」というのも、自分の結婚を正当化する屁理屈だということになるだろう。そこまで言ってもなお心が落ち着かない、というのは、彼女自身さえその理屈には納得していないことを示しているからである。

近年、心理学の世界で「選択盲」が話題になっている。被験者が 2 枚の写真を見せられて、魅力的だと思う方の写真を選んで実験者に渡すと、実験者はそれを選ばなかった方の写真に巧妙にすり替え、被験者に示しながらなぜそれを選んだのか理由を尋ねる。すると 90%の被験者は写真をすり替えられたことに気がつかずに、実際は自分が選ばなかった方の魅力について説明するという。このような「自分の選択したものが見えなくなる現象」が「選択盲」と呼ばれている(28)。人間の選択は、自分の好みや信条よりもその時の気分や雰囲気に大きく影響される。この「選択盲」が選挙の際にどのように働いたかについて、心理学者マルコ・イアコボーニ氏は以下のように述べている。

> 夏の終わりに調査した被験者は、自分の支持する候補者を見ているあいだも内側眼窩前頭皮質を活性化**させなかった**のである。〈中略〉そこは春には活性化されたのに、夏には休眠していた。〈中略〉
>
> この晩夏の被験者に見られた内側眼窩前頭皮質の劇的な変化は、おそらく政治情勢の変化の影響であり、その夏いっぱい両陣営が敵を打ちのめすために大量に流していた中傷広告と個人攻撃による影響に違いないと私は思う。そのような有毒な環境に置かれれば、自分の支持する候補者に投票する予定ではいても、その候補者に対する一体感や共感が損なわれないでいられるだろうか？それはほとんど不可能だった。(29)

Catherine は Linton 家で Heathcliff が “vulgar young ruffian” (「品のないごろつき」)とか “worse than a brute” (「野獣よりもひどい」)と言われているのを聞き、Linton 家の人に気に入られるために彼のような振舞いをしないように気をつけていた(8 章)。また、Edgar Linton が Heathcliff に対する嫌悪と反感を表すと、彼女は Heathcliff がその場にいなければ、それを聞き流していた(同章)。それゆえ、Heathcliff がその場にいない時に Edgar の方が先に求婚すれば、特に拒否する理由もなく彼女がそれを受け入れるということは、ある意味で自然の流れであるように思われる。

また、Catherine を本質的に「猫」だと見なした場合、彼女が置かれた状況は以下のネコの世界の状況に酷似していることがわかる。

> 「野生」の、つまり野外で自由に暮らすイエネコでは、複数の雄ネコが一頭の雌ネコに求愛するのがふつうだから、発情期の進展のしかたはもっと複雑になる。この状況では、おなじみのライバルどうしの「雄ネコ・コンサート」が演じられ、雄たちの間で激しい闘争がくりひろげられる。もっとも、「闘争」とはいっても、たんなる誇示行動で終わってしまうことも多い。それでも、雄ネコどうしの闘争を性行動の一部とみなすわけにはいかない。発情期ではない時期でも、雄どうしの闘争は同じ形をとることがあるからだ。発情期中に雄ネコの闘争がふだんよりもひんぱんに、しかも激しくなるのは、雄ネコが雌ネコのところにおもむくとちゅうで、他の雄ネコに出会う機会が増えるからである。つまり、発情した雌ネコが身近なところに雄ネコたちをいわばとらえて放さないのだ。雄ネコは雌ネコの近くに占めた自分の陣地を「断固」守ろうとするのである。そのうえ、闘う雄ネコはともに自分のなわばりの外にいるわけで、闘争場所との関係の点では、闘争がはじまる時点での条件は同じである。つまり、闘う前から一方が劣位と決まってはいない。(30)

Edgar Linton との結婚後も Heathcliff との交際を続ける Catherine の行動は、ネコの世界ではごくありふれたものだと言うことができる。Catherine の綴りが ‘Cat’ で始まるのもあながち偶然ではないのではなかろうか。

5. Catherine における父親の影響

これまでの考察から、Catherine が Heathcliff を特に深く愛するようになった理由は、彼女には多分に「猫」的な特徴があり、おそらく彼と出会った時期が子ネコにおける「感受期」であったためだと推測できることを示してきた。ここでさらにもうひとつの理由が見い出せることに注目したい。

幼い時の彼女の様子を語る Nelly Dean の言葉の中に、次のような箇所がある。

. . . and, after all, I believe she meant no harm; for when once she made you cry in good earnest, it seldom happened that she would not keep you company, and oblige you to be quiet that you might comfort her. (Ch. 5)

（それに、結局のところ、彼女には悪気はなかったのだと思います。というのも、いったん彼女に大泣きさせられても、彼女もそれに合わせて大泣きするので、こちらが泣き止んで彼女を慰めなければならなかったからです。）

現在では、神経生理学や心理学などの分野において、これは、最近マカク類のサルの脳内で発見された「ミラーニューロン」が、Catherine の中で強く反応していることを表わす描写であると見なされるものであろう。「ミラーニューロン」とは、「相手が、ある動作をするのを見たときも、自分がそれと同じような動作をしたときも、同じように興奮する」神経で、「相手の脳内の状態を、自分の脳内に再現し、相手の感情・真理を体験し推察するのを助ける働きがあるのではないか」と考えられるようになってきたものである。運動のイメージトレーニングや、泣いている友達を見て自分も泣く幼児の脳内ではミラーニューロンが活動している、とされる(31)。Catherine の「ミラーニューロン」はいったん反応すると、非常に強く活動する傾向があると言える。

そのことと共通性があると思われるのが、Catherine の父親 Earnshaw 氏である。Earnshaw 氏は Heathcliff が Liverpool の道端で、身寄りもなく、ひもじい状態で、黙り込んでいたところを拾い上げ、そのまま Wuthering Heights に連れて来る。妻には「悪魔から来たのかと思うほど黒いが、神からの贈り物だと思うように」と言い、以来「かわいそうな父なし子」と呼んで、彼を自分の実の子供の Hindley や Catherine よりもはるかに可愛がる (4 章)。Earnshaw 氏は Wuthering Heights に帰るまでに「この子を見つけたのは自分だから、決して置き去りにしないと決めていた」のだから、Liverpool にいる時に既に Heathcliff に何か惹かれるものを見出していたのだと推測できる。それは一体どのようなことなのだろうか。

Heathcliff はジプシーの子供で、色も黒く、帰宅後 Earnshaw 氏は Nelly Dean に「体を洗い、きれいな服を着せてやるように」命令しているから、外見上の理由で惹かれたのではないと思われる。また、ほとんど口をきかず、話しても「誰も理解できない言葉を繰り返す」にすぎないため、一緒に過ごして身の上話を聞くうちに彼自身の性質や哀れな境遇に同情して引き取ることにした、という可能性も極めて低い、と言えるだろう。だとすれば、そのようなこととは関係なく、Earnshaw 氏自身の中に潜在的に Heathcliff に惹かれるものがあったのだということになる。

Liverpool で Earnshaw 氏がまず Heathcliff に対してした行為は、おそらく、何か食べ物を与えることであったと思われる。Heathcliff が夢中で食べる様子を Earnshaw 氏は見ることになる。「ミラーニューロン」はこのような場合にも興奮する。ヒトの「ミラーニューロン」については、以下のようなことが指摘されている。

おもしろいのは、口へ運ぶ行為を見ているときのほうが片づけるためにつかむ行為を見ているときよりミラーニューロンに活発な活動が起きる点だ。(32)

Heathcliff の食べる様子を見守っていた Earnshaw 氏の「ミラーニューロン」が大きく反応し、氏は Heathcliff にすっかり同情する。そして直ちに彼を Wuthering Heights に連れ帰る決心をした、とすれば一応の納得できる説明が成り立つ。Catherine の「ミラーニューロン」による反応の強さから言って、Earnshaw 氏の「ミラーニューロン」の鋭さは彼女に受け継がれていると考えられる。“My great miseries in this world have been Heathcliff’s miseries, and I watched and felt each from the beginning;” (Ch. 9)（「あたしのこの世での最大の不幸はヒースクリフの不幸だったし、あたしは最初からそれを見つめ感じて来たのよ」）という彼女の言葉は、決して誇張ではなく言葉通りのことを意味しているのだ。この点からも、彼女の Heathcliff に対する愛着は、理屈や理性を超えたものだと言えるだろう。

もちろん「ミラーニューロン」の概念はこの小説が書かれた当時あったわけではないから、これを使っての説明は説得力がないとみなされるかもしれない。しかし、「ミラーニューロン」は今まで人々が認識していなかった人間の本能の奥深さを示すもののひとつである。存在していなかったのはその概念だけであって、そのしくみは人間の本能の中に前々から組み込まれているのだと言える。作者 Emily Brontë は無意識にそれを感じ取っていて、Earnshaw 氏や Catherine の描写に利用したのではないだろうか。

6. おわりに

以上、*Wuthering Heights* における Catherine の描写には、「猫」の生態に関するものが非常に多いことを指摘してきた。Heathcliff とのいさかいの後、彼が家出をしたために彼女は病気になり、夫 Edgar が彼との交際を禁じたことが彼女の命取りになった。“Curiosity killed the cat.”（「好奇心はネコをも殺す」）ということわざは、もともとは “Care killed the cat.”（「気苦労はネコをも殺す」）という意味で、16 世紀から 19 世紀までは「命が九つあると昔から言い伝えられているネコでも、とても不安になると、そのせいで死にかねない」という考えが一般的だったという(33)。彼女の死は、まさにそのことわざ通りのものであったと言うことができる。

また、Catherine の Heathcliff に対する愛着は、彼女の「ミラーニューロン」の反応の大きさから言っても、理性や理

屈によるものではなく、それを超えた、本能的なものであったと考えられる。

Wuthering Heights の主人公 Heathcliff と Catherine にそれぞれ「犬」と「猫」の特徴を備えさせたことで作者 Emily Brontë が描きたかったものは、「犬」と「猫」と人間が共有している本能的・根源的性質が織りなす深さや崇高さのようなものではないかと私は考えている。

以下のコンラート・ローレンツの言葉を引用して、本論の締めくくりとしたい。

> もっとも高貴な人間愛でさえも、理性や人間に特有の合理的な道徳感に由来するのではなく、もっと深いところに根ざす、本能的感情の古い層から生まれるのである。もっとも高く、もっとも無私の道徳的振る舞いでも、それがあの古い根源からではなく、理性によって生じたものであるときには、評価されるにあたってすべての価値を減ずるのである。(34)

注

(1) Stoneman, Patsy. "The Brontë myth" In Heather Glen (Ed.) *The Cambridge Companion to the Brontës* pp. 236-37
(2) この箇所は正確には第２巻第１章であるが、便宜上、第２巻第１章から 20 章までを「15 章～34 章」として表示する。
(3) 塚﨑玲子「動物行動学から見た『嵐が丘』（Ⅰ）」『金沢学院大学紀要』第 17 号、pp. 113-120.
(4) ダーウィン　『人及び動物の表情について』　p.125.
(5) 佐藤衆介、近藤誠司　他編.　『動物行動図説　家畜・伴侶動物・展示動物』　p. 180.
(6) コレット　『牝猫』 p. 31-32.
(7) 佐藤衆介、近藤誠司　他編.　『動物行動図説　家畜・伴侶動物・展示動物』p. 86.
(8) パウル・ライハウゼン　『ネコの行動学』 p. 202.
(9) Winifred Gérin. *Charlotte Brontë*.　p. 167.
(10) *THE BRONTËS: THEIR LIVES, FRIENDSHIPS & CORRESPONDENCE.*　Vol..I.　p. 221.
(11) 1842 年 5 月 15 日付からの引用。　*The Belgian Essays*, p. 56.
(12) Graeme Tytler.　"ANIMALS IN *WUTHERING HEIGHTS*" *BRONTË STUDIES.*　Vol. 27.　Part 2.　p. 122.
(13) 塚﨑玲子「動物行動学から見た『嵐が丘』（Ⅰ）」『金沢学院大学紀要』第 17 号、pp. 117-119.
(14) 大石孝雄　『ネコの動物学』　p. 61.
(15) 山根明弘　『ねこの秘密』　p. 69.
(16) 大石孝雄　『ネコの動物学』　p.131.
(17) ジョン・ブラッドショー　『猫的感覚　動物行動学が教えるネコの心理』　p. 218.
(18) 佐藤衆介、近藤誠司　他編.　『動物行動図説　家畜・伴侶動物・展示動物』　p. 151.
(19) パウル・ライハウゼン　『ネコの行動学』　p. 331.
(20) ジョン・ブラッドショー　『猫的感覚　動物行動学が教えるネコの心理』　p. 317.
(21) 大石孝雄　『ネコの動物学』 p. 92.
(22) 同上書.　p. 29.
(23) 同上書.　p. 30.
(24) ジョン・ブラッドショー　『猫的感覚　動物行動学が教えるネコの心理』　p. 136-137.
(25) 大石孝雄　『ネコの動物学』 p. 29.
(26) 佐藤衆介、近藤誠司　他編.　『動物行動図説　家畜・伴侶動物・展示動物』　p. 180.
(27) 大石孝雄　『ネコの動物学』　p. 91.
(28) マルコ・イアコボーニ　『ミラーニューロンの発見』　p. 268.
(29) 同上書.　p. 293.
(30) パウル・ライハウゼン　『ネコの行動学』　p. 307.
(31) 小林朋道　『絵でわかる動物の行動と心理』　pp. 158-159.
(32) ジャコモ・リゾラッティ ＆　コラド・シニガリア　『ミラーニューロン』　p. 144.
(33) ジョン・ブラッドショー　『猫的感覚　動物行動学が教えるネコの心理』 p. 220.
(34) コンラート・ローレンツ　『人　イヌにあう』　pp. 225-226.

参考文献

マルコ・イアコボーニ　『ミラーニューロンの発見』塩原通緒訳.　ハヤカワ文庫.　2011.
大石孝雄　『ネコの動物学』東京大学出版会.　2013.
小林朋道　『絵でわかる動物の行動と心理』　講談社.　2013.
コレット　『牝猫』　工藤庸子訳.　岩波文庫.　1988.
佐藤衆介、近藤誠司　他編.　『動物行動図説　家畜・伴侶動物・展示動物』　朝倉書店.　2011.
ダーウィン　『人及び動物の表情について』　浜中浜太郎訳.　岩波文庫　1931,
塚﨑玲子「動物行動学から見た『嵐が丘』（Ⅰ）」『金沢学院大学紀要』第 17 号.　2019.

ジョン・ブラッドショー　『猫的感覚　動物行動学が教えるネコの心理』羽田詩津子訳.　2017.
山根明弘　『ねこの秘密』文春新書 990.　株式会社　文藝春秋.　2014.
パウル・ライハウゼン　『ネコの行動学』　今泉みね子訳.　復刻どうぶつ社.　丸善出版.　2017.
ジャコモ・リゾラッティ ＆　コラド・シニガリア　『ミラーニューロン』　柴田裕之訳.　紀伊國屋書店.　2009.
コンラート・ローレンツ　『人　イヌにあう』　小原秀雄訳.　ハヤカワ文庫..　2009.

Brontë, Charlotte.　*Jane Eyre*. Bingay:　Penguing Books Ltd.,1966.
Brontë, Emily.　*Wuthering Heights* (Oxford Classics),　Aylesbury: Oxford University Press, 1981
BRONTË STUDIES.　Vol. 27.　Part 2.　Leeds: Maney Publishing, 2002.
THE BRONTËS: THEIR LIVES, FRIENDSHIPS & CORRESPONDENCE.　Vol..I.　Oxford: Shakespeare Head Press, 1933; rpt.　Philadelphia: Porcupine Press, 1980.
Gérin, Winifred..　*Charlotte Brontë*.　Oxford: Oxford University Press, 1967.
Glen, Heather (ed.)*The Cambridge Companion to the Brontës*.　Cambridge: Cambridge University Press,2002.
Lonoff, Sue. (ed. and trans.)　*The Belgian Essays*.　A critical Edition.　Chelsea: Yale University Press,1996.

現在位置の使用と言及

― 大きい現在位置と小さい現在位置 ―

中村　直行

Use vs. Mention of a Present Location

― I^1 Exist as the World and I^2 Exist in the World ―

Naoyuki NAKAMURA

要　約

本稿の目的は現在地とは何かという問いに答えることである。現在地はだれの、いつ のなどの変動要素を変数としている。その現在地-関数に入力されて出力された関数値が個々の現在地である。

そして、上記のような個々の現在地の区別があるだけでなく、大きい現在地と小さい現在地があることも本稿は明らかにした。大きい現在地と小さい現在地には通常の大小の包含関係（大きいほうが小さいほうを包含する）が成り立つのではなく、お互いがお互いを包含する。しかもその包含は平行に向き合っている２枚の合わせ鏡が無限回お互いを写し出すように、やはり無限回お互いを包含する。

このような奇妙な包含関係は、世界の限界であり形而上学的主体である私（筆者）は、自然言語と視覚言語によって、世界の縮図を作成することができ、その縮図上にその拡縮率に合わせたミニサイズの私（筆者）を代理人として写像することができるからである。

しかし、現実世界の大きさを見た目の身体よりも、目では見ることができない心を重視すれば、頭の中に小人（ホムンクルス）がいて、それにとってはその縮めたはずの地図こそが現実世界のサイズであるのかもしれない。ホムンクルスがわれわれ一人ひとりの頭の中にいて、その精神的存在こそがわれわれ一人ひとりの本質的な存在である可能性もある。そしてそれが自然界に適合するためにサイズアップするためのアダプタや乗り物がわれわれの身体である可能性もある。

キーワード：大きな現在地　小さな現在地　現在地の使用　現在地への言及

１はじめに

筆者は音痴である。そして方向音痴でもある。本稿では方向音痴で地図を読めない右脳の持ち主が、それだけではなくさらに、現実とその写像（視覚言語という地図）の関係を論じ、現在地が把握できないという問題に取り組んだ。

私は今ここにいる。だから私は現在地にいると言うよりも私がいるここが現在地なのだ。しかし独我論的な自己中心的な筆者でも、何かの目的地に行こうとか相対的にここはどこなのかを知りたい場合もある。言い換えると、世界全体を見るという超越論的な見方で世界を鳥瞰しその中での現在地を知り、目的地への経路を見通すという事はある[3]。ところがここに不思議なことが起こっている。

多くの人は案内板の現在地と書かれた地点と自分が実際に立っている現在地とを重ねて目的地に行くには、例えば「このランドマークを目印にして行けばたどり着けそうだ」とか「通り過ぎないように距離はマイルストーンを頼ろう」とかいうふうに、実際の大きさのものをスモールサイズにして地図上に写像するのではないだろうか。

そしてそれは多くの人たちは日常的に自然にごく当たり前にできる現実認識らしい。しかし筆者のような人間は奇妙なことが起きていると感じる。何がどう奇妙なのかというと、現実（の一部）が縮尺されてできた地図は、その地図は実際のどこにあるのだろうか。私がいるところが現在地で、それがスモールサイズに写像されたものが地

図上の現在地がとしてある。

これと同様の構造がエッシャーの絵画『プリントギャラリー』にある。絵画『プリントギャラリー』の中に絵が描かれている。その外側[4]の絵画『プリントギャラリー』は、その内側の絵を鑑賞している人を描いている。その人は外側の絵画の中の美術館の中で立っている。そして美術館のごく一部である内側の絵を見ている。しかしその絵にはその美術館を含めた町全体が描かれている。ではその美術館や彼はその内側の絵の中のどこにあるのであろうか。

ここに無限に循環する問題がある。筆者の視線は以下のように循環する。循環するのだから出発点は任意で、例えば、内側の絵を見ている彼の斜め後ろ姿を出発点としよう（筆者は眼がまずそこへいく）。そして次は彼が見ている内側の絵、そして次はその内側の絵から抜け出す歪んだ美術館、そして次はその歪んだ美術館が巨大なタコのように包み込む彼の斜め後ろ姿。ここで一周が終わる[5]。そしてその彼は内側の絵を見ている、…と続く。大きいものが小さいものを含むのはわかるが、そればかりか小さいものが大きいものを含むとはどういうことか。しかしそれが延々と続くとは何とも奇妙ではないか。

２ 一冊の本の中で迷子になる

本の読みたい箇所から読むには便利な目次であるが、その利便性を常識を越えて貪欲に追求してしまうと、いかに高速な印刷機でも本が仕上がらなくなってしまう。いつまでも目次の目次の目次の目次の目次の…を印刷することになり、無限大の頁数となり、本を綴じることができなくなってしまうからだ。と言っても頭の中の仮想の実験だが。

２―１ 哲学思考実験

筆者が開講している「哲学Ⅰ」、「哲学Ⅱ」では、「哲学思考実験」と名付けた演習問題をほぼ毎回（１５回中１３回程度）課している。受講生と開講者の間で一往復半のやりとりをし、２週間後に受講生にフィードバックされる。

例えば、第１回の授業で「第１回哲学思考実験」を課す（教員から受講生へ）。そして、１週間考えてもらう。と言っても机に向かって意識的に考えることはして欲しくなくて、散歩などの歩行中や洗顔や入浴などスマフォが使えないときやバス停の待ち時間などの他に時間の活用ができない細切れの時に考えるように言っている。気にかかるが一気に解決できそうにない問題が潜在化し無意識のうちに考え続け、ある時ピンとひらめいて欲しいからである。

そして第２回の授業で「第１回哲学思考実験」（受講生回答済）を提出してもらう（受講生から教員へ）[6]。そして、第３回の授業でコメントと評価を付けた「第１回哲学思考実験」を返却している（教員から受講生へ）[7]。

2019 年度「哲学Ⅰ」の「第１回哲学思考実験」は、本の目次の有効性を認めた上で「本の目次にさらなる目次が要るか否か、その理由は？」を問うた。そして各受講生の内部にある独自の意見を外部に発してもらう課題である。

筆者（開講者）なりの答えは無限退行[8]に陥るというものだが、それでは日常的に目次を利用して上手に読書できていることを説明できないという未完の回答である。もちろん、正解でも模範解答でもない。

以下に、その「第１回哲学思考実験」を引用する。ただし紀要論文の本文中なのでフォントサイズは 10 ポイントに変更したが、実際は「これくらい大きな字」と「ふりがな」は 20 ポイントである。そして受講生の記入にも大きな字を強要している。それは筆者の視力の衰えもあるが、机間指導のためである。「哲学Ⅰ」は自己知を目指す性質上、「私」、「あなた」はこの授業の微妙にして紛らわしく二様を区別すべき専門用語だから、受講生を呼びかけで「あなた」とは呼べないである。それと、名を思い出せないとか間違って呼ぶことが失礼にあたり、議論の出鼻をくじくからである。

哲学思考実験　―あなたの答えを求めます―　第１回

あなたの氏名の振り仮名は議論のために重要なので**これくらい大きな字**
で氏名の上に書いて下さい。氏　名と振り仮名は間を空けて分けて書いてください。

ふりがな：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学科　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　専攻

学籍番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学年：＿＿＿＿　クラス：＿＿＿＿番号：＿＿＿＿

哲学思考実験１　（言語で言語に言及する・自己言及）

この授業では「ふむふむ、前半はガイダンスで後半は内容に入るのだな」と納得しないこと。

さて、われわれは今どこを歩んでいるか？

もう少し実際に則した問いとして、問い直してみよう。開講者の中村は、今、講義をしているが、それはこの授業内のスケジュールとして宣言したどこに該当するのか？　宣言したが、それから逸脱した授業を展開しているのだろうか？

同じ問いをより具体的に見てみよう。スライド２の「第１回の授業内容の一望」というタイトルのスライドは、第１回の授業内容の一望という一覧されるはずのどこに位置しているだろう、どこに記載されているだろう？

同様な問題を参照するために、かばんから教科書を取りだして「目次」のページを探してみよう。「目次」のページの最初の数字はローマ数字の小文字で”ii”とページ番号が振られているが、「目次」を探すための頁はどこにあるか？

以下の誘導なしにすぐに答えが書ける人は書き始めて下さい。

これは一般的に言えば、自己言及（self reference）の問題です。

・奇妙なことが起こった（起こりそうになったか）かどうかの事実を確認せよ。
・どうしてそんなことが起こりそうになった（起きてしまった）のかの原因を考えてみよう。
・「目次」のページにその「目次」のページ番号を紹介することの不要論を展開してもよい。
・答えが出なくても、思考を試行したプロセスや感想や予想を書いてもいいです。絵に描いてもよいです。

回答欄：

以上が「第１回思考実験」である。ここでの筆者の主張は一つである。受講生によって了解[9]しやすい例えが異なるので、かばんから取りだした教科書の「目次」以外の例も以下のように口頭で例示した。

２―２ 他己紹介を逆向きに辿ると

メタ司会者の例を紹介する。歌手が単独でコンサートを開くとき、自ら名乗るまでもないが、それでも名乗ることもあるのだろうか。いずれにしても司会者は不要である。しかし歌の TV 番組に歌手が数名出場する場合、歌手は

自ら名乗ることはない。自己紹介ではなく、他己紹介となる。つまり司会者が歌手を紹介する。では他己紹介がよいのなら、歌手を紹介する司会者も他の司会者から他己紹介されればよいのではないか？

しかし、そうしてしまうと、また無限退行に陥るのではないか。そうでもない。まだ大丈夫。多数の歌手が出演する番組があるとしよう。午前も午後も開催されるので午前と午後で司会者が交代する。そこで総合司会者が午前の司会者と午後の司会者を他己紹介する。しかし総合司会者は国民的に有名で自ら名乗るまでもないが、自己紹介

すれば、無限退行に陥ることはない。自己言及によって無限退行を回避できる。

しかし紹介される順をさかのぼって〈歌手と午前・午後の司会者〉の間が他己紹介で、その前に〈午前・午後の司会者と総合司会者〉の間も他己紹介が成立したことから類推すると、やはりその前も総合司会者が誰かに他己紹介されるのが自然に思える。ここで他己紹介が停止され自己紹介に切り替わるべき理由は見当たらない。そうなると、総合司会者が誰かから他己紹介されるべきだと思ってしまい、無限に陥ってしまう。

2—3 クレジット・タイトルは誰が作ったのか

次に映画やTV番組のクレジット・タイトルの例を紹介する。。映画やTV番組の終わりに、出演し映し出される側（役者）の名前が画面に流れるだけでなく、番組に（自らは映し出されることはなく）映し出す側（スタッフや撮影に協力した組織）の名前も画面に流れる。では番組に自らは映し出されることはなく映し出す側の名前も映し出されることになったが、そのクレジット・タイトルを作成した人の名前は映し出されたのだろうか。

名前の出たスタッフの誰かがクレジット・タイトル作成も兼務していれば、名前は出たことになるがクレジット・タイトル作成者としての役割で名前が出たわけではない。となると、あとはこの映画やTV番組以外で紹介されなければ、この映画やTV番組の制作関係者（メタレヴェルから紹介するという関係者も含める）を全員紹介し切ったことにならない。

そこで全員紹介し切るためには筆者は以下の二つの方法しか思いつかない。一つは自己紹介することで自己言及して完結する。残る一つは誰かに他己紹介してもらう方法しかない。しかし他己紹介してもらったことで、紹介してくれた人もまたメタメタレヴェルの制作関係者となる。そうなると無限退行してしまう[10]。

このようにいくつかのヴァリエーションで一つのことに気づくように哲学思考実験の導入をしたところ、「哲学Ⅰ」を受講する全学科500名近くの学生達から、目次にたどり着いたことを地図の現在地にたどり着いたことに喩える回答[11]がいくつかあった。「目次に何らかの方法でたどり着いた以上は、目次は現在地である。だから目次の目次は不要である」との回答である。

3 キャンパス内で迷子になる

2019年5月7日ついに思考実験は研究室や教を抜け出し、筆者は現地視察して案内図を写真に収めた。今までになったことのない迷子になった。初めての種類の迷子だ。6号館に行きたいがたどり着けないとか、キャンパス内の現在地がわからないという類いの迷子ではない。私の眼前には「現在地」と書かれた案内板が立っている。私は紛れもなく現在地にいることをその案内板が保証してくれている（図1）のだが、その現在地とやらが案内板のどこにあるのかがわからない。なぜならば、案内板内に案内板が描かれていないからだ。もし案内板内に縮小サイズのミニ案内板描かれていれば、ミニ案内板と目と鼻の先に立っている筆者（を縮小したエージェント）がその現在地付近にいると推測できるのだが。

では、案内板と現在地とを同一視すればいいのだろうか。しかし実際の案内板を見たことがあるだけに、見たこともない現在地と同一視できない。案内板は構内や公園などに個々に固定的に在る。しかし現在地は関数であってだれの、いつ[12]のなどの変動要素を変数としている。その変数が具体的定項として定まり、現在地関数に入力されて出力された関数値が個々の現在地とも考えられる。

そして、上記のような個々の現在地の区別があるだけでなく、大きい現在地と小さい現在地があることに気づいた。その経緯は以下のとおりであった。案内板の延長上に5号館が見え（図2）、写真には写っていないが、現地に立てば左手には6号館が見え、さらに振り向くとアクションハウスも見える。逆方向に右手に振り向けば4号館が見える[13]。筆者は案内板の上のそれらの建物の縮図を人差し指で指すというよりは押さえ（接している）、いっぽうで手の届かない離れた実物の建物を指す（接していない）。そこで現実世界とその写像である縮図の両方を見比べた。

大きい現在地と小さい現在地にはどんな包含関係はあるのかはすぐにはわからなかった（本稿脱稿間際の今では結論が出ている）。

案内板の地図に「現在地」と書かれている。しかしそこは私にとってまだ現在地ではない。図３には筆者は写っていない。そこで接近してみるが現在地と赤く表示されたところを私は踏むことができるがその場に収まりきる事は無い。はみ出しているのだ。

収まりきる方がわかりやすいような気がするのだが、収まってしまうとそれは現実世界になり縮尺が 100%の

図１「現在地」明記のわかりやすい地図

図２ 実物の５号館とその写像

地図になってしまう。それでは縮小地図にならない。広い世界は広いままで自分が迷子になってもどこにいるのかわからない。

現在地が吹き出しによって指示されているが、私はそこに人差し指を重ねて重ねたが、地図上の小さい現在地に立つ事はできなかった。

３―１ 地図を読めないどころか

自然と地図が読める人が、その人の（大きい）現在地を把握するには、やはり小さい現在地に立てるほど小さい

図３ 水平に描かれた「小さな現在地」

図４ 小さな現在地からはみ出す大きな現在地

エージェント（代理人）を想像し地図上を歩かせるのではないだろうか。行動としては地図上に視線を向けて走査する。

その地図上のエージェントと実際の現実の大きさの私との間を１往復（写像と逆写像）することによって現実の世界へと引き戻され、現実世界のビルディングなどが特定されるのだろう。

しかしこの往復に違和感を覚えるのが筆者である。紙の地図は水平を保たれたままで 180 度回転しないと頭の中で理解できないとか、i-phone の持ち方で地図が自動的に回転してかえって理解できないとかいう類いは方向音痴に由来すると思う。しかし問題はそのエージェントが立って見ているはずのミニ案内板が案内板に描かれていないことである。したがって、筆者はそのエージェントがミニ案内板の真ん前にいるのか否かを確認できない。

３―２ 電気屋でも迷子になる

アリなど昆虫なら垂直面を登れるが、筆者にはそんな芸当はできない。しかし筆者が地図の現在地にはみ出すことなく位置することができない理由は地図が垂直面のせいではなかった（図４振り返って参照）。

３―３ 小さくない小人

哲学で伝統的に使われてきた私の頭の中に小人が住んでいて、その小人のサイズに応じて地図が描かれているのかもしれない。だから地図と小人こそが現実とその実在人物で、小人は小さくないわけだ。そしてその小さくない小人が拡大コピーし膨れ上がった世界の中を操られた大きな乗り物である私が、ノッシノッシと歩いているのかもしれない。諸星隊員がウルトラマンに変身するように小さい方から大きい方へ写像し、そして大きい方から小さい方へと逆写像をしていることになる。ウルトラマンと比べると諸星隊員は相対的に小さく見えるが、ウルトラマンが大きいわけは怪獣と戦えるだけの大きさが要るからであって、諸星隊員が小さいわけではない。そのサイスはある基準でもありうる。

図５ 現在階数表示なし

図６ 現在階数表示あり

４ 動く小さな現在地

これまでは小さな現在地は固定されていた。例えば、垂直な案内板（図１）や水平な案内図（図３よりあと）であった。固定されている小さな現在地は、動けないから大きな現在地に自ら接近することはなく、大きな現在地が見てくれるまで待っている。

大きな現在地は動くが、本章では、動ける小さな現在地について考えてみる。例えば、カーナビや Google Map などである。もちろんカーナビや Google Map であっても目的地は指定されて固定であったが、その固定の目的地に車が向かうので、車に乗っている大きな現在地（運転者）も車に載っている小さな現在地（カーナビ上の地図）も共に目的地へと近づく。

では一緒に動いている二つの現在地（大きな現在地と小さな現在地）は、地理的に空間的に重なって一致しているのだろうか。いや、そうではない。一台の車の中にいる運転者とその中に設置されているカーナビは平行移動しているが、両者の間の距離は縮まることはなく、何十 cm かの一定距離を保っているから重ならない。大きな現在地（運転者）は、GPS を利用してカーナビの地図上の小さな現在地へと写像されている。両者は実物と写像された縮図の関係にある。縮図は縮小されているのだから、当然実物（車・運転者）よりも小さく、車に収まっている。しかしその縮図（河川や田畑や市街等などの実物が縮小されて載っている）の中に、表示こそされないが実物（車・

運転者）が位置を占めているはずである。表示されない理由は、移動する物であって、公園のような地図の構成要素（地図上に不動に位置を占めている登場者）ではないからだ。したがって大きな現在地（カーナビを搭載した車）が、小さな現在地（そのカーナビ上の縮図）に飲み込まれている。再びエッシャーの問題が浮上する。

また動く小さな現在地の例としてエレベーターを挙げることができる。垂直な案内板や水平な案内図は固定されていて動けない小さな現在地であった。一方、エレベーターは垂直方向だけだが動くことができる。大きな現在地には目的地があり、そこを目指して水平移動し、垂直移動する際に小さな現在地であるエレベーターを呼ぶ。大きな現在も小さな現在地も移動するが、両者が合流する時には、大きな現在地が小さな現在地を待つという点において、固定されていて動けない小さな現在地の場合とは待つ・待たされるの関係が逆になっている。

そしてエレベーターという動く小さな現在地にもその移動中の現在階数を表示しないもの（図５）もあれば、現在階数を表示するものもある（図６）。後者は小さな現在地の現在地を図示するのではなく、数値によって表現する。

５ おわりに

筆者のこれまでの論文の多くは、一つの言葉を使用しつつ同時にその言葉へと言及することの不可能性を主張してきた[(1)(2)(3)(5)(6)]。そして同時不可能性は、心・生・世界・夢・禅・愛・絵・時間・陶酔・失敗などについても成立する[(1)]。例えば夢に関して言えば、夢を見ているときに夢を見ていると気づくことがない。（ただし明晰夢でなければ）。このことを「夢を使用している」と言う変わった言葉で表現しようとした[(2)]。もちろんこのことは語り得ぬものである。そして翌朝目が覚めて、寝ている時には夢とは自覚していなかったから覚めるまでは現実かどうかを確認するまでもないほど現実感があったのだが、「こんな夢を見たなぁ」と思う時、それは夢に言及している。

そして現在地は夢と同じ性質と構造を持っている。現在地にいるときには現在地にいると言う自覚は無い。その時、筆者は現在地を使用しているのだ。

一方「ここはどこ？」とふと疑問に思う時、現在地へ言及して初めて自分がいま現在地にいることに気づく。「今ここにいるけど、目的地までもう少しだ」とか「思えば遠くに来たもんだぁ」と言うときにも現在地に言及している。

そして使用されたり言及されたりする現在地にも大きな現在地と小さな現在地があることを本稿は発見した。さらに小さな現在地が固定の場合も移動する場合も考察してみたが、どちらの場合も大きな現在地と小さな現在地は相克となっている。つまり両者は一致することがなく、お互いに相手を自分の内部に取り込もうとする。

人間は言語を使用することにより、認識する対象の拡大図も縮小図も視覚言語的に想像できる。しかし「人間」と一般論にまであたかも拡張できるかのように書いたが、こんなこと（大きな現在地と小さな現在地との区別）などを考えるのは、筆者を含んだ極少数派だけなのかもしれない。もしかしたら筆者一人だけなのかもしれないと弱気になり心細くなるのだが、今こんなことに共感してくれる受講生たちの顔が浮かんだ。指折り数えると、７名いる。元々、哲学の素養のある人たちだが、筆者（開講者）の研究室通いのせいでますます鋭敏となり、段差のないところでつまづくことができるようになってしまった[14]。優秀な受講生が、日常生活に支障なく、特に地図が読めることを願う。

おわりのおわりに、一つの身体しか持たない人間であるのに、その自分を言語階層的に二つに分裂させることができる（またもや筆者一人だけかもしれないが）。現在地には大きな現在地と小さな現在地との二通りがあるので、使用と言及の区別をつけると機械的組み合わせは４通りあることになるが、それらが独立事象なのかどうかの考察は別稿に譲ることとする。

参考文献

(1) 中村 直行「使用中であることを生け捕りできないモノ ― 心・生・世界・夢・禅・言葉・愛・絵・時間・陶酔・失敗 ―」金沢学院大学紀要 (第 16 号) pp. 155-161 2018 年 3 月.

(2) ――― 「<夢の使用> と <夢への言及>」金沢大学 哲学・人間学論叢 柴田正良教授退職記念号 (第 7 号)

pp. 51-64 2016 年 3 月.

(3) ――― 「コンピュータ・数学・論理学における代入とは何か？ ― 情報の使用と言及をめぐって ―」金沢学院大学紀要. 経営・経済・情報・自然科学編 (第 8 号) pp. 115-9 2010 年 3 月.

(4) ――― 「沈黙すべき<語り得ぬもの>とは何か？ 『論考』の峰と山脈を追いかけて」金沢大学 博士論文 2006 年 3 月.

(5) ――― 「自然言語における使用・言及の区別を視覚言語へ拡張して」中部哲学会年報 (第 35 号) pp. 17-40 2003 年 3 月 .

(6) ――― 「表現中の言語表現に言及することの不可能性について」中部哲学会年報 (第 32 号) pp. 81-91 2000 年 3 月.

注

[1] 注釈３の世界の主人（所有者にして制作者にして倫理の担い手）のほうの “I” である。

[2] 注釈３の一蓮托生の客人のほうの “I” である。

[3] 参考文献（１）1-4-3 「世界の主人と一蓮托生の客人」参照。

世界の主人とは無自覚的独我論者 self-awareless solipsist であり、無自覚ゆえに、誰なのか分りえない誰かであり、そこ（誰なのか分りえない誰か）から世界が開けるところの世界の付け根である。さらに世界への開けに気づいた者でもある。注意すべき点を引用する。「<世界への開けに気づいた者>を、筆者の視点からは「世界に向かう意識」とか「世界に対する我」と呼ぶことはできるが、「自意識」とか「自我」とまでは呼ぶことはできない。なぜならば、<世界への開けに気づいた者>は、<世界への開けに気づいた者>を自分だとは思っていないからである」。

次に「一蓮托生の客人」を定義するために、参考文献（１）1-4-3 から引用するが、引用文内の「縄」とは筆者中村直行の世界の境界線のメタファであり、「縄張り」とはその内部のメタファである。

「世界の主人は、縄張り全体を鳥瞰しているのであって、その視線からして、縄張りのどこかに位置しているのではないことが示される。しかし、ある時、縄張り内のある地点へと移動したり、そのために縄張り内の現在位置を知る必要に迫られたりということがあるのではないか。しかし、その必要に迫られるのは、もはや縄張り全体を鳥瞰している縄ではなく、縄張りのどこかに位置している一人の客人である。その客人は、縄が受肉されたものであり、縄張り内への縄の投影である。

その客人は、他の一般の客人と比類されるが、以下の点において、唯一で特別な客人である。世界の内部に住む多くの客人達が亡くなっても、世界を構成する事実が変わるだけで 、世界は開けたままである。しかし、もし、その客人が亡くなれば、縄張りも縄自体も共に、消滅してしまう 。このような唯一で特別な客人を（世界の主人にとっての）「一蓮托生の客人」と呼ぶ。

[4] 絵の中の絵という包含関係があるので、「外側の絵」、「内側の絵」と区別してわかりやすくしたつもりだが、外側の絵の中にいて内側の絵を見ている彼は外側の絵を見ることがない。彼の世界を超えているからだ。彼は美術館の中にいるから美術館の外壁を見ることはない。ただ２次元の内側の絵から美術館が抜け出て立体的に飛び出してわれわれに見えるから、彼も美術館を見ているようにエッシャーの技法で見えてしまう。しかし彼は外側の絵の中に描かれた美術館の絵を見ているのである。

外側の絵は、そのさらに外側にいる筆者によってその世界の中に取り込まれ筆者に認識されるので、筆者によって「外側の絵」は有意味である。検証不可能なのだが、たぶん読者諸兄姉にも「外側の絵」は有意味なのかもしれないが、筆者は独我論論者なので、こう書いた。「そのさらに外側にいる筆者によってその世界の中に取り込まれ筆者に認識されるので、筆者によって」と。しかし、「そのさらに外側にいるわれわれによってその世界の中に取り込まれわれわれに認識されるので、われわれによって」とは書けない。その世界とは共有されることのないはずの、もし共有していても気づけない世界だ。

[5] しかし、週の区切りに無自覚になりやすい絵である。なぜならば、１週目の出発点では筆者から見ると彼は廊下越しの部屋にいる。ところが２週目の出発点では彼は廊下にいるようにも見える。でもその確証を得ようとすると、彼のひざ下は廊下の窓の下の壁のようなもので隠れているので、やはり廊下の向こうにいる。しかしめくれあがって上下逆転しそうな勢いのある廊下の天井は彼をこれから廊下へ引きずり込むようにも見える。これは１週目の見え方と違う。つまり１週目に見た彼と２週目に見た彼とは別の場所にいるように思えるので、自然と週の区切りに気づきにくいのである。

[6] 第２回の授業では「第２回哲学思考実験」を課す。以降「第１回哲学思考実験」と同様のやりとりをする。

[7] 第３回の授業では「第３回哲学思考実験」を課す。以降「第１回哲学思考実験」と同様のやりとりをする。

[8] 探究したい対象に迫ろうとすればするほど、その対象からかえって遠ざかること。この場合は目次から本文へと案内されてたどり着くどころか、退く向きに「目次の目次」、「目次の目次の目次」、「目次の目次の目次の目次」、…が要請されてしまうことを指す。

[9] 理性で割り切る仕方の理解ではなく、受講生にとっては頭の中で電燈が灯ったり、知恵の輪が外れたりする。その仕方で気づくことを言い当てることは言葉に成し得ない。今まで難しそうな顔をしていた受講生が「そうか、そう いうことか」と知的な笑みを浮かべる（筆者・開講者はこれが見たい）。しかし、そう いうことを言葉にして説明することを要求すると、その受講生は困る。「そう いうこと」の「そう」を斜体にしてあるように、すでに言葉の機能の限界を超えていて機能を果たすことができないからである。そこで「理解」に対して、ルートヴィヒ・ウィトゲンシュタインに倣って「了解」と言う。

[10] 実際にはわれわれは無限退行に陥っていないので、信頼のおける他己紹介ではなく、初めて出会った人の自己紹介を信用しているようである。他己紹介は信頼のおけるとしても、その紹介者（紹介する側）とマイナス無限大の過去から知り合いでなかったのだから、いつからかの初期においては紹介なしに信頼したはずである。

言語に関して言えば、ある言葉は別のある言葉から説明されることなく、用いられるということになる。

[11] 教師が正解や模範解答を伏せていて、それに近い解答ほど高得点とするような評価を筆者は行っていない。学生の内面に潜んでいるおぼろげな何かを言語化して引き出せれば引き出せるほど、その学生を高く評価しているので、その学生一流の回答を求めている。

[12]「『現在』地」だから、いつと問われることなく、「現在」なのだが、１秒前も「いま」だったが、10 年前のある瞬間も「いま」だったように移ろうので、その「いま」達から成る系列は関数で表現できるのではないかと思う。一人一人も人間だが、寄り集まっても人間である（人類と言う言い方もできようが）。一人一人独自の人生を歩み、その人生論を持つのだろう（筆者には他者のことはわからないので想定でしかないが）。それに対して万人向けの「人生とは、かくあるべき」という一般的な人生論がある。

[13] 筆者は超越的に地図を見ているので講堂の位置を頭の中で把握できるが、身の丈の現実では４号館に遮られて講堂まで見ることができない

[14]「哲学Ⅰ」、「哲学Ⅱ」、「哲学」では１５回の授業と試験が終わったら、哲学思考実験で培った思考回路や発想･着想を捨てるように、忘れるように指導している。この積極的な忘却は肝に銘じることである。言い換えると、重要な思考回路や発想･着想は短期記憶から長期記憶へと冷凍保存される。そしていざという時に解凍され、再び短期記憶へと浮上し、活性化され、思考に役立つ。

現世の鏡として
－*Paradise Lost* におけるエデンの園と地獄の共通点－

松村　祐香里

Mirror of the Earthly World
－Common Descriptions of the Garden of Eden and Hell in *Paradise Lost*－

Yukari MATSUMURA

要　約

本来は異質の場所であるはずのエデンの園と地獄が、*Paradise Lost* において意図的に類似させて描かれていることを、同時代に記述された楽園に関する注釈書と比較しながら論じる。ミルトンはエデンの園を描く際に、同時代の神学者たちが膨大な注釈を加えた楽園の定義に則りながらも、牧歌的なエデンの園と叛逆天使たちの堕とされた地獄との間に奇妙な共通点を持たせた。しかしこれらの共通点によって２つの場所にある差異、すなわち住人の未来に関する希望の有無がかえって明確になり、人間が漠とした希望を抱いて生きている場という意味では、エデンの園と現世との間に類似を見出す方がその性質を正確に理解できる。エデンの園をキリスト教的な救済史の最初の地点として捉えることは、*Paradise Lost* を「楽園を失った悲劇」ではなく、「死すべき存在となった人間が罪を償うことを許された物語」として読みなおすことにつながると結論付ける。

キーワード：John Milton，*Paradise Lost*，エデンの園，キリスト教的救済史

１．はじめに

楽園（Paradise）という単語は、特別な形容詞を伴わない場合、エデンを指していた。そして何世紀もの間、キリスト教徒は、聖書の記述、特に「創世記」の物語を歴史として捉えるとともに、エデンの園も地上のどこかに存在すると考えてきた。「創世記」の記述から明らかであるように、神が創ったエデンには、生命の木を中心とした豊かな木々と、大きな４つの川の源流があるとされてきた。あるいは「エゼキエル書」で、エゼキエルは、バビロニアによって破壊された寺院が修復されることをユダヤ人に予言する中で、そこにはエデンを思い起こさせる果実と泉が用意されていると語る。[i]

こうした楽園を、自らの起源であるとみなす文明は、キリスト教圏に限らず、シュメール文明やギルガメッシュの叙事詩、ギリシアの黄金時代など、無数に存在する。これらに共通した要素を Jean Delumeau が *History of Paradise* の中で簡潔にまとめている。それは、温暖な自然、豊かな水、柔らかな光、永遠に続く春、甘美な香、天上的な音楽であった。[ii]ただし、それらを共通して持ちながら、エデンの園と他の楽園を決定的に区別していたのが、善悪の知恵の実である。

また paradise の語源が示す通り、これらのさまざまな文明によって描かれた楽園の根本的な構成要素は「囲われた庭」であるということであった。そしてエデンの園に限れば、ギリシア・ローマ文化を通して、黄金時代、エリゼの野、幸福の島と結びついていったのは、自然なことだろう。A. D. Giamatti は *The Earthly Paradise* において、地上の楽園を３つのタイプに分類している。１つは風景としての庭園、２つ目が人の手が加わっているものの、神（あるいは神々）によって与えられた自然、３つ目が愛を語りあう牧歌的環境である。[iii]この３つ目のタイプの例として、ミルトンのエデンの園と、そこで仲睦まじく暮らすアダムとイヴが挙げられている。

それでは、まずミルトンが *Paradise Lost* の中で描いたエデンの園の描写を確認する。

> [I]n this pleasant soile
> His farr more pleasant garden God ordaind;
> Out of the fertil ground he caused to grow
> All trees of noblest kind for sight, smell, taste;
> And all amid them stood the tree of life,
> High eminent, blooming ambrosial fruit
> Of vegetable gold; and next to life
> Our death the tree of knowledge grew fast by,
> Knowledge of good bought dear by knowing ill. (*Paradise Lost* IV. 214-22)[iv]

ここには、生命の木と知恵の木、大きな川、サファイア色の泉と小川、真珠と金色の砂、あふれんばかりの花々とトゲのないバラ、涼しい木陰、樹液の滴る香木、金色の皮をつけた果実のなる木が描かれ、古代以来何度も描かれてきた通りの楽園の要素が、十分すぎるほどに盛り込まれている。ここに描きこまれた自然は、非常に耽美的であり、詳細に読んでみたいという誘惑にかられるが、本稿では、エデンだけに注目するわけではない。堕落前と後のエデンと地獄の表象を、そこの住人の心象風景も含めて比較し、以下の３点で同じような構造を持っていることを示す。ひとつは同じような自然を有すること、もうひとつは同じ出来事の繰り返しであること、そして住む者の心理状態と外界が呼応していること、である。そしてこの類似が、両者の性質を根本的に区別している違い、すなわち未来に対する希望の有無を際立たせている、と結論付ける。

２．エデンの園

さて、このような華美なエデンの園の中で人間は一体何をしていたのだろうか、という問いから始めたい。スペインの神学者 Francisco Suárez（1548-1617）の、「アダムたちがそこにいた期間はあまりにも短いために、本当はどう過ごされていたかわからない。しかし聖書にその記述がないからと言って、何もなされなかったと証明することにはならない」[v]という言葉を待つまでもなく、おそらく人間はエデンで幸福に、「何か」をしながら暮らしていたはずである。ミルトンは、アダムとイヴがエデンで庭仕事という仕事をしていたことを示す。エデンではあらゆるものが労せず得られるはずであるが、詩人は、人間に「楽園を管理する」という労働を与えたのだ。さらに、苦労がないはずのエデンで、アダムたちが疲労することを認めた点で、他の楽園とは異なったニュアンスが含まれていると指摘されている。[vi] ただし、ミルトンは、この疲労さえも、柔らかな風や労働の後の安らぎや食欲をより快く感じるための甘美な労苦であると言う。こうして、アダムとイヴは、仕事の疲れを癒すために柔らかな草に身を横たえ、甘い果実を頬張る。庭仕事以外の彼らの義務は、朝日が昇る前の毎朝の祈りと、日没の頃の祈りだけである。

Giamatti が、ミルトンのエデンを牧歌的環境であるとみなしたのは、このような美しい描写から判断したであろうことは容易に想像できる。庭仕事をするアダムとイヴは、後の世の誰よりも美しい男女のカップルとして、この上ない幸福を享受している。裸のまま、いつも優しく手を取り合い、笑顔を交わして語り合う。この後二人は花々の溢れる東屋へと向かい、聖なる結婚の秘儀を行う。そして東屋の周りの様子を語る時も、ミルトンは叙情的である。そこにはアダムが名付け親となった多くの野生動物がおり、肉食動物であろうと草食動物であろうと、人間の機嫌を伺うように互いにじゃれあい、戯れている。この服従について、17 世紀イングランドで最も網羅的な楽園論を記したサマセットの教区牧師 John Salkeld (1579-1660)は、罪によって乱される前の、神の創造の論理にかなうものであると言う。「物質は形相に従い、肉体は霊的なものに従い、単純なものは複雑なものに従う、このように星や惑星さえも人間のものであった」[vii]として、原罪が犯されなければ、人間は神にのみ従い、自然界は人間に従う、穏やかな関係が毎日続くはずであった。

アダムたちが飽きもせず、こうした何の起伏も変化もない毎日に耐えられたのは、自分たちがいずれ天国へ行けるという希望があったからである。以下のラファエルの台詞は、いずれ人間が肉体を捨てて、霊的な存在になることが予告されている。

> And from these corporal nutriments perhaps
> Your bodies may at last turn all to Spirit,
> Improved by tract of time, and winged ascend
> Ethereal, as we, or may at choice
> Here or in heavenly paradises dwell;
> If ye be found obedient, and retain
> Unalterably firm his love entire
> Whose progeny you are. (V. 496-505)

ここで重要なことは、死を経験することなしに、人間が天へ上げられる可能性が示唆されていることだ。人間の肉体は、単なる魂の入れ物ではなく、それ自体が霊的な存在へ変化しうるものと説明されている。原罪が犯される以前は、天界と地上は、ある意味地続きであったのである。そしてこの天使は、人間が神の恩寵のうちにあることが彼らの喜びであり、あくまでも従順であることが天へ昇る条件であると諭す。

しかしながら、アダムとイヴは禁断の果実を味わってしまい、原罪が犯されて以降、人間は心の平穏を失う。それと呼応するように、楽園を含む地上の自然はかつての穏やかな性質を失い、酷暑や極寒といった地獄にも似た苛烈さを示すようになる。まず、イヴが例の禁じられた果実を食べたことを知ったアダムは驚愕し、恐ろしい冷たさが血管の中を走り、あらゆる関節が外れてしまったかのように感じる。微笑ましいことにその手にはイヴのために編んだバラの花冠が握られていたが、みるみるしぼんでしまう。あれほど豊かに咲き乱れていた花、しかも愛の象徴であるバラがしぼむのは、二人の関係に亀裂が入り、人類の凋落が暗示されていると捉えることができる。

これほどイヴの裏切りに衝撃を受けたにもかかわらず、アダムはイヴの説得に負け、果実を口にする。二人して口にした果実の効用は以下のように現れる。

Her hand he seized; and to a shady bank,
Thick over-head with verdant roof imbowered,
He led her nothing loath; flowers were the couch,
Pansies, and violets, and asphodel,
And hyacinth; earth's freshest softest lap.
There they their fill of love and love's disport
Took largely, of their mutual guilt the seal,
The solace of their sin; till dewy sleep
Oppressed them, wearied with their amorous play. (X.1037-45)

アダムがイヴの手を掴み、影の落ちる丘の上へ淫らな欲に支配されて駆け込む。結婚を祝福していたはずの同じ花々は、ヴィーナスの臥所のような淫靡な雰囲気を纏う。そこで彼らは互いに罪の刻印を押しあい、やがて愛の戯れに疲れて眠りにつく。かつては手に手をとってゆっくり歩き、互いの愛情の結果として愛の臥所に入っていたふたりは、今や片方に腕を掴まれ、欲のみに駆られて互いを貪るような、現世でも眉をひそめられるような行動をとるようになった。かつては肉体が霊的なものに変化し、天に昇ることが予告されていた人間は、ただの肉体的な欲の塊になってしまったのである。

このように罪を犯した人間の内面に穏やかさはもはや存在せず、ことが済んで冷静になってみると、今度は不信や疑念、激しい怒りが湧いてくる。

These changes in the heavens, though slow, produced
Like change on sea and land, sidereal blast,
Vapor, and mist, and exhalation hot,
Corrupt and pestilent: now from the north
Of Norumbega, and the Samoed shore,
Bursting their brazen dungeon, armed with ice,
And snow, and hail, and stormy gust and flaw,
Boreas, and Caecias, and Argestes loud,
And Thrascias, rend the woods, and seas upturn;
With adverse blast upturns them from the south
Notus, and Afer black with thunderous clouds
From Serraliona; thwart of these, as fierce,
Forth rush the Levant and the ponent winds,
Eurus and Zephir, with their lateral noise,
Sirocco and Libecchio. (X. 692-706)

ここでは、原罪がアダムとイヴに与えた影響が、吹き荒れる嵐や地震のイメージで描かれている。存在の鎖において、人間は天使と獣の中間に位置し、理性と野生的なもの、あるいは意志と欲望の対立を常に抱いていると考えられていた。しかしいまは、理性を保ちながら欲望に屈してしまった人間の苦悩が劇的に描写されている。そして悄然としてキリストの眼前に姿を表す二人の心情は、ネガティヴな単語を伴って表されている。彼らの間に愛はなく、あるのは罪と恥と不安と絶望、怒りと頑固さ、憎悪、欺瞞だけであった。

原罪が犯される前に、神の栄光とそれを表す自然の秩序が偏在したのとは対照的に、罪が犯された後には不均衡や不調和が生まれ、常に世界に混沌をもたらそうとしている。イヴとアダムが初めて罪を犯した時、自然はうめき声をあげる。さらに人間の懊悩を示す時に用いられた、荒れ狂う自然のイメージがそのまま現実となる。海や大地はゆっくりと変化して、瘴気、毒を持った蒸気や霧、腐って毒を持った熱気を発するようになり、北からの風は牢獄を破って、雪や霰で武装して吹き荒れ、南からの風は雷雲を伴って吹いてくる…というかつては考えられなかった自然の有様を、ミルトンは風の名前を列挙して描いている。

アダムは、栄光の中の栄光を享受し、祝福の身であったにもかかわらず、一転して呪いの身となり、何よりも喜びであった神の顔を見ることを避けようとしている自分の惨めさを嘆く。この立場の転落に関して、作品の中でより鮮やかなコントラストを見せるのは、もちろんサタンであろう。ベルゼブブは地獄に落とされ、初めて自分たち堕天使の首領を見たとき、'oh how fallen! how changed from/ Him!' と驚きをもって呼びかける。栄光の立場からの著しい落魄を痛感し嘆く言葉は、不思議なことにアダムと共通している。アダムにせよサタンにせよ、かつての立場が輝かしければ輝かしいほど、その凋落は悲劇的なものになる。いかなる悲劇も、神に愛された天使や最も幸福だった人間以上に祝福に満ちた主人公を得ることはできないだろう。それゆえに彼らの叫びは、自業自得であるとわかっていても、読者の心を打つのである。

３．地獄

では、叛乱天使たちが落ちていった地獄はどのように描かれ、そこで彼らはどう過ごしているのだろうか。地獄に落とされて間もない時、サタンは「天使特有の」感覚でもって地獄を見渡す。そこで眼前に現れるのは、荒涼とした恐ろしい牢獄であり、四方八方から襲ってくる光のない炎と闇が広がるだけである。この悲しみの館には、平和も安息も全ての生

き物に訪れるはずの希望も存在しない。これらが、神が叛乱天使のために用意していた、徹底的な闇の中の牢獄であった。もちろんこれらの風景は、エデンの園とは真逆の、堕罪後の地上ですら安穏として見える、住人を罰し続ける苛烈な自然である。

しかしサタンは、神に一矢報いるために立ち上がり、悪魔を招集してパンデモニウムを建てさせ、大会議を開く。人間を破滅させようと決定した後、悪魔たちはあたかも古代ギリシア人のように競技会を開いたり、予定論や運命についての議論に陶酔したりする。そしてある者たちは、地獄にももう少し住みよい場所があるかもしれないという微かな希望を抱き、隊列を組んで地獄を探検する。しかし、火の池に注ぎ込んでいる４つの川に沿って進んでいった先、レテ河の彼方に彼らが目にしたものは、旋風が絶え間なく吹き、恐ろしい霰が降りつづく、荒涼とした大地であった。さらに進んで行くと、ハーピーの爪を持った女神たちに連れてこられた者が、炎の中から氷の中へ、また炎の中へという、極端から極端への痛烈な変化を与えられているのを目撃する。これらの断章から、地獄は境界の曖昧な空間のようにも見えるが、実際は神や天から遠く離れた、三重の鉄の扉で閉じ込められた牢獄であり、悪魔たちは懲罰の鎖に繋がれている。そして絶えることのない炎に焼かれるか、氷漬けにされるか、終わりのない思考にふけることしか彼らには許されていない。

悪魔たちに選択肢が残されていないことを強調しすぎるのは、この作品が神の予定的意志に完全に固定されていたかのような印象を与えてしまうかもしれない。しかしサタンの中で何か変化があるとすれば、自分が犯した叛乱を後悔するときに他ならない。

Me miserable, which way shall I fly
Infinite wrath, and infinite despair?
Which way I fly is hell; myself am hell;
And, in the lowest deep, a lower deep
Still threatening to devour me opens wide,
To which the hell I suffer seems a heaven.
Oh then at last relent: Is there no place
Left for repentance, none for pardon left?
None left but by submission; and that word
Disdain forbids me, and my dread of shame
Among the spirits beneath, whom I seduced
With other promises and other vaunts
Than to submit, boasting I could subdue
The omnipotent. (IV. 72-84)

サタンの絶望が最もよく表れているとされ、詩的技巧にも優れる独白である。彼は、肉体はエデンに存在しながら、自分の内に地獄を抱えているため、そこから逃れられないと嘆く。彼は、神に対し何という恩知らずなことをしたのかと後悔し、地獄に他の堕天使たちを置き去りにしたまま、いっそ悔い改めようか？許しの余地はないのか？とすら考える。彼の中で起きる変化は、常に過去を向いているということ指摘することができるだろう。神が大切にしている人間を破滅させると決めた地獄の会議は未来志向であるとも捉えられるが、それも過去のことである叛乱の失敗に根ざした計画でしかない。一方で堕落前のエデンでは、何かを１つのことを原因として次のことが起きることはなく、いつか訪れるであろう昇天が期待されているのであり、堕落後のエデンにおいても、この後に見るように、地獄とは異なる未来への期待が示されている。

４．共通した構成要素と差異

以上の点から、地獄にはエデンと共通した構成要素を見ることができる。囲われた空間と４つの大河、同じことの繰り返しである。エデンの境界線については具体的に言及しなかったが、侵入者を拒む険しい崖のような「緑の囲い」が存在することが描かれている。また地獄には、エデンと同じように４つの大河が流れているとはいえ、地獄のそれは炎や瘴気を放つもので、到底空気を潤すものとはなりえない。そして穏やかな光が降り注ぐ常春のエデンとは対照的に、地獄には異常な寒暖差と、暗闇、終わることのない責め苦が存在する。

さらにイヴを唆した蛇に対して断罪が下された後、地獄にも知恵の木に似た木が出現することで、我々は、善悪の知恵の木とそれに類する木、という４つ目の共通点を見つけることができる。地獄に突如現れたその木の実は、蛇に変身させられた悪魔を誘うようにいかにも美味しそうな見た目をしている。悪魔たちは罠かもしれないと疑いながら、異様な飢えと渇きに苛まれ、それを口にする。しかしその実は口に含むとたちまち灰となり、吐き出すしかない。それでもなお悪魔たちは渇きに耐えかね、何度も口にしては、その都度吐き出す。そのことについてミルトンは、騙されて一度過ちに転んだ人間とは違い、悪魔は何度も繰り返し同じ罪に陥る分だけ一層罪深いと断言している。さらにこの木を出現させた時、「これこそ、彼らに対する懲罰を厳しくしようとする、一切を司る神の意志から生じたものである」と宣言されていることも注目に値するだろう。地獄を創った時と同様、神の意志の絶対性があえて強調されているからである。この地獄に生えた知恵の木は、ダンテの『神曲』において、大食の罪を犯した者たちが、煉獄で飢え、必死に木からマナを求めるシー

ンのパロディであると思われるが、地獄を描いた作品では珍しい要素であると言えるだろう。ここ３つめの共通点、同じことの繰り返しの例を増やすこともできた。

地獄もエデンも、懲罰や楽しい労働かという違いはあれども、同じようなことの繰り返しの毎日であると言える。では、堕罪後のアダムとイヴも、怒りや絶望に駆られ、自然もまた調和を失ったために、堕天使や地獄と同じ状態になってしまったのかというと、もちろんそのようなことはありえない。エデンにも天へと昇る希望があったが、罪を犯した後の人間にもまた、希望は残されていることが明示される。神は、最初人間を創った時、幸福と不死という二つの良き贈り物を与えたものの、前者が虚しく失われてしまったために、後者は、苦悩を永遠ならしめるのに役立つだけだ、と言う。そうであれば、死は、むしろアダムの最後の救済となる。アダムは、厳しい困難の試練を経験し、信仰と信義の業によって清められて、死後、正しい復活の時に、新しくなった天と大地と共に、第二の生に目覚めるのである。また神が死の働きをそのままにしておいたのは、不死によって罪が永遠のものにならないようにするためであるとも言う。つまり神が人間をエデンから追放したのは、人間の裏切りに対する報復ではなく、人間に罪を贖うことを許すためであったと捉えることができるのである。

これと全く同じ内容を、アンティオキアの司教テオフィロスとイレナエウスの二人が２世紀の時点で言明していることは非常に興味深い。特にイレナエウスは、「これが、神が人間を楽園から追放し、生命の木から遠くへと移した理由である──何人かの人が大胆にも主張しているように、嫉妬によって、神が人間にこの生命の木を拒んだのではない。神がそうしたのは、神が哀れみを持たれて、人間が永遠に掟破りの徒として止まらないようにするためであり、人間がその身に抱えてしまった罪が不滅のものとならないようにするためであり、悪が終わりもなく癒しがたいものであるということがないようにするためである。神は人間の掟破りを止めたのであり、死を介入させ、罪を止めさせ、地上での肉体の滅びによって罪に終止符を打つことにより、人間がいつか『罪に生きる』のをやめ、『この罪で死ぬ』ことによって『神よって生き』始めるようにしたのである。」[viii]と、死についてポジティヴな説明を施している。さらに、Delumeau は、「エデンの園の神話が、人間と神の関係についての暗い像をもたらすドグマとなっていた」ことを悲しみ、これら二人の司教を引用して、「地上の楽園が消滅しても、それとともに復讐心に満ちた神問いう嫌悪を催させる像も消失すると擦れば、悪いことではない」[ix]と著書を締めくくっているが、ここでミルトンを引用しても同じ効果を得られたであろう。

５．おわりに　差異が示すもの

以上の考察から、ミルトンが描いたエデンの園と地獄は、囲われた空間と、４つの大河、同じことの繰り返し、善悪の知恵の木とそれに類するもの、という４点において、奇妙にパラレルな関係になっていると言える。両者は静止した空間であるために仕方ないことである、あるいはこれら８つの大河は本来意図的に類似をもたせたものである、という指摘はもっともであるが、これらの類似ゆえに、希望があるのか、ないのかという差異が際立ってくるのだと捉えられる。むしろ、いつとは明示されない漠とした希望を抱いて生きているという意味で、エデンと現世の方に類似を見出す方が、より正確に、エデンとそこが持つ性質を理解できるのではないだろうか。またこの点に注目することで、ミルトンの描いたエデンを、現世から最後の審判までのキリスト教的な救済史の中に組み込むことを可能にする。このことは、*Paradise Lost* という Biblical Narrative を、「人間がこの罪で死ぬ」ことによって、「神によって生き始め」た物語であると読み直すことにつながるだろう。

註

[i] Genesis 2:8-10, Ezekiel 47:12.
[ii] Jean Delumeau, *History of Paradise: The Garden of Eden in Myth and Tradition* (New York: Continuum, 1995) pp. 4-5.
[iii] A. D. Giamatti, *The Eatrhly Paradise and Renaissance Epic* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1966), pp. 34-38.
[iv] 本稿における *Paradise Lost* からの引用はすべて John Milton, *Paradise Lost*, ed. by Alastair Fowler, 2nd edn (London: Longman, 1997) を使用した。
[v] Francisco Suárez, *Opera Omnia*, t. 23.
[vi] Delumeau, *History of Paradise*, p. 193.
[vii] John Salkeld, *A Treatise of Paradise*, (London,1613) pp. 123-24.
[viii] St Irénée, *Contre les hérésies* III. 23. 6. Delimeau による引用。
[ix] Delumeau, *History of Paradise*, p. 233.

柳橋広司　２０１８～２０１９年　作品の解説

柳橋　広司

Interpretation of Hiroshi Yanagibashi's Works in 2018 and 2019

Hiroshi　Yanagibashi
キーワード：絵画・日本画

雪まつり　1700mm×2200mm
岩絵具・麻紙
2018 年　改組 新 第５回日展

解説
白山の麓、白峰村では毎年２月に雪だるま祭りが行われる。民家の前には、様々な表情の雪だるまが並べられ、夜になるとロウソクの火が灯り、幻想的な光景を繰り広げる。子供たちにとっては、雪深い地域での楽しいひと時である。

夜叉の響　1455mm×970mm
岩絵具・麻紙
2019年　第3回日春展

解説
輪島市名舟町に伝わる御陣乗太鼓をテーマにした作品。幽霊面、爺面、僧侶の面など様々な面をつけて太鼓を叩き、神社に奉納される。中でも夜叉の面をつけて松明を背に太鼓を叩く姿が勇壮であった。

複　合　領　域
Complex Systems

児童における足機能・形態と疼痛発生リスクおよび新体力テスト成績との関連性

枝元　香菜子　　城所　哲宏

Associations of Foot Structure and Function with Risks of Pain and Physical Fitness Testing in Japanese children

Kanako EDAMOTO　Tetsuhiro KIDOKORO

要　約

足機能および形態が疼痛発生リスクや体力項目と関連している可能性が示唆されているが、子どもを対象にこれらの項目を包括的に検討した研究は少ない。そこで本研究は、児童における足機能・形態と疼痛発生リスクおよび新体力テスト成績との関連性を検討することを目的とした。対象は、長野県佐久市に在住する小学 4 年生 88 名（年齢：9.4±0.5 歳）とした。測定項目は、足アーチ高指標および足趾把握筋力、質問紙による疼痛発症リスクとした。副次評価項目として、身体活動量および新体力テスト成績を用いた体力値も評価した。その結果、全体の 11.4%（n=10）の児童に、「疼痛あり」が確認された。ロジスティック回帰分析では「アーチ高上位群」と比べ、「アーチ高下位群」において、疼痛発生のオッズ比が 5.4 であった（p=0.035, OR=5.4[1.02-28.2]）。また、足趾把握筋力と複数の新体力テスト結果との間に有意な正の相関が認められた（握力、上体起こし、反復横跳び、20m シャトルラン、立ち幅跳び、ボール投げ；全て p<0.05）。本研究より、児童における足アーチ高が体幹・下肢の疼痛発症リスクに有意に関連している可能性および足趾把握筋力が新体力テスト成績と有意に関連している可能性が示唆された。

キーワード：アーチ高、痛み、子ども、足機能・形態、体力

1.　はじめに

足部は、立位時や歩行時において重要な役割を果たす。足は骨、靭帯、筋肉、腱、関節が複雑に組み合わさってできており、28 の骨、55 の関節、100 を超える靭帯で筋肉が支えられている。これらの構造や働きが、私たちの自然な歩行を可能にしている。しかし、靴と履くという習慣によって、現代の日本人の足には様々な障害が生じる可能性が報告されている [1]。足部・足趾の形態異常には，外反母趾・内反小趾・扁平足・開張足・浮き趾が挙げられ、小児から高齢者まで幅広い年代において問題となっている。足部のアーチ機能は体重を支えたり、歩行時に力を地面に伝達したり、接地時に衝撃緩衝したりするという重要な役割を担っているが、扁平足を呈する人はスポーツや走行時などに何らかの異常ストレスがかかり足底部に疼痛が出現することがあると報告されている [2]。このように足部の形態異常は、足部機能を破綻させ、不快感や疼痛を誘発し、歩行困難や身体不活動につながる危険性がある。

先行研究では足機能および形態が疼痛発生リスクや体力項目と関連している可能性が示唆されているが、これまで子どもを対象にこれらの項目を包括的に検討した研究は少ない [3]。幼児期から児童期は成長が著しく、個々の成長に合わせたアプローチが極めて重要である。近年、子どもたちの足が危ないなどと警鐘が鳴らされ問題視されるようになってきた。実際に子どもの足には様々な問題が生じており、検診で約 8 割の子どもに内反小趾、数%に外反母趾が見られることや小学生の約 7 割が足に何らかの問題を抱えていること、浮き趾や扁平足の子どもも数多く見られることが報告されている [4, 5]。Khodadadeh ら [6] や Lin ら [7] の研究によると、下肢の筋活動量が少ない子どもは、扁平足型であり、運動能力が低い可能性があることを報告されている。接地足蹠と運動能力との関係においては、扁平足型の子どもは、運動能力が低いとする報告もあれば [7, 8]、両者に関係は認められなかったとする報告もあり [9, 10]、統一した見解は得られていない [11]。

このような問題に対し、最近では「足育」、「歩育」など子どもの足の健全な発育発達を促すプロジェクトが立ち上

げられている。日本足育プロジェクト協会では、「足育（あしいく）」について、足の大切さを知り、足を健康に育てることを、家庭を中心とした日常生活の習慣、特に子育てに取り入れ、実践すること [12]、と定義し、正しい靴の選び方や外遊び、はだしでの活動の重要性などの提唱も行われている。子どもたちが様々な足に関する問題を抱えている現状に対し具体的な対策を講じていくためには、子どもの足機能および形態と疼痛リスクについても検証していく必要があると考えられる。

さらに、これまで足アーチ高の評価には、フットプリントを使用した評価やX線学的評価が用いられてきたが、間接的な測定であることや検査に費用がかかることが問題として挙げられていた [13]。近年、簡易的かつ適切に内側縦アーチ高（以下、足アーチ高）の評価方法として、舟状骨の高さを手動で測定する方法が多く用いられているようになったが、測定誤差が大きいとされている。測定誤差を最小限に抑え、より適切に足アーチ高を測るためには、足アーチ高測定器を用いることでそれを可能にできると考えられる。

そこで本研究では、小学生を対象に、足アーチ高測定器を用いて評価した足アーチ高および足把持力と疼痛発生リスクおよび体力項目との関連性を検討することを目的とした。

2. 方法

対象者　長野県佐久市の研究協力校に通う小学4年生88名（年齢：9.4±0.5歳；男子35名、女子53名）を対象とした。研究実施にあたり、学校長、本人およびその保護者に研究目的・方法を説明した上、研究協力の同意が得られた児童のみを研究対象とした。本研究は、ヘルシンキ宣言を尊重し、対象者の人権及び利益の保護に配慮した研究計画を立て、国際基督教大学の研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：2019-25）。

測定項目

身体測定　対象者の身長および体重については、研究協力校で実施された身体測定で得られたデータを使用した。全ての身体測定は、対象者が半袖、半ズボン、靴下を脱いだ服装で実施した。身長は身長計（YS-OA, アズワン株式会社, 大阪）を用いて0.01 mまで、体重は体重計（インナースキャン50, 株式会社タニタ, 東京）を用いて0.1 kgまで測定した。その後、体格指数（BMI）を算出した［体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））］。

足形態測定　足アーチ高測定器（竹井機器工業株式会社, 新潟）を使用し、椅子座位の姿勢（股関節・膝関節屈曲90度）で、右足を足アーチ高測定器の上に乗せ、対象者の足長および50%足長における足の甲の高さ（50%足長甲高）を測定した。アーチ高指標（Arch Height Index [AHI]）は、「50%足長甲高」を「第一中足骨頭から踵までの長さ」で除して算出した（図1）。その後、AHIの中央値を用い、対象者を「アーチ高上位群」と「アーチ高下位群」の2群に分類した。

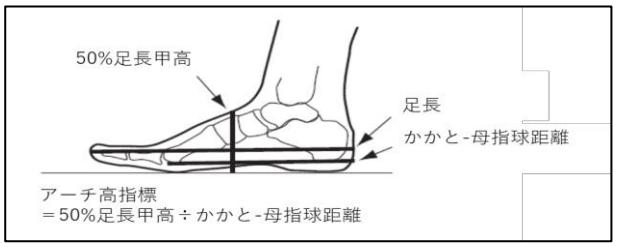

図1　測定部位

足機能測定　足指筋力測定器（T.T.K.3361 竹井機器工業株式会社, 新潟）を用いて測定した。対象者には、股関節, 膝関節が90°となる椅子座位の姿勢で、測定中は手を膝の上に置き、足の母指の付け根に把持バーが来るように踵位置を調節してから5指全ての屈曲をしてもらった。測定前に1回練習を行った後、右足の足趾把握筋力を2回測定し、平均値を記録とした。

疼痛発症リスク　質問紙を用いて、体幹（背中、腰、臀部）および下肢における部位別の疼痛発症の有無を尋ねた。また、疼痛が生じている理由が、外傷によるものか否かに関して回答を求めた。本研究では、「疼痛の原因が外傷によるものではなく、かつ下半身の少なくとも一部分において、1週間に複数回の痛みが生じている」と回答した児童を「疼痛あり」と定義した [14]。

体力および身体活動・座位活動量　副次評価項目として、新体力テスト8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ボール投げ）の結果を用いて、対象者の体力値を評価した。また、加速度計（ActiGraph, US）を用いて、対象者の身体活動および座位活動量の測定を実施した。対象者には、入浴・入水時間を除く起床から就寝までの終日、腰部の斜め前方に加速度計を装着するよう依頼した。加速度計の装着時間は、学校がある平日における連続した5日間とした。装着時間が10時間／日以上ある日を有効日とし、有

効日が 3 日以上あった対象者を有効データとして解析した。加速度計の epoch 長は 15 秒とし、Evenson ら [15] の推定式を用いて、中高強度身体活動（MVPA）を算出した。また、先行研究（Evenson ら, 2008 ; Treuth ら, 2004）をもとに、1 分間に 100 カウント未満の活動を座位活動と定義し、客観的な座位活動時間を評価した [15]，[16]。

統計解析　対象者の特徴および属性に関しては、平均値±標準偏差または割合（%）を算出した。AHI の中央値を用いて分類した「アーチ高上位群」と「アーチ高下位群」の 2 群間比較として、対応のない t 検定を用いて分析を行った。また、アーチ高と痛みの有無の関係性を明らかにするため、従属変数を疼痛の有無、独立変数を AHI2 分位（「アーチ高上位群」・「アーチ高下位群」）、性別、BMI とした多変量ロジスティック回帰分析を用いて、各々の独立変数で調整後のオッズ比（ORs）と 95%信頼区間（CI）をそれぞれ算出した。児童における足機能・形態と新体力テスト成績との関連性については、AHI、足把持力および各新体力テスト項目に対して Pearson の積率相関分析を行った。すべての統計処理には統計解析ソフト SPSS Statistics Version 24.0（IBM 社）を用い、統計的有意水準は 5%未満とした。

3.　結果

足アーチ高および足把持力と疼痛発生の関連性

対象者の身体的特徴、足機能・形態、疼痛の有無、新体力テスト成績および身体活動量の各群の結果を表 1 に示した。全体の 11.4%（n=10）の児童において、「疼痛あり」と確認された（下肢（n=9）、腰（n=1））。群ごとの比較では、「アーチ高上位群」の 4.4%　(n=2)　の児童に、「アーチ高下位群」の 17.8%　(n=8) の児童に「疼痛あり」と認められ、t 検定の結果、有意な差が認められた（p=0.044）。

図 2 には、疼痛発症をアウトカムとしたロジスティック回帰分析の結果を示した。各々の要因で調整し合った後の疼痛発生のオッズ比を算出したところ、「アーチ高上位群」と比べ、「アーチ高下位群」において、疼痛発生のオッズ比が 5.4 であった（p=0.035, OR=5.4[1.03-28.2]）。一方、足趾把握筋力と疼痛発症との間には有意な関連性が認められなかった（p=0.517）。

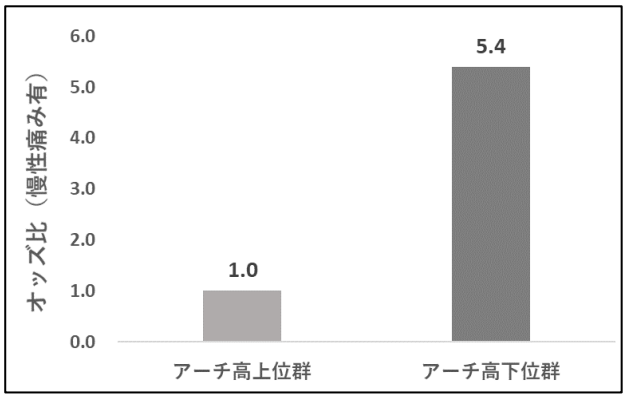

図 2　アーチ高と慢性疼痛の有無

足アーチ高・足把持力と新体力テスト成績の関連性

AHI、足把持力および各新体力テスト 8 項目について Pearson の積率相関分析を行った結果を表 2 に示した。足趾把握筋力と複数の新体力テスト結果との間に有意な正の相関が認められた（握力、上体起こし、反復横跳び、20m シャトルラン、立ち幅跳び、ボール投げ ; 全て p<0.05）。一方、AHI と新体力テスト成績との間には有意な関連性が認められなかった（全て p>0.05）。

表 1　対象者の特性

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
アーチ高指標	0.051	0.035	0.196	0.112	-0.013	0.090	-0.007	0.110
足把持力	**0.485****	**0.228***	0.198	**0.278****	**0.288****	-0.069	**0.378****	**0.317****

* p < 0.05, ** p < 0.01

表2　足機能・形態と体力項目の関連性

	アーチ高上位群 (n=45)		アーチ高下位群 (n=45)		p値
	Mean	SD	Mean	SD	
形態					
年齢（歳）	9.4	0.5	9.4	0.5	0.739
身長（cm）	134.4	5.0	132.7	7.2	0.198
体重（kg）	30.9	6.3	28.8	6.1	0.116
BMI	17.1	3.0	16.2	2.3	0.157
%Boys	42.2 (19)		35.6 (16)		0.572
足機能・形態					
足長（cm）	20.7	1.2	20.8	1.3	0.739
かかと-母指球距離（cm）	15.2	0.9	15.3	1.1	0.472
50%足長甲高（mm）	10.6	0.6	10.7	0.6	0.683
アーチ高指標	**0.381**	0.016	**0.343**	0.013	**<0.001**
足把持力（kg）	7.1	2.0	6.7	2.4	0.479
痛み					
慢性痛み有（% (n)）	**4.4 (2)**		**17.8 (8)**		**0.044**
痛み（部位別）					
背中_慢性痛み有（% (n)）	0 (0)		0 (0)		-
腰_慢性痛み有（% (n)）	0 (0)		2.2 (1)		0.291
お尻_慢性痛み有（% (n)）	0 (0)		0 (0)		-
下半身_慢性痛み有（% (n)）	4.4 (2)		15.5 (7)		0.061
体力項目					
握力（kg）	14.3	3.3	13.8	3.8	0.478
上体起こし（回）	18.2	7.1	18.0	7.2	0.908
長座体前屈（cm）	36.9	8.6	34.7	8.1	0.289
反復横跳び（回）	36.0	9.0	34.7	11.2	0.548
20mシャトルラン（回）	36.2	21.8	36.8	16.0	0.895
50m走（秒）	10.0	0.8	9.8	1.9	0.671
立ち幅跳び（cm）	136.7	25.2	135.7	25.4	0.851
ボール投げ（m）	15.2	7.5	13.3	7.2	0.243
身体活動・座位時間					
座位活動時間（分/日）	515.9	93.0	532.4	95.6	0.424
低強度身体活動（分/日）	256.1	37.8	258.9	44.9	0.756
中高強度身体活動（分/日）	74.5	28.8	69.9	25.9	0.445

4.　考察

本研究の結果、足アーチ高測定器を用いて評価した足アーチ高および足把持力と疼痛発生リスクとの関連性については、全体児童の 11.4%の 10 人に下肢または腰の疼痛発生が確認され、その内訳は「アーチ高上位群」2 人、「アーチ高下位群」8 人であった。それぞれの疼痛発症率は「アーチ高上位群」（4.4%）に比して、「アーチ高下位群」（17.8%）が有意に高い値を示した。ロジスティック回帰分析においても、疼痛発生のオッズ比 5.4 と示され、足アーチ高が疼痛発生と関連していることがうかがえる。ゆえに、児童においても足アーチが低いことは、体幹や下肢の疼痛発生リスクになる可能性があることが明らかになった。また、先行研究 [2] において、下肢の筋活動量が少ない子どもは、扁平足型であり、運動能力が低い可能性があることが挙げられていたが、今回は、足趾把握筋力と疼痛発症との間には有意な関連性が認められず、また、新体力テスト成績や身体活動量についても、「アーチ高上位群」と「アーチ高下位群」間に有意差は認められなかった。異常より、足アーチが低い児童については、疼痛を発症しやすいことを理解して対策を講じる必要があり、すでに体幹や下肢に疼痛発症している児童については、足アー

チが低いことが要因の一つになっていることを考え、ケアをしていくことが重要と考えられる。

足アーチ高および足把持力と新体力テスト成績の関連性については、足把持力と新体力テスト 8 項目のうち 6 項目（握力、上体起こし、反復横跳び、20m シャトルラン、立ち幅跳び、ボール投げ）の間に有意な正の相関が認められた。小学生における足指筋力と新体力テストすべての項目との間に相関があり、筋力が高い者ほど新体力テストの総合評価が高いことが報告されている[17]。運動時は特に、姿勢制御やバランス、瞬発力、敏捷性など様々な要素が重要となってくるが、これらの体力要素に足把持力が大きく関連していることが本研究からも明らかになった。高齢者を対象とした研究では、足指筋力が転倒リスクと関連していることや、膝伸展筋力や 10m 歩行時間、動的バランスと相関があることが報告されている[18]。また、足指筋力を鍛えることで、膝関節屈伸筋や足関節低背屈筋が増加し、50m 走、反復横跳び、立ち幅跳び及および垂直跳びの記録がのびたこと[19]、さらには歩行速度や最大 1 歩幅の向上したこと[20]，[21]が報告されており、足指筋力は歩行や走行などの移動能力に大きく影響を与えることが明らかにされている。ゆえに、児童においても足趾把力を鍛えることで、体力の向上が見込まれる可能性が考えられる。

今回は、足アーチ高測定器を用いて評価した足アーチ高および足把持力と疼痛発生リスクおよび体力項目との関連性を検討することが目的であった。そのため疼痛発症の予防策や発症後のケア、また足趾把力向上のための手立てについては、今後の課題である。また、児童における足アーチ高のデータは、まだまだ数少ない。しかし、アーチ高測定器を用いることで、足アーチ高さをスムースに測ることができると考えられる。個々の成長や足形態・機能に応じたケアをしていくためにも、更なるエビデンスが蓄積されることが望まれる。

5. 結論

児童における足アーチ高が体幹・下肢の疼痛発症リスクに有意に関連している可能性が示された。一方、足趾把握筋力は新体力テスト成績と有意に関連している可能性が示唆された。

参考文献

(1) 加辺憲人. “足趾の機能”, 理学療法科学, Vol.18, No.1, pp.41-48 (2003)

(2) 弓岡 まみ, 村田 伸, 岩瀬 弘明, 内藤 紘一, 安彦 鉄平, 白岩加代子, 堀江 淳. “高齢者の足部・足趾の形態と形態異常に関する調査研究”, ヘルスプロモーション理学療法研究 Vol.7, No.2, pp.79-83 (2017)

(3) Hollander K, Heidt C, VAN DER Zwaard BC, Braumann KM, Zech A. “Long-Term Effects of Habitual Barefoot Running and Walking: A Systematic Review”, Med Sci Sports Exerc, Vol.49, No.4, pp.752-762 (2017)

(4) 松田繁樹, 出村慎一, 春日晃章. “縦断データを利用した幼児の浮き趾の 1 年間の変化”, 発育発達研究, Vol.51, pp.19-26 (2011)

(5) 松田隆. “子どもの足と靴を考える～歩育と子どもノルディック・ウォークのすすめ～”, 靴の医学, Vol.26, No.2, pp.188-194 (2012)

(6) Khodadadeh, S. , Welton E. A. “Gait studies of patients with flat feet”, The Foot, Vol.3, pp.189-193 (1993)

(7) Lin, C. J., Lai, K. A., Kuan, T. S. , Chou, Y. L. “Correlating factors and clinical significance of flexible flatfoot in preschool children”, J Pediatr Orthop, Vol.21, pp.378-382 (2001)

(8) Nachbauer, W., Nigg, B. M. “Effects of arch height of the foot on ground reaction forces in running”, Med Sci Sports Exerc, Vol.24, pp.1264-1269 (1992)

(9) 原田碩三, 長谷川勝一, 坂下喜佐久. “幼児の運動能力と足の発達”, 教育医学, Vol.40, pp.175-180 (1995)

(10) Tudor, A., Ruzic, L., Sestan, B., Sirola, L. and Prpié, T. “Flat-footedness is not a disadvantage for athletic performance in children aged 11 to 15 years”, Pediatrics, Vol.5, pp.386-392 (2012)

(11) 秋武寛, 安部恵子, 三村寛一. “4-12 歳の加齢にともなう接地足蹠の形成, 運動能力, 肥満の関連”, 発育発達研究, Vol.70, pp.1-10 (2016)

(12) 特定非営利活動法人 日本足育プロジェクト協会. https://ashiiku-pj.com/ (2019.10.4 閲覧)

(13) 三秋泰一, 加藤逸平. “アーチ高率の違いによる内外側方向における足圧中心位置の検討”, 理学療法科学, Vol.22, No.3, pp.409-412 (2007)

(14) Kamada M, Abe T, Kitayuguchi J, Imamura F, Lee IM, Kadowaki M, Sawada SS, Miyachi M, Matsui Y, Uchio Y. “Dose-response relationship between sports activity and musculoskeletal pain in adolescents”. Pain, Vol.157, No.6, pp.1339-1345 (2016)

(15) Evenson,K.R., Catellier,D.J., Gill,K.;Ondrak,K.S., McMurray,R.G. “Calibration of two objective measures of physical activity for children”, J. Sports Sci, Vol.26, pp.1557–1565 (2008)

(16) Treuth MS, Schmitz K, Catellier DJ, McMurray RG, Murray DM, Almeida MJ, Going S, Norman JE, Pate R. “Defining accelerometer thresholds for activity intensities in adolescent girls”, Med Sci Sports Exerc, Vol.36, No.7, pp.1259-1266 (2004)

(17) 関耕二, 米嶋美智子, 西田彰訓, 露木亮人. “小学生の足指筋力や生活習慣の関係について”, 鳥取大学地域学部 地域学論集, Vol.10, No.3, pp.135-144 (2014)

(18) 木藤伸宏, 井原秀俊, 三輪恵, 神谷秀樹, 島沢真一, 馬場八千代, 田口直彦. “高齢者の転倒予防としての足指トレーニングの効果”, 理学療法学, Vol.28, No.7, pp.313-319 (2001)

(19) 福田泉, 小林量作. “若年健常者に対する足把持筋力トレーニングの効果”, 理学療法学, Vol.35, No.5, pp.261-266 (2008)

(20) 金子諒, 藤澤真平, 佐々木誠. “足趾把持筋力トレーニングが最大速度歩行時の床反力に及ぼす影響”, 理学療法科学, Vol.24, No.3, pp.411-416 (2009)

(21) 相馬正之, 五十嵐健文, 工藤渉, 中江秀幸, 安彦鉄平. “足指把持力トレーニングが Functional Reach Test や最大 1 歩幅, 歩行能力に与える影響について”, ヘルスプロモーション理学療法研究, Vol.2, No.2, pp.59-63 (2012)

人口減少・高齢化時代における成熟都市金沢の課題と処方箋の一考察

竹村 裕樹

An Examination of a Problem and Solution Regarding the Maturation of Kanazawa in the Current Era of Aging and Population Decline

Hiroki　TAKEMURA

要　約

人口減少･少子高齢化が進む中、2015 年、北陸新幹線が開通し、金沢を中心に県内各地は国内外からの客で賑わっている。金沢の都市づくりの歴史的系譜を辿ると、その原点は寺内町や城下町と言え、幕末には日本第四の都市であった。明治以降社会経済的に立ち遅れた感があったが、都市の品格と魅力を高めるため、歴史的な伝統文化の蓄積と計画的な都市機能の更新などにより、歴史的保全と現代的開発の共存を図る都市に成長・成熟している。

しかしながら、金沢は今「成熟」の域に留まらず、年輪を重ねた奥深さや情緒を醸し出す「熟成」へのステップアップが求められている。そこで、まちなかの人口減少に伴う所謂スポンジ化や新幹線開業に伴う光と影を明確にした上で、まちの熟成を実現する為の処方箋を提案する。さらに、典型的なケーススタディとして、各時代の建築や生業がモザイク状に存在する尾張町地区を取り上げ、金沢らしさを活かした人間に優しい都市空間を再生する為の具体的な処方箋を提示した。

キーワード：金沢の熟成、都市づくり、北陸新幹線開業、まちなかスポンジ化、尾張町復権

１．はじめに

近年の都市を取り巻く潮流の変化は顕著である。かつて昭和 30-40 年代の高度経済成長期の「都市化社会」からオイルショック後の「都市型社会」に移行し、近年は古今未曽有の「人口減少社会」が進行している。それに伴い都市整備のあり方も変化しており、これまでの「量的拡大」から「質的充実」に、「新市街地の開発」から「既成市街地の再構築」へとシフトしている。

人口減少･少子高齢化、ＩＴ化、国際化、中心市街地活性化、官民協働、地球環境保全といった地域から日本、世界に広がる喫緊の課題も山積している。

2015 年、北陸新幹線が金沢にやってきた。東海道新幹線が開通してからおよそ半世紀。その間太平洋側の都市の発展は目覚ましく、一方で日本海側、所謂「裏日本」の都市が立ち遅れたのは間違いない。金沢は、江戸の末期には日本第四の都市でありながら、人口では、大都市圏の多くの周辺都市にも追い抜かれている状態である。しかし、これまでの伝統文化の発展的蓄積と都市機能の計画的更新などにより、都市の品格が高まったこともあり、新幹線開業後は、現在国内外からの訪問客で賑わうとともに、相次ぐホテル建設に経済的にも大きな波及効果が生じている。

金沢は今、単に「成熟」した都市の域に留まらず、年輪を重ねた奥深さ、味わい深さがにじみ出る、そんな情緒、雰囲気を醸し出す「熟成」が求められている。

２．金沢の都市づくりの歴史的系譜

金沢の都市づくりの歴史的系譜を辿るならば、中世の寺内町、城下町の誕生を端緒として、明治から昭和にかけての成長、平成の成熟の時期を経て、新たな令和の時代に熟成のステージへと繋がっていくものと考えられる。以下、金沢の都市づくりの歴史的系譜の概略を示したい。

2.1 都市づくりの黎明期

（1）寺内町の形成

二つの川（犀川、浅野川）と三つの台地（卯辰山、小

立野台、寺町台）という特有の地形を持つ金沢の地で、1477 年、蓮如上人と地元農民が一向一揆を企て、守護の富樫政親を滅ぼし、約 1 世紀にわたり「百姓の持ちたる国」として治めた。この拠点となったのが、後の金沢城となる尾山御坊（金沢御堂）であり、この拠点を中心とした寺内町の形成が図られた（図 1）。

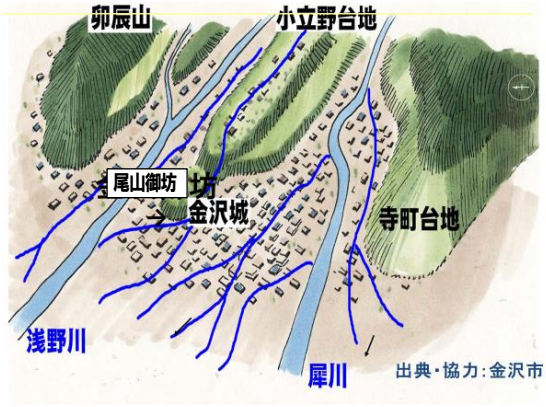

図 1　金沢特有の地形

（2）藩政期：城下町の形成

佐久間盛政により尾山御坊を征圧した後、1583 年、前田利家の入城により、金沢の都市づくりは大きく変貌する。前田家歴代藩主の都市計画は、金沢特有の川と台地の地形を活かした都市構造における明快なゾーニングと都市機能配置が大きな特徴である。当初は家臣を金沢城内に住まわせたが（図 2）、その後、城を中心に武家、町人を同心円状に配置させることになる。城下を南北に貫く北国街道沿いに商家等が立ち並び、経済活動の中心として機能し、幕末には江戸、大坂、京都に次いで日本第四の人口（1750 年　約 12.8 万人）を有した（図 3）。

図 2　金沢城内図（1610 頃）

図 3　金沢城下図（1860 頃）

都市機能の配置としては、三寺院群と三茶屋街のシンメトリックな配置が妙である。寺院群については、二川を挟み、卯辰山麓、小立野、寺町の三か所に左右対称に配置し、各方面の防御機能も兼ね備えた。また、かつて強力だった一向宗（浄土真宗）の本願寺の別院を城下付近（今の横安江町）に置き、監視下とした。茶屋街についても、ひがし、主計町茶屋街を浅野川付近、にし茶屋街を犀川付近に左右対称の配置とした（図 4）。

図 4　寺院群・茶屋街配置図

後に、二川沿いに泉鏡花、徳田秋声、室生犀星の三文豪や五木寛之らが誕生した。彼らの小説に界隈の様子が生き生きと描写されており、まちが文学を育てた一面もあるかと興味深い。

2.2 都市づくりの萌芽期～成長期：近代（大正～昭和）

1919 年（大正 8 年）、今から 100 年前、我が国に初めて都市計画法が制定された。近代的都市づくりの法的なバックボーンが整備されたことになる。

（1）　道路拡幅の契機

金沢の道路の拡幅の契機は大きく 2 回ある。

一つは、大正から昭和前期にかけて、市電の路線を

敷設する際、道路を拡幅したことである（図 5）。

金沢では、1919 年に、路面電車である市電(街鉄）が金沢駅から武蔵、尾張町、公園下（兼六園）までの区間が開業し、近代的まちづくりの端緒となる。まちなかの鉄道交通という新しい交通体系を築いただけでなく、都心部の道路拡幅の起爆剤となった。

図 5　街鉄による道路拡幅（大正）

城下を南北に貫く北国街道を中心とした金沢の道路網は、当時ほとんどが 3 間（約 5.5m）以下の幅員であり、1926 年（大正 15 年）の道路調査では、南の有松口と北の大樋口における日中の交通量は、自動車 200 台、自転車・車馬 2800、人の往復 6000 人とあり、当時の新聞はこれをもって「金沢市民は袋の鼠」と評している。

1927 年（昭和 2 年）4 月、彦三で大火があった。秒速 15mの強風に燃え広がり、全焼 733 戸、焼失面積 58,000 坪（約 19ha）となった。市は直ちに初めて都市計画法の適用による区画整理と、武蔵ヶ辻から浅野川小橋に至る彦三大通り（幅員 12 間、約 22m）や小橋通りの都市計画道路、用途地域を決定し、翌年県下初の近代的街路が完成した（図６）。

図 6 初の近代的街路・彦三通り

さらに 1930 年（昭和 5 年）、彦三の大火を契機に都市計画道路網として、47 路線、延長約 97ｋｍを初めて都市計画決定した（図 7）。位置づけが一番高い一等大路として現在の都心軸となっている国道 157 号や金沢駅前通り線などを 12 間～15 間（約 22～27m）の幅員で都市計画決定しており、約 90 年経つ今も、その道路ネットワークの構造形態は概ね継承されている。

図 7　金沢都市計画図（1930）

二つは、昭和 30～40 年代の高度経済成長期における所謂モータリゼーション（クルマ社会化）により自動車の急増に対応するため、道路網の整備が積極的に推進されたことにより道路空間の著しい拡大が図られた。

そのため、1967 年（昭和 42 年）、金沢市内の市電は、モータリゼーションの影響を受けて、約半世紀の稼働をもって全線廃止された。

（2）市街地の拡大と都市基盤整備

高度経済成長期には、人口増大や経済発展に加え、モータリゼーションの進展が相まって、市街地が著しく拡大した。所謂ドーナツ化現象である。郊外への開発圧力は著しく、スプロール（無秩序な開発）を防止するためには、郊外での計画的な受け皿やインフラの整備が必要であり、数々の土地区画整理事業や都市計画道路網などが都市計画決定され、その整備が本格的にスタートした。

この急激な都市化は全国共通の都市問題であり、このため、1968 年（昭和 43 年）に新しい都市計画法が公布された。旧都市計画法から概ね半世紀経過した時点である。最も大きな改正点は、市街地のスプロールを防止するため、所謂「線引き制度」（市街化を促進する市街化区域と抑制する市街化調整区域に区分）を創設したことである。

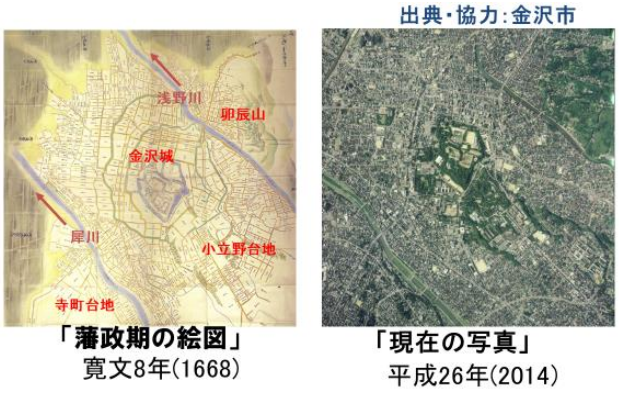

図 8　昔と今の都市構造

これまで 430 年以上の長きに亘り戦禍に遭わず、まちなかの骨格は概ね藩政期のままである（図 8）。金沢においてＤＩＤ（人口集中地区）の面積と人口が伸びる一方で、旧市街地の人口は減少傾向にあった。特に、ＤＩＤ面積がこの 50 年間で約 3.5 倍と急増しており、「市街地の低密度、広域化」がより鮮明となった（図 9）。

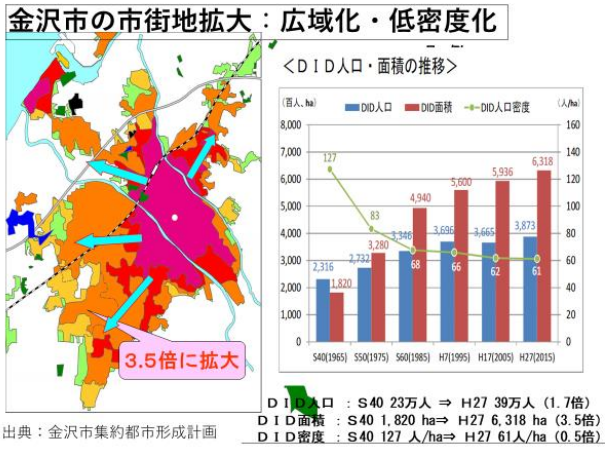

図 9　市街地の拡大

1968 年（昭和 43 年）、当時の徳田与吉郎市長は「金沢 60 万都市構想」を策定した。繁栄する都市には良港があるとの持論で、金沢港の整備やモノレール構想などを打ち出した。軌道系の新交通システムは実現に至ってないが、金沢港については、周辺の工業用地の埋立や大水深岸壁の整備が進められ、コマツ工場の誘致とともにクルーズ船の来港により国内外の来訪客で活況を呈している。

2.3 都市づくりの成熟期：現代（昭和後期～平成）

昭和 50 年代から平成にかけては、金沢の成熟期と位置付けられ、都市のインフラ整備、骨格づくりが進んだ。

1984 年（昭和 59 年）に金沢市が策定した「21 世紀“金沢の未来像”」に「都心軸構想」として具体的なプランが公表され、1995 年（平成 7 年）の「金沢世界都市構想」にも「都心軸の形成」として位置づけられた。

社会的経済的都市機能が整う市街地中心部と広域交通機能の結節点である駅西地域に広域的商業業務機能の集積を図るなど、市街地拡大の中で都心機能を適正に配置することが目的で、さらには、都心軸の快適な歩行空間の形成を意図した構想である（図 10-11）。

具体的には、都市の背骨とも言える片町・香林坊から武蔵ヶ辻、金沢駅、金沢港へと結ぶ都心軸を中心に周辺地区の市街地再開発事業や土地区画整理事業が県・市・組合を事業主体として積極的に進められ、まちなかのリニューアルと駅西地域の広大な市街地造成が図られた。

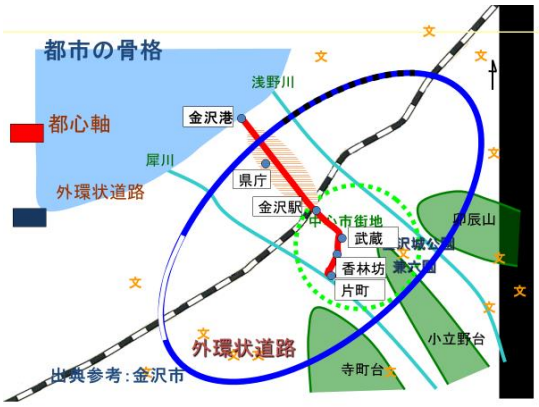

図 10　都市の骨格

さらには、山側と海側の外環状道路整備の推進が図られ、2006 年（平成 18 年）に山側環状が開通することにより、能登から金沢、南加賀へと力強く結ぶ大動脈として交通面での飛躍的な向上と金沢の外郭構造形成、沿線市街地の形成に大きな役割を果たした。

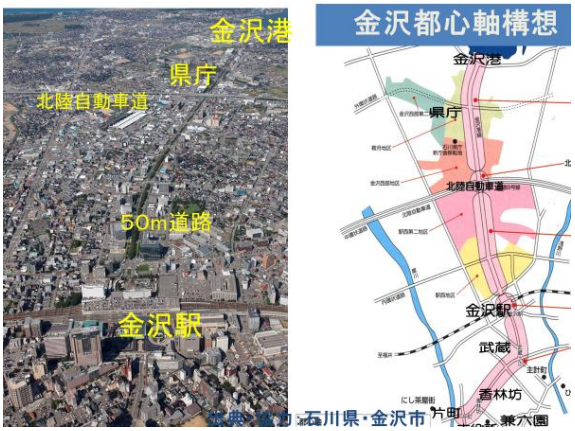

図 11　金沢都心軸構想

筆者も「金沢都心軸構想」の実現に向けた多くのプロジェクトに、長年県庁で密接に携わってきた。個々のプロジェクトの詳細の説明は別稿に譲ることにするが、その代表的なものを紹介すると、

昭和の終わりに甦った香林坊再開発（1985 東急ホテルオープン、1986 香林坊アトリオオープン、筆者は事業開始から完成まで約 5 年間デベロッパー会社に出向し従事）（図 12-14）をはじめ、近江町再開発（2009 近江町いちば館完成）（図 15）、片町きらら（2015 完成）、市施行の駅・武蔵間再開発（ライブ１、リファーレ、ルキーナ、みやび・る など順次完成）、金沢駅周辺整備（1991 連続立体交差化事業高架化完成、2005 駅東口広場もてなしドーム完成、2015 西口広場再整備）（図 16）、金沢駅港線（1998 通称 50m道路全線開通）、金沢駅通り線（1996 駅～武蔵間が 1930 の都市計画決定以来 66 年ぶりに開通）、県庁周辺副都心区画整理事業（県施行、2003 県庁新築移転）

（図 17-19）、金沢港、金沢城公園（2001 五十間長屋復元）、21 世紀美術館（2004 完成）金沢外環状道路（2004 山側環状開通、海側幹線順次区間開通）、新しい交通システム導入のための交通実験（2000 トランジットモール・オープンカフェ実験、パーク＆ライドシステム実験）（図 20）などが挙げられる。この 30 数年間、これらのプロジェクトによるハード、ソフト両面からの都市基盤整備は後年北陸新幹線開業による様々な需要に対応できる受け皿づくりができた点で、その整備効果は計り知れない。

図 12 都心軸の再開発

図 13　香林坊再開発（整備前）

図 14　香林坊再開発（整備後）

図 15　近江町再開発

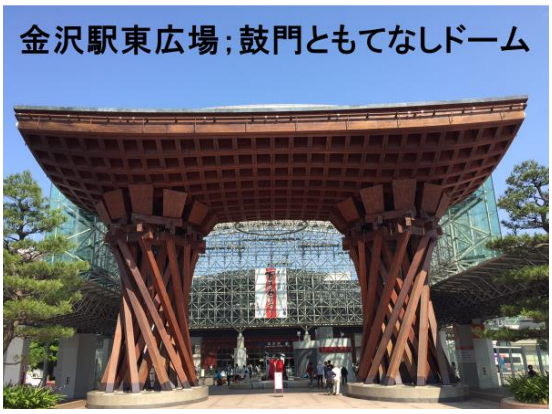

図 16　金沢駅東広場・鼓門

図 17　金沢副都心整備（整備前）

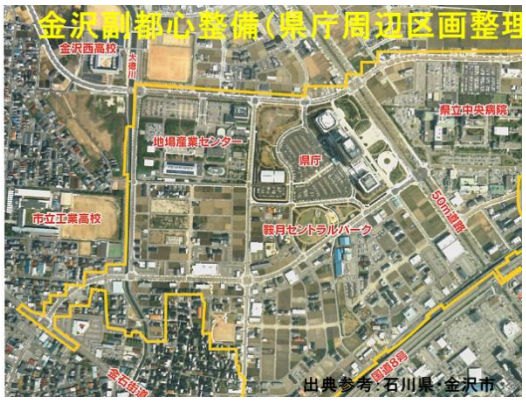

図 18　金沢副都心整備（整備後）

図 19　金沢副都心整備（新県庁舎）

図 20　交通実験 2000

このような現代的な都市インフラを整備する一方で、山出保前金沢市長は「区分けの理論」を提唱し、現代的開発と歴史的保全のゾーニング・共存を目指した。

1968 年（昭和 43 年）に全国に先駆けて金沢市伝統環境保存条例を制定以降、こまちなみ保存条例（1994 制定）、用水保存条例（1996 制定）、まちづくり条例（2000 制定）など多数のまちづくり条例を制定するとともに、東山ひがし、主計町、卯辰山麓、寺町台の四地区を重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に選定（図 21）するなど、歴史・伝統・自然などの環境を保全に努めてきており、新旧の区分けとそれぞれの都市機能分担により金沢の都市としての品格、風格、奥行き、重層性といった魅力を一層高めていると考えられる。

図 21　金沢の重要伝統的建造物群保存地区

2.4 都市づくりの熟成期へ：平成から令和に向けて

2015 年（平成 27 年）北陸新幹線が金沢まで開業した。新幹線開業という新たな外部刺激に合わせて、ハード面での受け皿はほぼ整い、ソフト面でも法的整備により街並み景観や伝統工芸などのレベルアップがなされている今、本格的に「熟成」を迎える時と考える。年輪を重ねた味わい深さがにじみ出る情緒を醸し出す「熟成」を実現するためにはどんな視座を持ち、如何なる処方箋が必要なのか、以下で考察したい。

３．金沢を熟成する

「金沢の熟成」とは何か？「成熟都市」という表現はよく使われるが、「熟成」とはあまり耳慣れない言葉である。単なる「成熟」の域に留まらず、エイジングという年輪を重ねたが故の、奥行きの深さ、味わい深さがにじみ出る、そんな情緒、雰囲気を醸し出す「熟成」をあえて目指すものとしたい。

3.1 成長・成熟の光と影（まちなか）

都市の成長期には、まちなかから郊外へ人や商業が移転する「ドーナツ化現象」が進展したが、今は、「まちなかのスポンジ化」が進行している（図 22）。特に、まちなかにおいて成長・成熟による功罪、光と影を分析整理する。

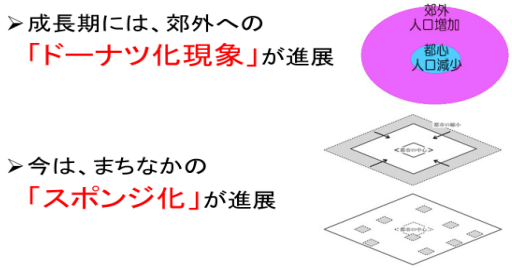

図 22　ドーナツ化・スポンジ化

（１）光

①都市インフラ整備により街の構造・骨格が明快に実現され、様々な都市機能も配置。

②区分けの論理による、新旧の魅力アップ（現代的創造・リニューアルと歴史的保全・利活用）。

③伝統文化の醸成

（２）影

まちなかの人口減少、高齢化の進展、身近な商店の減少により、「まちなかのスポンジ化」が進行している。

金沢市域ではＤＩＤでの人口や世帯数は増加傾向にあるものの、まちなかの人口や世帯数はいずれも減少傾向

である（図 23）。また、高齢化の進展も深刻であり、2015 年国勢調査では、駅周辺は若い世代が多く高齢化率は低い一方、尾張町（58%）下新町（50%）など古くからの地区では著しく高い高齢化率となっている（図 24）。

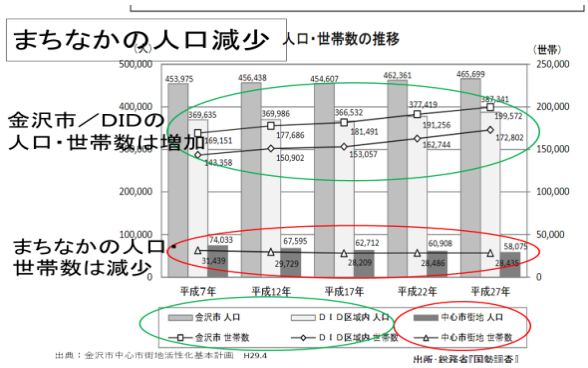

図 23　まちなかの人口減少

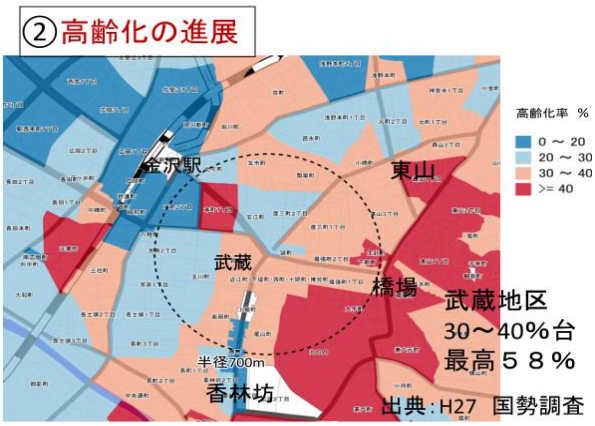

図 24　高齢化の進展

①小学校の統廃合

まちなかの人口減少に伴い、最近約 30 年で、まちなかの小学校 12 校が５校に減少した。1987 年長町・長土塀・松ヶ枝・芳斉小が中央小に統合されたのを皮切りに、此花・瓢箪が明成小に（1995）、野町・弥生小が泉小に（2014）、味噌蔵・材木小が兼六小に（2016）、新竪町・菊川小が犀桜小に（2019）相次いで統合された。

②コミュニティ活動の危機

まちなか区域の人口減少と高齢化により、さまざまな地域のコミュニティ活動が存続の危機に瀕しているが、旧小学校下ごとに公民館が存在しており、この組織の努力により何とかコミュニティ活動を継続しているのが現状である。

③ 空き地・空家の増大

空き地・空家の増大に伴い、その跡地にはコインパーキング（図 25）による資産活用が急増しており、まさにまちの空洞化、スポンジ化が進行している。

図 25　コインパーキング

（3）熟成のためには、「影（スポンジ化）の克服」

先ず、影であるスポンジ化を逆手にとって、既存ストックを活用、転用することが必要である。そのためには、今都市や地域で不足する機能、求められる機能、伸ばすべき機能は何かを考える必要がある。

さらには、成熟から老齢化へと進行することを考慮すると、高度成長期に築造された道路や橋梁、下水道など都市インフラの耐用年数が一斉に訪れるため、これらの老朽化への対策も喫緊の課題となる。

3.2「北陸新幹線開業」の光と影

2015 年（平成 27 年）3 月 14 日、北陸新幹線の東京－金沢間が開業した（図 26）。これまで約 4 時間かかっていたのが約 2 時間半と 1 時間半の時間短縮がなされた。東海道新幹線の開業から 51 年、半世紀越しの夢が叶った。金沢を中心とした県内各地は賑わい、相当の経済効果もみられるが、その一方で所謂観光公害という地域課題も顕在化している。

開業前後でどのような変化があったかを分析した上で、その光と影や今後の課題を整理し、考察する。

図 26　北陸新幹線ルート図

（1）開業前後の取り組み

開業前後では、県や地元市町の各機関が一体となって様々な取り組みを展開してきたが、主に県等では次のような戦略で取り組んだ。

① 県ＳＴＥＰ21 計画では、おもてなしの向上、食文化の魅力向上、歴史・景観を活かした地域づくりを３本柱とした施策の事前の取り組みを進めた。

② 取組事例としては、首都圏でのＰＲイベント、マスコットキャラクターのひゃくまんさん、銀座のアンテナショップ、情報センター、観光列車の運行など。

③ 受け皿づくりとして、のと里山海道（4 車線化、無料化）、金沢城公園（玉泉院丸庭園や河北門など）、金沢港など交流基盤・交流拠点の整備を図った。

(2) 開業前後の変化

①主要交通：新幹線利用者、空港利用者

2019 年 10 月、新幹線利用者は 2015 年 3 月の開業以来約 4 年半で 4000 万人を突破した（図 27）。1 年 1 ヶ月～２ヶ月ごとに 1000 万人増加のペースであり、一日平均利用者は約 2 万 4 千人となる。年間利用者数は、開業の初年度は在来線特急の約 3 倍増となり、以降前年比では、93%、100%、101%と前年超えの勢いである。

一方、空港利用者は、開業前の約 4 割減と大きく落込み、小松空港が 35%減、富山空港が 55%減となっている（図 28）。

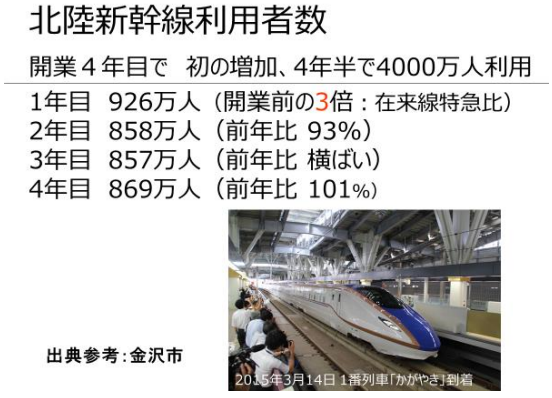

図 27　北陸新幹線利用者数

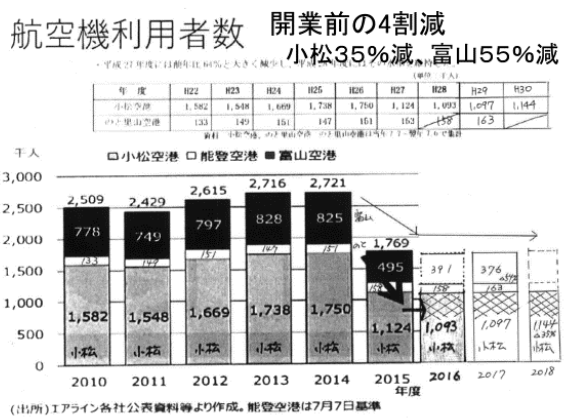

図 28　航空機利用者数

②来訪者：観光客入込客、文化施設入場者など

石川県への観光入込客は、これまでの 2100-2200 万人から 2400-2500 万人と約 2 割増加した。また金沢地域でも 2015 年に初めて 1000 万人を突破し（図 29）、宿泊客も 340 万人（34%）となった（図 30-31）。

主要観光施設の入場者数も、兼六園が 300 万人、21 世紀美術館が 250 万人を超えるなど急増した（図 32）。

大規模なコンベンションの数も開業前年の 11 件から 32 件に 3 倍の伸びとなった。

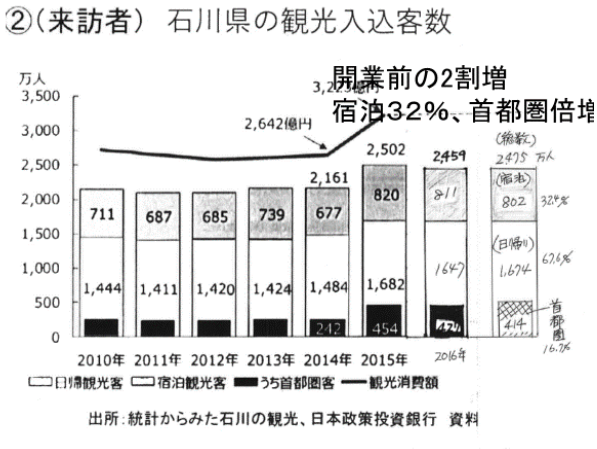

図 29　県観光客入込客数

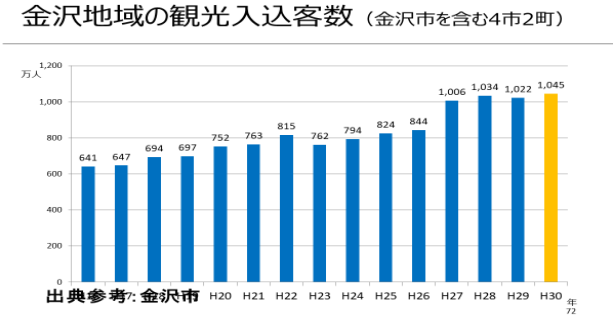

図 30　金沢観光客入込客数

図 31　北陸三県宿泊者数

年　度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
兼　六　園	1,638	1,549	1,733	1,727	2,037	3,089	2,912
金沢城公園	1,047	926	927	1,034	1,360	2,383	2,267
金沢 21 世紀美術館	1,550	1,487	1,471	1,474	1,761	2,373	2,554
県立美術館	391	361	409	511	409	448	434
県立歴史博物館	82	90	72			185	165
	91	84	91	104	99	129	138

図 32　観光文化施設入場者数

③インバウンド：外国人客・宿泊者

全国的にもインバウンド（訪日外国人客）は、2012 年の 836 万人から 2018 年 3119 万人と近年は急増している。

本県でも、兼六園の外国人客が 2018 年は約 43 万人と右肩上がりで伸び（図 33）、外国人宿泊客も台湾やヨーロッパ系を中心に急増している（図 34）。

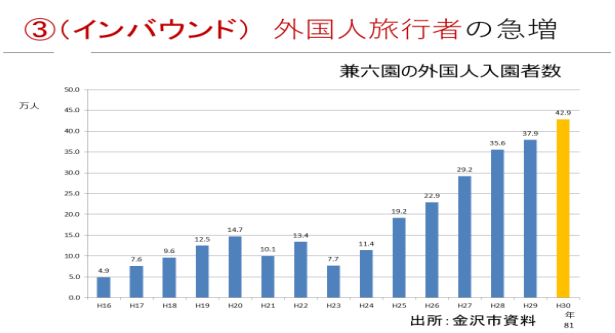

図 33　兼六園外国人入園者数

図 34　発地別外国人宿泊客数

④企業：企業の開設、オフィス・ホテル等の稼働率など

開業前年の 2014 年から金沢市内に 68 企業が支店や営業所を開設しており、拠点廃止の企業は 1 社である（図 35）。

オフィスの空室も減少し、金沢駅周辺では満室に近い状況である（図 36）。

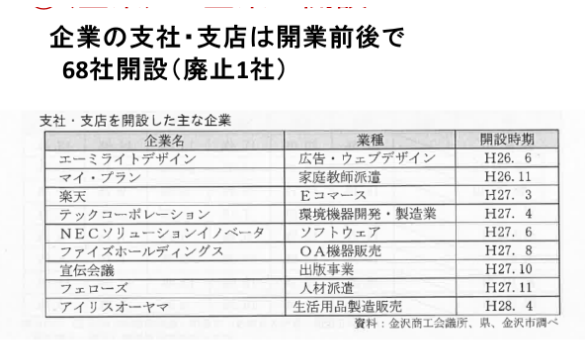

支社・支店を開設した主な企業

企業名	業種	開設時期
エーミライトデザイン	広告・ウェブデザイン	H26. 6
マイ・プラン	家庭教師派遣	H26. 11
楽天	Ｅコマース	H27. 3
テックコーポレーション	環境機器開発・製造業	H27. 4
ＮＥＣソリューションイノベータ	ソフトウェア	H27. 6
ファイズホールディングス	ＯＡ機器販売	H27. 8
宣伝会議	出版事業	H27. 10
フェローズ	人材派遣	H27. 11
アイリスオーヤマ	生活用品製造販売	H28. 4

資料：金沢商工会議所、県、金沢市調べ

出所：県、金沢市、金沢商工会議所資料

図 35　企業の開設

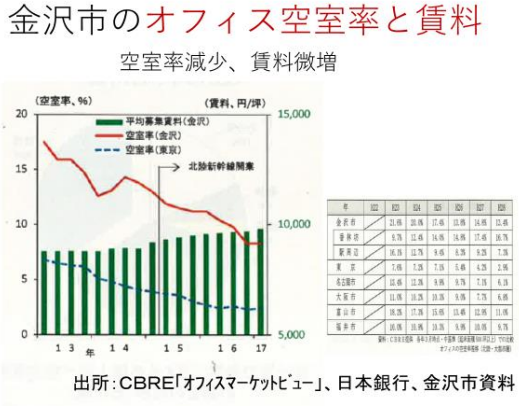

図 36　金沢オフィス空室率

シティホテルの稼働率も上昇しており（図 37）、金沢駅周辺や武蔵～香林坊間ではホテルの建設ラッシュとなっており、客室数は 2015 年の 9800 室から 2020 年に 13400 室と大幅な増加が予測され、金沢より人口規模が遥かに大きい名古屋市を上回る勢いである（図 38）。

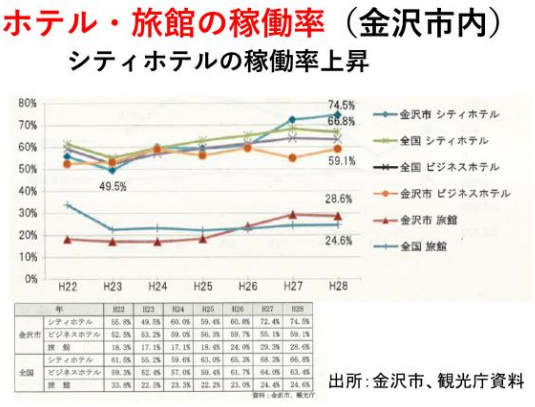

図 37　金沢ホテル旅館稼働率

図 38　金沢ホテル建設計画

⑤二次交通：歩行者、バス利用者、まちのり利用者

交通面では、バスの市内線の定期外利用が増加傾向にある。2012 年より金沢市が実施するレンタサイクル「まちのり」が、周知されてきたこともあり、利用者は増大傾向である。2015 年度は前年比 166%の 21 万人超の利用者があった。観光拠点を中心に市内 22 か所のサイクルポートがあり、観光客を中心として観光地巡りに活用されたと推測される（図 39）。

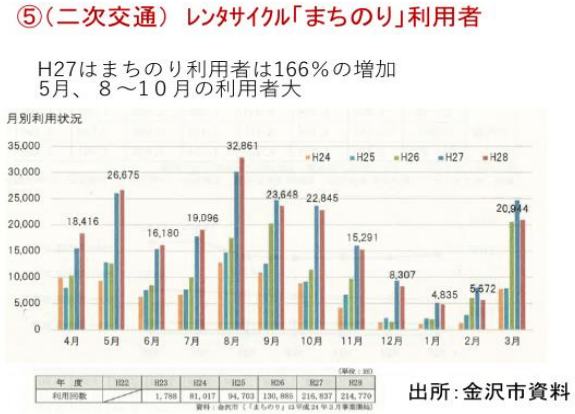

図 39　まちのり利用者数

⑥印象：金沢の魅力・不満（日本人・外国人）

来訪者アンケートでは、金沢の魅力は、国内客が食事、街並みを、海外客は治安、おもてなしを上位に挙げているのが注目される（図 40）。我々が普段当たり前に感じている日本の治安もその良さは外国人に高く評価されている。逆に不満は、少数だが、バス不便やホテル代、食の期待外れ、トイレ少ない、英語メニューなどが挙がった。

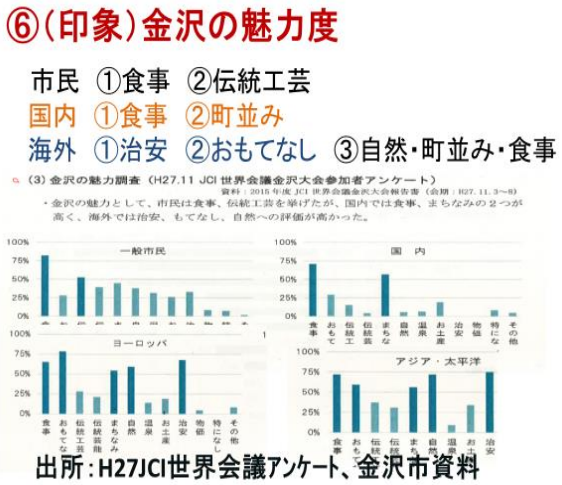

図 40　金沢の魅力度

(3) 新幹線開業の光

①1 年目は急増、2 年目以降は横ばいとなるも、新幹線効果は概ね継続している。富山、高岡と比較すると、利用量が断然多い金沢が一人勝ちの様相を呈している。

②来訪者・地元民とも石川や金沢の魅力を再発見できた。

③観光客向けの宿泊・商業施設や文化施設等は経済効果が大きく、加賀・能登全域に効果が波及しつつある。

④仕事での午前中会議や私事（冠婚葬祭やコンサート、観劇など）でも余裕をもって東京往復が可能となるなど、ライフスタイルが飛躍的に質的向上した。

⑤富山や岐阜、長野、福井など近県の観光地とのネットワークが強化され、選択肢が増えたため、相乗効果により広域観光ルートの展開が一段と進められるようになった（図 41）。

図 41　金沢インバウンド戦略

(4) 新幹線開業の影

①観光客のマナー問題は如何か？

②買い物や飲食店で地元客・地元店への支障は如何か？

③海鮮丼、のどぐろ、おでんなどの流行は、観光客向けの流行か、果たして本来の文化なのか？

(5) 今後の主な課題

①新たな観光の展開

→広域観光の展開、個性的なニューツーリズムの企画、魅力あるＭＩＣＥの誘致、国際化への対応が必要

②来訪者との共存共栄

→異文化との共生、地元への利益還元が必要

③移住・定住の促進

→地元学生の定着と多世代のＩ・Ｊ・Ｕターン促進（居住環境+就業環境）

④市民の生活・文化の質的向上

→市民生活ファーストの視点でまち磨きの不断の努力

3.3 「熟成」にあたっての基本的視座

熟成に関わる現状・課題を明らかにし、熟成に向けて都市、市民、交流賑わいの切り口から基本的な視座を述べる。

（1）「都市」の熟成

金沢は「歴史・文化の厚み」と「奥行きの深さ」が魅力であり、各時代の文化と建造物が重層的に存在している。これをバックボーンとしてステップアップを図る。

①　「国際都市」としての度量

都市格を高めるため、「国際都市」としての誇るべき広い度量を持ち、歴史の中に時空を超えた現代の息吹を吹き込む。

ex. 世界の頭脳とセンスを結集（国際コンペの実施、優れた芸術家・建築家の登用）

ex. 石川や金沢の誇れるモノを世界に情報発信（兼六園、21 美、茶屋街、九谷焼、輪島塗、金箔等）

②　まちなかに「人と活気」

人間優先の思想で、「まちなか」に人と活気を呼び戻す。特に、ハレの場である街なかを、来街者がわくわく(HOT)＋いんぎらーと(ほっと)できるような魅力ある人間空間に創り変える（図 42）。

ex. 道路空間の再編成（公共交通・自転車・クルマとの空間再配分、オープンカフェ）

ex. 市民の大半が住むケの場である郊外についても、快適で便利な空間に再整備が必要

図 42　まちの賑わい（メッス）

③　地域と歴史に「本物志向」

地域のアイデンティティ、ＤＮＡを活かして、「地域」と「歴史」に、本物志向で、徹底的にこだわる。

ex. 地域固有の資源の再発見（特産品、温泉情緒、伝統産業）→　資源磨き・活用

ex. 江戸～平成までの歴史的重層性、歴史的資産の活用・町並み修復

ex. 歴史のＤＮＡを現代のストーリーで甦らせる

④「景観の作法」に心がける

ex. 屋外広告物の色と形、町並み・ファサードや屋根並みを整える

⑤　まちの「シンボル」をつくる

単なるランドマーク(目印)ではなく、県民・市民の精神的な誇りや愛着を醸し出すようなシンボルを築きたい。

（2）「市民」の熟成

「市民生活ファースト」の視点で、市民が我がまちに誇りと愛着を持ち、幸せを実感できるよう努める。

①いんぎらーとした日常生活の回復

居住環境のレベルアップ（安全安心、利便）を図る。

②日常の生活文化の醸成

非日常の文化だけでなく、生活に根付く日常の文化を育む。たえず「伝統的革新」を心がけ、「文化」でメシを食おう！という気概を持つ。

ex. 非日常的文化（芸術、伝統芸能、割烹）と日常文化（食、お茶、お花）の両面を磨く

ex. 我々の日常文化が、来訪者の非日常体験に

ex. 欧米人から見ると、日本の文化は「日出ずる国のミステリアスな文化」

③地域コミュニティの絆の強化

日常の地域活動に積極的に参加し、コミュニティの絆を強め、万一の災害時に自助や共助ができるようにする。

（3）「交流・賑わい」の醸成

多文化・多人種・多世代が交流する中で、お互いの差異を認めつつ、「共生」の視点で相互理解を図る。

① 市民同志の交流

② 国内外からの来訪者との交流

③ 時空を超えた多世代の交流

3.4 まちなかのスポンジ化・まちの醸成への処方箋

喫緊の課題であるまちなかのスポンジ化やまちの熟成に向けた提案を具体的に述べる。

◇提案１ 公共的空間への暫定利用

①小規模空地のコインパーキング化を阻止、再編・集約するとともに、「まちなか広場」を創出する。

ex. 多世代、多国籍・多文化の人たちが交流できる時空を超えた交流の場を造る。

②公共的利用を促進するためには、土地所有と土地や施設の利活用を「上下分離方式」にする。

ex. 民有民営、民有公営、公設民営（コンセッション方式）というさまざまな手法を弾力的に活用する。

ex. 土地建物所有者の税軽減、利活用者の利用用途を緩和したり、税軽減の措置を講ずる。また開発利益が地元に還元できるようなシステムを構築する。

③波及的多目的活用により、本来の利用に付加価値をつけた機能を持たせる。

ex. 災害時の避難拠点、避難路として活用。

地球環境（地球温暖化やヒートアイランドの緩和）

◇提案２ 空き家、空きビル、統廃合施設の公共的転用

既存ストックの活用によりコンバージョンし、都心居住、コミュニティ復権、にぎわい創出を図る。

① 統廃合小学校の活用

ex. 公民館、医療福祉施設、多世代交流施設の活用

ex. 芸術、音楽、劇等若者の自由な文化創造スペース（街なかの第二の市民芸術村）

②金澤町家のコンバージョン（図 43）

金澤町家の外観と中味を修復し、コンバージョンする。

ex. 都心居住用住宅、コミュニティ施設、シェアハウス、カフェ・レストラン、休憩処

図 43 町家の活用（小松）

③空き店舗のコンバージョン

スクラップ＆ビルドでなく外観を揃えて中味を変える。

ex. 居住施設を含めた施設のコンバージョン（図 44）

ex. 商業業務施設＋居住施設をＭＩＸ（容積率の何割かを義務付け）

倉庫を活用した住宅
（アムステルダム）

図 44 倉庫活用住宅（ｱﾑｽﾃﾙﾀﾞﾑ）

◇提案３ 「人間優先のみち空間」に再編

街路は、「交通空間」かつ「交流空間」であり、今後は車から公共交通や自転車へシフトすることが必要である。

ex. 交通として、車線数の減少と歩行空間の拡幅により、人間中心の「みち空間」にコンバージョンする。

ex. 交流として、沿道の空き地等を活用して、「滞留できる広場」（緑地、休憩処等）を創出する。

ex. 「オープンカフェ」や「沿道建物の１階ファサードの開放」により、人の憩える空間づくりをする（図 45-46）。

図 45　オープンカフェ（ﾓﾝﾍﾟﾘｴ）

図 46　ファサードの開放（金沢）

◇提案４　ハード、ソフトのツーウェイ作戦

昼と夜の二毛作として、ナイトタイムエコノミー、ナイトカルチャーを進める。

ex.「夜の活用」。石川栄耀「夜の都市計画：昼耕夜誦」

ex. ＡＩやロボットの活用により、マルチウェイ化へ

ex. １店舗２業種の店舗形態（山中ゆげ街道）（図 47）、
冬と夏のﾂｰｳｪｲ、四季折々のﾌｫｰｳｪｲ化を図る。

図 47　１店舗２業種の店舗形態（山中）

４．尾張町の金沢らしい町の復権

尾張町は、江戸期には北国街道沿いに大店が並ぶ金沢経済の中心だった。その後、約 430 年間も戦禍を免れており、都市構造も概ね藩政時代の骨格のままである。

現在の金沢の発展の基盤を作ったのは、都心軸構想の実現によるところが大きい。片町、香林坊、武蔵から駅、港までの都心軸が、再開発や区画整理事業などにより整備され、様々な都市機能が集積された。

北陸新幹線開業後、金沢は大変賑っているが、尾張町界隈は駅、近江町、ひがし茶屋街という賑わい拠点の狭間で、素通りされており、昔からの街並みや商いなども失われつつある。

そこで、典型的なケーススタディとして各時代の建築や生業がモザイク状に存在する尾張町地区を取り上げる。この地区の資源を再評価しながら、尾張町の金沢らしいまちとしての復権を探るとともに、人間に優しい都市空間を再生するための具体的な処方箋を提示した。

4.1　尾張町地区の特徴

○特徴１　　伝統環境調和区域

当初の金沢市の景観条例に基づく景観計画では、近代的景観創出区域に位置付けられていたが、現在は「伝統環境調和区域・景趣調和区域」に指定されている（図 48）。

都心軸の近代的景観と茶屋街などの伝統的環境の調和と共生を図る位置づけである。

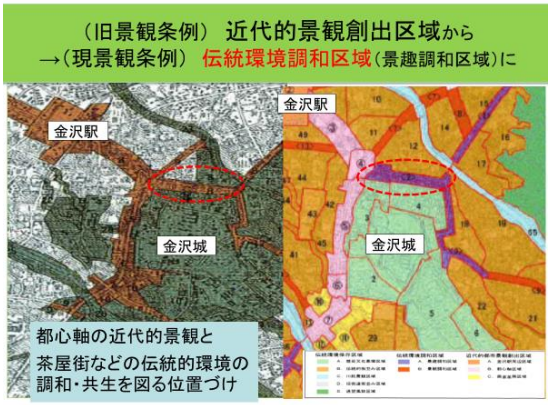

図 48　尾張町・伝統環境調和地区

○特徴２　　伝統的な営みが残る

用途は商業地域に指定されており、商業用途の建物は大通り沿いに 27%（53/198）が存在し、多様な用途、昔からの生業が残る。藩政期の目抜き通りの大店は減少するも、新幹線開業後歩行者の増加により商業的利用のニーズやポテンシャルは高くなっている。

○特徴３　　各時代の建築がモザイク状に混在

江戸から平成に至る各時代の建築がモザイク状に混在する。歴史的景観の建物は約 4 割を占め、ヒューマンスケール（2 階建て以下は半分、3 階建て以下は 3/4）な街並みと言える（図 49）。

また、木造町家が 44%（大通り沿い 108/245）と多く残っているが、歴史的な町家、近代建築、マンション、駐車場などがデコボコに立地している（図 50）。

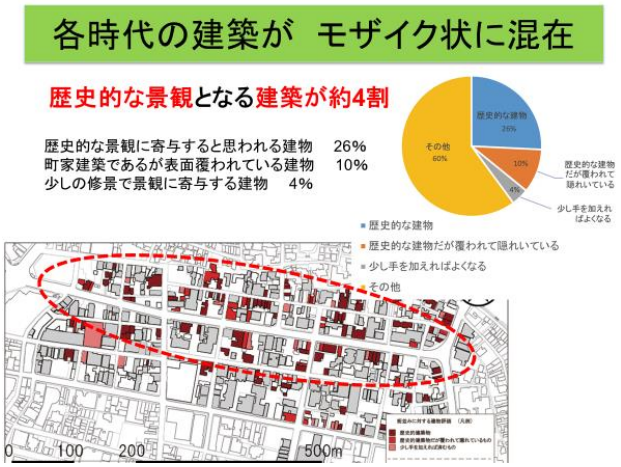

図 49　尾張町歴史的建築図

図 50　尾張町・北国街道街並み

○特徴４　　開発が未完、地元資本が主

再開発は駅から武蔵、香林坊・片町の都心軸上に集中しており、尾張町地区に及んでおらず、土地や建物の地元所有者が多い状況である。

新幹線開業後は、通行する観光客が増加しており、新たな可能性、ポテンシャルが高い。

○特徴５　　都市計画道路の拡幅が途上

1930 年に幅員 22m で都市計画決定。現道は幅員 15m であり、うち歩道は 1.5m程度と狭い（図 51）。

固い建物はセットバックするも、疎らで平面的にも凸凹の形状となっている。また櫛状に抜けた空き地には、コインパーキングが多く、電柱や電線が見苦しい景観となっている。

2012 年（平成 24 年）、行政や地元からなるＰＩ委員会ではの整備計画案を取りまとめ、これに基づき、国が整備に着手しているが、一部都市計画と不整合のままとなっている。武蔵ヶ辻～博労町区間は、都市計画決定通り 22m で整備中であり、博労町～橋場町区間は、当面拡幅せず、無電柱化と歩道整備を進める予定である。

図 51　尾張町・都市計画道路区域

4.2　尾張町再生構想

☆尾張町再生構想

「百万石通り尾張町界隈を金沢らしい空間として整備」

☆構想実現のための四つのポイント

①都市計画法･市条例の規制･誘導の見直し　＝ルール

都市計画道路、防火地域､用途地域などの都市計画規制・誘導内容の変更

条例等による地区や特区などの新規指定

②望ましい都市機能の維持向上　＝アメニティ

円滑な交通処理（車、自転車、歩行者）、生活文化・生業の成立、美観の創出など

③行政と市民、地元住民との合意形成　＝コンセンサス

地域での協定の締結や整備計画・事業の合意

④実現化の為の財源支援措置の拡充　＝インセンティブ

特定地区での建築物に対する対象拡大と助成率拡充

広場、カフェ、イベントなどハード・ソフトの助成

4.3　尾張町再生構想の提言とその提言への対応

提言１　歩行者優先型の街路空間へ
＝街路空間の再編を行い、人間優先の空間に再生する。
◇車線数の減少・・・現在の 4 車線を上下 2 車線+右折車線の実質 3 車線に縮小
◇歩道部の拡幅による安全で円滑な歩行空間を確保（現道幅員 15mのうち歩道は 1.5m）
◇既にセットバックした民地や空き地を活用して滞留空間（広場、休憩処等）を創出

提言１への対応

①都市計画道路の計画幅員と車線数の見直し

・昭和 5 年(1930 年)に幅員 22mで都市計画決定した「道路幅員と車線数の見直し」が必要。
・武蔵交差点～博労町は、都市計画通りに 22mで拡幅整備（交差点は必要な車線確保）
・博労町～橋場交差点は、現道に電線類の地中化を進め、当面の歩道を確保。将来は都市計画道路を現道幅に縮小変更し、「上下 2 車線+付加車線＋幅広歩道」に。

②車線数を縮小した時の交通処理対策の検証

・現在の国道 159 号交通量は、平日 19,300 台/日、休日 13,140 台/12h（2015 道路ｾﾝｻｽ）である為、このまま車線を縮小すると現段階では交通容量的に処理が厳しい。
・今後、人口減少・高齢化の進展や自動運転化の移行により自動車の減少が予測される為、「公共交通の強化」を図るとともに、交通実験も行いながら本格的に「2 車線化」に切り替える。

③安全で円滑な歩行空間の確保

・十分な歩行機能を確保するには、上記の条件①②を早急に整えることが必要となるが、当面は、無電柱化事業を促進し、歩行空間の確保と景観面・防災面での機能向上を図る。
　また、新町側との相互補完により歩行ネットワーク化し、安全・快適な流れを確保する。

④歩道沿いの空き地の公共的利用

・既にセットバックした民地やコインパーキング等の空き地を公共用地として取得するか借用し、イベント広場、多目的交流施設など市民や来訪者が「滞留できる憩いの空間」とする。
・これを広場や道路として都市計画決定するか、他の規制により「公共空間として担保」する。
・整備の際には、国の都市再生整備事業や市のオープンカフェ事業などの助成を活用する。

⑤行政と市民との合意形成

・平成 24 年に、道路管理者の国や市、地元住民からなるＰＩ委員会で当面の整備計画が提案されているが、現在の都市計画と不整合のまま各種事業が進められている為、この計画を公民共通の思いとして再びオーソライズしていくことが必要。

提言２　歴史的重層性の街路空間へ
提言３　木造建築がある街路空間へ
＝金沢らしい歴史的都市空間の形成のために、
　木造建築を残す、造る。

◇歴史的重層性を有し、モザイク状に存在する各時代の建築物の保全と修復
◇残存する木造の町家、商家の存続と新しい木造建築の立地可能な都心空間の形成

提言２、提言３への対応

①防火・準防火地域指定の変更

・本地区は商業地域で容積率 500%であるため、「防火地域」の指定。
・建築基準法では、延焼防止の観点から木造は平屋の 100 ㎡以下と規定されており、通常の木造建築を許可するには防火地域の指定解除が必要。
・重伝建地区であるひがし茶屋街では、指定解除の上防災計画により対応。本地区では、「こまちなみ地区」指定に加え、適切な防災対策により指定解除の可能性の検討を行う。

②良質で魅力ある都市空間形成のためのルールづくり

・本地区は、市景観条例の「伝統環境調和区域」に指定されているが、歴史の厚みのある風情、沿道景観や人間味のある都市空間を形成するためには、地区の「まちづくり協定」、「地区計画」、「景観デザイン指針」などのルールづくりが必要。
・地域のデザインにおいて、「木質」という地域の共通項をベースにまちの一体感を醸し出せる工夫をする。（ストリートファニチャーや舗装などに適用）

③歴史的建造物等の保全、修復の支援

・既存の町家で国や市の登録文化財などは、条例等の規定により「修復費用の助成支援」を手厚くする。また、金沢独自の方式として、金澤町家やそれに準ずる建築を幅広に認定し市独自の助成措置を創設する。

④特別な地区指定による木造建築の緩和措置及び木造建築の建替えや新築の支援

・金沢に相応しい良質のデザインと構造を有する「木造建築」を増やすため、金沢方式として、「木造特区」や「こまちなみ地区」を指定の上、諸要件を満たす木造建築行為に対し緩和措置を講ずる。

・外観、構造、防災等の要件を満たす木造建築の建替えや新築にあたり、「市独自の助成措置」を創設する。その際、都市計画法の土地利用規制（用途地域、高度地区、容積率等）や地区計画なども再設定する。

⑤行政と市民との合意形成

・都市のビジョンを実現する金沢市と利害関係の生ずる地元住民・企業における「まちづくり協定」の締結や「こまちなみ地区」の指定、各種助成措置等について相互連携できるよう合意形成を図ることが必要である。

５．終わりに

金沢の都市づくりの歴史的系譜として、寺内町や城下町の原点から現代の歴史的保全と現代的開発の共存を図りながら、品格と魅力を兼ね備えた都市に「成長・成熟」するまでを辿った。各時代での社会経済状況や都市に対するニーズの多様化、高度化にも対応しつつ、近年進行する人口減少･少子高齢化の中、まちなかの人口減少に伴うスポンジ化や新幹線開業に伴う課題を明確にした上で、まちの「熟成」を実現する為のさまざまな処方箋を提示した。

時間と紙面の制約で、約300の図・表・写真の中からかなり抜粋して掲載したので、多少分かりにくい個所もあるがご容赦願いたい。

今後とも、国内外の優秀な人材や産学官の知恵と行動力を結集しながら、金沢らしい熟成された人間中心の都市空間を築き上げられるよう、より一層の努力を重ねてまいりたい。

参考文献

（1） 田中喜男他 1977『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社

（2） 竹村裕樹 2017『第 9 回金沢創造都市会議 報告』

（3） 竹村裕樹 2018『金沢経済同友会 講演』

（4） 竹村裕樹 2018『第 9 回金沢学会 報告』

（5） 水野一郎 2018『金沢的街路空間への提言』

（6） 宮下智裕 2016『尾張町大通りにおける建物外観誘導方策検討調査』

（7） 川上光彦、竹村裕樹他 2013『地方都市の再生戦略』学芸出版社

（8） 山出保 2013『金沢の気骨』北國新聞社

（9） 石川縣史

（１０） 金沢市史

（１１） 観光庁 公開資料

（１２） 石川県 公開資料（「統計からみた石川県の観光」等）

（１３） 石川県 1988『石川の土木建築史』

（１４） 金沢市 1984『21 世紀 “金沢の未来像”』

（１５） 金沢市 公開資料(「北陸新幹線開業による影響検証会議」等)

（１６） 日本銀行、日本政策投資銀行、ＣＢＲＥ、金沢商工会議所の公開会議資料

（１７） 高澤裕一編『図説 石川県の歴史』河出書房新社

（１８） 『実録石川県史 1968-1989』能登印刷

（１９） 石川県写真史編纂会編 1979『石川写真百年 追憶の図譜』能登印刷

（２０） 田中喜男編 1982『写真図説金沢の 500 年』国書刊行会

子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群（宝達志水町）出土耳環の自然科学的研究

中村　晋也[1)]　　竹森　杏奈[2)]

Scientific Studies on the Ancient Earrings Excavated from the Shiokodannya-yokoana Tombs and Hijirikawaterayama-yokoana Tombs in Hodatsushimizu-town, Ishikawa Prefecture

Shin-ya NAKAMURA　　Anna TAKEMORI

要　約

石川県宝達志水町に所在する子浦小谷屋横穴古墳群、聖川寺山横穴古墳群出土の耳環資料5点について、それらの材質、製作技法の解明を目的に、X線透過撮影、蛍光X線分析、顕微鏡観察を実施した。その結果、「中実：銅芯銀板貼鍍金：たたみ込み技法」（2点）、「中実：銅芯金板貼：たたみ込み技法」（3点。うち1点は劣化により開口部の技法不明）であることが明らかとなった。これにより、石川県内で調査済みの耳環の約半数が「中実：銅芯銀板貼鍍金」の技法で製作されたことが確認された。このことは、6世紀後半から7世紀半ばにかけての全国的な耳環流通の盛期に、そこで流通した耳環の種類的傾向が一致したものが、石川県内でも同様に流通していたことを示唆する結果となった。

キーワード：耳環、子浦小谷屋横穴古墳群、聖川寺山横穴古墳、材質・製作技法、X線透過撮影、蛍光X線分析

１．はじめに

耳を装飾するために用いる「耳飾」の文化は、その初現を縄文時代早期に出現する玦状耳飾に求めることができると考えられる。縄文時代中期以降には、耳栓、滑車形耳飾と呼ばれるものが登場し、耳飾の文化は縄文時代を通じて東日本を中心に流行していたと考えられている（水野・小林：1988）（渡辺：1997）。その後、弥生時代に入ると、耳飾の文化は忽然と姿を消し、次に出現するのは古墳時代中期（5 世紀）の垂飾付耳飾や耳環と呼ばれる装身具による。これらは主に古墳の副葬品として出土し、金、銀の装飾を施すなど大陸からもたらされた高度な金工技術により製作された装飾品である。このことは、埋葬された首長たちの身体を飾る装飾品の1つとしての位置付けだけでなく、それらを所有すること自体が、所謂、権威の象徴を示す意味合いを含んでいたと推定できる。なお耳環という呼称は、環状を呈する耳飾を総称して用いられる場合もあるが、本稿で示す「耳環」は、棒状の金属をC環状に曲げて製作されたいわゆる「単環」を指して用いることを断っておく。

北陸地域の古墳（横穴墓を含む）からも耳環の出土例は数多く報告されており、その材質や製作技法については、筆者のうち中村がこれまでにいくつか調査報告を行ってきた（中村 他：2013）（中村 他：2017）。このたび石川県宝達志水町に所在する子浦小谷屋横穴古墳群および聖川寺山横穴古墳群出土の5点の耳環資料の調査機会を得たので、主としてX線透過撮影、蛍光X線分析などの自然科学的手法を用い、それらの材質・製作技法の解明を目的とした調査を行った。

２．遺跡の概要

2-１．地理的環境

子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群は、石川県羽咋郡宝達志水町子浦・聖川に所在する。宝達志水町は、日本海に突出する能登半島の基部に位置し、その地勢は西から、日本海に面した羽咋砂丘、邑知地溝帯内の沖積低地、石動山系・宝達山系から続く丘陵地帯に分けられる。宝達山の深渓から源を発した子浦川は、向瀬川と合流し、蛇行しながら邑知平野に流入し両側の丘陵を取り囲んで谷平野（志雄谷）を形成している。横穴古墳群は、子浦川に面した丘陵上に立地している。子浦川流域の丘陵・台地上には、子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群のほかに円墳や横穴

1）金沢学院大学　　2）宝達志水町教育委員会

古墳群がまとまって分布している（石川県埋蔵文化財保存協会：1998）。

2-2. 地理的環境

子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群が立地する子浦川流域には、平地部に位置する荻島遺跡が縄文時代前期に確認されている。中期には、吉野屋農場遺跡、新宮シバタン遺跡、下石カグラ遺跡などが子浦川を望む丘陵の先端に営まれる。晩期には、散田小学校前遺跡、散田フルミヤ遺跡など低地部にも遺跡が認められる。弥生時代には、国指定史跡である吉崎・次場遺跡、荻島遺跡、二口かみあれた遺跡、杉野屋ろくばわり遺跡、杉野屋遺跡、子浦川遺跡、長者川遺跡など、邑知潟を望む低湿地および子浦川に面する平地に集落が営まれるようになる。

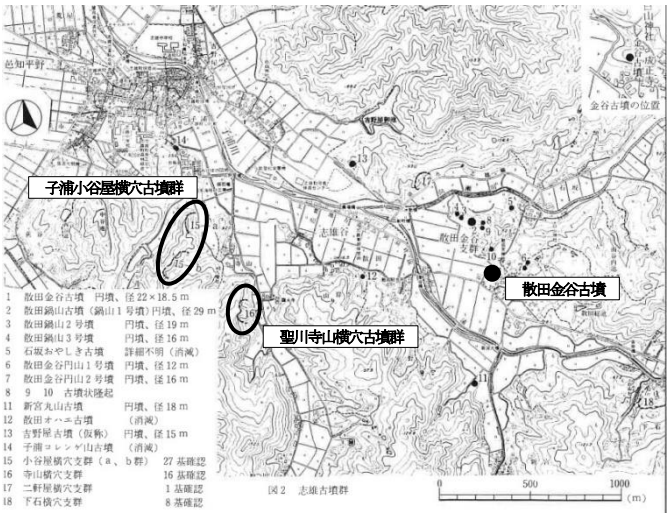

図1　周辺の遺跡

古墳時代には、6 世紀中ごろに横穴式石室をもつ散田金谷古墳をはじめとする古墳群が子浦川流域の丘陵部に築かれる。古墳群の存在する子浦川沿いは越中から羽咋へ向かう「之乎路」に面し、要衝としての位置づけがうかがえる。また、6 世紀後半から 7 世紀中頃にかけて造られた横穴古墳が、子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群のほか、町内には 100 基以上存在するとみられ、加賀市・珠洲市とともに県内でも横穴古墳の集中する地域として注目される。

奈良・平安時代の遺跡としては、杉野屋ろくばわり遺跡、80 点以上の墨書土器が発見された杉野屋専光寺遺跡などがある（石川県埋蔵文化財保存協会：1998）。

2-3. 主な遺構と遺物

子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群は、志雄町史編纂に伴い金沢大学考古学研究会を主体として、昭和 48 年から昭和 49 年にかけて測量調査及び発掘調査が実施された。その調査成果は、『石川県志雄町史』（1974）に報告されているが、調査された 27 基のうち 6 基の報告にとどまっており、残念ながら資料№1、資料№2 については、出土した横穴についての記述がなく詳細は不明である[註 (1)]。

聖川寺山横穴古墳群は、調査された 12 基のほかに十数基の横穴が確認されており、その中で耳環が出土したのは、寺山 19 号横穴、寺山 21 号横穴である。寺山 19 号横穴は、全長約 6m、玄室奥行 2.18m、最大幅 2.28m の隅円の方形に近いプランを有し、天井は尖頭アーチに近い。玄室内の遺物は、右奥壁より金環（資料№4）とメノウ製勾玉 1 点、碧玉製管玉 1 点、水晶製切子玉 4 点、刀身 2 点がまとまって出土した。羨道部には遺物は確認されず、前庭部からは土師器の碗・高坏、須恵器の高坏・坏が出土している。寺山 21 号横穴は、全長 6.6m、玄室は奥行・最大幅ともに 2.27m の両袖のすぼまった隅円方形プランを有し、天井は尖頭アーチタイプに属する。玄室内からは、須恵器 17 点、刀子 5 点、金環（資料№3）がほぼ閉塞時の原状を保つと判断される状態で出土したほか、羨道部からは須恵器 2 点が出土している。

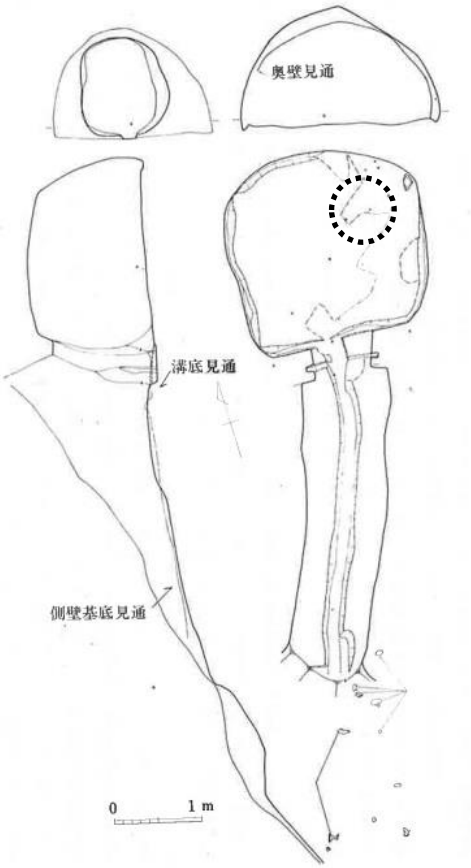

図2　寺山 19 号横穴（⁘ 耳環出土地点）

子浦小谷屋横穴古墳群は、聖川寺山横穴古墳群から北に所在する丘陵を隔てた東側の斜面に造られており、調査された 15 基を含む約 30 基の横穴が確認されている。耳環（資料№5）が出土したのは、小谷屋 12 号横穴であるが、志雄町史に掲載されていないため横穴の概要は不明である[註 (2)]。

子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群は、出土した土器等から 6 世紀後葉から 7 世紀前半にかけて築造され、特に 6 世紀

末に活発となる。また、両横穴古墳群は、丘陵の東斜面にかぎって築造され、子浦川をはさんで南西に開口する散田金谷古墳に向いており、両者の密接な関係と統制された群形成が推測される（志雄町史編纂委員会：1974、石川考古学研究会ほか：1980）。

３．調査対象資料

今回の調査で対象としたのは、子浦小谷屋横穴古墳群もしくは聖川寺山横穴古墳群（出土遺構不明）から出土した 2 点（No.1、No.2）、聖川寺山横穴古墳群 21 号横穴から出土した 1 点（No.3）、聖川寺山横穴古墳群 19 号横穴から出土した 1 点（No.4）、子浦小谷屋横穴古墳群 12 号横穴から出土した 1 点（No.5）の合計 5 点である（図 4～8）。各資料の法量測定の結果を、表 1 に示す。

No.1、No.2 は、表面が金属錆と埋没中の土が固まったような状態で覆われており、肉眼観察の時点では材質を想定するのが困難であった。ただし、法量計測の数値が非常に類似しており、見た目の劣化状況も同じような状態であることから、これらは同材質、同技法で製作された一対の製品である可能性が考えられた。

No.3、No.4、No.5 については、表面加飾に金が使用されているせいか、表面を覆う錆は認められず光沢のある金色を呈している。そのうちNo.3 は、片面の表層部の半分程度が欠損しており、劣化した芯部の材質が露出した状態であった。また、No.4 の表層部は、部分的に陥没した箇所が認められ、その状態から芯部は中空もしくは一部に欠損が生じている状態であることが想定された。No.5 については、開口部付近に表層部の破損が認められるが、全体として残存状態は良好であり、製作当時の姿を留めていることがうかがえた。

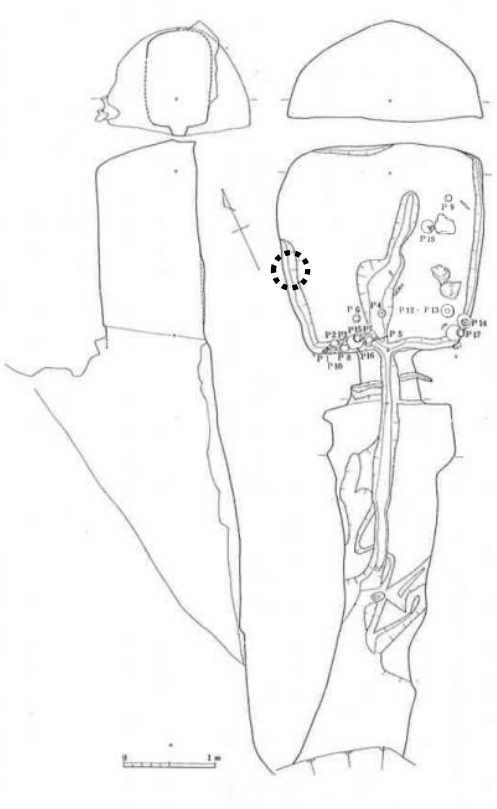

図 3　寺山 21 号横穴（⁘ 耳環出土地点）

図 4　資料No.1

図 5　資料No.2

図 6　資料No.3

図 7　資料No.4

図 8　資料No.5

表１　調査対象資料の法量測定結果一覧

資料No.	縦外径（mm）	横外径（mm）	外径の縦横比	縦内径（mm）	横内径（mm）	縦断面径（mm）	横断面径（mm）	重量（g）
No.1	31.11	35.09	0.89	14.46	16.93	8.83	10.18	28
No.2	30.66	34.74	0.88	13.29	16.92	9.06	8.85	28
No.3	20.82	21.70	0.96	11.99	11.62	4.89	7.56	6
No.4	23.74	26.66	0.89	13.65	15.84	5.41	5.47	4
No.5	29.73	33.25	0.89	14.96	18.28	7.39	9.29	32

４．使用機器と分析条件

4−１．顕微鏡観察とクリーニング

開口部の仕上げ技法、表面損傷部の観察については、実体顕微鏡 OLYMPUS SZX7（オリンパス社製）を使用して実施した。また、資料№1、№2 の表面クリーニング作業については、表層部を傷めずに錆・汚れ層のみをミクロ単位で除去する必要があったため、前述の実体顕微鏡で視野を得ながら、メスなどを利用して物理的に除去した（図 9）。

図９　クリーニング作業

4−2. X 線透過撮影

耳環内部の劣化状態や芯部の形状を調べるため、X 線透過撮影を行った。X 線照射装置は、YXLON International AS SMART583（エクスロン・インターナショナル株式会社製）を用い、フィルムには Industrial X-RAY FILM80(富士フィルム株式会社製）を使用した。

4−3. 蛍光 X 線分析

耳環資料の各部の材質を明らかにすることを目的に、蛍光 X 線定性分析を行った。分析装置はエネルギー分散型微小部蛍光 X 線分析装置 SEA5230（SII Nano Technology 株式会社製）を使用した。X 線発生部の管球ターゲットはモリブデン（Mo）、照射径は 1.8 ㎜、1 箇所の測定時間は 420 秒（有効時間 300 秒）、励起電圧は 45kV、電流は自動設定、試料室内は大気とした。なお、№1、№2 の測定は、表面に付着した錆や土などを「4―1」で示した方法でクリーニングした後実施し、5 点の資料とも 1 資料当たり複数箇所を設定して行った。

５．分析結果

5−１．資料№1

5−1−1. 開口部の仕上げ

開口部の仕上げ技法の確認を目的に、実体顕微鏡観察を行った。№1 の開口部では、芯部を被覆した表層材の端部を中央に向かって折りたたんだような皺状の痕跡が確認された（図 11）。

5−1−2. X 線透過撮影

資料表面からでは観察できない芯部の構造調査を目的に、X 線透過撮影を行った。X 線透過画像では、資料全体の透過度が低く白く写っており、芯部の構造が「中実」であることが確認された。また、芯部の周辺の表層に近い部分にお

いては、一部でやや透過度の異なる層を確認できることから、芯部に板状の金属を被覆して製作している構造も確認された（図 12）。

5-1-3. 蛍光 X 線分析

資料各部の材質推定を目的に、蛍光 X 線定性分析を行った。複数の測定箇所すべてから、銅（Cu）と銀（Ag）の顕著な検出を確認した。また、資料内側面の一部からは、不顕著ではあるが金（Au）の検出を確認した（図 13）。

図 10　資料№1（クリーニング後）

図 11　開口部顕微鏡画像

図 12　X 線透過画像

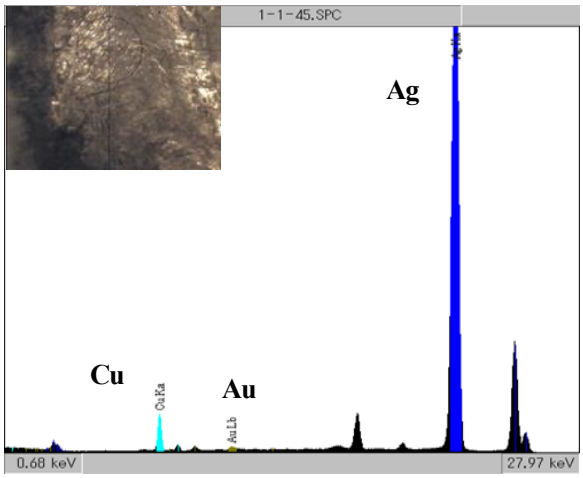

図 13　蛍光 X 線スペクトル

5-2. 資料№2

5-2-1. 開口部の仕上げ

№2 の開口部を顕微鏡で観察すると、№1 と同様に、芯部を被覆した表層材の端部を中央に向かって折りたたんだような皺状の痕跡が確認された（図 15）。

5-2-2. X 線透過撮影

№2 の X 線透過撮影の結果、これも№1 と同様に、資料全体の透過度が低く白く写っており、芯部の構造が「中実」であることが確認された。また、芯部の周辺の表層部においては、一部でやや透過度の異なる層を確認できることから、芯部に板状の金属を被覆して製作している構造も確認された（図 16）。

5-2-3. 蛍光 X 線分析

蛍光 X 線で測定した複数箇所すべてから、銅（Cu）と銀（Ag）の顕著な検出を確認した。また、開口部付近の一部からは、Cu、Ag に加えて、金（Au）、水銀（Hg）の検出が認められた（図 17）。

図 14　資料№2（クリーニング後）

図 15　開口部顕微鏡画像

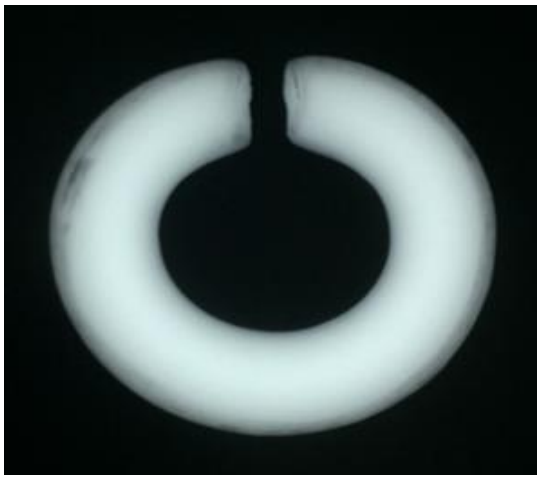

図 16　X 線透過画像

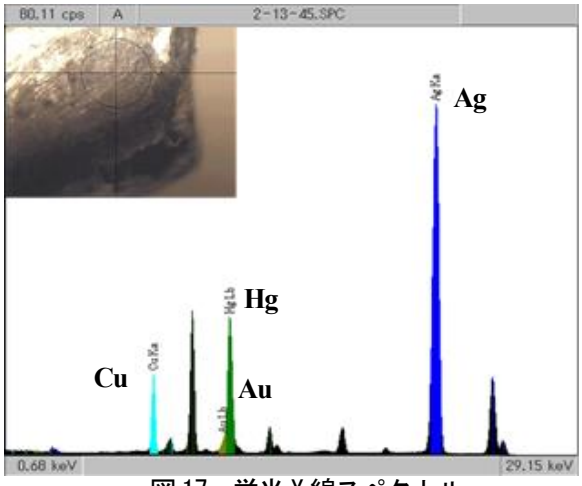

図 17　蛍光 X 線スペクトル

5-3. 資料№3

5-3-1. 開口部の仕上げ

№3 は劣化により開口部を含む表層部の一部が欠損しており、開口部の仕上げを確認することはできなかった。一方で、破断した箇所から内部を顕微鏡で観察すると、芯部は青緑色に錆びており、表層部は金色を呈する薄い板が巻かれている様子が確認された（図 19）。

5-3-2. X 線透過撮影

芯部の構造は、前項の顕微鏡観察によって、棒状の金属を曲げた芯部の表面を金色に呈する板で被覆している状態が確認されていたが、欠損部以外の内部構造も確認するため X 線透過撮影を行った。その結果、白く写った芯部は全体的に劣化の影響を受けており、その表面は錆びて欠損したと思われる箇所が凹凸状に残存し、後述する№5 で確認されるような製作当時の平滑性は失われていた（図 20）。

5-3-3. 蛍光 X 線分析

破損して剥き出しとなった芯部を測定した結果、銅（Cu）が顕著に検出された。また、金色の表層部を測定した結果、Cu、金（Au）の顕著な検出に加えてわずかに銀（Ag）の検出が認められた（図 21）。表層部で検出した Cu は、芯部もしくはその錆の付着に由来すると考えられ、同じくわずかに検出した Ag については、原材料となった銅もしくは金の鉱石に含有する不純物成分由来と推定できる。

図 18　資料№3

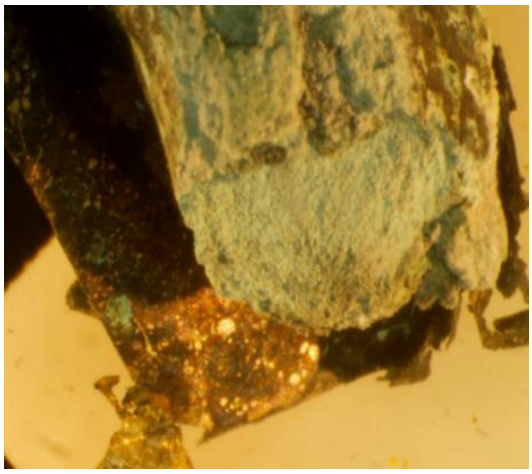

図 19　開口部顕微鏡画像

図 20　X 線透過画像

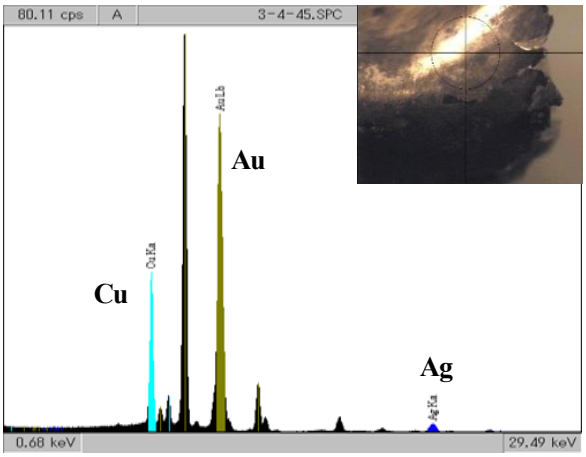

図 21　蛍光 X 線スペクトル

5-4. 資料№4

5-4-1. 開口部の仕上げ

№4 は開口部を含む表層部の一部に欠損が認められるほか、表層部の一部が内部に凹んだ箇所を複数確認できる。かろうじて残存する開口部の顕微鏡観察を行ったところ、芯部を被覆した表層材の端部を中央に向かって折りたたんだような皺状の痕跡が確認された（図 23）。

5-4-2. X 線透過撮影

№4 の X 線透過画像では、開口部と逆側の内部を中心に約 2/3 ほどは透過度が低く白く写る箇所が確認でき、これが金属製の芯部であることが推定できる（図 24）。一方、開口部付近の透過画像では、透過度が高く空洞のように黒く写っている箇所が認められた。これは金属製の芯部が劣化により部分的に欠損し、表層材が内部に空洞を作って残存している状態であると考えられる。また、前項の顕微鏡観察時には、開口部の欠損部分から芯部のようなものが観察できていたが、同位置の透過度の低さを鑑みると、これは金属製の芯の残存部ではなく、空洞化した内部に土砂や有機物などが混入し固まったものではないかと推定できる。

5-4-3. 蛍光 X 線分析

測定したすべての箇所から、金（Au）、銅（Cu）、銀（Ag）の顕著な検出を確認した（図 25）。Au は表層部の材質に由来し、Cu は芯部の材質に由来する検出を考えられる。また、Ag の検出については、№3 よりもやや高い強度で検出されており、表層部の Au の原材料不純物に由来するという考え方と、Au と Ag を合金にしたものを表層材としているという考え方が仮説として想定されるが、定量分析を行っていない現状では両者の可能性を示唆するにとどめる。

図 22　資料№4

図 23　開口部顕微鏡画像

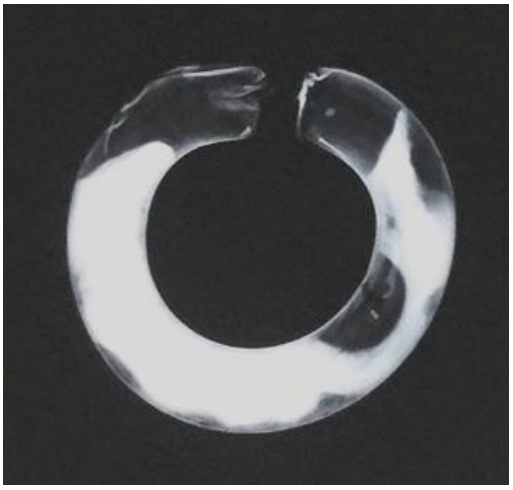

図 24　X 線透過画像

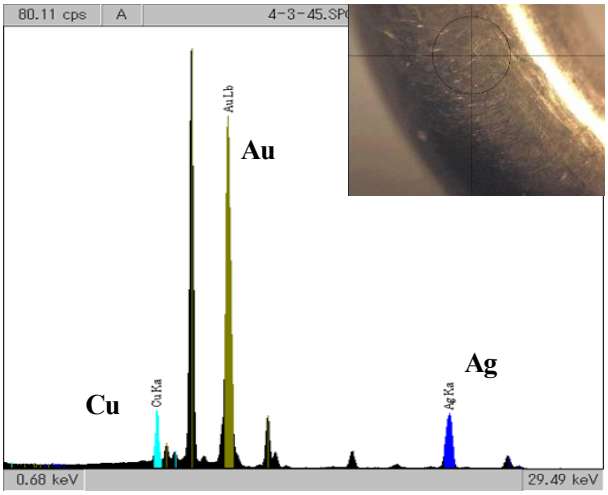

図 25　蛍光 X 線スペクトル

5-5. 資料№5

5-5-1. 開口部の仕上げ

№5 は目立った欠損部もなく、表面に錆の発生もなく金色の金属光沢を放つ良好な状態であった。開口部の隙間は著しく狭く顕微鏡観察が困難であったが、図 27 で示すように、芯部を被覆した表層材の端部を中央に向かって折りたたんだような痕跡が確認された。

5-5-2. X 線透過撮影

X 線透過撮影では全体の透過度が低く白く写り、中実であることが確認できた。また、図 27 で示した開口部の破損箇所では、芯部までも劣化により一部欠損し空洞化している様子が確認できた（図 28）。

5-5-3. 蛍光 X 線分析

測定したすべての箇所から、金（Au）、銅（Cu）、銀（Ag）の顕著な検出を確認した（図 29）。検出した各元素の蛍光 X 線強度は№4 のそれとほぼ同様であり、検出元素の由来についても同様の解釈が当てはまると考えられる。

図 26　資料№5

図 27　開口部顕微鏡画像

図 28　X 線透過画像

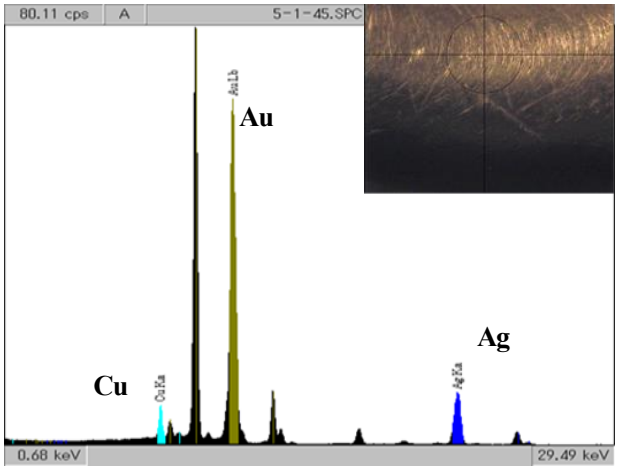

図 29　蛍光 X 線スペクトル

６．材質・製作技法に関する考察

以上のような観察、分析結果から、各資料の材質・製作技法について考察してみる。

№1、№2 の 2 点は、銅製の棒状金属を C 環状に曲げたものを芯部とし、その表面を銀板で被覆して製作されていることが明らかとなった。また、両資料とも金（Au）の検出が認められたことに加え、№2 からは顕著に水銀（Hg）が検出されたことから、銀板の表面に金アマルガムを施して仕上げていることが窺える。そして、両資料の開口部は表層材の端部を、芯材を被覆するように内側へ向けてたたみ込んで仕上げている。これらの特徴から、№1、№2 は、「**中実：銅芯銀板貼鍍金：たたみ込み技法**」の耳環に分類することができる。また、肉眼観察により両者が非常に類似した特徴を示すと述べていたが、材質・製作技法の特徴も一致したことから考えると、やはりこれらは一対の耳環として用いられていた可能性が極めて高いと言える。つまり、これまでの調査記録において 2 点の正確な出土遺構は不明とされているが、これらが一対であれば、同一遺構の副葬品として埋葬された可能性も高いのではないかと考える。

№3、№4、№5 の 3 点は、銅製の棒状金属を C 環状に曲げたものを芯部とし、その表面を金板で被覆して製作されていることが明らかとなった。№4、№5 の蛍光 X 線定性分析では、銀（Ag）がやや強く検出されたことを述べ、その由来の可能性については、表層材の「金の不純物説」と「金銀の合金説」の 2 説を仮定した。しかし、改めてデータを詳細に解析してみると、そこで得られた Ag の検出強度は約 170cps 前後であった。これは過去の調査で同機器・同条件で分析し「金銀合金板貼」と推定した、法土寺遺跡（福井市）出土の 2 点の耳環資料の Ag の検出強度が約 600～700cps であったことと比較すると約 1/4 程度の強度しかなく（中村 他：2017）、寺山横穴古墳の 2 点の場合は、「金の不純物説」の可能性の方が高いと考える。ただし、両遺跡の資料とも定量分析を実施していないため推測の範囲を超えず、今後の課題の 1 つとしたい。

開口部の仕上げ技法について№4、№5 の 2 点は、表層材の端部を、芯材を被覆するように内側へ向けてたたみ込んで

いた。№3 については欠損のため断定するに至らなかったが、過去の調査事例結果から考察すると、「銅芯：金板貼」耳環の開口部は、№4、№5 と同様の「たたみ込み」による仕上げか、表層材の端部をキャンディーの包装紙のように捻じり絞り切断している「絞り込み」の技法を採用しているケースが多い。

以上の考察から、№3、№4、№5 は、「**中実：銅芯金板貼：たたみ込み技法**（№3 は絞り込み技法の可能性もある）」の耳環に分類できると位置づけたい。

７．まとめ

これまでの研究で、石川県内の各市町史や遺跡発掘調査報告書等に記載された内容から、本調査で対象とした子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群を含め、県内の 46 遺跡から耳環の出土を確認している（山内：2013）。また、耳環が出土した 46 遺跡のうち 42 遺跡が古墳時代後期（6 世紀後半～7 世紀半ば）に集中している。わが国における耳環の流通が 5 世紀から始まり、古墳時代後期に汎日本的に広く流通したという特徴から考えると（渡辺：1997）、まさに石川県内における耳環の流通時期の中心はその盛期と一致し、6 世紀末を中心に営まれたと考えらえる子浦小谷屋横穴古墳群・聖川寺山横穴古墳群出土の資料も例外でないことがわかる。また、県内の耳環出土遺跡の分布範囲は、南加賀地域から能登半島の先端の珠洲市まで広く広がっており、本調査で対象とした県央に位置する宝達志水町内においても、子浦小谷屋古墳群・聖川寺山横穴古墳群以外に、上田狐塚古墳（2 点）、竹生野天王山古墳群（1 点）、散田金谷古墳（4 点）が確認できる（山内：2013）。

一方、個々の材質・製作技法の点からまとめると、本調査で対象とした 5 点の耳環資料のうち 2 点が、「中実：銅芯銀板貼鍍金」で製作されていることが明らかとなった。この製作技法は汎日本的に分布しており、流通量のうちに占める割合も高い傾向がある。本学が携わった石川県内の調査済み資料 35 点のうち、本調査で扱った前述の 2 点を含めると、実に 17 点（49%）がこの技法により製作されたものだとわかった。また、同様の傾向は、福井市内の遺跡から出土した耳環の製作技法でも確認されている（中村 他：2017）。残り 3 点の「中実：銅芯金板貼」の資料についても、これまでに確認されていた 4 点を加えて県内 7 例目の確認となり、現状では「中実：銅芯銀板貼鍍金」に次いで多い技法であることが確認された。

以上のことから、石川県における耳環の流通は、全国的な耳環流通の盛期でもある 6 世紀後半から 7 世紀半ばにかけての短期間において、全県域的に急激に広がりを見せたということが指摘できる。また、そこで流通する製品の材質・製作技法からみた特徴も全国的なそれと類似するものであり、列島における耳環の流通、展開の流れの中に例外なく位置することが見えてきた。

８．おわりに

耳環は耳を飾る装身具として用いられたと考えられるが、その製作方法は未解明な部分を多く残すなど、高度な金工技術を必要とする製品である。また耳環は、金・銀などの見た目の美しさを有し、貴重な金工品を入手できたという所有者の階層的な立場を物語る遺物の 1 つと言える。本研究成果を含め、耳環が流通する時期、材質・製作技法が全国的に共通するという傾向は、それらが各地域的な単位で個々に製作されていたものではなく、階級など当時の社会的背景をもとにした影響下、限られた製作地より全国へ伝播したものではないかと推定できる。

北陸地域の遺跡から出土した耳環資料の材質・製作技法の解明を目的とした調査は、徐々にその数を増やしながら考察を進めている最中である。今後は未分析資料の分析を進めつつ、共伴遺物や出土遺構の特徴との関係を精査し、古墳時代中・後期の社会的様相の解明の一助としていきたい。

なお、本調査は、金沢学院大学 2017（後）-2018（前）フロントランナープログラム「Let`s be a curator!!」の学習プログラムの一環として、本学文学部文学科歴史学専攻の学生 4 名（岡田優希、横田汐里、田村迅、水科汐華）が、中村の指導のもと調査に参加した。実物の文化財資料に触れ、一連の分析・撮影作業に加え、劣化した資料のクリーニング作業までを体験することができた。このような実践的な学習の機会をいただいた宝達志水町教育委員会の関係諸氏には、ここに記して御礼申し上げたい。

註（1）資料№1、2 については、『石川県志雄町史』（1974 年）に、小谷屋・寺山横穴の出土品として写真及び実測図が掲載されていることから、いずれかの横穴から出土したことは確実である。
註（2）『能登　散田金谷古墳―之乎路の族長墓とその周辺―』には、小谷屋 12 号横穴の出土品として、金環 1 点のほか管玉 1 点、切子玉 2 点の写真が掲載されている。

＜引用文献＞

- 「図 1」：石川考古学研究会・石川県埋蔵文化財センター（1980 年）：『能登　散田金谷古墳―之乎路の族長墓とその周辺―』p3 より転載
- 「図 2」：志雄町史編纂委員会（1974 年）：『石川県志雄町史』p554 より転載
- 「図 3」：志雄町史編纂委員会（1974 年）：『石川県志雄町史』p565 より転載

＜参考文献＞

- 水野清一、小林行雄 編（1988 年）：考古学辞典、pp306
- 渡辺智恵美（1997 年）：「耳環小考－製作技法、材質からみた分類－」、『元興寺文化財研究所創立三十周年記念誌』、pp73
- 中村晋也、山内真季、小嶋芳孝（2013 年）：「石川県内の古墳から出土した耳環の自然科学的研究」、『日本文化財科学会第 30 回大会研究発表要旨集』、pp218-219
- 中村晋也、北村彩、田邊朋宏、河村友佳子、日髙真吾（2017 年）：「福井市内の遺跡から出土した耳環の自然科学的研究」、『日本文化財科学会第 34 回大会研究発表要旨集』、pp132-133
- 社団法人石川県埋蔵文化財保存協会（1998 年）：『荻市遺跡』（一般国道 159 号線荻市歩道設置工事に係る発掘調査報告書）
- 志雄町史編纂委員会（1974 年）：『石川県志雄町史』
- 石川考古学研究会・石川県埋蔵文化財センター（1980 年）：『能登　散田金谷古墳―之乎路の族長墓とその周辺―』
- 山内真季（2013 年）：「石川県内遺跡出土耳環の自然科学的研究」、金沢学院大学卒業論文（未公開）

「いしかわのようもう」商品開発
－ヒツジを活用した地域振興の取り組み－

広根　礼子

“Ishikawa Youmou” Product Development
－Challenges in Regional Development for the Practical Use of Sheep－

Ayako HIRONE

要　　約

大学で学ぶ専門分野を活かして、地域の課題解決を試みる実践的な学びが盛んに行われている。筆者は、2018 年度、白山麓（石川県白山市）を対象とした、『羊放牧による耕作放棄地の発生防止及び羊の肉・乳・毛等を活用した特産品の開発』に携わった。本稿は、ネーミングやロゴ、イラスト制作など、さまざまな角度で主体的に関わった羊毛の商品開発に関する工程を中心に、完成した商品の販売・PR 活動として実施したフェルトワークショップについてまとめた実践報告である。また、本事業を通じて行われた地域の方々や専門の異なる大学間での協働について考察する。

キーワード：羊毛，デザイン，地域振興，商品開発，協働

1.　はじめに

1.1　背景と目的

過疎・高齢化が進行し、土地の荒廃や、担い手不足が深刻化する白山麓。その白山麓を対象に、耕作放棄地を有効活用し新たな地域産業を創出して、地域の活性化を図る事を目的としたのが本試みである。白山麓木滑（きなめり）地区住民らと連携し、2015 年、石川県立大学が大学コンソーシアム石川「地域課題研究ゼミナール支援事業」として開始した。2018 年から新たに北陸大学と金沢学院大学が加わり、三大学の専門を持ち寄った協働による取り組みを継続している。

2018 年度、各大学の主担当は以下の通りである。
石川県立大学：「耕作放棄地放牧によるヒツジ増産」
放牧での仔羊の育成、繁殖および肥育によってヒツジの増頭を図ると共に、その肉を国産ラム肉として出荷したりレストランや試食会に提供すること。
北陸大学：「羊毛の鳥獣忌避効果の検証」
フェルトとして販売できない汚れた部分の羊毛の用途について検討すること。
本学：「羊毛の商品開発と販売促進」
毛刈りで発生する羊毛をフェルト材料に加工するとともに、販売促進を狙う新パッケージを考案すること。

1.2　羊毛の商品開発

取り組みの一環として生産されるヒツジの羊毛は、これまで透明のビニール袋に封入し、地域のイベントで販売されていた。今回この包装を改め、県内産の貴重な羊毛をアピールし、販売促進に繋がるようなパッケージデザインの開発を行うことになった。

3 年のゼミ生、市井菜々穂・笠置萌絵・徳田理紗・山口竣輔の 4 人を中心メンバーとして商品企画を始めた。

2.　羊毛ができるまで

2.1　国産ウールの現状

世界中には 3 千種ものヒツジの品種があると言われているが、現在日本にいるヒツジの代表種は、顔と手足の黒い「サフォーク/Suffolk」である。サフォークは、体が大きく、多産で早熟なことから、肉用種として飼育されている。

サフォークの毛は、短毛で膨らみのある毛質を生かし、その多くは羊毛布団の材料として使われてきた。羊毛としては、1 頭から約 2Kg 程度取れるが、刈り取った汚毛に含まれる繊維以外の脂・汗・泥汚れ・水・藁ゴミを取り除き、洗い上がった羊毛の重量は、約 50%に目減りしてしまう。そのため現在日本の牧場などで飼育されている肉と乳を搾取することを目的とするヒツジの毛は、大規模な洗毛工場がないことが起因し、

福祉施設などが少量の手洗いを請け負う以外は、ほとんどがゴミとして廃棄されているという。

このことから、中国・アメリカに次いで大量にウールを消費する日本だが、羊毛の国内自給率はわずか0.1%未満。国産ウールは大変な貴重品といえる。

2.2　毛刈り

2018年5月19日、白山市瀬木野町の畜舎にて、放牧を控えた繁殖羊9頭の毛刈りを行った。石川県立大学の学生がバリカンを使用して丁寧に刈った羊毛を、北陸大学と本学の学生が、糞の付着や汚れがひどい部分をはさみで取り除く選別作業を担当した（図1.2.）。

この毛刈り体験で、素材に直に触れ、そのにおいや質感、特性を知ったことは、後にパッケージデザインの裏能書につづる商品説明文の作成に役立った。

図1 バリカンで毛刈りをする県大生

図2　刈った毛を選別するゼミ生

2.3　洗浄・染色・カーディング

刈り取った羊毛は、洗浄・染色・カーディング（採取した繊維を櫛で均して、繊維方向が揃った綿状の塊にする作業）を施すことで、やっと商品として販売する準備が整う。手芸用品店で販売されている羊毛は、全て機械で処理されているが、それを手作業で行うのは、たいへんな労力を要する。生産者の労苦を知ったことも含め、学生達は、一つの商品にしっかりと向き合う姿勢を学べたのではないだろうか。

洗浄と染色は石川県立大学の学生が担当し、カーディングは、石川県立大学と本学の合同で行った（図3）。

図3　カーディングとパッケージング作業

3.　商品企画

3.1　ネーミング

これまで販売していた羊毛には名前がなかった。今後商品として量産して継続的に販売していくには、まず、名前をつける必要がある。ネーミングに関するディスカッションを進める中で、ゼミ生から様々なアイデアが集まった。

一例を挙げると、ヒツジの鳴き声を表した案として「baa baa」や、木滑の「もく」と、もこもこした羊毛の「もこ」をつなげて思わず触りたくなる案として「もくもこ」。また、商品を一匹のヒツジに見立てて連れて帰りたくなる（購入したくなる）案として「ひつじの白

さん」。これは白山ブランドであるという意味も兼ねている。

10 個ほどに絞ったネーミング案を関連機関に提案し、意見交換を行った。アンケートによる投票により、最終的に、幅広い年齢層にアピールできるようにひらがなで表記した『いしかわのようもう』が選ばれた。さらに生産地をアピールして欲しいという地域の方々の意見を取り入れて、「はくさん　きなめり　の」というコピーを付加した。(図4)。

図4　決定したロゴマーク

3.2　イラストレーション

商品にかわいいヒツジのイラストが付いていると手にとりやすい。また、サフォーク種の特徴が伝われば、商品に親しみを持ってもらえると考えたゼミ生は、各々自分達が実際に見て感じたヒツジのイラストを描いて持ち寄った（図5)。

ネーミングと同様に関連機関に提案し、アンケートを行った結果、正面を向いて座っている案に多くの票が集まった。

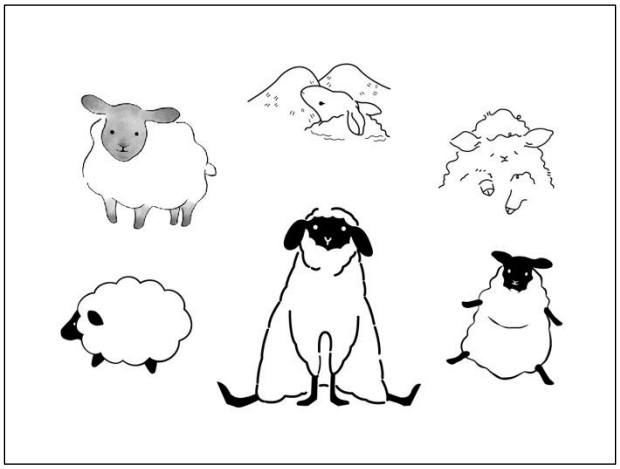

図5　イラスト案

3.3　パッケージデザイン

「いしかわのようもう」のデザインコンセプトは、１つめに白山麓の豊かな自然のもとで手作業による丁寧な生産をしているということ、２つめは今後地域の方々が生産していくときに、出来るだけ作業が簡単にすむこと、という２点を考慮して「素朴」・「手触り感」・「シンプル」に設定した。

パッケージに使用する紙は、環境に配慮された森林認証紙や古紙を中心に使用することに決め、4 人のゼミ生が一人一案、タイプの違うパッケージ案を考案して試作品制作を行った（図6)。

図6　パッケージ案

3.4　検討会

2018 年 9 月 7 日、石川県立大学にて、学生を含めた関係者によるパッケージデザインの検討会が開催された。ゼミ生の代表が試作品 4 案についてプレゼンテーションを行った。協議の末、情報の表示面積が大きく、自立して設置できる案に決定した（図 7)。

3.5　パッケージの完成

パッケージ案が決定した後も、羊毛の容量やカラーバリエーション、表面と裏面に掲載する情報の検証に時間を割いた。「消費者が知りたい情報」と「生産者として伝えるべき情報」について何度も関連機関と意見交換を重ねた。こうして羊毛の商品開発は、約半年間の試行錯誤の末、9 月末に新パッケージの完成に至った（図 8)。

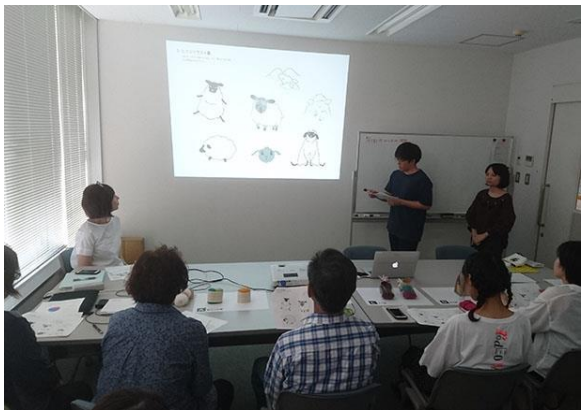

図7　関係者にプレゼンするゼミ生

図8　完成したパッケージデザイン

羊毛フェルト販売開始
県立大などの学生
白山麓で住民と連携し、県産ヒツジの繁殖に取り組む県立大などの学生は7日、羊毛フェルト商品の今季の販売を始めた＝写真。商品パッケージを愛らしいデザインに一新し、ヒツジを放牧する白山市木滑の里山体験イベントでお披露目した。
今季は金沢学院大の広根礼子准教授のゼミが活動に協力し、ゼミ生が新パッケージを考えた。20、21日に金沢市で行われる石川の農林漁業まつり（本社など特別協力）でも販売する。
白山麓の羊毛で手芸を
県立大、金沢学院大生 パッケージ考案

図9　新聞記事

4.イベントでの販売とワークショップ

4.1　木滑地区の里山祭「山笑い」

日時：2018年10月7日

場所：木滑神社および吉野谷ふれあいセンター

「いしかわのようもう」新パッケージの初販売を行った。地域の特産物やジビエ料理の販売ブースが並ぶかたわら、フェルトワークショップが行われ、マスコミによる取材も行われた。（図9）。

4.2　学園祭

日時：2018年10月13・14日

場所：金沢学院大学

「baa baa café」と銘打ち、羊毛販売とワークショップに加え、ヒツジをイメージしたcafeメニューの販売を行い、雰囲気を盛り上げた。

一方、石川県立大学の学園祭では、羊毛販売とワークショップの開催、ヒツジとのふれあいがおこなわれた。学生らは相互の大学祭を訪れ、交流を図った。

4.3　石川の農林漁業祭り

日時：2018年10月20・21日

場所：石川県産業展示館4号館

農林漁業祭りは、豊富な里山里海の幸の販売や体験など、例年100を超えるブースが設けられる。

羊毛販売とワークショップの開催、木滑地域の主婦や学生らが作った羊毛のグッズ販売の他、ヒツジの放牧や肉に関するパネル展示を行った（図10）。

4.4　道の駅

日時：2018年10月30日～

場所：道の駅　「瀬女」

道の駅「瀬女」は、岐阜県と福井県につながる要所に位置し白山麓の地産食品や民芸品を取り揃えている。「いしかわのようもう」の販売を開始した。

4.5　里山地域セミナーと中間成績報告会

日時：2018年11月17日

場所：吉野谷ふれあいセンター

県内から公募した親子を対象に、ヒツジのふれあい体験とフェルトワークショップを開催。その後行われた中間成績報告会では、地域の方々に対して、販売促進効果の説明と意見交換を行った（図11.12）。

図 10　農林漁業祭りブースの様子

図 11　ヒツジと触れ合う親子

図 12　ワークショップの様子

5. まとめと考察

5.1 学生の感想

取り組みの振り返りとして、
1. 羊毛の商品開発、2. 他大学・地域の方々との協働の 2 点について学生の感想を記す。

1. 羊毛の商品開発を体験して感じたこと

- 自分達で一からパッケージを制作したことによって、デザイン系の学生と一般学生の視点は少し違うと感じた。一つの商品には様々な想いと視点があって成り立っていることを学んだ。
- 今回、生まれて初めて羊と触れ合い、今まで関わったことのない畜産系の学生と交流した。一見まったく関係ないようにみえる分野に自分の知識が役立つ経験を通し、自分の学んだデザインをどう世の中に生かしたいのかを考えるきっかけになった。
- ワークショップの企画を担当し、自分のアイデアが生かされ、形になっていくという面で良い勉強になった。地域の方々の温かさや優しさに触れることができ、とても有意義な時間を過ごすことができた。
- 自分達のデザインしたパッケージが商品となり、人から良い評価を受けたり喜んでもらうなど、ものづくりの魅力を多く感じることができた。

2. 他大学・地域の方々との協働で感じたこと

- 学内で話し合うだけでは思いつかないようなアイデアや提案があり、それぞれの大学で学んでいる知識や地域の方の意見などがあったからこそ多くの方に受け入れられるパッケージが提案できたのだと思う。
- このプロジェクトで畜産系の学生だけではなく、デザインや羊毛の活用方法について専門知識がある人達が協力することで、色々な発見があった。例えば一部の木滑の方から出た「そもそも新しいパッケージは必要か」という意見は、私達には出てこない意見。それに対して販売促進効果があると一方的に主張を通すのではなく、木滑の方々の意見も取り入れたパッケージが完成したのはすごく良かったと思う。
- 他大学の学生や木滑の方々と活動を共にすることで、ひとりでは成し遂げられなかったものができたという達成感があった。また、飼育から食肉加工までの流れ、商品にならない羊毛の畑への散布についても知ることができて良かった。
- 商品パッケージを制作するにあたって、消費者のニーズや生産者の思いに対して、単にデザインをするのではなく、幅広い知識を持って応えていくことが必要だと改めて気づいた。

・ 羊の価値を石川県の人に知ってもらうのが目標なのか、または売り上げをもっと上げるのが目標なのか。結局商品を作ってその先どういう効果を期待しているのかということは、地域連携だけでなく普段の作品作りにもつながるように思う。

5.2 活動の成果

ＰＲ活動として実施したフェルトワークショップには、累計200組以上が参加した。装いを新たにした羊毛の販売数は100個を超え、新パッケージによる高い販売促進効果が実証された。また、内容量や販売方法などが明確になったことで、計画的な生産が可能となった。

「いしかわのようもう」商品開発がラッキーだったのは、4人のゼミ生のアイデアが同等の割合で採用され、商品が誕生したことである。ネーミングが採用されてロゴの制作を手がけた学生、イラストが採用された学生、パッケージのアイデアが採用された学生、販売時のPOPやプレゼンテーションボードをまとめた学生。活動に携わった学生らが、各々自分ごととして等しく成果を実感できた理想的な事業を通じて、自ら考え行動する積極性が培われた。白山麓での飼育頭数はまだ20頭余りだが、貴重な県産羊毛の商品開発に携われたことは、学生にとってこの上ない実践トレーニングの場となった。

今年度、ヒツジを主軸に３大学が各々の専門性を融合させることにより、モノづくりの風上から風下まで一貫した実践的学修が実現した。さらに、異分野を学ぶ学生間や、白山麓地域住民との継続的な交流を通じてコミュニケーション能力が鍛えられ、学内では得難いまなびをもたらした。

6. 今後の展開

学生が主体となって開発・生産して販売に至った「いしかわのようもう」は、今後、地域住民らが主体となりパッケージ詰め、販売を行っていけるように生産アドバイスを含めた交流を続けていく。そして、「いしかわのようもう」ブランドを幅広くアピールするためのWEBページを開設し、地域住民の収入増大につなげる準備を進行中である。

昨今、発想を促す自然の造形素材として羊毛を授業に取り入れる大学が増えている。今後、近隣の教育・福祉の現場で「いしかわのようもう」の魅力を紹介していきたい。

参考文献

(1) 大内輝雄（1991）「羊蹄記～人間と羊毛の歴史～」平凡社
(2) 本出ますみ（2018）「羊の本　ALL ABOUT SHEEP AND WOOL」スピナッツ出版
(3) 財務省貿易統計　輸入　2017年 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/index.html（2019.5.10閲覧）
(4) 農林水産省 めん羊の改良増殖等をめぐる情勢　2014年 http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/pdf/menyagi_siryou4.pdf（2019.9.13閲覧）
(5) 帝国書院　羊毛の生産トップ 10 と日本の国産供給量 https://www.teikokushoin.co.jp/statistics/map/index12.html（2019.9.13閲覧）
(6) 県産めん羊を活用した地域振興に関するシンポジウム岩手https://r-tsushin.com/journal/japan/iwate_menyou_01.html（2019.9.13閲覧）

トランポリン競技選手における心理的サポートに関する縦断的研究

―2020 年東京オリンピックを目指す女子選手の心理的変容―

丸山　章子

The Vertical Study of Psychological Support for Trampolinists

-Psychological Changes of Female Trampolinist Aiming for the Tokyo Olympics in 2020-

Akiko MARUYAMA

要　約

トランポリン競技は 2000 年のシドニーオリンピックから正式種目に採用された比較的歴史が浅い競技であり、2020 年の東京オリンピックで６回目のオリンピック参加となる。日本女子のレベルはここ数年向上し、東京オリンピックでのメダル獲得を目標に日々選手強化に努めている。

本研究の目的は、東京オリンピックを目指す女子トランポリン競技選手に心理的サポートを行い、その心理的変容について検討することである。ルーティンの確立、イメージトレーニング活用、自律支援行動の推進、行動によるスポーツマンシップの確立という内容の心理サポートを約２年半行った結果、心理検査では、「自己実現意欲」「自己コントロール能力」「集中力」「決断力」の項目の得点が向上した。また、内省報告からは心理的変容が見られ、試合で実力発揮ができるようになった。そして、アジア競技大会銀メダル、ワールドカップ銀メダル獲得という世界のトップレベルに競技成績が向上した。

Abstract

The purpose of this study is to provide psychological support to female trampolinists aiming for the Tokyo Olympics and to examine their psychological changes. As a result of psychological support for about two and a half years, including the establishment of routines, the use of image training, the promotion of autonomous support behavior, and the establishment of sportsmanship through behavior, "self-motivation willingness", "self-control ability", "concentration" and "decision" improved. In addition, it became possible to demonstrate the ability in the competition, and the competition results improved to t to the world top level of Asian Games silver medal and World Cup silver medal acquisition.

キーワード：心理サポート、トランポリン、オリンピック、ルーティン、イメージトレーニング、自律性
Key Word :　Psychologcal support, Trampoline, Olympics, Routine, Image training, Autonomy

Ⅰ　研究目的

「人間力なくして競技力向上なし」。前日本オリンピック委員会選手強化本部長の橋本聖子氏が掲げた強化方針であり、2020 年東京オリンピックまで継続されている。スポーツにおける選手育成、強化には人間力と呼ばれる心理的側面の強化が必要不可欠である。心理的側面の強化は、メンタルトレーニングや心理的スキルトレーニング、メンタルプラクティスによって行われることが多いが、それらを総称したものを心理サポートと言う。

また、一方でスポーツ選手の自律についての研究も行われている(4)。筆者は、Lost Skill Syndrome（トランポリン競技で技に入れなくなる現象）ついて研究した結果、自律性と関連があることを明らかにした(9)。また、中村ら(12) は、スポーツ活動は選手自身が主体的に行うことが望ましいとし、アスリートの自律性支援についての研究を進めている。

トランポリン競技は 2000 年からオリンピック正式競技になった競技でオリンピック参加は６回目となる。高難度の技をいかに高く、移動なく、正確に美しく演技するかを競い合う競技である。日本女子は、過去世界選手権の決勝に出場することすら困難なレベルであったが、2017 年世界選手権で、個人、シンクロナイズド競技において史上初のメダルを獲得し、2018 年にはシンクロナイズド競技で金メダルを獲得している。東京オリンピックでは、初のメダル獲得を目標に日々選手強化に努めている。

これまでもトランポリン競技に関するメンタルトレーニング、あるいは心理的スキルトレーニングに関する研究はあったが[2][3]、オリンピックを目指す高い競技レベルの選手へ心理サポートを行った研究は十分とは言えない。

そこで本研究では、東京オリンピックを目指す１名のトランポリン競技選手を対象に、長期にわたり心理サポートを実施し、その心理的変容について検討することを目的とする。

Ⅱ　研究方法

１．調査対象

東京オリンピック候補選手である大学トランポリン競技選手女子１名。選手のプロフィールは表１の通りである。

表１　対象選手のプロフィール

選手	学年	年齢	性別	競技歴
A	大学２年	20	女	2018 年全日本選手権個人優勝、アジア競技大会個人２位、世界選手権シンクロナイズド競技優勝、個人５位。

２．研究期間　　2017 年４月～2019 年９月の 29 ヶ月間。

３．メンタルサポートの内容

本研究で実施したメンタルサポートの内容は表２に示した。

表２	メンタルサポートの内容	
1	ルーティンの確立	試合で行う動作と同様の動作（ルーティン）を練習時から行う。
2	イメージトレーニング活用	競技遂行のためのイメージトレーニング（主観的）を練習時から行う。
3	自律性支援行動の推進	７つの自律性支援行動（以下）を意識した指導
		①規制、制限の中で選択肢を与える ② タスクや制限について根拠を提示する ③選手の感情や観点を認める ④選手が主体的かつ自主的に行動する機会を与える ⑤非制御的フィードバックを与える ⑥制御する行動を避ける ⑦選手の自我関与を防ぐ
4	行動によるスポーツマンシップの確立	礼儀、立ち会いから残心までを徹底した練習、試合を行う。

※７つの自律性支援行動はGENEVIE` VE A. MAGEAU and ROBERT J. VALLERAND [4]の自律性支援行動に基づくものである。

図１　A 選手のイメージトレーニングの様子

４．データ収集

データは、以下の内容から収集する。

１）心理検査

①DIPCA.3（心理的競技能力診断検査）TOYO PHYSICAL

スポーツ選手の一般的な心理的傾向としての心理的競技能力を以下の５つの因子、１２の尺度に分けて診断する。因子、尺度は表３の通りである。スポーツ選手としての心理面の長所・短所を診断できる。各内容、４点～２０点で評価される。

表３　DIPCA.3によって測定される因子・尺度

因子	尺度
競技意欲	「忍耐力」「闘争心」「自己実現意欲」「勝利意欲」
精神の安定集中	「自己コントロール能力」「リラックス能力」「集中力」
自信	「自信」「決断力」
作戦能力	「予測力」「判断力」
協調性	「協調性」

２）内省報告　本人の話した言葉や書いた文章。

３）競技成績　研究期間中に行われた大会の競技結果、競技記録。

５．データの分析方法

質的分析（面接データ、内省報告、練習試合日誌のデータによる分析）と量的分析（心理検査による分析）の混合手法を用いた。

Ⅲ　結果及び考察

１．心理検査結果

①　DIPCA.3結果

図２はA選手のDIPCA.3の結果を示したものである。

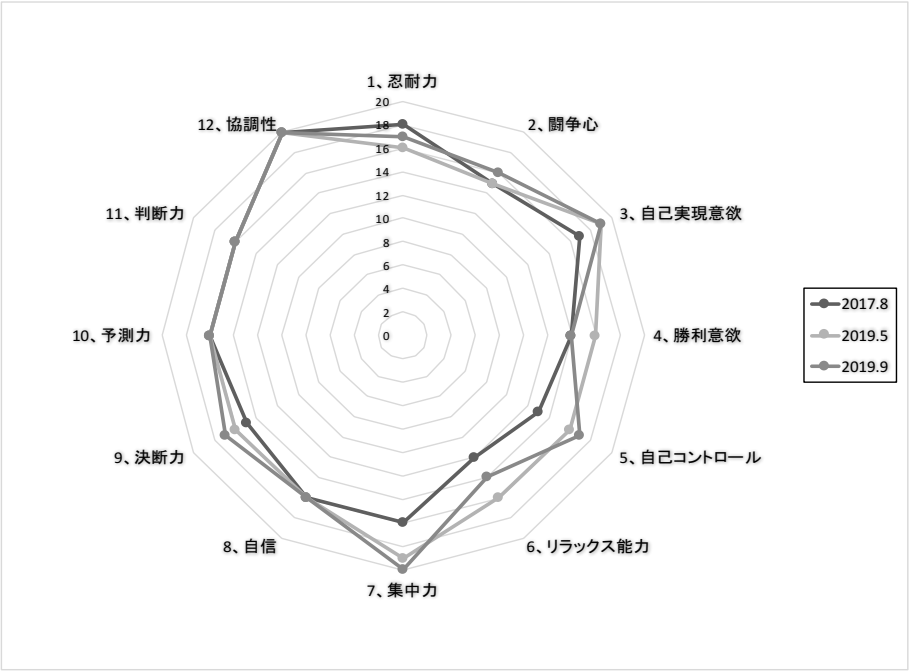

図２　A選手のDIPCA.3の結果

2017 年 8 月と比較し 2019 年の結果は、明らかに「自己実現意欲」、「自己コントロール能力」、「集中力」、「決断力」尺度の得点が上がっている。また、総合得点も 2017 年 8 月は 188 点であったのに対し、2019 年 5 月は 201 点、2019 年 9 月は 202 点と上昇している。

２．KJ 法からの心理的変容

図３は、A 選手の大会後の心理的変容を KJ 法によって分析した結果である。

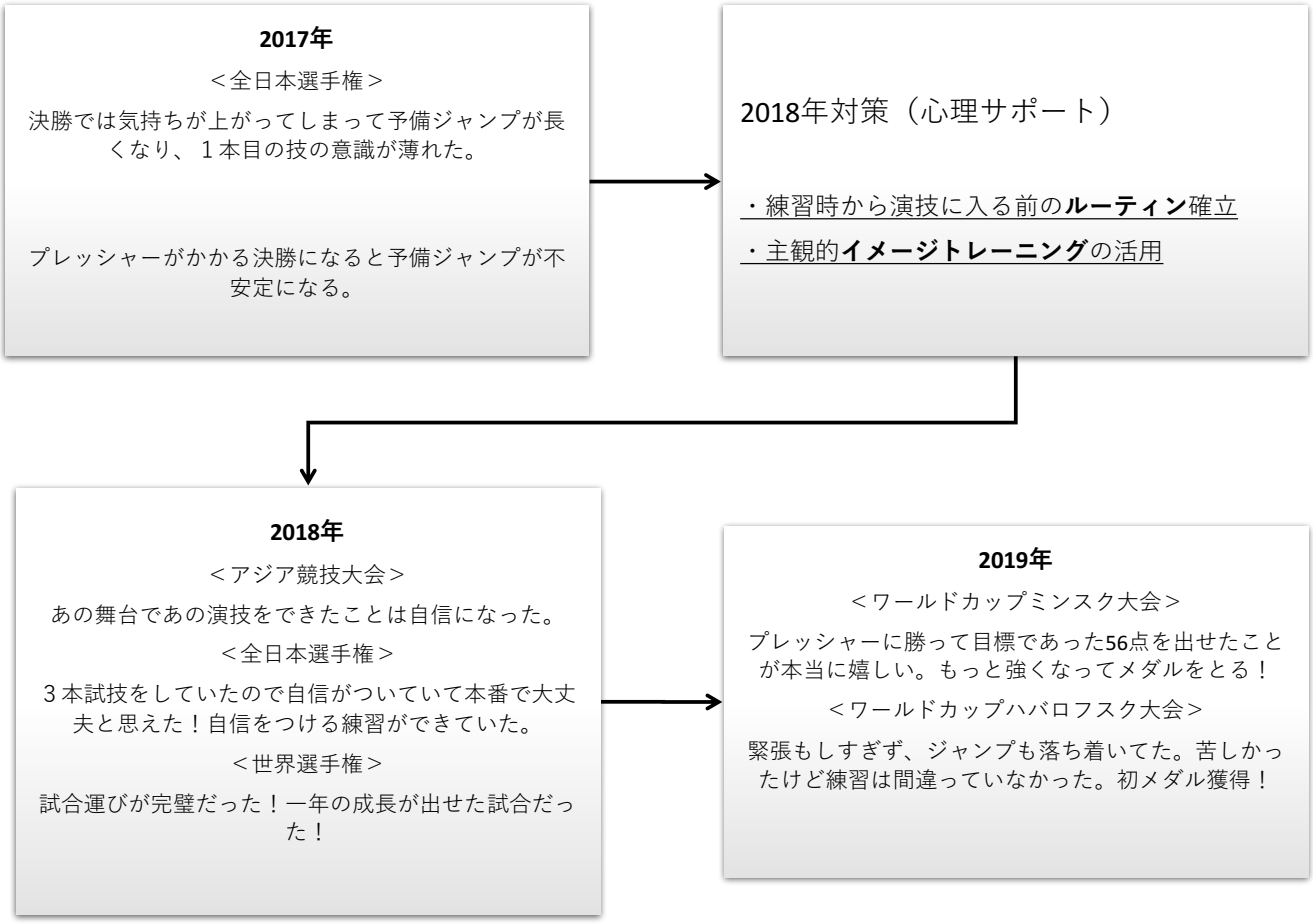

図３　A 選手の大会後の心理的変容を KJ 法により分析した結果

2017 年は大会でプレッシャーがかかる場面（優勝できるかどうかなど）になると予備ジャンプが不安定になり、自分が行いたい演技ができなかったが、2018 年からルーティンとイメージトレーニングを普段の練習時から導入して行った結果、2018 年、2019 年の大会では、プレッシャーがかかる場面でも自信を持って大会に臨んでいたことが伺える。また、課題であった予備ジャンプも落ち着いて行うことができるようになってきている。

３．競技成績

表４は A 選手の 2017 年 4 月～2019 年 9 月の主要な大会における競技成績を示したものである。2018 年には全日本選手権で優勝、アジア競技大会銀メダル獲得、世界選手権でも入賞という結果を残しており、2019 年東京オリンピックの出場権がかかるワールドカップ大会でも入賞、メダル獲得と競技成績を着実に上げ、世界のトップクラスというレベルになりつつある。

表４　A 選手の 2017 年 4 月～2019 年 9 月の競技成績

年月	大会名	結果
2017 年 10 月	全日本選手権大会	個人 4 位
2017 年 11 月	世界選手権大会	個人 9 位（決勝進出ならず）
2018 年 8 月	アジア競技大会	個人日本史上初銀メダル獲得
2018 年 10 月	全日本選手権大会	個人優勝
2018 年 11 月	世界選手権	個人 5 位入賞
2019 年 4 月	ワールドカップミンスク大会	個人 4 位入賞
2019 年 9 月	ワールドカップハバロフスク大会	個人銀メダル獲得

４．結果からの考察

心理サポートを行った A 選手の心理的変容について、DIPCA.3 検査の結果、KJ 法による心理的変容、競技成績により分析した結果、以下の考察ができる。

今回心理サポートとして、ルーティンの確立、イメージトレーニングの活用、自律性支援行動の推進という３つの柱でサポートを行ってきたが、結果として、DIPCA.3 の尺度である「自己実現意欲」、「自己コントロール能力」、「集中力」、「決断力」の得点が上がっている。渡辺 [20] は、ルーティンについて「ルーティンを行うことで今やらなくてはいけないことに注意を向けられる。集中力を高める。」と述べている。本研究の結果からも同様の結果が得られ、ルーティンの確立により、集中力が向上したと考えられる。また、練習時も大会時も同じルーティン、イメージトレーニングを実施することで精神的に安定し、自己コントロールができるようになったと思われる。また、自律性支援行動の推進を基盤とした指導、心理サポートをすることで選手主体の競技への取り組みがなされ、自己実現意欲も高まったものと推察できる。さらに７つの自律支援行動を意識したサポートの一つである選択肢を与える機会を多く作ったことで決断力が増したものと思われる。心理サポートの効果が DIPCA.3 の結果と関わりが大きいことが推察できる。

KJ 法により、ルーティンの確立、イメージトレーニングの活用が大会での実力発揮に大きく影響を与えていることが考えられる。また、そのことが競技成績の向上とも繋がっている。

Ⅴ　まとめ

本研究では、東京オリンピックを目指す女子トランポリン競技選手一名に、ルーティンの確立、イメージトレーニングの活用、自律支援行動の推進、行動によるスポーツマンシップの確立という４つの内容で心理的サポートを行い、その心理的変容について検討した。約２年半サポートを行った結果、「自己実現意欲」「自己コントロール能力」「集中力」「決断力」が向上した。また、試合で実力発揮ができるようになり、世界のトップクラスといえるレベルに競技成績が向上した。ルーティンは集中力を高め、イメージトレーニングにより自己コントロール能力が増し、自律支援行動の推進により、自己実現意欲、決断力が向上したものと思われる。

Ⅵ　今後の課題

今後は、事例研究を積み重ね、オリンピックを目指すレベルのトランポリン選手の心理サポート、指導のあり方についてさらに検討をしていきたい。

＜引用参考文献＞

(1) 土肥美智子他. 成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック. 独立行政法人日本スポーツ振興センター　国立スポーツ科学センター（JISS), 2014.

(2) 古　章子. トランポリン競技選手の心理的サポートに関する縦断的研究―オリンピックを目指す女子選手の事例―. 金沢学院大学紀要, 情報科学・自然科学編, 第４号, 127-135, 2006

(3) 古　章子. トランポリン競技選手における心理的スキルトレーニングプログラムに関する研究―県内ジュニアトップクラス選手８名の事例研究―. 金沢学院大学紀要, 経営・経済・情報科学・自然科学編, 第９号, 175-183, 2011.

(4) GENEVIE` VE A. MAGEAU and ROBERT J. VALLERAND. The coach-athlete relationship: a motivational model . Journal of Sports Sciences, 2003, 21, 883-904
(5) 林　晋子, 土屋裕睦. オリンピアンが語る体験と望まれる心理的サポートの検討. スポーツ心理学研究, 第 39 巻, 第 1 号, 1-14, 2012.
(6)石村宇佐一. メンタルトレーニングの基礎―不測の事態に備えるー. ふくろう出版, 2015.
(7)国立スポーツ科学センター（JISS）スポーツ科学研究部心理グループ編. メンタルの壺. JISS, 2012.
(8)Leonard D.Zaichkowsky　米国における心理的スキルトレーニングの進め方　スポーツ心理学研究第 33 巻第 1 号　2006 48-49
(9) 丸山　章子. トランポリン競技における Lost Skill Syndrome に関する臨床的研究―自律性の問題がみられた事例―金沢学院大学紀要　情報科学・自然科学編　第 7 号　2009
(10) McNair DM, Lorr M, Droppleman LF. Profile of Mood States. San Diego Educational and Industrial Testing Servise, 1971.
(11)中込四郎他. よくわかるスポーツ心理学. ミネルヴァ書房, 2012.
(12) 中村貴之, 岡島五星, 伊藤雅充. 自律性支援環境構築を目指したアクションリサーチ　日本コーチング学会第 24 回大会特別論文集　81-82 2013
(13)日本スポーツ心理学会編. 最新スポーツ心理学―その軌跡と展望―. 大修館書店, 2004.
(14)日本スポーツ心理学会編. スポーツメンタルトレーニング教本. 大修館書店, 2005.
(15)杉原隆. 運動指導の心理学―運動学習とモチベーションからの接近―. 大修館書店, 2003.
(16)鈴木壯, 中込四郎. 心理サポートの事例研究. スポーツ心理学研究, 第 40 巻, 第 1 号, 68-70, 2013.
(17) 立谷泰久他. 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けての心理サポートとその後. 日本スポーツ心理学会第 43 回大会研究発表抄録集, 12-13, 2016.
(18)武田大輔. 臨床スポーツ心理学の現状と課題. スポーツ心理学研究, 第 40 巻, 第 2 号, 211-220, 2013.
(19)徳永幹雄. ベストプレイへのメンタルトレーニング―心理的競技能力の診断と強化―. 大修館書店, 1996.
(20)渡辺英児　バレーボールメンタル強化メソッド　株式会社実業の日本社
(21) ヨーコ　ゼッターランド他　女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブックー健やかに、美しく、そして生活を楽しむー　公益財団法人日本スポーツ協会

台湾における水泳の大衆化と日本泳法
－水泳研究会と台湾体育協会水泳部－

山脇　あゆみ

The popularization of swimming in Taiwan and Japanese swim-style.

Ayumi YAMAWAKI

要　　約

1920 年 8 月、台湾では体育に関する研究会が組織され、水泳研究会が設けられた。研究会の幹部は日本泳法の泳者であり、日本泳法の各流派の長所を取り入れて編制された高師泳法を台湾の体育科教育へ導入するための研究を実施していたとみられる。1920 年 9 月には台湾体育協会が設立され、1922 年に台湾全島の水泳を牽引する組織として台湾体育協会水泳部が設けられた。それを契機に、台湾全島で水泳大会が実施されるようになる。

1922 年に至って、台湾における水泳大会は各水泳場の成果発表会という形式を脱し、一定のルールの下競う競技スポーツの域に達した。1922 年以降、台湾各地で水泳団体が設立されるようになり、台湾各地で水泳大会が催されるようになった。これらの水泳団体の成立に加えて、縦貫鉄道システムの完成もまた水泳大会隆興の基礎となった。1922 年以降、水泳大会で実施された種目は競泳が主であったため、台湾全島に広まった水泳は一般的に日本泳法ではなく競泳であった。ゆえに、台湾における一般的な水泳は競泳に移行していったと考えられる。

キーワード：日本泳法，日本統治下台湾，水泳

1. はじめに

日本統治が開始された1895年当時、台湾の一般的な人々にとって水泳は馴染みのない運動であった。台湾における水泳は、日本の統治が契機となって導入され普及が図られた運動であり、各種日本泳法が教授されていたことは、筆者がこれまでの研究で明らかにしてきたところである。

簡単に整理すると、1895年から1906年には、極めて断片的ではあるが、水泳活動そのものの習慣がほとんどなかった台湾に日本人が日本泳法を紹介し始めた。1907年に至って、台北の古亭庄水泳場において体育倶楽部水泳部による水泳講習が開始された。さらに基隆水泳場においても水泳講習が実施された。その後、台湾における水泳の活動は年々盛り上がりを見せるようになり、古亭庄水泳場では、流派を限定しない日本泳法が教授され、小堀流、水府流、観海流などの泳法が泳がれた。基隆水泳場では、観海流の指導が行われていたと報じられている。1913年に至るまで、古亭庄水泳場及び基隆水泳場における日本泳法の教授は続けられた。1914年に至り、古亭庄水泳場及び基隆水泳場では、継続して水泳が教授され、特に古亭庄水泳場では水府流太田派や神伝流、小堀流、水府流など様々な流派が統合された高師泳法の指導が実施されたとみられる。基隆水泳場には、遠泳の他に数種類の水府流太田派や高師流とみられる泳法が導入されたが、やはり主となっていたのは観海流の平泳であった。以上が、これまでの研究で明らかとなった史実である。

1920年代に至り、台湾社会は顕著に変化した。例えば、交通網が発達し、自転車、自動車が流通し始めたことで一般の人々の移動が容易となり、工業や商業に携わる人口が増加した。就学率も増加し、台湾の社会的な風潮として新しい物事や技術を受け入れるようになった。台湾社会学研究者である陳は、この時期を文化運動、社会運動が起きた台湾社会史上重要な時期であるとしている(1)。さらに、1920年には、泳法の研究と学校教育への水泳導入のために、14歳以上の台北在住の男子によって水泳研究会が設立され、水泳を一般的な運動にするための本格的な動きが始まった。水泳研究会では、水府流太田派・高師流泳法のような教育的要素を有

した泳法の研究が主とされた。一方、日本では1923年以降、各種スポーツ競技が盛んに行われるようになり、新聞にはスポーツ欄が設けられ、試合結果の報道や宣伝がみられるようになった。そして、1924年には明治神宮外苑競技場が完成し、第1回明治神宮競技大会が実施された(2)。こういった台湾にとっての植民母国である日本のスポーツへの熱意と台湾社会の近代化は、台湾に各種スポーツの礎を築く土台となった台湾体育協会を成立させるに至らせた(3)。本研究では、台湾全土へ各種スポーツが広がりを見せる1920年から1925年頃に焦点をあて、台湾における水泳の大衆化と日本泳法について検討した。

2. 水泳研究会設立

1920年8月、台湾では体育に関する研究会が組織され、水泳の研究を行うための水泳研究会が設けられた。この研究会は、台北市内の水泳同好者によって組織され、14歳以上の男子で構成された。会員は毎月30銭の会費を納める必要があり、この点からみると、一般に参加者を募る性質の組織ではなかったと思われる。構成メンバーは、次のとおりである(4)。

世話係　蜂谷、兒島、菅沼
顧問　　佐藤勤、中澤亮治、加福均三、細見仁、宮下清一郎、石川中尉、鹽谷新、富永藤平

世話係の菅沼は、1914 年に初の内地派遣者として日本の全国中学校水泳大会に出場し、翌 1915 年には古亭庄水泳場規定の 1 級を取得、その後体育倶楽部水泳部の教師を務めた台北中学校卒業の菅沼三郎である。顧問の佐藤勤は水府流を修めた人物であり、加福均三は、水府流太田派を隅田川に修め、台湾へ赴任後、各水泳場における水府流指導にあたった(5)。中澤亮治は神伝流の泳者であり(6)、鹽谷新、富永藤平の両名についても、武徳会水泳部の教師を務めた人物である。以上のような日本泳法の泳ぎ手が中心となって構成された水泳研究会は、体育の普及向上を期することを目的に、台湾における学校体育の理論及び実際に関する研究調査を実施した。

その研究内容については、台湾日日新法に「古亭庄渡船場對岸に於て毎日午後二時より三時半まで高師流水泳研究を續行すべく指導は會員たる臺北師範學校助教授瀧田初段之れに當たるべし(7)」と報じられている。この研究会の指導に当たった瀧田は、1911（明治 44）年に東京高等師範学校の体操専修科を卒業し、1919（大正 8）年渡台後、台湾師範学校の助教授となった人物である(8)。瀧田は、『台湾教育』の中で、「或る流儀を學んで此れが唯一のものと思ふのは宜しくない、「實用」と言ふ方面からみて已に大なる誤りである、況やこれを體育の方便に利用せんとば、又別に種々の見地があつて一流派に拘泥すると言ふ理由は尚更立たぬ事になる。然るに今日或種の人は中々頑固の考を持つて居て何流でなければと言ふのを聞くが、一流派で總ての場合に適合すべき泳法を持つて居るものが有るならばいざ知らず、それがない限りは一派一流に拘泥するのは全く宜しくないと言ふべきである(9)。」さらに、「東京高等師範學校では游泳の教育的普及を計ると言ふ考から明治三十八九年頃斯道の大家を聘し、現在我邦に行はるゝ諸流派の長所を採つて游泳要目を編制された。此の要目は高師泳法と稱して同校では之れに據つて教授して居る(10)。」と、水泳を学ぶ際、流派に拘る必要がないことを強調し、自身の卒業校である東京高等師範学校において諸流派の長所を採用して編制された高師泳法が流派に拘らない游泳要目であることを述べている。このことから、武徳会水泳部が今後の台湾体育の普及向上に当たって、日本泳法の各流派の長所を取り入れて編制された高師泳法を台湾の体育科教育へ導入するための研究を実施していたと思われる。

3. 台湾体育協会水泳部設立

台湾体育協会は、1920 年 9 月 21 日に、当時総督府総務長であった官下村宏の命の下設立された。体育協会の経営は、財団法人の形式によってなされ、新竹、台中、台南、高雄に支部が設置された(11)。協会規定によると、本部事務所は総督府の庁舎内に設け、総督府総務長官を名誉会長とし、「国民の身体健全、精神の充実のため、体育を奨励する（第 2 条）(12)」と述べられており、体育協会は台湾全島の体育スポーツをリードする組織であることが明示されている。台湾には、日本統治初期（1903 年）設立の体育倶楽部という台北地区に限定して各種スポーツの普及発展のために活動を展開していた組織がある。体育倶楽部は、約 15 年に渡って台湾の体育を牽引する組織であったが、1917 年、台湾の全島的な社会体育の風潮の高まりに並行がとれなくなり、解散するに至った。台湾体育協会は、体育倶楽部解散後の体育界の統一を計るべく創設された組織である。両組織は体

育界を牽引するというスタンスこそ合致していたものの、台湾体育協会と体育倶楽部は全く異なる組織であった。台湾体育協会の設立によって、台湾の体育スポーツは台北以外の地区にまで拡大され、全国規模の各種スポーツ競技大会が実施されるようになり、社会の民衆を惹きつけていった(13)。

台湾体育協会が成立当初設けたのは、総務、テニス、野球、陸上競技、相撲の 5 部門であった。水泳関連の部門が設けられたのは 1923 年 5 月に至ってからである。1923 年 5 月 17 日の『台湾日日新報』には、体育協会に水泳部がないことに対して抗議し、オリンピック競技に水泳が取り入れられていることから、台湾体育協会にも水泳部門を設置すべきとの提案がなされたことが報じられている(14)。このような水泳部設立に対する強い要望を受けて、台湾体育協会は 1923 年 7 月 18 日、古亭庄水泳場で発会式を実施し、佐藤勤を部長、中澤亮治、鹽谷新らを幹事とし、水泳家として台湾の水泳界に尽力した加福均三を評議員として体育協会水泳部の設置を成し得た(15)。

台湾体育協会水泳部の幹部となったのは、1920 年 8 月に台北市で結成された水泳研究会のメンバーが中心であった。前節で述べたように、水泳研究会とは、台北市内の水泳家が体育普及を目的として泳法を研究するための組織である。体育協会水泳部は、水泳研究会に関わる人材によって経営され、台湾全島に渡る水泳の事務関連全てが幹事らに任されることとなった。つまり、日本泳法の泳ぎ手によって台湾体育協会の水泳部が立ち上げられたのである。そして、台湾体育協会水泳部は、植民統治が終了するまで台湾の水泳に関わり、特に全国規模の大会を主催した(16)。

4. 台湾における水泳試合の大衆化と近代泳法の台頭

1922 年代以前の水泳大会は、体育倶楽部水泳部が毎年実施していた水泳大会が主であった。この水泳大会は、各水泳講習場の成果発表会程度の催し物であったため、参加者は会員もしくは学生が中心であり、一般人が参加する性格の大会ではなかった。しかし、1922 年に実施された基隆青年会主催の基隆水泳大会、台湾新聞社主催の新店水泳大会、1923 年に実施された第 1 回台湾水泳大会は、試験や発表等団体特定の催し物ではなく、一般に広く参加者を募集して実施された試合であった(17)。そのため 1922 年以降、水泳は会員や学生という枠を超えて台湾の一般的な人々にも徐々に浸透していった。1922 年 8 月の基隆水泳大会を例に挙げると、300 人を超える申し込み参加があり、基隆、台北民衆を惹きつけた(18)。その数日後に行われた新店水泳大会でも 400 名近くの参加者応募があり、選手たちは水中では競泳で競い、スタッフは陸上で観衆のために宝探しを催し、弁当販売を行った。さらに、台北、新店の両地で花火を以て盛大に大会の開会を告げるなど、水泳大会によって水泳のみならず非常に活気あるビジネスの機会がもたらされた(19)。1923 年に基隆青年会が主催した水泳大会でも同様に、盛大な催しが実施された(20)。このように、1922 年に至って台湾における水泳試合は各水泳場の成果発表会という形式を脱し、一定のルールの下競う競技スポーツの域に達した。また、水泳競技以外に催される様々なイベントは、民衆に対して一定のレクリエーション効果をもたらした。

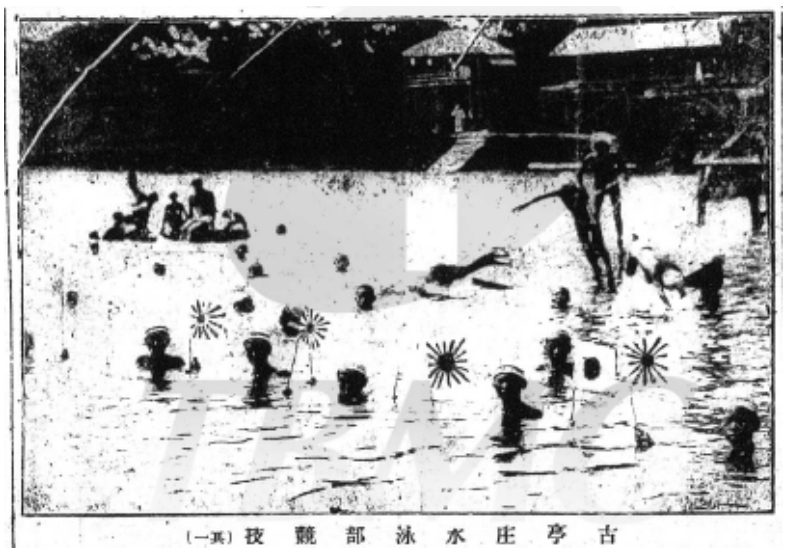

写真 1（台湾日日新法　1911 年 8 月 1 日第 2 面）

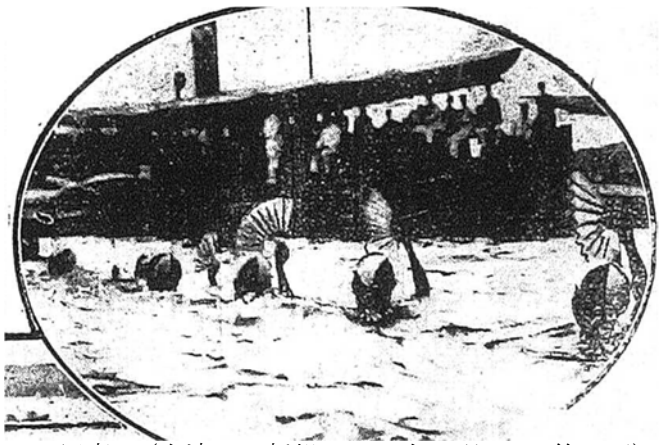

写真 2（台湾日日新報　1918 年 8 月 12 日第 5 面）
※写真 1,2　1922 年以前の水泳大会の様子

台湾体育協会水泳部が初めて主催した第 1 回台湾水泳大会は、1923 年 8 月 19 日に実施された。試合種目は次のとおりである[21]。

少年部（15 歳以下男子）: 30、50、100 米
青年部（16 歳以上男子）: 50、100、200、400、800 米
200、400 米接力
100 米背泳（仰式）
200 米胸泳（蛙式）
女子部　: 30、50 米

第 1 回台湾水泳大会の申し込み人数は、青年部約 30 名、少年部約 70 名、女子部約 10 名余りであった。試合結果は次の通りである[22]。

少年部 30 米 ： 竹中、美座、廣瀬
少年部 50 米 ： 竹中、美座、廣瀬
青年部 50 米 ： 船越、末松、北川
青年部 100 米： 船越、末松、北川
青年部 200 米： 船越、植月、松村
青年部 800 米： 植月（北一中）、田内（北一中）、松村（北一中）
女子部 30 米 ： 小川（北一高女）、有吉（北二高女）、小原（北一高女）
女子部 50 米 ： 小川（北一高女）、有吉（北二高女）、生島（北二高女）

第 1 回台湾水泳大会は、台湾全島を対象とした試合ではあったものの、出場者は 100 名余りにしかならず、規模としては小さいものであったと言わざるを得ない。上記の入賞者の氏名から、第 1 回大会の入賞者は日本人のみであったと思われる。つまり、大会は小規模であり、日本人を中心とした大会であったことが窺える。試合会場もまた、台北の新店渓に 50 メートル間隔で浮き台を設置し、往復するという簡易的な会場であり条件を一定に保つことが難しい状況での試合であった。

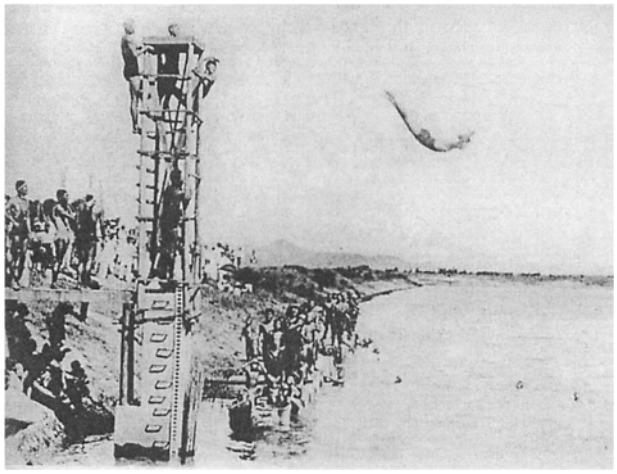

写真 3　全島水泳大会（桃園辨天池）の様子（『台湾体育史』p.394）

その翌々年の 1925 年、台湾体育協会は桃園の辨天池に水泳施設を設けることを決定し、同年 8 月 23 日に全島水泳大会が実施された[23]。この試合には、1923 年の種目に加えて飛込種目が導入され、参加者は 120 名程度ではあったものの、台湾全島から参加者が集まった。各地の選手が集ったこの試合は、台湾において全国規模の大会の嚆矢とされている[24]。台湾全島から参加者が集ったこの競技会の結果は次の通りである[25]。

男子自由型 50 米：幸野秀雄、末松勝利（31”3）
100 米：幸野秀雄、末松勝利（1’18”0）
200 米：古山昇、廣瀬豐（3’05”0）
400 米：松村亨吉、山本忠雄（7’38”0）
800 米：古山昇、田内憲吉（15’15”6）
男子背泳 100 米：竹中稔、船越三五郎（1’35”0）
男子平泳 200 米：廣瀬芳雄（3’50”4）

この大会の翌年には、東門プールで第 1 回全島大会と称して 1925 年の全島大会にリレー種目を加えた水泳大会が実施された。これ以降、開催場所を台北に限らず台湾全島に移しながら全島大会が継続して実施されるようになった。

台湾体育協会水泳部以外にも、1922 年以降は台湾各地で水泳の団体が設立され、水泳大会が実施された。台北州宜蘭郡には「宜蘭水泳協会」(1923)、蘇澳郡には「蘇澳水泳練習会」(1923)、基隆郡には上述した「基隆青年会」、台南州には「台南青年会」「台南少年義勇団」(1923)が設立され、それぞれに水泳大会及び水泳講習会を実施した[26]。高雄州は「壽友會」(1922)、「高雄州体育会水泳部」(1923)が設立された[27]。これらの水泳団体の成立に加えて、縦貫鉄道システムの完成もまた、水泳大会隆興の基礎となった。1908 年基隆から高雄台湾西部の縦貫道鉄道が全線開通し、1924 年に基隆から蘇澳、竹南から彰化及び高雄から屏東路線の工事が施行され、縦貫線が網上に張り巡らされた。それに合わせて私鉄の「手押軌道」が加わり、かつ、1920 年代、列車の安全走行可能速度が飛躍的に向上し、台湾西部を 48 時間以内に往復できるようになった[28]。さらに台湾西部には、北から南へ密な交通網が敷かれた。これら鉄道網の形成により、水泳の台湾全国規模の試合にどの地方からでも選手が参加できるようになった。このような背景から、1922 年に至って、水泳は夏のスポーツとして定着したと言えるだろう。

5. 水泳大会と日本泳法

1 項で述べたように、台北では 1920 年に日本泳法を主として実施していたと思われる水泳研究会が立ち上げられている。しかしながら、1922 年以降の各水泳大会の記録からは、日本泳法が実施されていた事実を見出すことはできない。前節で述べた通り、全島規模で実施されるようになった水泳大会の種目は、自由形・背泳・平泳などの決められた距離の速さを競う種目が主であり、競泳による試合であったことが明らかである。水泳研究会設立後の活動については、現状の資料の限界により、日本泳法がどのような位置づけで研究されたのか検証することはできないが、1922 年以降の各水泳大会の結果から、1922 年以降の台湾では、日本泳法ではなく競泳が主流となっていったことが窺える。要するに、1922 年以降、水泳大会で実施された種目は競泳が主であったため、台湾全島に広まった水泳は一般的に日本泳法ではなく競泳であり、台湾における一般的な水泳は競泳に移行していったと考えられる。

6. まとめ

本研究の結果、次のことが明らかとなった。

1. 1920 年 8 月、台湾では体育に関する研究会が組織され、水泳の研究を行うための水泳研究会が設けられた。研究会の幹部は、日本泳法の泳者によって構成され、日本泳法の各流派の長所を取り入れて編制された高師泳法を台湾の体育科教育へ導入するための研究を実施していたとみられる。
2. 1920 年 9 月、台湾体育協会が設立され、1922 年に台湾全島の水泳を牽引する組織として台湾体育協会水泳部が設けられた。体育協会水泳部の幹部は、水泳研究会の幹部が中心であった。
3. 1922 年に至って、台湾における水泳試合は各水泳場の成果発表会という形式を脱し、一定のルールの下競う競技スポーツの域に達した。また、水泳競技以外に催される様々なイベントは、民衆に対して一定のレクリエーション効果をもたらした。
4. 1922 年以降、台湾各地で水泳団体が設立されるようになり、台湾各地で水泳大会が催されるようになった。これらの水泳団体の成立に加えて、縦貫鉄道システムの完成もまた水泳大会隆興の基礎となり、水泳は台湾の夏のスポーツとして定着をみたといえる。
5. 1922 年以降、水泳大会で実施された種目は競泳が主であったため、台湾全島に広まった水泳は一般的に日本

泳法ではなく競泳であった。ゆえに、台湾における一般的な水泳は競泳に移行していったと考えられる。

以上のように、1920 年から 1925 年頃の台湾における水泳は、競泳主体となっていった様子が窺える。全島規模で実施された水泳大会で実施された種目が競泳であったことが、全島に競泳が定着する要因であったことは間違いないであろう。すなはち、1922 年から 1925 年頃の台湾における日本泳法は徐々に下火になっていったものとみられる。しかしながら、本研究は一般の水泳大会のみを対象に検証したにすぎず、小学校・公学校・中等学校等、各学校教育中の水泳に関しては検証できていない。今後、研究対象を広げた調査が必要である。

7. 参考文献

(1) 陳紹馨『台灣的人口變遷與社會變遷』聯経出版：台北、pp.107-127、1992 年 3 月
(2) 呉文忠『日本体育全貌』水牛出版社：台北、pp.4-5、1972 年、木下秀明『スポーツの近代日本史』杏林書院：東京、pp.198-210、1970 年 9 月 1 日
(3) 鄭人豪「日治時期台湾游泳運動之研究」淡江大学歴史学系碩士班碩士論文、 p.95、2008 年
(4) 竹村豊俊、前掲書 446)、p.400
(5) 「水泳場近況」『台湾日日新報』1922 年 7 月 12 日第 8 面、『台湾紳士名鑑』編者出版：台北、p.160、1937 年
(6) 「平和な淡水街を築く可く最善を盡したいと談る新街長」『台湾日日新報』1926 年 4 月 23 日第 2 面
(7) 「臺北體育研究會」『台湾日日新報』1920 年 6 月 19 日第 7 面
(8) 「教諭瀧田和三郎退隠料証書ニ對スル受領証送付ノ件（臺北師範學校長）」永久保存第 150 巻、1922 年 12 月 1 日
(9) 執筆者不明、「游泳槽に就て」『台湾運動界』1 巻 1 号、p.10、台湾体育奨励会：台北、1915 年 10 月 15 日
(10) 同上書、p.11
(11) 「台湾体育協会愈愈成立す」『台湾日日新報』1920 年 5 月 17 日第 7 面
(12) 竹村豊俊『台湾体育史』台湾体育協会、台北、p.7、1933 年
(13) 鄭人豪「日治時期台湾游泳運動之研究」淡江大学歴史学系碩士班碩士論文、 p.96、2008 年、竹村豊俊『台湾体育史』台湾体育協会、台北、p.31、1933 年
(14)「ウエルカム」『台湾日日新報』1923 年 5 月 17 日第 7 面
(15) 鄭人豪「日治時期台湾游泳運動之研究」淡江大学歴史学系碩士班碩士論文、 p.96、2008 年
(16) 鄭人豪「日治時期台湾游泳運動之研究」淡江大学歴史学系碩士班碩士論文、 p.97、2008 年
(17)「北部台湾水泳大会　八月六日クールベー濱で　基隆青年会主催」『台湾日日新報』1922 年 7 月 29 日第 6 面
(18)「北部台湾水泳大会　愈愈六日に迫る　鉄道は三等二割引と決定参加者申込三百名に達す」『台湾日日新報』1922 年 8 月 5 日第 7 面、「観衆一萬と註せられた基隆水泳大会　低気圧も遠慮してか盛況裡に終了」『台湾日日新報』1922 年 8 月 5 日第 5 面
(19)「新店水泳大会」『台湾日日新報』1922 年 8 月 11 日第 6 面、「新店水泳大会続報」『台湾日日新報』1922 年 8 月 15 日第 6 面
(20)「基隆青年会主催納涼大会　水泳大会も併せ行ふ」『台湾日日新報』1923 年 7 月 21 日第 7 面、「本日の基隆水泳大会で呼物の模範游泳」『台湾日日新報』1923 年 7 月 30 日第 5 面
(21)「体協水泳部主催の第一回水泳競技大会　来る十二日に開催と決定」『台湾日日新報』1923 年 8 月 2 日第 7 面
(22)「全島水泳競技大会　昨日川端町の練習場で華華しく挙行さる」『台湾日日新報』1923 年 8 月 20 日第 5 面
(23) 竹村豊俊『台湾体育史』台湾体育協会、台北、p.401、1933 年
(24) 竹村豊俊『台湾体育史』台湾体育協会、台北、p.401、1933 年、「桃園辨天池に催された全島水泳大会参加者百二十餘名盛況裡に三時終了」『台湾日日新報』1925 年 8 月 24 日第 3 面、「けふ催す體協台北支部水泳大會午前十時から桃園辨天池で」『台湾日日新報』1925 年 8 月 23 日第 5 面
(25) 竹村豊俊『台湾体育史』台湾体育協会、台北、p.414、1933 年
(26)「宜蘭水泳協会発会式挙行」『台湾日日新報』1923 年 7 月 14 日第 7 面、「蘇澳水泳練習会」『台湾日日新報』1923 年 8 月 4 日第 2 面、「台南青年会事業」『台湾日日新報』1923 年 6 月 9 日第 4 面、「台湾青年団と水泳長期講習会」『台湾日日新報』1924 年 8 月 8 日第 2 面、「水泳大会」『台湾日日新報』1925 年 9 月 2 日第 4 面
(27)「高雄水泳開始」『台湾日日新報』1923 年 5 月 11 日第 9 面、竹村豊俊『台湾体育史』台湾体育協会、台北、p.659、1933 年
(28) 曾山毅『植民地台湾と近代ツーリズム』青弓社：東京、p.64、2004 年 1 月 9 日

も取着いて寝てるうちに到つて遣るわ、ハイお酌、神月君万歳、」と可愛らしく声を張り、調子を上げたが、ふつてみて、

「おや、おかはりめだ、取つて来やうや。」

「蝶吉さん、姉さん、ちよいと、何処へ行くの、一寸姉さん。」と下ではけたゝましい女の声、格子の開いた音もあはたゞしくトンの吠えること一通りでない。

梓は我に返つて、色をかへて、しやむとなつて、帯を占めた。

（三）―村松論文「断片（七）」

○

何も彼も室を出ゞて二階を降りれば、姿だけでも此女に別れて目に見ないことが出来ると、断然、思切つてたち上つた、神月は影法師が別れる（歩行く）やうに殆ど夢中で（坐敷を）歩行いたのである。

神月はさて力なく坐敷を出やうとすると、唐突に背後から、凛々とした、清い声で、烈しく、乱暴に、

「君、君、君、」と突込んで高らかに（蝶吉が）呼留めた（此処に振向いて）。蝶吉は威勢の可顔をして、件の煎茶々碗を持つた右の腕の雪のやうなのを、二の腕のあたりめで、露はにまくり上げてきツと見て居た。

が呼ばれて顧つた神月の方へ、ツと差し向けて、

「君、太いので、一杯ぐいと引懸けて

（四）―村松論文「断片（七）」続き①

行きたまへ、途中が寒いから、（まあ）可ぢやあないか、まあ、此方へ来給へ、」

といつてハタと台の上へ茶碗を置いて、窈窕なる其身を構へて、坐を開き、神月を迎るが如くにした。

梓は中折の帽の新しいのを手にしたまゝ、黙つて引返して片膝着く。ト引寄せる姿で、伝坊に、胸を張つて、首を据へて、手を反らして逆にうしろについた。

「何うだね、活発に一盃やりたまへ、僕は前刻からお先へ三盃と煽つたよ、（旨いよ、）又毒だなんていひたまふな、君が注意をするから婆やに鼻薬をやつて、水は一度沸したのを冷して飲んでたつけ何にもならない。

ヤケでも何でもないけれども、目を眠つて手前の口へ冷いのを割込むだ、流し込んだんです。」

〈注〉　梓の妻、玉司子爵の娘龍子のモデルとして、鏡花が富山で家庭教師をした富山県第二代知事藤島正健の娘雪子が考えられる。明治七年一月生まれの雪子は、フランス領事館初代領事となった父に従い、十七年四月から二年間リヨンに住み、現地の小学校に通った。明治女学校卒業時に卒業生総代となり、明治二十九年二月、短歌の師佐々木信綱と結婚した。『湯島詣』と同年発表の『黒百合』（明治三十二年六月二十八日～八月二十八日「読売新聞」）の登場人物、富山県知事の娘勇美子のモデルでもある。父藤島正健は、徳富蘇峰の従兄で千葉県知事、日本勧業銀行副総裁などを勤めたが、爵位はない。（拙稿「『黒百合』の生成」（『泉鏡花　転成する物語』（梧桐書院）、二〇一四年四月）参照。

「矢張いけないわ、おや、」
蝶吉は得もいはれない面色をする、梓（は）
「何うした、」
「えゝ、私ひとりでに涙が出てよ、」といつて又莞爾したが、しばらくすると、
「あなたや、」
「何だ。」
「後生だから彼方を向かして頂戴な。」
とあとは口の内に消えてよくも聞こえず忍音に掻口説く。
「あゝ、可いとも。」
「顔を見（て居られちやあ極が悪いんだもの、）ちやあ厭、私沢山泣くんだから、」
蝶吉はくるりと（背後に）あちら向になつて籠洋燈を背にし（た。）た時胸を其しつかりと抱いたか、着ものゝ振が両方より、はらりと迫つて身も細く細々とした指のさきが肩から見えて、（つやゝかな）嶋つぶしが少し仰向けになつてじつとして堪へたが、崩れるやうに背
（三）未紹介
を倒して畳にくひつくやうに突伏した、姿はなへしぼむやうになつて、（矢つなぎの）帯留ばかり帯上げの色ばかり鮮麗な、（室には）灯（の芯）も曇つたやう、（火も消えかゝつた）火も消えかゝつて薄ら寒いが但透間漏る風を防いで、二枚折が立つ（たるが屏風）て居る、屏風にも痞せた薄と、しおれた女郎花と、撫子と、乱れた刈萱と、砕けさうな龍藤と、たよりなげな葛花とあはれな七草、（を描ひて）濃い墨の黒雲をあしらつた、月は傾いて病めるが如く、照らさむとも見えず描いてある。
梓も此方を向き背中合せで、件の画を見て居たが、稍あつて、密かに、ト振向くと、蝶吉はまた俯伏になつたまゝ泣いてるので堪らず向直らうとして、片手で、博多の帯をトンと打つて片手を懐に差込れた。徳利、猪口、盃洗、鉢のもの、渠等一輩が其所在なさ！

Ⅶ　（蝶吉、別れの盃の酒を取りに降りる。梓、帰る前に蝶吉戻る。男口調でお酌。四枚）
（一）―村松論文「断片（六）」続き③
少し蒼ざめた、綿のやうな頬ぺたを掌でぴたりとあてゝ
「ゲツ、畜生、へゞれけと来たね、あゝ可心地だ、蝶吉は、此まゝ打倒れるから持つてけ背負ちやゝだよ、引抱へて行つて誰でも芥溜の中へ投出してくれりや可、私、親も兄弟も伯父も叔母も従兄も情人も亭主野郎も何もない、死んだつてなんとも思つてくれるものがなけりや、私だつて何とも思やあしないんだ、長い浮世に短い生命だ、厭が来たらば殺しておくれだ、別れて生きてる身ではなしさ、ちよいと憚様と来ら、おまへ様沢山出世をなさい、私が切れてやるから立派な人におなんなさい、私さへ打棄りや、世間が皆でおまへさんを拾ふでしやう、左様でしやう、豪いんだもの一躰私にやあ過ぎてるんだもの（飛だお邪魔をい）
（二）―村松論文「断片（七）」続き②
其かはりいまに天子様の前にでも出られる身になつたら、よく切れてくれた、思切つてくれたと思つて、難有いとおもはなけりや、芸妓の罰があたりますよ、誰に惚れられたと思つちよろか、コヤ、蝶吉さんだ、わかれにお酌をしてあげやう、飲みたまへ、君活発に、祝つて献するむだからね、一寸、立派になつてもおまへさん、髯を生しツこなしよ、私幽霊になつてゞ

く構を崩して煙管を（横に）取つて、

「可くツてよ、あなたお皈んなさいな、私文句はいひません。」

「何を、お蝶。」

梓は危む色があつた。

「一寸、切れる気で来たんでしやう、いえ、私、あかんぼです、何にも知りません、馬鹿なんですが、七ツの時から十年

（二）―村松論文「断片（六）」続き①

もこんな間に居るんですもの、正坐をしてしてお辞儀をすることさへ知らなくツてもそんなことは様子でちやんと分つてよ、（何時）平時の邪見に引替へてと唱にあるぢやあゝりませんか、」と淋しい笑顔をして、名残を惜むやうな形になり、

「道理で今夜ははじめツから（しつくり）調子がしつくり合はないと思つて居たの、ねえ、左様何でしやう、左様なら左様とおつしやいなね、もし、厭なら厭じやといはしやんせ、」と君の悪いほど心得て居たので、梓は其の何といつても無理をいつて駄々児のやうに首ばかり振つて到底理屈をいつても解るまいと、此法で極めていたのが恥かしくもなり、また底気味も悪いやう。

「何も夫人に対して、何う彼うといふんぢやあない、彼方の家はもう僕は

（三）―村松論文「断片（六）」続き②

打棄つて、過日から谷中の寺に一室を借りてごろツと遣つてる、納戸坊主に毛の生へた位なもんだけれども、お蝶堪忍してくれ、実際僕はまだ世間に人交際も出来なくなつて、二人で山ン中へ遁げ込むほどお前に惚れちやあ居なかつた。けふも昼、学校の朋達がしんみり異見をしてくれたけれど、何お腹の一件を聞かないまでは構ふことはない、経机を枕にして、二人で寝て見せやうと思つてたんだが、まあ、残念なことを聞いツちまつた。」

お蝶は聞いてる内に取つて唯下げられるやうに首を垂れたが、ポンと故とらしく胸を打つて、

「もう泣かない、あなた、お皈ンなさい、可から、何にも、いひツこなしよ、いひツこなしよ、さあ、」と男を促しながら、煎茶茶碗に冷酒を満々と湛へて、ぐツと干して、眼を瞑つて、

「さあ、目を塞いでるから、さあ、さあ、」

VI　（別れが悲しく辛い蝶吉が泣き伏す。三枚）

（一）―田中論文「断片（Ⅰ）」

○

「あなたや、一寸、」

梓は思がけず呼ばれたので、答も急に出でず、見返ると、蝶吉は起直つて、膝にびつしより濡れた薄桃色のハンケチに菫の薫の高いのを置いて居た。

「もう、沢山よ。あゝ、」と嘆息を軽く吐き、十筋ばかり切つて下げたやうに短かく鬢の毛が涙痕未だ去りやらぬ桃色の頬に懸るのを、邪見に掻上げて櫛を髷の根で固く留めた（鬢を）蝶吉は忘れたやうに手を帯の上へ落したが、繻子の上をするり（と）辷つて支えも敢へず力なげにハンケチの上に置いた。

屏風の画を見るでもなく、洋燈に面を向けるでもなく、梓の顔を　るでもなく、瞳を据えてうつとりして見る／＼消えて行くかと淋い姿で。……

……やゝ少時。

（二）―村松論文「断片（八）」

「フン、（何）ありや家附さ、華族の姫様だ、何だつて寺なんぞ借りるものか。」

「おや／＼ソリヤ不実だわねえ、ご亭主の

（三）―村松論文「断片（二）」続き①

お前さんと何故一所に居ないんだらう、」とわけもないことをいつて不平さうな顔色である。

「実の無いのははじめツからだ、今はじまつた事ぢやあ無い。家に居ても彼だ此だと面倒臭くツて面白くないから追出たんだ。不可いよ、」

といひかけて、蝶吉の顔を見て梓は微笑み、

「皆誰かの所為なんだ、子爵の殿様が又元の木阿弥だ、蓮浄寺の小僧に毛の生えたばかりなんだぜ、余り難有くもないことさ、約束の時計も買つて遣らうと思つてたが何うか此の分ぢやあフイになりさうだ、一寸もう頃合いだらう、お蝶さん気を着けな。」

「人、馬鹿におしなさいな！」

「痛い、」

「天神様のお引合せなんぢやあゝりませんか。」としつかり手を取る。

「これ、ひとが見るよ」

（四）

第二十

こゝに蝶吉が天神様のお引き合せの中だといつたのには理由がある。

（※以下余白）

Ⅳ　（梓が蝶吉の生活について忠告、蝶吉、別れの意思を直感。一枚）

（一）―村松論文「断片（五）」

○

「悪いことはいやあしない、其綿の入らないものを威張つて着るのと、いつもいふことだけれど、これから暑くなつて、氷のぶツかきをお飯にかけて食べるのと、ソレカラ無理酒を飲むのはよせよ、よ、気をつけなきあ不可い、お前今年は大厄だ。」といつて手を放した手を梓は力なく火鉢（に手をかけて）にかけてふちをおさへた、炭はもう灰になつたのが多い。

「おや／＼それじやあ切れるなんですか、」と蝶吉は膝にちやんと両手をついた。

「何。」

余り聞分が早くツて容易く（切れる）といふことを口にしたので、先を越されて梓は却つて驚いたのである。

「いつもの邪見に引換へてと唄にあるぢやあゝりませんか、

Ⅴ　（蝶吉、梓との別れを直感、梓、学校朋達の異見、お腹の一件聞いたと告ぐ。三枚）

（一）―村松論文「断片（六）」

瞳を転して蝶吉はうつむいている梓に向けた。

「あなた時間は、」と済ましていふ。神月は帯の間から時計を出して、斜に見た、其目（で）を蝶吉（を見て）に注いで顔を上げて、

「十一時少しばかり、」

「然う、」

黙つて、考えて、（極めて沈着に）

「ぢやあ、まうお皈んなさいな、夫人が待つて居らつしやるでしやう、私嫌味をいふんぢやあなくツてよ。」と際めて沈着にいつたが、急にしほらし

苛つて、片膝をついて、掻払らはうとして手を懸けると、トンは目を瞋らし、尾を伏せて、いかにも用捨のない面構。

「よせ、危い。と梓の声が懸つたので、蝶吉は其まゝ身を退かうとす〔る〕

（四）―村松論文「断片（一）

のを立たせもあへず、其膝に爪を立てゝ、鎌首を上げるように天窓を伸ばして、しどけない蝶吉の乳のあたりでわツと吼つた。

「嫌よ、あれ。」

「叱！」と一喝した梓の声にひるんだか犬は後足でツと退いたが遠くは去らず畳の目を十ウばかりへりに爪を磨いで背伸びをして此方を瞻める。

蝶吉はいまのに怯えて、真うつむけに梓の膝に突伏してしまつた、心弱くわなゝくのを見て、男は優しく其背に手を懸ける。

「あれ、又吠えてよ。」

「大丈夫だ。」梓も安からず目を配つた、トンはものに激する如く喘へで、爪を逆立てゝ隙を覗らつて飛〔懸〕らんずる気勢は恰もこころあつてするものゝ如く、普通の場合に飼い犬が人にぢやれるのとは一目して太く異なる風情に見らるゝのである。

Ⅲ　（蝶吉、梓を達引く気、梓、寺に間借りしたと告げる。天神様の引き合わせ。四枚）

（一）―村松論文「断片（四）」

「何うせお前さん馬車に乗るんじやあなし、詰らなくツてよ、身躰でも悪くすると、」

「だつて搾がなきやあ食えないやな。」

「達引くから可わ。」

「お頼ん申しますよ。」

「あら、串戯ぢやあ無くツてよ、私、分だから構はないの、一生懸命搾ぎやお前さん一人位、大丈夫よ。むづかしい顔をして机と首ツ引なんかして居ないで、真個だわ。」

「そして精々と通へだらう。」

「先ね、」と力を入れて言尻を揚げて笑ひながらいつた。

梓も詮方なささうに莞爾して、

「如才なく出来てるなあ。」

「よ、些とおなまけなさいツたらさ。」

「お前もね、（よさこいの節）怠けて可ツて奴がありますかい、ヨサコイの節ぢやあゝ

（二）―村松論文「断片（二）」

るまいし。」

「おや！」と極つて蝶吉はまともに男の顔を見て膝にちやんと手を置いた。

「異なことを覚えたねえ。」

梓も慇懃なる会釈を装ひ、

「種々お世話様に相成ます。」

「何ういたしまして、ほゝゝ、何ぞおかはりもございませんか。」

「左様だ、家は変つたよ。」と梓は急に心着いた。

「どちらへ行らつしつたの。」

「初音町で寺を借りたさ。」

「御一所に。」といつて蝶吉は腑に落ちず。（怪んで居るらしい。）

「何だ御一所とは。」

「夫人は？」

「貴客何ぞおつしやりはしませんか、苛めちやあ不可せんよ、」
「何をいふもんか（私は）此方を向いて居たんぜ。」
「へい。」
「何を笑ふんだ。」
「だって私が参りましたら此方の方を見て居らつしやいましたつけね。」
「そりや、お前さんが来たからさ。」
※（以下余白）

Ⅱ　（二階座敷に蝶吉が入り、戸を閉めようとした時、飼犬のトンが来て吠える。四枚）

（一）―村松論文「断片（三）」

第二十

「おや〳〵こゝの家ぢやあ戸を閉めないで置くよ、田舎ものだよ、癪に障るねえ、室の内（にやあ）は何んなものだい、誰が二人で居るのだと思つてるんだね、梓さん、蝶さん、年紀は十九と二十五さ、憚ツ口ながら大厄でございます、大切な身躰なんですよ。」
蝶吉はもつれる舌で、仇けなく独言をいひながら、畳に手をついて胸を反らし横顔を傾けて上を見て、爪先を包むで居た二枚襲の褄を開いて、裾を引いて懶げに立上り、よろ〳〵と一文字。
中頃上ずつた透る調子で、
「気が利かないねえ、」
「お蝶！」
下階へ聞こえたと思つて内気な梓は帳場へ極の悪さに叱るやうにいつた。
「はい、」と吃驚（たやうに）思はず、

（二）―村松論文「断片（三）」続き②

雪のやうな頷を窘めた、蝶吉は（自ら）口へ蓋、拇の形が高くなつて見えるまで邪慳に頬の口捻りながら、歩行のに腰を浮かして畳なら二畳の余を、磯千鳥足を濡らして遊びけり、可愛く踏違へて抜足さし足。
梓は呆れた顔をして、
「何をして居るんだな。」
恐い目をして一寸睨み、黙つて黙つてと形で見せて、ソツと壁際によると柱に縋つて、背伸をして暗い中の段階子を透かしながら、又振向いて、（莞爾する。）蝶吉は莞爾する。
「のんきだね、」
「可くツてよ、」と低声でいつて其まゝ一枚の開戸のつまみを取つて、たてやうとした。「わワ！」
「（バカ）畜生！」とばかり驚いて

（三）―村松論文「断片（一）」続き①

一足退つた、座敷の口へ、目の逆釣つた口の尖つた真っ黒な鼻ツ先を鋭く突出したのは以前のトン。
「嫌だね、此犬は。」
わツわツと吠えてトンは何したのか其白い歯を（見せて）むき、爪を畳に磨いだり、ごし〳〵と聞こえて凄まじい。
「余計なおせツかいだよ、うるさいのね。」
「酷く吠えるぢやあないか。」
トンの形勢は一通りでない。
「何うしたんだ。」
「やツかむのよ、嫌な畜生だね。」と蝶吉は口で追つても退かないのに気を

和屋への批判、怒りを表明している。

重要なのは、別稿には、「立派な若旦那」と芸妓の恋と芸妓の堕胎、我が身を犠牲にして思いやっていた娘の世間に容れられない堕胎を嘆く母の児への情愛が語られていることである。執筆時点で、学資の支援を受けて華族の婿養子となった学士が、芸妓に惹かれるという『湯島詣』の構想が、現在残っている別稿ではみられない。当初は、芸妓の堕胎を中心とする作品であったこと、母の娘への愛情に重心を置いた作品であったことを推測させる。

〈参考〉　『湯島詣』草稿の翻刻

『湯島詣』草稿は、村松論文・田中論文が指摘するように、蝶吉の堕胎を知った梓が別れを告げる待合歌枕の場面である。初刊本「第十四」～「第十八」の「段階子」、「第二十五」～「第二十七」の「言語道断」、「第三十三」～「第三十五」の「狂犬源兵衛」の後半に相当するが異同は少なくない。今回の調査で、未紹介の一枚が確認されたので、草稿は二十枚であり、次の七つに整理できる（なお、初刊小見出しは「言語同断」）。

始めの三つには堕胎や別れをめぐるやり取りはない。

Ⅰ　（一枚。待合に蝶吉が到着して間もなく）＝「第十四」（「段階子」の一部）

Ⅱ　（四枚。二階座敷に蝶吉が入り、戸を閉めようとした時、飼犬のトンが来て吠える。）
＝「第十四」「第十五」（「段階子」の一部）

Ⅲ　（四枚。蝶吉、梓を達引く気、梓、寺に間借りしたと告げる。天神様の引き合わせ）
＝「第二十五」（「言語同断」の一部）。

※別稿Ⅱ四枚目「第二十」から梓と蝶吉が湯島天神で出会った経緯を描く構想か。初刊本では、「第十九」（手鞠の友）、「神月梓は学士である」から過去の来歴、二人の出会い・再会などを、「第二十四」（朝参詣）まで語る。

Ⅳ以下、別れ話や堕胎が話題となる。

Ⅳ　（一枚。梓が蝶吉の生活について忠告、蝶吉、別れの意思を直感）
＝「第三十五」（「狂犬源兵衛」の一部）

Ⅴ　（三枚。蝶吉、梓との別れを直感、梓、学校朋達の異見、お腹の一件聞いたと告ぐ）
＝「第二十五」「第二十六」「第二十七」（「言語道断」の一部）

Ⅵ　（三枚。別れが悲しく辛い蝶吉が泣き伏す）＝「第三十五」（「狂犬源兵衛」の一部）※未紹介一枚を含む。

Ⅶ　（四枚。蝶吉、別れの盃の酒を取りに降りる。梓、帰る前に蝶吉戻る。男口調でお酌）
＝相当箇所なし。

なお、村松論文（「断片」一～八）、田中論文（断片Ⅰ～Ⅲ）の配列を原稿ごとに示した。

【翻刻】

Ⅰ　（待合に蝶吉が到着して間もなく。一枚）

（1）―田中論文「断片（Ⅱ）」

第十六

向直つて、

やあないか、まる／＼遊んだつてたつた十月十日かそこいらの生先の長いものを芽を切つてくれることはない。

そんなこんなを考えると私あ、もう悔くツて悔くツて、引裂いてゞもやりたいわ、目に見えるものだツたらくだらない信心をさして神も仏も唯置かうか。

と高松巡査に打ち明ける。娘のために、我が身を犠牲にして「骨と皮」になっているにもかかわらず、堕胎したというように、深い悔恨と怒り、娘に対する深い想いを印象付けている。また、堕胎させた大和屋への批判、怒りを増幅させている。御紋が堕胎した事情については、「何にも知らない阿紋はまるで馬鹿だけれど」といい、「もの心を思へてから、芝居か遊山の時でなくては門から外へ出ないものが、あの女だつて何だけの事とも思つちやあ居ないんでしやう。其が可哀想なんですから」というように、現行本文同様に、無知ゆえの同情が伺える。注目されるのは、「世間に事を欠いてお腹の児をおろしたとまで聞かしてくれることあないもうそれだけで沢山だ」というお絹の「世間」への慮りである。「松の鮨の倅」について、「理屈も何にも分りやしまい何処へ行つて何う又吹聴するか知れないから露はれずには済みますまい」というように、堕胎が「吹聴」されることを「思案をしながら沈んでい」うところにも、「世間」への懸念がある。

初刊本以降の現行本文では、「西洋ぢやあ皆平気ですつて。また田舎なんぞには当前だと思つてますとさ、私もさつぱりしたんです。（中略）祝つた位ぢやあありませんか、不可くツて」という蝶吉に、梓は「可いいも悪いもお前、」「言語道断だ」と断言し、なおも「有為顔」の蝶吉に、

お蝶さん、お前は訳が分からないから、何にも世の中のことは知るまいがね、凡そ堕胎といふことをした者は、之が罪とも恥とも知らないでしたことにしろ、心は腐つても、人間といふ目鼻だけの、せめて皮でも被つてる中は、二人並んぢやあ居られやしない。

というように、蝶吉の無知を認めながらも、「世の中」に認められない罪を犯したことを諭す。梓の対世間意識は、別稿のお絹にも認められるものであった。

この他、別稿の高山は、「志のみあつて学資の供給を得ない法学生」で、狂犬源兵衛の「米搗」になっていたのを、お絹が見込んで、「勉強さし」て「巡査に仕立てた」というが、初刊本以降には登場しない。但し、お絹が源兵衛に追い出された後身を寄せた老婆の「児」について、「嘗つて米搗となつて、源兵衛が手に懸つて、自然お絹の世話にもなつた」というように、高山との共通点がある。しかし、「不心得な、明巣覗で上げられて今は苦役中」ということであり、異同が大きい。別稿の高山にとって、お絹は、「唯一の知己で恩人」であり、高山はお絹が源兵衛から「目もあてられな残酷な取扱を受け」ている「秘密」も知っているとあるが、初刊本以降に、そうした一節はない。但し、「峰」は、蝶吉の本名として使われている。

以上のように、別稿は、『湯島詣』初刊以降と比べて、異同が多い。お絹が生きている設定で、お絹が面倒をみて一人前にした巡査高山に、娘の堕胎を聞いた衝撃を語る。娘のために我が身を犠牲にして、狂犬源兵衛を「亭主」にした事情は同じだが、芸妓の恋人が、初刊本以降の「学士」、玉司「子爵家の婿君」ではなく、生活に困らない「立派な若旦那」であるという大きな相違もある。堕胎を聞いた後、別稿のお絹は、無知から堕胎したことへの深い悔恨と怒りと裏腹な娘に対する深い想い、堕胎させた大

いた阿紋から駒下駄を買ってもらい喜んだ、「お穿物だよといふ謎」（座敷に通さない。門前払い）だと分からず失笑され、「遺恨」から堕胎を「刑事係に二人まで発いた」。それを知った「頭」は、刑事に「幾干か握らせて押へ」た上で、「意見」していたのであった。

初刊本「第七」から「第十」（三両二分）以降にも同様の場面があるが、「頭」が意見する理由が異なる。「三両二分」では、「下谷黒門町の頭」が駒下駄を懐に入れ、「跣足」で歩く「松の鮨の倅」源次郎を呼びとめ、焼芋屋「俵藤助」に連れ込む。駒下駄は、源次郎が蝶吉と「おつこち」た後、「お歳玉」に買ってもらったものだという。待合の帳場などで見せびらかすのを腹立たしく思った「頭」は、焼芋屋の竈で駒下駄を「火葬」にし、「馬鹿め、跣足で失せやがれ」と源次郎を追い出す。別稿の「松の鮓の倅」に意見する「頭」という設定を踏襲しながら、芸妓の堕胎を告発する男への「意見」から、初刊本以降、芸妓との関係を吹聴する軽薄な男への懲戒に転じている。

梓が蝶吉の堕胎を知る初刊本「第十一」（通う神）では、「頭」から罵倒された源次郎が、「恋の仇」の梓に突きあたり、「ふん、色男も凄じいや、汝が孕ませた児を堕されりや沢山ぢやあないか、お政府へ知れて見ろ、二人とも、泥を噛るんだい、知つてゝいはないのはお慈悲だと思ふが可い」と「七八歩、学士に添つて逆戻をして歩」いて「腹立の八ツ当り」で、罵る。源次郎は、蝶吉の堕胎を、「お政府」へは「知つてゝいはない」と明言しており、堕胎を「刑事係に二人まで発い」た別稿との異同がここでも指摘できる。

第三に、芸妓の恋人に違いがある。初刊本以降の梓は、「学士」で「温雅なる風采と、秀麗なる容貌と、学識の豊富」なのを知られた「俊才」、玉司「子爵家の婿君」という設定だが、別稿では、お絹の口から次のように語られている。

話のあとさきの続を聞けば霧嶋さんの児ださうです。ねえ、峯さん、立派な若旦那なんだもの、女には死〔ん〕だつもりにして秘してある、私が、この母様が、阿紋が情人は霧嶋さんだといふ風説を聞いて草葉の蔭から許した亭主だ、こどもの出来るに不思議もなし、又勤をして居る内だからツて、旦那が困つちやあ居ないのだから手当の出来ないツていふんぢやあない

右のように、霧嶋は、「立派な若旦那」、お絹も「許した亭主」で、「困つちやあ居ない」というように、経済的にも家庭的にも、問題のない富裕な生活をしている。問題なのは、別稿には「学士」という学歴と「子爵」という華族階級への言及が一切ないことである。「困つちやあ居ない」「立派な若旦那」以上の情報が別稿にはない。別稿執筆時点で、学資の支援を受けて華族の婿養子となった主人公が、夫人と相容れず、芸妓に惹かれる。そのことの是非を学友が論ずるという『湯島詣』の構想の前半が、別稿にみられないことは、重要である。当初は、芸妓の堕胎を中心とする作品であったこと、母の娘への愛情に重心を置いた作品であったことを推測させる。

第四に、堕胎を聞いた後の心情に違いがある。別稿のお絹は、高山巡査に「抱主の大和屋が人気に触るからツて勧めたんだね」といい、

母親が身を粉にしても女に箔をつけてやりたいと御覧なさいもう骨と皮です、これほどまでして居るものを、私の目の届かないことは守つてくださりさうなもんだに、神様も怨みだよ。

何もまた大和屋にだつて彼まで為になるものを半年や一年のこツち

別稿は、初刊本以降の「三両二分」・「狂犬源兵衛」と一部共通するが、異同が少なくない。高山を聞き手としたお絹の語りを通じて、娘の堕胎を偶然聞いた衝撃が明らかになる展開である。構想に関わる設定上の違いを確認すれば、以下の通りである。

第一に、別稿のお絹は存命だが、初刊本以降では、「三十三、最後の大厄」で蝶吉に看取られて亡くなっている（「第三十二」）。お絹が源兵衛を「亭主」にした事情を高松巡査に語る設定は、初刊本以降「生の母親が大病である、今生で唯た一目、名残が惜みたい」（「第三十」）と聞いて病床を訪れた蝶吉に、お絹が語る（第三十一）設定に改められた。

お絹が狂犬源兵衛の妻となった経緯は、別稿では、次のように語られている。

片時も骨身の痛まない間もないやうな目に逢つてるのは何の為です、（中略）女の為ぢやあゝりませんか、皆あの女の為なんです。恁ういつちやあ何だけれど、三味線を教へたつて、踊りの弟子を取つたつて、よしんば門附をしたからだつて、何、私の口は楽々と暮されるです。人の世話になることはないんですもの。

私といひ恁うやつて親類にまだ二人、家の女の児とさいいへば、一人も残らず、皆苦界に入るのは、あゝ、何か不知、因縁ごとで私の血統に祟がある所為だらう、精々辛い思ひをしたら、私の身躰を牲にしたら女一人は助かるだらう、罪滅だと左様思つて、あの女が可愛い一心で、死ないまでにして居る

右のように、お絹は、身内の女性たちが「皆苦界に入る」、「血統」の「祟」を一身に背負い、娘阿紋のために狂犬源兵衛に身を捧げ、「身躰を牲」にしたのであった。この一節は、初刊本「第三十一」の、

母は固より天道の大御心には協はぬ生立、自分の体を牲にして、そして神仏の手で、つまり幽冥の間に蝶吉の身を救つて遣らう、いづれ母娘が揃つて泥水家業をするといふは、免れぬ前の世の因縁づく、罪滅の為だと思つて母親の持つた亭主は――間黒源兵衛――渾名を狂犬といふ、花川戸町の裏長屋に住む人入稼業、主に米屋の日雇取を世話する親仁。

というように、「自分の体を牲」にして、「罪滅」のため、「蝶吉の身を救」うためだという一節や、同じ章の

何の！踊りの稽古をしても、三味線の弟子を取つても、我身一ツは安々と世間を清く過さるゝを、獄に投ぜられて苦役に就いても、然ばかりにはあらずと思ふ、殆むど生身を削り落すやうな難行をしたのは、敢て堕地獄の我身の苦艱を扶からうといふのではない、唯単に蝶吉のためにしたのであつた

というように、娘のために自活する術を捨てて、「生身を削り落すやうな難行」を選んだとする一節に符合する。別稿と初刊本以降は、ほぼ共通する。

但し、別稿のお絹は、本文に「活きちやあ居ないものだと思つて居たツて」とあることから阿紋との交流を断つばかりか、娘に母親が他界していると思わせていたものと思われる。その一方、娘の動向を、「幽霊にでもなつた気で影身に附添つて」いて、「座敷の数まで知つて居る」というように把握し、傍らで見守っている。

第二の相違は、芸妓の堕胎を聞くのが、「情人」ではなく、母お絹であることである。お絹は、焼芋屋の店先で「仲之町の頭」が「松の鮨の倅」に意見するのを聞いて、御紋の堕胎を知る。「松の鮨の倅」は、「惚れ」て

（十二）

第十一

「松の鮨の倅なんですが、思込んだとか惚れたとかいつて、附絡ふのを、うるさいとも思はないで、阿紋てツたら弱虫の癖に鼻前ばかり気が強い、刎返りだもんだから可加減になぶつて置いて、暮のこツたつて、お穿物だよといふ謎で駒下駄を買つてやつたさうだ、其事は私薄々知つて居たんです。が、買つて貰つた当人はずつともう達引かれた気で話はできたものだと思つて、済まして何処かで当つて見ると、天窓から笑はれてお気の毒様ですを食つたでしやう。

其を意恨に思つてね、松の鮨が、彼なんだよ、其の飛んだことをしたのを聞出してさ、赤い衣ものを着せるツて騒ぎ出したの。

刑事係に二人まで発いたのを、頭が聞着けて、大変だとまあ、其だけは幾干か握らして押へて下すつた様子なんです。

右のように、別稿は「第八」から「第十一」の始めまでの十二枚で、「第八」から「第十」までは、各章四枚ずつからなる。お絹が、旧知の巡査高山峯松に「峯さん、」と道端で声をかけ「あなたでなくツちやあ、私は誰にもいふ人がないんですから」と語りかけて、「仲之町」の芸妓である娘阿紋が「児をおろ」したと聞いた衝撃と悔恨と怒り、失意を語る場面である。これに関連して注目されるのは、『湯島詣』決定稿の、初刊本「第三十一」の「お絹は添臥をしたのである。」に続いて次の一節があったという指摘である（檜谷昭彦編「泉鏡花自筆原稿目録」参照。岩波書店版『鏡花全集』別巻所収、昭和五十一年三月）。

「おかみさん、」と巡査は慇懃に云つて一歩寄つた。

「峰さん、可んですか。」

お絹は左右なく進まなかつた、巡査は振返つて派出所の中を透かすと、卓子に肱をつけてあらず、休憩員は戸張の中に顔をかくして仰向けに足を伸ばして居た。

「可うございます。」

「然う、まあ丁ど可かつたこと。今ね、私が皈りがけに、此処にお在のを見懸けたから、一寸何なんですよ。少しばかり

右の一節は、「巡査」の峰と「おかみさん」が「派出所」近くの路上で言葉を交わすところで、「峰さん」という登場人物と舞台から照らして、『湯島詣』別稿と連続する。同僚が休憩していることを「峰」が確認し、「一寸何なんですよ。少しばかり」という、「おかみさん」からの相談に耳を傾けるであろうことを予想させる一節である。別稿（一）と（二）の間にあっても不自然ではない。

別稿と初刊本以降の人物を対応させれば、次のようになる。

別稿	**初刊本以降（現行本文）**
高山峯松（巡査）	（耳の疎い婆の児）
お絹（阿紋の母、狂犬源兵衛の妻）	お絹（蝶吉の母、狂犬源兵衛の妻。故人）
狂犬源兵衛（口入屋）	狂犬源兵衛（口入屋）
阿紋（仲之町大和屋芸妓）	蝶吉（本名、峰。元仲之町大坂屋芸妓。数寄屋町大和屋芸妓）
霧島（若旦那。阿紋の情人）	神月（玉司）梓（玉司子爵家の婿。蝶吉の情人）
なし	玉司龍子（梓の妻）（注）

其が可哀想なんですから、（死）私あもう死んだつもりで、幽霊にでもなつた気で影身に附添つて（居たつもりあの）るんだから、あの女の身にかゝつたことは座敷の数まで知つて居るのに、大変な、さういふことを夢にでも見さうなものを、それもせめて、耳には入らないで、何にも知らずにでも済む事か、買物に寄つて人の口から、嘘らしいとも思はれない、確なことを聞くばかりか、いひ触らして、歩行く奴、訴へるツていふ奴さへあるぢやあないかい、」と心乱れてお絹は口も荒く（あら／＼しい。）。

（九）

第十

「峯さん、恩に被るんではないんですよ、私はね、いま家へ皈らうと思つて、向ふ裏〔か〕ら出て来がけに、あなたが恁うやつて、此処に立つてるのを見懸けたもんですから、笑つちやあ不可せん（よ）、寒くはあるし、又お腹も空いてやうと思つてね、おつかひものをしやうツて、横町の焼き芋屋（さん）へ寄つたんですよ。

大な声で、阿紋、阿紋ツていつてるのが聞こえるから、ひよいと立留まつたんです。そつと見ると仲之町の頭です、つかまへて話している対手といふのが松の鮨の倅でね。何だツていふの、阿紋がまあ、小児が出来て、それを、」

といつて、蒼白い顔を颯と染めたが物凄いほど目のうちにケンを持つて、呼吸を（ついて）切つて、きせ込んで、

「おろしたんですと！」

「……。」

（十）

水道の水へ何を間違へて汝のような蛆が湧いたんだツて、松の鮨をつかまへて頭が意見をしてる処へちやうど行合はせて私が耳に入つたんだ。

何にも知らない阿紋はまるで馬鹿だけれど、松の鮨は其上へ風流とか俳諧とかを知つて居るだけに足を懸けた痴漢なんですから、頭があゝいツて下すツたつて、理屈も何にも分りやしまい何処へ行つて何う又吹聴するか知れないから露はれずには済みますまい。」と思案をしながら沈んでいつた、お絹は、急に調子が変つて、

「峯さん、私あ呆れ返つてしまつたよ、あゝ、もう馬鹿々々しい、癪にも障るし、悲しくもあるし、何だか分が分らなくなつた様だ。

恁うなりや阿紋だつて憎らしいわねえ、活きちやあ居ないものだと思つて居たつて私が此位に何して居たら、些とばかしは心持が通しさうなものぢやあない

（十一）

か。世間に事を欠いてお腹の児をおろしたとまで聞かしてくれることあないもうそれだけで沢山だ。

駄目ぢやあないか、ねえ、峯さん。母親が身を粉にしても女に箔をつけてやりたいと御覧なさいもう骨と皮です、これほどまでして居るものを、私の目の届かないことは（神仏が手を懸けて）守つてくださりさうなも（のだ。）んだに、神（仏も）様も怨みだよ。

何もまた大和屋にだつて彼まで（に）為になるものを半年や一年のこツちやあないか、まる／＼遊んだつてたつた十月十日かそこいらの生先の長いものを芽を切つてくれることはない。

そんなこんなを考えると私あ、もう悔くツて悔くツて、引裂いてゞもやりたいわ、目に見えるものだツたら（信心を）くだらない信心をさして神も仏も唯置かうか。

「何うぞ、」

「いたし方がございません、」と巡査の声も沈んで居る。

（五）

第九

「峯さん、いけないよ。もう、」と投げたやうにいつてお絹はキツと（なつて）して巡査の顔を見た。はじめは然も（急）早急なことあり気で、飛着くやうに何かいひさうであつたのが、仔細を問はれると猶予つて暫時うつむいて落胆した（やう）様子があつたのである。

「何です、何うなさいました、」と高山も穏〔な〕らずと見て危ぶんで聞いた、お絹が憂鬱な顔の色は一層沈んで暗く見らるゝ。

「いえ、仲之町に居る女のこツてすが、」

「不可いんですか、病気が重りましたか。」

「何です！峯さん、其の病気位なら、お医師様に見放されたつて私信心をして遣りますから、こんな断念めたことをいふんぢやあゝりません、」と心に激することありや、（きつく恁ういひ）

（六）

「私が身躰の苦〔し〕いのでは、峯さんにも、溜息一ツ聞かせまいと、いつか誰にもいつたことのない身の上話をした時にあなたにさういつて約束をしたほどです。懲役にいつたつて、穢多のなぐさみものになつたつて、今の私より増でしやう。

犬といやあ獣よ、人が皆な狂犬だといふものに連添つてりや、畜生です、あいつは穢多だ、懲役だといはれる位愚なこと、まだ其上に片時も骨身の痛まない間もないやうな目に逢つてるのは何の為です、峯さん、」といつて天を怨まむとする目で高山の顔を瞻つた。

「それは能く存じて居ります。」

「女の為ぢやあゝりませんか、皆あの女の為なんです。恁ういつちやあ何だけれど、三味線を教へたつて、踊りの弟子を取つたつて、よしんば門附をしたからだつて、何、私の口は楽々と暮されるです。人の

（七）

世話になることはないんですもの。

私といひ恁うやつて親類にまだ二人、家の女の児とさいいへば、一人も残らず、皆苦界に入るのは、あゝ、何か不知、因縁ごとで私の血統に祟がある所為だらう、精々辛い思ひをしたら、私の身躰を牲にしたら女一人は助かるだらう、罪滅だと左様思つて、あの女が可愛い一心で、死ないまでにして居るんだのに、峯さん、出来た児をおろすたあ何のこつたね。

話のあとさきの続を聞けば霧嶋さんの児ださうです。ねえ、峯さん、立派な若旦那なんだもの、女には死〔ん〕だつもりにして秘してある、私が、この母様が、阿紋が情人は霧嶋さんだといふ風説を聞いて草葉の蔭から許した亭主だ、こどもの出来るに不思議もなし、又勤をして居る内だからツて、旦那が困つちやあ居ないのだから手当の出来ないツていふんぢやあないのに、抱主の大和屋が人気に触るからツて

（八）

勧めたんだね。

最もあすこいらぢやあ、そんなことを何とも思つて居（やあ）はしな（くてね）いんです、きたない固でも吐出すやうに、あとはせい〳〵する位いつてるんだもの。

もの心を思へてから、芝居か遊山の時でなくては門から外へ出ないものが、あの女だつて何だけの事とも思つちやあ居ない（だらう。）んでしやう。

搦んで後ざまに一歩を開き、灯にすかして暗中をぎくりと見た。

「峯さん、」とまた密にいひかけて辻からひらりと出て来たのは、三十八九、四十ばかりな、人品の可、束ね髪で、窶れた顔色、双子の半纏着で、前垂懸、下締に挟んで裾を引上げた蹼足に草履、片手に部の厚い帳面を一冊提げた（襟から引かけて）内懐（に）財布にづツしり重量あり。これを以て其かと推する此の婦人は高利貸ではない。

（二）

「何うなすつたんでございます、」と沈着にいかなることも能く聞分けるやうな調子で尋ねた。高松巡査は志のみあつて学資の供給を得ない法学生であつたが、食客にも書生にも何処にも容れられないで糊口に窮し米搗になつて源兵衛が手に懸つた、其の人柄を見てお絹があはれに思ひ憐んで、前垂の下にかくして本を買つて来てあてがひ、油を盗んで灯を与へ、寝床の中に勉強さして、やうやく巡査に仕立てたのであるから、お絹は高山に取つて唯一の知己で且つ恩人である。人は皆お絹が其残んの色を以て、猶足腰の立つ身を以て何だつて目もあてられないやうな残酷な取扱を受けて、絶入らんばかりの苦労をしつゝ、狂犬に連添つて居る（だらうと）のか怪しきまゝに何かお絹の身の上に秘密があるのであらうと考える、其秘密も高山は能く知つて居るほどの中なので。

（三）

お絹は些とも気にしないで、

「ですが、峯さん、あなたでなくツちやあ、私は誰にもいふ人がないんですから。」

「そしておつしやらなけりやなりませんか。」

「是非堪忍して聞いてくださいまし、」

「はい、」と力なげに答へて巡査は恰も死刑の宣告を受けるものゝやうに耳を傾けつゝ、

「承りましやう、あなたの御様子といひ私はもう始ツから聞くに堪へないことだらうと思ひますが、聞かなければなりません様なら仕方がありません。」

「峯さん、私だつて仕方がないの、」と悄然とする。

「仲之町に在らつしやるのがおなくなンなすつたのぢやあございませんか。あなたが舌をくひ切つても口へ出しておつしやりたくないのは、御自分が今の御境遇に就いての愚痴とそれからお嬢さんのお身の上に（不幸があつた）

（四）

情〔な〕いことのあつたといふことゝ其の二ツばかりだといふことを予てうけたまはつてよく存じて居ります。重つた位なら医師が手を放しても未だ神仏を信心するけれどもといつて落胆して居らつしやるのを見ますと、何うも御不幸があつたと存じますが、」

「えゝ、もう、一層畳の上で死んだといつてしまひたい位なんですよ、其方がまだしもなんだもの。」とあとは呟くやうにいつたお絹の声は震へたのである。

巡査も色をかへて、

「容易なこツちやあゝりますまい、困りました、私もこんな職に就いてるんですから、世の中のどんなことでも殺人でも放火でも何でも平気で聞くんですが。おかみさん、あなたの情ないとおつしやることは何うぞして聞きたくないものだと思つて居ましたけれども、承まはらなければなりませんか、」

大学国文学会「国文学論集」二、昭和四三年十月）と田中励儀「泉鏡花「湯島詣」の成立と変容」（「日本近代文学」七二号、平成十七年五月）が紹介、翻刻した泉家蔵の草稿、十九枚がある。

村松論文は、泉家の草稿が、右の概略の（3）、蝶吉の堕胎を知った梓が別れを告げる待合歌枕の場面（「段階子」「言語道断」「狂犬源兵衛」の後半）のものであることを指摘して、鏡花は「現存の枚数に僅かな前後のあるもの」を最初にしたゝめ、それに基づいて、「段階子」・「言語道断」・「狂犬源兵衛」の後半を仕上げたと推定し、『湯島詣』の最も重要な部分、核心となる梓と蝶吉の別れの一節が最初に執筆されたと見る。田中論文は、「現存する〈草稿断片〉」が蝶吉の堕胎を知った梓が待合歌枕で「別離を切り出す場面」に「集中している」ことを踏まえて、蝶吉が「自棄になった言葉を吐いた」り、「〈巡査遊び〉の口調で神月に酌」をし、「神月君万歳」といったかと思うと「格子外へ駈け出したりする、荒々しい行動」を描く一方、別の断片では「弱々しくしおらしい姿が強調されている」ことを指摘し、「梓の言葉に衝撃を受けた蝶吉の反応をめぐって、どちらのタイプにするか、迷い、書きあぐんでいた」のではないかと捉える。

ここに紹介翻刻するのは、科学研究費・基盤研究C「泉名月氏旧蔵、泉鏡花未調査資料の実証的研究」（課題番号・17K02469）により、田中励儀氏、穴倉玉日氏と共に、資料の調査研究を行なう中で、発見された草稿十二枚である。芸妓の堕胎を取り上げたもので、『湯島詣』の人物名や舞台との異同があり、現行本文には存在しない場面を描いた別稿である（以下、『湯島詣』別稿とよぶ）。

本稿では、別稿十二枚を翻刻して初刊本以降の本文との異同を検証し、『湯島詣』の原構想を検討したい。併せて、参考として『湯島詣』草稿の判読可能な訂正箇所を示して未紹介の一枚を含めて作品展開に合わせて翻刻する。本文の引用は、初刊本による。

1　『湯島詣』別稿の翻刻と構想

翻刻に当たって、漢字は、原則として現在通行の字体に改めた。振り仮名・仮名づかい・反復記号・句読点は、草稿のままとした。誤字脱字と思われるものは、原則として原稿のままとした。但し、明らかな誤字・衍字・脱字については、〔　〕を付して正しい形を示した。「　」の後に、一字分の空きがある場合とない場合が見られるが、空きを詰めた。段落のはじめは、一字下げた。「といつて」「といツて」のように、促音は「つ」「ツ」の二種が存するが、統一せず、原稿通りとした。訂正前の見せ消ちで解読可能なものは、（　）内に記した。種類の違うものは、Ⅰ、Ⅱなどローマ数字で示し、草稿に（一）～（二）などの通し番号を付した。

なお、原稿には、今日の人権意識に照らして不適切と思われる語句が含まれているが、作品の書かれた時代背景にかんがみ、そのままとした。

【翻刻】

（一）

第八

「峰さん、」と小さな声。いま荷車曳を呵し去つて、旧居た道路の線に其靴を縫つけてツゝと立ち、洋刀の柄に手をかけて莞爾とした時背後から峯さんといつて其の名を呼ばれたのである。

巡査高山峰松は職務敏い耳に疾く聞きつけたが、うかとは答へず、足を

泉鏡花『湯島詣』の草稿

The Notes on the Text of Izumi Kyoka 's *YUSHIMAMODE*

秋山　稔

Minoru Akiyama

【要旨】

泉名月氏旧蔵の泉鏡花『湯島詣』の草稿は、二つの論文で翻刻紹介されているが、今までに公になっていない未紹介の一枚がある。これとは別の草稿十二枚の存在も確認された。芸妓となった娘の堕胎を聞いた母親が、その衝撃を知り合いの巡査に語るもので、初刊本以降には存在しない場面である。内容的には、「三両二分」「狂犬源兵衛」と附合する部分がある他、慶應義塾図書館蔵の決定稿の削除された一節に連続する。注目されるのは、芸妓の「情人」が子爵の婿ではなく、「立派な若旦那」とされていることである。学資の支援を受けて華族の婿養子となった学士が、芸妓に惹かれるという『湯島詣』の構想が、別稿にはみられない。当初は、芸妓の堕胎を中心とする作品であったこと、母の娘への愛情に重心を置いた作品であったことを推測させる。別稿を翻刻して、初刊本以降の本文との異同を検証するとともに、作品展開に則して、すでに紹介されている草稿に未紹介の一枚を加えて、草稿の配列案を併せて翻刻した。

【キーワード】

『湯島詣』　原稿　翻刻　芸妓　母の情愛

泉鏡花『湯島詣』（明治三十二年十一月、春陽堂）は、玉司子爵家の婿養子神月梓と大和屋の芸妓蝶吉が心中に至る経緯を描いた作品で、概略は、以下のとおりである。

（1）梓は、フランス帰りの夫人の知的で温かみのない言動を厭い、別居する。

（2）亡母ゆかりの湯島天神で会った芸妓蝶吉と再会した梓は、蝶吉と深い仲になる。

（3）蝶吉の無知を幸いに雇い主らが、梓との間にできた子を堕胎したと知り、梓は蝶吉に別れを告げる。

（4）懊悩の日々を過ごす蝶吉は、松の鮨の倅源次郎らがわが子の形代である人形にいたずらしたのを知って激怒した末、錯乱して芸妓屋を飛び出す。

（5）交番に保護された蝶吉の狂気錯乱の惨状を目の当たりにした梓は、蝶吉と心中する。

『湯島詣』の草稿は、慶応義塾大学蔵の和紙二〇七枚からなる決定稿と村松定孝「泉鏡花「湯島詣」考―逗子書庫所蔵草稿と刊本の異同」（上智

人　文　学

Humanities

執 筆 者 紹 介

岩　井　恒太郎	金沢学院大学　経営情報学部
大　野　尚　弘	金沢学院大学　経営情報学部
奥　井　めぐみ	金沢学院大学　経営情報学部
田　中　晴　人	金沢学院大学　経営情報学部
南　雲　ま　き	金沢学院大学　文学部
根　本　　博	金沢学院大学　経営情報学部
増　渕　幸　男	金沢学院大学　文学部
松　下　明日香	金沢学院大学　文学部
石　崎　建　治	金沢学院大学　文学部
塚　﨑　玲　子	金沢学院大学　文学部
中　村　直　行	金沢学院大学　基礎教育機構
松　村　祐香里	金沢学院大学　文学部
柳　橋　広　司	金沢学院大学　芸術学部
玉　﨑　千　尋	金沢学院大学　人間健康学部
木　戸　康　博	金沢学院大学　人間健康学部
枝　元　香菜子	金沢学院大学　文学部
城　所　哲　宏	国際基督教大学　保健体育科
竹　村　裕　樹	金沢学院大学　経営情報学部
中　村　晋　也	金沢学院大学　基礎教育機構
竹　森　杏　奈	宝達志水町教育委員会
広　根　礼　子	金沢学院大学　芸術学部
飯　田　範　子	金沢学院大学　人間健康学部
丸　山　章　子	金沢学院大学　人間健康学部
山　脇　あゆみ	金沢学院大学　人間健康学部
秋　山　　稔	金沢学院大学　文学部

Introduction of the Writers

IWAI, Kotaro	Fac. of Business Administration and Information Sci., Kanazawa Gakuin Univ.
OHNO, Takahiro	Fac. of Business Administration and Information Sci., Kanazawa Gakuin Univ.
OKUI, Megumi	Fac. of Business Administration and Information Sci., Kanazawa Gakuin Univ.
TANAKA, Haruto	Fac. of Business Administration and Information Sci., Kanazawa Gakuin Univ.
NAGUMO, Maki	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
NEMOTO, Hiroshi	Fac. of Business Administration and Information Sci., Kanazawa Gakuin Univ.
MASUBUCHI, Yukio	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
MATSUSHITA, Asuka	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
ISHIZAKI, Kenji	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
TSUKASAKI, Reiko	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
NAKAMURA, Naoyuki	Organization of Core Curriculum Studies, Kanazawa Gakuin Univ.
MATSUMURA, Yukari	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
YANAGIBASHI, Hiroshi	Fac. of Art and Design, Kanazawa Gakuin Univ.
TAMAZAKI, Chihiro	Fac. of Human Health Science, Kanazawa Gakuin Univ.
KIDO, Yasuhiro	Fac. of Human Health Science, Kanazawa Gakuin Univ.
EDAMOTO, Kanako	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.
KIDOKORO, Tetsuhiro	Department of Health & Physical Education, International Christian Univ.
TAKEMURA, Hiroki	Fac. of Business Administration and Information Sci., Kanazawa Gakuin Univ.
NAKAMURA, Shinya	Organization of Core Curriculum Studies, Kanazawa Gakuin Univ.
TAKEMORI, Anna	Hodatushimizu town Board of Education
HIRONE, Ayako	Fac. of Art and Design, Kanazawa Gakuin Univ.
IIDA, Noriko	Fac. of Human Health Science, Kanazawa Gakuin Univ.
MARUYAMA, Akiko	Fac. of Human Health Science, Kanazawa Gakuin Univ.
YAMAWAKI, Ayumi	Fac. of Human Health Science, Kanazawa Gakuin Univ.
AKIYAMA, Minoru	Fac. of Letters, Kanazawa Gakuin Univ.

Contents

Social Sciences

I

A Study of Ambiguous Concepts and Tax Litigation ····· Kotaro IWAI·····12

Evolution of Private Label Brands and Their Success Factors ····· Takahiro OHNO·····32

Investigating Education Act for Civics with Reaction Papers of High School Students
—Through their Understanding of Demand Curve and Reduced Tax Rate— ····· Megumi OKUI·····42

Dynamic Capabilities and Positioning Approaches ····· Haruto TANAKA·····62

A Study of Roma Community, Education and Art ····· Maki NAGUMO·····78

Problems of Estimated Data Based on the New Standard System of Prefectural Accounts (08 SNA, Heisei 23 Base)
····· Hiroshi NEMOTO·····84

"Agriculture" as the Origin of Human Formation ····· Yukio MASUBUCHI····· 108

How to Deal with Age Differences in Under-three ECEC (Early Childhood Education and Care)
—From the Viewpoint of Childcare Environments— ····· Asuka MATSUSHITA····· 128

Humanities

The Factors and Historical Background of the Production of the Bronze Coins at Sakamoto in the 17th Century :
On the Type of Coins called "Sakamoto-Sen" in "Kan'ei-Tsuuhou" ····· Kenji ISHIZAKI····· 143

An Ethological Study on *Wuthering Heights* (Ⅱ) —Feline Features of Catherine— ····· Reiko TSUKASAKI····· 166

Use vs. Mention of a Present Location — I Exist as the World and I Exist in the World — ····· Naoyuki NAKAMURA····· 176

Mirror of the Earthly World —Common Descriptions of the Garden of Eden and Hell in *Paradise Lost*—
····· Yukari MATSUMURA····· 185

Interpretation of Hiroshi Yanagibashi's Works in 2018 and 2019 ····· Hiroshi YANAGIBASHI····· 190

Complex Systems

Associations of Foot Structure and Function with Risks of Pain and Physical Fitness Testing in Japanese children
····· Kanako EDAMOTO and Tetsuhiro KIDOKORO····· 199

An Examination of a Problem and Solution Regarding the Maturation of Kanazawa
in the Current Era of Aging and Population Decline ····· Hiroki TAKEMURA····· 208

Scientific Studies on the Ancient Earrings Excavated
from the Shiokodannya-yokoana Tombs and Hijirikawaterayama-yokoana Tombs in Hodatsushimizu-town, Ishikawa Prefecture
····· Shin-ya NAKAMURA and Anna TAKEMORI····· 235

"Ishikawa Youmou" Product Development —Challenges in Regional Development for the Practical Use of Sheep—
····· Ayako HIRONE····· 246

The Vertical Study of Psychological Support for Trampolinists
—Psychological Changes of Female Trampolinist Aiming for the Tokyo Olympics in 2020—
····· Akiko MARUYAMA····· 270

The popularization of swimming in Taiwan and Japanese swim-style ····· Ayumi YAMAWAKI····· 276

Humanities

The Notes on the Text of Izumi Kyoka's *YUSHIMAMODE* ····· Minoru AKIYAMA··· 304(1)